プラウドタワー武蔵小金井クロス

管理規約

令和６年７月２７日

管理規約改定履歴

第1期通常総会	令和3年7月31日可決	管理規約改定（第39条　役員の任期、第56条　住宅理事会の会議及び議事）、専用使用部分工事等施工基準改定（第3条　遵守事項）
第2期通常総会	令和4年7月24日可決	管理規約改定（第56条　住宅理事会の会議及び議事、第76条　防災・防火管理者）、共用施設使用細則改定（第1条　共用施設、第3条使用目的、第4条　使用可能時間使用形態　等、第7条　申込時期等、第9条　使用料、第10条　貸切使用等の取消し、第11条　ゲストルーム専用キーの貸与、第12条　使用優先順位、第14条　使用上の遵守事項等、第15条　使用後の遵守事項新設、第16条　フィットネススタジオ・ヨガスタジオの遵守事項新設、第17条　フィットネススタジオ・ヨガスタジオの火災予防新設、第18条　盗難防止新設、以下条文繰上げ）、住宅使用細則改定（第2条　住宅共用部分の使用）、住宅駐車場使用細則改定（第7条　遵守事項、駐車場定期使用料別表）、住宅バイク置場使用細則改定（第2条　空き区画の使用）、バイク置場運用規定制定、住宅トランクルーム使用細則改定（第2条　空き区画の使用、第8条　使用料の支払い）、トランクルーム運用規定制定、住宅サイクルストレージ使用細則改定（第2条　空き区画の使用、第8条使用料の支払い）、住宅サイクルストレージ運用規定制定、各種書式変更（占有者による使用料等納付に関する申請書兼誓約書、占有者による使用料等納付に関する承認書、搬出入等作業に関する届出書、共用施設使用申込代行依頼書、共用施設使用取消書、フィットネススタジオ・ヨガスタジオ使用登録申請書削除、フィットネ

		ススタジオ・ヨガスタジオ使用登録終了届削除、駐車場使用契約書、駐車場使用契約書（B 使用契約・C 使用契約）、駐車場契約・解約・変更等申請書、バイク置場使用契約書、バイク置場使用契約書（B 使用契約・C 使用契約）、バイク置場契約・解約・変更等申請書、自転車置場使用申込・終了届、トランクルーム使用契約書、トランクルーム使用契約書（B 使用契約・C 使用契約）、トランクルーム契約・解約・変更等申請書、サイクルストレージ使用契約書、サイクルストレージ使用契約書（B 使用契約・C 使用契約）、サイクルストレージ契約・解約・変更等申請書）
第 4 期通常総会	令和 6 年 7 月 27 日可決	別図第３改定（ペット同伴区分エリア図）

第1章 総　則

第１条 目的 1

第２条 定義 1

第３条 住宅管理規約及び住宅総会の決議の遵守義務 2

第４条 対象物件の範囲 2

第５条 住宅管理規約及び住宅総会の決議の効力 3

第６条 住宅管理組合 3

第２章　専有部分等の範囲

第７条 専有部分の範囲 3

第８条 共用部分の範囲 4

第３章　住宅共用部分の共有

第９条 共有 4

第１０条 共有持分 4

第１１条 分割請求及び分離処分の禁止 4

第４章　用法

第１２条 専有部分の用途、位置及び面積 4

第１３条 住宅共用部分の用法 6

第１４条 専用使用部分 6

第１５条 駐車場等の使用 6

第１６条 使用承認部分 7

第１７条 専有部分の修繕等 7

第１７条の２ 専有部分の軽微修繕等 8

第１８条 使用細則及び規程 8

第１９条 専有部分の貸与 8

第２０条 ペットの飼育 9

第５章　管理

第１節　総則

第２１条 住宅区分所有者の責務 9

第２２条 住宅共用部分の管理 10

第２３条 特定管理部分 10

第24条 窓ガラス等の改良 10
第25条 必要箇所への立入り 11
第26条 損害保険 11
第2節 費用の負担
第27条 住宅管理費等 11
第28条 承継人に対する債権の行使 12
第29条 住宅管理費 12
第30条 住宅修繕積立金 12
第31条 区分経理 13
第32条 使用料等 13
第6章 住宅管理組合
第1節 住宅管理組合の組合員
第33条 住宅組合員の資格 13
第34条 届出義務 13
第2節 住宅管理組合の業務
第35条 業務 13
第36条 業務の委託等 14
第37条 専門的知識を有する者の活用 15
第3節 住宅管理組合の役員
第38条 役員 15
第39条 役員の任期 16
第39条の2 役員の欠格条項 16
第40条 役員の誠実義務等 16
第40条の2 利益相反取引の禁止 17
第41条 住宅理事長 17
第42条 住宅副理事長 17
第43条 住宅理事 17
第44条 住宅監事 18
第4節 住宅総会
第45条 住宅総会 18
第46条 招集手続 19
第47条 住宅組合員の総会招集権 19

第４８条　出席資格 20
第４９条　議決権 20
第５０条　住宅総会の会議及び議事 20
第５１条　議決事項 21
第５２条　議事録の作成、保管等 22
第５３条　書面による決議 22
第5節　住宅理事会
第５４条　住宅理事会 23
第５５条　招集 23
第５６条　住宅理事会の会議及び議事 23
第５７条　住宅理事会の議決事項 24
第５８条　専門委員会の設置 24
第７章　会計
第５９条　会計年度 25
第６０条　住宅管理組合の収入と支出 25
第６１条　収支予算の作成及び変更 25
第６２条　会計報告 26
第６３条　費用の徴収 26
第６４条　住宅管理費等の過不足 26
第６５条　預金口座の開設 27
第６６条　借入れ 27
第６７条　帳票類の作成、保管 27
第６８条　消滅時の財産の精算 28
第８章　雑則
第６９条　義務違反者に対する措置 28
第７０条　住宅理事長の勧告及び指示等 28
第７１条　合意管轄裁判所 29
第７２条　地方自治体及び近隣住民との協定の遵守 29
第７３条　細則 29
第７４条　規約外事項 30
第７５条　住宅管理規約原本 30

第７６条　防火・防災管理者 30
第７７条　暴力団、不良入居者等の排除責任 31

附　則

第１条　住宅管理規約の発効 32
第２条　住宅管理組合設立の臨時住宅総会 32
第３条　住宅管理組合の設立 32
第４条　初年度の住宅管理費等及び住宅使用料等の額 32
第５条　初年度の会計年度 33
第６条　初年度役員の選任及び任期 33
第７条　住宅管理準備金 33
第８条　住宅修繕積立基金 34
第９条　住宅販売者の募集に係る承認事項 34
第１０条　施行者が締結した協定等の承継 34

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約

武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業により整備される施設建築物の住戸部分（全体管理規約第7条第1項第二号に規定する住戸（以下「住戸部分」という。））及びその一部共用部分（以下「住宅共用部分」という。）の管理又は使用に関し、「建物の区分所有等に関する法律」（昭和 37 年法第 69 号。以下「法」という。）第31条第1項の規定に基づき、次のとおり、法第30条第2項の「プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約（以下「住宅管理規約」という。）」を定める。

第1章　総則

（目的）

第1条　この規約は、第４条に規定する対象物件の管理又は使用に関する事項等について定めることにより、住戸部分の区分所有者（以下「住宅区分所有者」という。）の共同の利益を増進し、良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条　この規約において、次に掲げる用語の意義は、法に準拠するものとし、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　区分所有権　一棟の建物において構造上数個に区分された部分があり、それぞれが独立して住居、店舗、事務所等の用途に供される建物の部分を目的とする所有権をいう。

二　区分所有者　区分所有権を有する者をいう。

三　占有者　　区分所有者の承諾を得て専有部分を占有する者をいう。

四　専有部分　　区分所有権の目的たる建物の部分をいう。

五　共用部分　　専有部分以外の建物の部分及び工作物並びに第7条第3項及び第4項に規定する専有部分に含まない設備をいう。

六　全体共用部分　共用部分のうち、全ての区分所有者の共用に供されるべき部分をいう。

七　住宅共用部分　共用部分のうち、住宅部分の区分所有者の共用に供されるべき

部分をいう。

八　規約共用部分　規約により共用部分とされた建物の部分をいう。

九　敷地　　建物が所在する土地及び規約により敷地とした土地をいう。

十　共用部分等　共用部分及び附属施設をいう。

十一　全体共用部分等　全体共用部分及び全体共用部分に係る附属施設をいう。

十二　住宅共用部分等　住宅共用部分及び住宅共用部分に係る附属施設をいう。

十三　専用使用権　敷地及び共用部分等の一部について、特定の区分所有者が排他的に使用できる権利をいう。

十四　使用承認　敷地及び共用部分等の一部について、その共有持分を有しない区分所有者又は第三者が使用することを敷地及び共用部分等の共有者（区分所有者）が承認することをいう。

十五　専用使用部分　専用使用権の対象となっている敷地及び共用部分等の部分をいう。

十六　使用承認部分　使用承認の対象となっている敷地及び共用部分等の部分をいう。

十七　特定管理　敷地及び共用部分等の一部について法第 18 条第 2 項により特定の区分所有者が管理することをいう。

十八　特定管理部分　特定管理の対象となっている敷地及び共用部分等の部分をいう。

（住宅管理規約及び住宅総会の決議の遵守義務）

第３条　住宅区分所有者は、円滑な共同生活を維持するため、この規約及び住宅管理組合（第６条第１項の「住宅管理組合」をいう。）の総会（以下「住宅総会」という。）の決議を誠実に遵守しなければならない。

2　住宅区分所有者は、同居する者及び占有者に対してこの規約及び住宅総会の決議を遵守させなければならない。

（対象物件の範囲）

第４条　この規約の対象となる物件の範囲は、別表第１に記載された敷地、建物及び附属施設のうち住宅を用途とする専有部分及びこれらの区分所有者間のみの共用に供される住宅共用部分（以下「対象物件」という。）とする。

（住宅管理規約及び住宅総会の決議の効力）

第５条　この規約及び住宅総会の決議は、住宅区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても、その効力を有する。

2　占有者は、対象物件の使用方法につき、住宅区分所有者がこの規約及び住宅総会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負う。

（住宅管理組合）

第６条　住宅区分所有者は、法第3条に定める建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための団体として、第 1 条に定める目的を達成するため、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合（以下「住宅管理組合」という。）を組織する。

2　住宅管理組合は、住宅区分所有者全員をもって構成する。

3　住宅管理組合は、事務所を対象物件内に置く。

4　住宅管理組合の業務、組織等については、第6章に定めるところによる。

第２章　専有部分等の範囲

（専有部分の範囲）

第７条　対象物件のうち、住宅区分所有権の対象となる専有部分は、専有部分の番号（区画番号）を付した住戸とする。

2　前項の専有部分と共用部分を区分する構造物の帰属は次の各号のとおりとする。

一　天井、床及び壁は、躯体部分を除く部分を専有部分とする。

二　開口部における専有部分とそれ以外を区分する扉、サッシュ、窓枠、窓ガラスの障壁は、専有部分に含まれないものとする。

三　前号の障壁のうち、出入り口の扉又はサッシュに付属する錠及び鍵は、専有部分とする。

3　附属設備のうち、専有部分内に設置された設備（以下「専有設備」という。）は、専有部分に属するものとする。ただし、法令等により設置が義務付けられた附属設備、その設置の目的が専有部分のみの利用にとどまらない附属設備を除く。

4　専有部分の内外に設置された附属設備で、専有部分の使用を目的として、幹線又は本管から分岐して設置された分岐線及び支管は、専有設備とする。ただし、専用計量器の設置されたものは、その計量器から専有部分側の部分を専有設備とする。

（共用部分の範囲）

第８条　対象物件のうち、住宅共用部分は共用部分のうち住宅区分所有者のみの共用に供されるべきことが明らかな部分をいい、その範囲は、別表第2・2-3 及び別図第1に掲げるとおりとする。

２　共用部分の内、法第４条第２項に規定する規約共用部分は別表第２及び別図第１に掲げるとおりとする。

第3章　住宅共用部分の共有

（共有）

第９条　対象物件のうち、住宅共用部分は、住宅区分所有者の共有とする。

（共有持分）

第１０条　各住宅区分所有者の住宅共用部分の共有持分割合は、別表第3に掲げるとおりとする。

（分割請求及び分離処分の禁止）

第１１条　住宅区分所有者は、住宅共用部分の分割を請求することはできない。

２　住宅区分所有者は、専有部分と住宅共用部分の共有持分とを分離して譲渡又は担保権の設定等の処分をしてはならない。

第４章　用法

（専有部分の用途、位置及び面積）

第１２条　住宅区分所有者、その同居人又は専有部分の貸与を受けた者、その同居人（以下「住宅区分所有者等」という。）は、その専有部分を住宅として使用するほか、仕事場として使用することができるものとする。この場合、住宅区分所有者等は、事前に「仕事場使用申請書（様式第二十号）」による申請の上、住宅理事長（第41条に定める住宅理事長をいう。以下同じ。）より「仕事場使用許可書（様式第二十一号）」による許可を受けるものとする。ただし、仕事場としての使用は以下に該当する場合は許可しない。

一　居住を前提としない場合

二　公序良俗に反する営業を目的とする場合

三　居住環境を損なうような不特定多数者、又は従業者及び会員制若しくはこれに類するもので多数者が出入りする場合

四　旅館業法第2条に定める旅館業を営む場合（同法第3条の許可を受けないで行われる場合を含む。）

五　国家戦略特別区域法第13条に定める国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を営む場合（同法第13条の認定を受けないで行われる場合を含む。）

六　前二号のほか、法令により旅館業法の適用が除外される営業を営む場合

七　不特定の第三者に対する募集を行うことにより一つの住戸に多数の人数を居住させる場合

八　その他仕事場としての利用により他の区分所有者等に迷惑及び被害（騒音、臭気、深夜作業等）を及ぼすおそれが存する場合

2　住宅理事長は前項による申請について、許可しようとするとき、又は不許可としようとするときは、住宅理事会（第54条に定める「住宅理事会」をいう。以下同じ。）の決議を経なければならない。

3　住宅理事長は第1項の仕事場使用申請書（様式第二十号）を所定の掲示場所に2週間掲示し、他の住宅区分所有者等の縦覧に供するものとする。

4　前項の縦覧期間内に他の住宅区分所有者等より申出があった場合は、住宅理事長は申請者からそれらの者に対し説明をさせることができる。

5　第1項により許可を受けた住宅区分所有者等は、仕事場として使用するにあたり使用細則を遵守しなければならない。

6　住宅理事長は前項の住宅区分所有者等が使用細則を遵守しない場合、若しくは他の住宅区分所有者等の共同の利益に反すると判断した場合には住宅理事会の決議を経て第1項による許可を取り消すことができる。

7　住宅理事長又はその指定を受けた者は、本条の施行に必要な範囲内において当該住宅区分所有者等の専有部分に立入り、必要な調査を行うことができる。この場合において当該住宅区分所有者等は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。

8　住宅区分所有者等は、その専有部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業(第3条第1項の届出を行わないで営まれる住宅宿泊事業を含む。)に使用してはならない。

9　対象物件のうち、専有部分の位置及び面積は、別表第3及び別図第1に掲げるとお

りとする。

10　前各項に定めなき事項については、別に定める「使用細則」によるものとする。

（住宅共用部分の用法）

第13条　住宅区分所有者等は、住宅共用部分をそれぞれの通常の用法に従って使用しなければならない。

（専用使用部分）

第14条　住宅区分所有者は、住宅共用部分のうち別表第4・4-2 及び別図第2に掲げる部分について、同表に掲げるとおり、専用使用部分を設定することを承認する。

2　住宅区分所有者は、前項の定めによるほかに、住宅管理組合が、住宅総会の決議により、新たに専用使用部分を設定又は変更若しくは廃止することを承認する。

3　住宅区分所有者等は、その住宅区分所有者が専用使用権を有する部分を使用することができる。

4　専用使用権のうち、別表第4・4-2 において有償の専用使用権を有する住宅区分所有者は、別に定めるところにより、専用使用料を納入しなければならない。

（駐車場等の使用）

第15条　住宅管理組合は、別図第1に示す駐車場、駐輪場及びバイク置場（以下「駐車場等」という。）について、特定の住宅区分所有者（同居人を含む。）又は占有者（同居人を含む。）に対し、駐車場等使用契約により使用させることができる。

2　前項により駐車場等を使用する者は、別に定めるところにより、住宅管理組合に駐車場等の使用料を納入しなければならない。

3　第1項において区分所有者が他の区分所有者又は第三者にその専有部分を、譲渡又は貸与したときは、その区分所有者の駐車場使用契約は効力を失う。ただし、当該譲渡が同居の親族に対するもの、又はその専有部分の使用者に変更を伴わない場合等については継続してその駐車場等を使用することができる。

4　住宅管理組合は、別図第1に示す住宅用トランクルーム（以下「トランクルーム」という。）について、特定の区分所有者との間でトランクルーム使用契約を締結し、使用させることができるものとし、その取り扱いについては第2項及び第3項を準用する。

5　住宅管理組合は、別図第1に示す住宅用サイクルストレージ（以下「サイクルストレージ」という。）について、特定の区分所有者との間でサイクルストレージ使用契約を締

結し、使用させることができるものとし、その取り扱いについては第2項及び第3項を準用する。

6　駐車場等、トランクルーム及びサイクルストレージの使用については、別に細則を定める。

（使用承認部分）

第16条　住宅区分所有者は、住宅共用部分のうち別表第5・5-3 及び別図第2に掲げる部分について、同表に掲げるとおり、使用承認部分を設定することを承認する。

2　住宅区分所有者は、前項の定めによるほかに、住宅管理組合が、住宅総会の決議により、新たに使用承認部分を設定又は変更若しくは廃止することを承認する。

（専有部分の修繕等）

第17条　住宅区分所有者は、その専有部分について、修繕、模様替え又は建物に定着する物件の取付け若しくは取替え（以下「修繕等」という。）を行おうとするときは、専有部分修繕等工事申請書（様式第一号）により住宅理事長にその旨を申請し、専有部分修繕等工事承認書（様式第二号）による承認を受けなければならない。

2　住宅区分所有者は、その専有部分について、住宅以外の用途に変更する工事をすることができない。

3　第1項の場合において、住宅区分所有者は、設計図、仕様書及び工程表を添付した専有部分修繕等工事申請書（様式第一号）を、住宅理事長に提出しなければならない。

4　住宅理事長は、第1項の規定による申請において承認しようとするとき、又は不承認としようとするときは、住宅理事会の決議を経なければならない。この場合、住宅理事長は、第1項の規定による申請が全体共用部分等若しくは他の一部共用部分へ影響する場合は、全体理事会へ諮り、その承認を得るものとする。

5　住宅理事長は、前項の承認をしようとする場合にはこれに先立ち、第3項の専有部分修繕等工事申請書（様式第一号）を所定の掲示場所に2週間掲示し、住宅区分所有者等の縦覧に供するものとする。

6　前項の縦覧期間内に当該修繕等により騒音、振動等の影響を被る恐れのある住宅区分所有者等より申し出があった場合は、住宅理事長は当該修繕等の申請者からそれらの者に対し説明をさせることができる。

7　住宅区分所有者は、第1項の承認があったときには、承認の範囲内において専有部

分の修繕等に係る共用部分等の工事を行うことができる。

8　住宅理事長又はその指定を受けたものは、本条の施行に必要な範囲内において、修繕等の箇所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。この場合において、住宅区分所有者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。

（専有部分の軽微修繕等）

第17条の2　区分所有者が、乾式耐火間仕切壁表面の仕上げ材の張り替え工事又は乾式耐火間仕切壁表面へのミラー等の部材張り付け工事（ピン留め、ビス打ち、穴あけ等を伴わないものに限る。以下「軽微修繕等」という。）を行う場合、事前に専有部分修繕等工事届出書（様式第一号の二）を理事長に届け出て、次の各号に沿って修繕等を実施することができる。

一　工事の際は、表面のボードを破損しないよう十分に注意して施工し、万が一破損の場合は、機能上、各法令上、意匠上支障が無いように復旧するものとする。

二　乾式耐火間仕切壁表面の張り替え工事等に伴う破損及び復旧については、共用部分の変更に当らないものとする。

三　乾式耐火間仕切壁へのピン留め、ビス打ち、穴あけ等の機能上、各法令上仕様低下を招く恐れのある工事については、軽微な内容であっても実施出来ないものとする。

2　前項の専有部分の軽微修繕等については、前条第 1 項乃至第 6 項を適用しないものとする。

（使用細則及び規程）

第18条　住宅区分所有者は、住宅総会の決議により、対象物件の管理又は使用について、別に使用細則を定めるものとする。

2　前項の使用細則のほか、住宅理事会は、住宅理事会の決議により、対象物件の管理又は使用に必要な前項の使用細則に係る規程（以下「規程」という。）を定めることができる。

（専有部分の貸与）

第19条　住宅区分所有者は、その専有部分を第三者に貸与する場合には、「第三者使用に関する届出書兼誓約書（様式第三号）」を住宅管理組合に提出し、この規約及び使用細則に定める事項をその第三者に遵守させなければならない。

2　前項の場合において、住宅区分所有者は、その貸与に係る契約にこの規約、使用細則等及び規程に定める事項を遵守する旨の条項を定めるとともに、契約の相手方にこの規約、使用細則等及び規程に定める事項を遵守する旨の「第三者使用に関する届出書兼誓約書（様式第三号）」を住宅管理組合に提出させなければならない。

3　前各項に違反する行為があった場合において住宅区分所有者は、上記各第三者と連帯してその責任を負い、違反行為を是正・解決しなければならない。

4　区分所有者から専有部分の貸与を受けた者が、第三者に当該専有部分を転貸する場合、前三項の規定を準用する。

5　住宅理事長又はその指定を受けた者は、本条の施行に必要な範囲内において当該住宅区分所有者の専有部分に立入り、必要な調査を行うことができる。この場合において当該住宅区分所有者等は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。

（ペットの飼育）

第２０条　ペットの飼育を希望する住宅区分所有者及びその占有者は、別図第3及び別に定めるペットの飼育に関する使用細則を遵守しなければならない。

2　ペット飼育者は、敷地内及び共用部分内でペットの同伴が認められているペット同伴区分エリア図(別図第3)に示すエリア以外では、ペットを同伴してはならない。

3　住宅理事長は他の住宅区分所有者又は占有者からペット飼育に係る苦情の申し出がある場合は、当該ペットを飼育する住宅区分所有者又は占有者に対し、指示、指導、改善を勧告することができるものとする。この場合、住宅理事長は、改善勧告に従わない当該ペット飼育者に対して、住宅理事会に諮り飼育禁止を含む措置をとることができる。

4　身体障害者補助犬法第2条に規定される身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）（以下「補助犬」という。）については、第1項のペット飼育細則を適用しない。

第５章　管理

第１節　総則

（住宅区分所有者の責務）

第２１条　住宅区分所有者は、対象物件について、その価値及び機能の維持増進を図

るため、常に適正な管理を行うよう努めなければならない。

（住宅共用部分の管理）

第22条　住宅共用部分の管理については、住宅管理組合がその責任と負担においてこれを行う。

2　前項にかかわらず、第14条第1項の専用使用部分の通常の使用に伴う管理については、専用使用権を有する者がその責任と負担においてこれを行わなければならない。

3　第1項にかかわらず、第16条第1項による使用承認部分の通常の使用に伴う管理については、使用承認を受けて使用する者がその責任と負担においてこれを行う。

4　専有設備のうち住宅共用部分と構造上一体となった部分の管理を住宅共用部分の管理と一体として行う必要があるときは、住宅管理組合がこれを行うことができる。

5　前4項にかかわらず、住宅管理組合は、商業管理組合が行う施設の維持管理上必要な管理行為に限り、住宅共用部分の利用を認めるものとする。

6　住宅理事長は、災害等の緊急時においては、住宅総会又は住宅理事会の決議によらずに、住宅共用部分の必要な保存行為を行うことができる。

（特定管理部分）

第23条　住宅共用部分のうち別表第6及び別図第2に掲げる部分は、前条第1項の規定にかかわらず、法第18条第2項により、同表に定められた者がその責任と負担において管理を行う。

2　住宅区分所有者は、住宅管理組合が、住宅総会の決議により、住宅共用部分について、新たに法第18条第2項による特定管理する部分を設定又は変更若しくは廃止することを承認する。

（窓ガラス等の改良）

第24条　共用部分等のうち各住戸に附属する窓枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部に係る改良工事であって、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資するものについては、住宅管理組合が、その責任と負担において、計画修繕としてこれを実施するものとする。

2　住宅管理組合は、前項の工事を速やかに実施できない場合には、当該工事を各住宅区分所有者の責任と負担において実施することについて、別に施工基準を定める

ことができるものとする。

（必要箇所への立入り）

第25条　住宅理事長は、管理を行うために必要な範囲内において、他の者が管理する共用部分及び専有部分又は専用使用部分、使用承認部分への立入りを請求することができる。

2　前項により立入りを請求された者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。

3　前項の場合において、正当な理由なく立入りを拒否した者は、その結果生じた損害を賠償しなければならない。

4　本条により立入りをした者は、立入りをした箇所を速やかに原状に復さなければならない。

5　住宅区分所有者及び占有者は、火災、地震、災害時その他の緊急時においては、避難のため、他の者が管理する共用部分等及び専有部分又は専用使用部分、使用承認部分への立入りができるものとする。

（損害保険）

第26条　住宅区分所有者は、全体管理組合が共用部分等に関し火災保険その他の損害保険（以下「損害保険」という。）の契約を締結することを承認し、住宅共用部分のみに付保する場合においては、その費用を別表第3の住宅共用部分の持分割合に応じて負担するものとする。

第2節　費用の負担

（住宅管理費等）

第27条　住宅区分所有者は、住宅共用部分の管理に要する経費に充てるため、次の費用（以下「住宅管理費等」という。）を住宅管理組合に納入しなければならない。

一　住宅管理費

二　住宅修繕積立金

2　住宅管理費等の額については、各住宅区分所有者が住戸毎に負担する費用を除き、別表第3の住宅共用部分の持分割合により算出する。

3　前項により算出する住宅管理費等の額の端数処理は、一円単位を四捨五入して十

円単位とする。

（承継人に対する債権の行使）

第28条　住宅管理組合が住宅管理費等について有する債権は、住宅区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても行使することができる。

（住宅管理費）

第29条　住宅管理費は、住宅共用部分の次の各号に掲げる通常の管理に要する経費に充当する。

一　管理員人件費

二　公租公課

三　共用設備の保守維持費及び運転費

四　備品費、通信費その他の事務費

五　損害保険料

六　経常的な補修費

七　清掃費、消毒費及びごみ処理費

八　委託業務費

九　専門的知識を有する者の活用に要する費用

十　ペット委員会の活動に要する費用

十一　住宅区分所有者、占有者間のコミュニティ形成に要する費用

十二　住宅管理組合の運営に要する費用

十三　その他住宅共用部分の通常の管理に要する費用

（住宅修繕積立金）

第30条　住宅管理組合は、各住宅区分所有者が納入する住宅修繕積立金を積み立てるものとし、積み立てた住宅修繕積立金は、住宅共用部分に係る次の各号に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り崩すことができる。

一　一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕

二　不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕

三　住宅共用部分の変更

四　その他住宅共用部分の管理に関し、住宅区分所有者全体の利益のために特別に必要となる管理

2　住宅管理組合は、前項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、住宅修繕積立金をもってその償還に充てることができる。

（区分経理）

第３１条　住宅管理組合は、次の各号に掲げる費用ごとにそれぞれ区分して経理しなければならない。

一　住宅管理費

二　住宅修繕積立金

（使用料等）

第３２条　住宅共用部分に係る第１４条第4項の使用料、その他第１８条の使用細則又は規程に基づき徴収するとされた使用料（以下「使用料等」という。）は、それらの管理に要する費用に充てるほか、第29条又は第30条第1項に定める費用に充当する。

第６章　住宅管理組合

第１節　住宅管理組合の組合員

（住宅組合員の資格）

第３３条　住宅管理組合の組合員の資格は、住宅区分所有者となったときに取得し、住宅区分所有者でなくなったときに喪失する。

（届出義務）

第３４条　新たに住宅組合員の資格を取得し又は喪失した者は、直ちにその旨を書面により住宅管理組合に届出なければならない。

第２節　住宅管理組合の業務

（業務）

第３５条　住宅管理組合の業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一　住宅管理組合が管理する住宅共用部分の保安、保全、保守、清掃、消毒及び塵芥処理（第１４条第１項、第１６条第１項及び第２３条第１項により区分所有者又

は第三者が管理する部分について、その責任と負担において行う行為を除く。）

二　住宅共用部分の修繕

三　住宅共用部分に係る長期修繕計画の作成又は変更に関する業務

四　武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業の施行者（以下「施行者」という。）から交付を受けた設計図書の管理

五　住宅共用部分に係る修繕等の履歴情報及び長期修繕計画の整理及び管理等

六　住宅共用部分に係る火災保険その他の損害保険に関する業務（この場合、住宅管理組合は、その管理する住宅共用部分に係る損害保険に関する業務を全体管理組合に付託するものとする。）

七　第14条第1項、第16条第1項及び第23条第1項により区分所有者又は第三者が管理する部分について、住宅管理組合が行うことが適切であると認められる管理行為

八　住宅共用部分の変更及び運営

九　住宅管理費等の保管、経理等の会計及び運用（この場合、住宅管理組合は、住宅管理費等の徴収を全体管理組合に付託するものとする。）

十　官公署、町内会等との渉外業務

十一　風紀、秩序及び安全の維持に関する業務

十二　防災に関する業務

十三　広報及び連絡業務

十四　ペットの申請に関する判断、ペット飼育者に対する指導及びペット委員会への活動支援等に関する業務

十五　住宅区分所有者、占有者間のコミュニティ形成

十六　住宅管理組合の消滅時における残余財産の清算

十七　全体管理組合又は商業管理組合から付託された業務

十八　その他住宅組合員の共同の利益を増進し良好な環境を確保するために必要な業務

（業務の委託等）

第36条　住宅管理組合は、前条に定める業務の全部又は一部を、マンション管理業者（「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 149 号。以下「適正化法」という。）第2条第八号の「マンション管理業者」をいう。）等第三者に委託し又は請け負わせて執行することができる。

2　住宅区分所有者は、前項の業務の全部又は一部の執行につき、全体管理組合に付託し、全体管理組合が行う委託又は請負に合わせて執行することを承認する。

（専門的知識を有する者の活用）

第37条　住宅管理組合は、適正化法第2条第五号のマンション管理士その他区分所有建物の管理に関する各分野の専門的知識を有する者に対し、住宅管理組合の運営その他対象物件の管理に関し、相談、助言、指導その他の援助を求めることができる。

第3節　住宅管理組合の役員

（役員）

第38条　住宅管理組合に次の住宅役員（以下「役員」という。）を置く。

一　住宅理事　19名
　うち、住宅理事長　1名
　　住宅副理事長　2名
　　住宅会計担当理事　2名
　その他住宅理事　14名
二　住宅監事　2名

2　住宅理事及び住宅監事は、住宅組合員のうちから住宅総会で選任する。

なお、別図第1に示すウエスト及びイーストから選出される役員の人数は次のとおりとする。

一　ウエスト　11名
二　イースト　10名

3　住宅理事長、住宅副理事長、住宅会計担当理事等は、住宅理事の互選により選任する。ただし、住宅副理事長及び住宅監事はウエスト、イースト各棟から各1名ずつ選任する。

4　住宅理事のうち、住宅理事長1名、住宅副理事長1名、住宅会計担当理事及びその他の理事から2名は全体管理組合の理事を兼任し、住宅監事のうち1名は全体管理組合監事を兼任する。

5　前項の全体管理組合の理事を兼任する2名と全体管理組合の監事を兼任する1名は、住宅理事会の決議により選任する。

6　住宅監事は、住宅理事を兼任することができない。

7　役員資格は、次の各号のとおりとする。

一　住宅組合員

二　住宅組合員が法人である場合、法人の代表者又は代表者から権限の委任を受けたものが役員となる。権限の委任を受けた者が転勤・異動等の人事、退職、回復に相当な期間を要する傷病その他事由により役員の職務の遂行ができなくなったときは、代表者から新たに権限の委任を受けた者が役員となる。

8　役員は、配偶者又は一親等内の親族を当該役員の代理人として、その職務を行わせることができる。

9　役員は、前項に掲げる者を当該役員の代理人とする場合には、当該代理人が代理権を有することを証する書面を住宅理事長に提出しなければならない。

（役員の任期）

第39条　役員任期は、2年とし、毎年概ね半数を改選する。ただし、再任を妨げない。

2　住宅理事長、住宅副理事長の役職任期は各1年とする。住宅理事長は、前年の住宅役員から選出する。

3　役員に欠員が生じたときは、前条第2項の規定にかかわらず住宅理事会で補充できるものとし、その役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　任期の満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間、引き続きその職務を行う。

5　役員が前条第7項の役員資格を喪失した場合においては、その役員はその地位を失う。

（役員の欠格条項）

第39条の2　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第2条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者は、役員となることができない。

（役員の誠実義務等）

第40条　役員は、法令、規約、使用細則等及び規程並びに住宅総会の決議及び住宅理事会の決議に従い、住宅組合員のため、誠実にその職務を遂行するものとする。

2　役員は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た情報及び住宅組合員等に係

る個人情報等を漏らしてはならない。役員でなくなった場合も同様とする。

3　役員は、住宅総会の決議により、役員としての活動に応ずる必要経費の支払と報酬を受けることができる。

（利益相反取引の禁止）

第40条の2　役員は、次に掲げる場合には、住宅理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一　役員が自己又は第三者のために住宅管理組合と取引をしようとするとき

二　住宅管理組合が役員以外の者との間において住宅管理組合と当該役員との利益が相反する取引をしようとするとき

（住宅理事長）

第41条　住宅理事長は、住宅管理組合を代表し、その業務を統括するほか、次の各号に掲げる業務を遂行する。

一　規約、使用細則等又は住宅総会若しくは住宅理事会の決議により、住宅理事長の職務として定められた事項

二　住宅理事会の承認を得て、職員を採用し、又は解雇すること

2　住宅理事長は、法第25条に定める管理者とする。

3　住宅理事長は、通常住宅総会において、住宅組合員に対し、前会計年度における住宅管理組合の業務の執行に関する報告をしなければならない。

4　住宅理事長は、住宅理事会の承認を受けて、他の住宅理事に、その職務の一部を委任することができる。

（住宅副理事長）

第42条　住宅副理事長は、住宅理事長を補佐し、住宅理事長に事故があるときは、その職務を代理し、住宅理事長が欠けたときは、その職務を行う。

（住宅理事）

第43条　住宅理事は、住宅理事会を構成し、住宅理事会の定めるところに従い、第35条の業務を担当する。

2　住宅会計担当理事は、住宅管理費等の収納、保管、運用、支出等の会計業務を行う。

（住宅監事）

第44条　住宅監事は、住宅管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を住宅総会に報告しなければならない。

2　住宅監事は、いつでも、住宅理事及び第41条第1項第二号に規定する職員に対して業務の報告を求め、又は業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3　住宅監事は、住宅管理組合の業務の執行及び財産の状況について不正があると認めるときは、臨時住宅総会を招集することができる。

4　住宅監事は、住宅理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

5　住宅監事は、住宅理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令、住宅管理規約、住宅使用細則等、住宅総会の決議若しくは住宅理事会の決議に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を住宅理事会に報告しなければならない。

6　住宅監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、住宅理事長に対し、住宅理事会の招集を請求することができる。

7　前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を住宅理事会の日とする住宅理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした住宅監事は、住宅理事会を招集することができる。

第4節　住宅総会

（住宅総会）

第45条　住宅総会は、総住宅組合員で組織する。

2　住宅総会は、通常住宅総会及び臨時住宅総会とし、法第34条以下に定める集会とする。

3　住宅理事長は、通常住宅総会を、毎年1回新会計年度開始以後3か月以内に招集しなければならない。

4　住宅理事長は、必要と認める場合には、住宅理事会の決議を経て、いつでも臨時住宅総会を招集することができる。

5　住宅総会の議長は、住宅理事長が務める。

（招集手続）

第46条　住宅総会を招集するには、住宅理事長は、少なくとも会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、住宅組合員に通知を発しなければならない。

2　前項の通知は、住宅管理組合に対し住宅組合員が届出をした宛先に発するものとする。ただし、その届出のない住宅組合員に対しては、対象物件内の当該住宅組合員の所有する専有部分の所在地宛に発するものとする。

3　第1項の通知は、対象物件内に居住する住宅組合員又は前項の届出のない住宅組合員に対しては、その内容を所定の場所に掲示することをもって、これに代えることができる。

4　第1項の通知をする場合において、会議の目的たる事項が、第50条第3項第一号及び第二号に掲げる事項の決議であるときは、住宅理事長は、その議案の要領をも通知しなければならない。

5　第48条第2項により専有部分を占有する者が出席して意見を述べようとする場合には、住宅理事長は、第1項の通知を発した後遅滞なく、その通知の内容を、所定の場所に掲示しなければならない。

6　第1項にかかわらず、緊急を要する場合には、住宅理事長は、住宅理事会の承認を得て、5日間を下回らない範囲において、第1項の期間を短縮することができる。

（住宅組合員の総会招集権）

第47条　住宅組合員が住宅組合員総数の5分の1以上及び第49条第1項の議決権総数の5分の1以上にあたる住宅組合員の同意を得て、会議の目的を示して住宅総会の招集を請求した場合には、住宅理事長は、2週間以内にその請求があった日から4週間以内の日を会日とする臨時住宅総会の招集の通知を発しなければならない。

2　住宅理事長が前項の通知を発しない場合、前項の請求をした住宅組合員は、臨時住宅総会を招集することができる。

3　前2項により招集された臨時住宅総会においては、第45条第5項にかかわらず、議長は、臨時住宅総会に出席した住宅組合員（書面又は代理人によって議決権を行使する者を含む。）の議決権の過半数をもって、住宅組合員の中から選任する。

（出席資格）

第48条　住宅組合員のほか、住宅理事会が必要と認めた者は、住宅総会に出席することができる。

2　住宅区分所有者の承諾を得て専有部分を占有する者は、会議の目的たる事項につき利害関係を有する場合には、住宅総会に出席して意見を述べることができる。この場合において、住宅総会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ住宅理事長にその旨を通知しなければならない。

（議決権）

第49条　各住宅組合員の議決権割合は、別表第7に掲げるとおりとする。

2　一つの専有部分が数人の共有に属する場合、その議決権行使については、これら共有者をあわせて一の住宅組合員とみなす。

3　前項により一の住宅組合員とみなされる者は、議決権を行使する者1名を選任し、その者の氏名をあらかじめ住宅総会開会までに住宅理事長に届出なければならない。

4　住宅組合員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。

5　前項の住宅組合員の議決権行使にあたり、総会招集権者は、総会開催の通知に、議決権行使書と委任状の双方を添付しなければならない。

6　住宅組合員が代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人は、次のいずれかでなければならない。

一　住宅組合員と同居する配偶者又は同居する一親等以内の親族

二　住宅組合員が法人の場合は、その代表者又は代表者から権限の委任を受けた者

三　他の住宅組合員

7　代理人は、代理権を証する書面を住宅理事長に提出しなければならない。

（住宅総会の会議及び議事）

第50条　住宅総会の会議は、前条第1項に定める議決権総数のうち、合わせて議決権総数の半数以上を有する住宅組合員が出席しなければ開催することができない。

2　住宅総会の議事は、出席した住宅組合員の議決権の過半数で決する。

3　次の各号に掲げる事項に関する住宅総会の議事は、前項にかかわらず住宅組合員総数の4分の3以上及び議決権総数の4分の3以上（書面又は代理人によって議決権を行使する者を含む。）で決する。ただし、次の第一号の事項に関する住宅総会の議

事は、住宅組合員総数の過半数及び議決権総数の4分の3以上（書面又は代理人によって議決権を行使する者を含む。）で決する。

一　住宅共用部分の変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。）

二　住宅管理規約の制定、変更又は廃止（以下「住宅管理規約の変更等」という。）

三　住宅共用部分等への専用使用部分、使用承認部分の設定、変更又は廃止

四　法第58条第1項、法第59条第1項又は法第60条第1項の訴えの提起

五　その他住宅総会において本項の方法により決議することとした事項

4　前3項の場合において、前条第4項の規定に基づき書面又は代理人によって議決権を行使する者は、出席住宅組合員とみなす。

5　第3項第二号において、住宅管理規約の変更等が一部の住宅組合員の権利に特別な影響を及ぼすべきときは、その者の承諾を得なければならない。この場合において、その住宅組合員は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。

6　第3項第一号において、住宅共用部分の変更が、専有部分又は専用使用部分の使用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専有部分を所有する住宅組合員又はその専用使用部分の専用使用を認められている住宅組合員の承諾を得なければならない。この場合において、その住宅組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。

7　第3項第四号に掲げる事項の決議を行うには、あらかじめ訴えを提起しようとする相手方（当該住宅組合員又は占有者）に対し、住宅総会において弁明する機会を与えなければならない。

8　住宅総会においては、第46条第1項により、あらかじめ通知した事項についてのみ、決議することができる。

（議決事項）

第51条　次の各号に掲げる事項については、住宅総会の決議を経なければならない。

一　住宅管理組合の収支決算及び事業報告

二　住宅管理組合の収支予算及び事業計画

三　住宅管理費等の額及び使用料等の額並びに賦課徴収方法

四　住宅管理規約及び住宅共用部分に係る使用細則等の制定、変更又は廃止

五　住宅共用部分に係る長期修繕計画の作成又は変更

六　第30条第1項に定める特別の管理の実施並びにそれに充てるための資金の借入れ並びに住宅修繕積立金の取崩し

七　住宅修繕積立金の保管及び運用方法

八　第22条第4項に定める住宅共用部分と構造上一体となった専有設備の管理の実施

九　法第57条第2項、法第58条第1項、法第59条第1項又は法第60条第1項の訴えの提起並びにこれらの訴えを提起すべき者の選任

十　建物の一部が滅失した場合の滅失した住宅共用部分等の復旧

十一　役員の選任及び解任

十二　役員の報酬、役員活動費の額及び支払方法

十三　住宅管理組合の行う管理に係る管理委託契約、損害保険契約その他の契約締結（第26条及び第36条第2項により全体管理組合に付託する場合を除く。）

十四　全体管理組合又は商業管理組合から付託された事項

十五　その他住宅管理組合の業務に関する重要事項

（議事録の作成、保管等）

第52条　住宅総会の議事については、議長は、書面により、議事録を作成しなければならない。

2　議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び議長の指名する2名の住宅総会に出席した住宅組合員がこれに署名押印しなければならない。

3　住宅理事長は、議事録を保管し、住宅組合員又は利害関係人の書面による請求があったときは、議事録の閲覧をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

4　住宅理事長は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲示しなければならない。

（書面による決議）

第53条　この規約により住宅総会において決議すべきものとされた事項について、住宅組合員全員の承諾があるときは、書面による決議をすることができる。

2　この規約により住宅総会において決議すべきものとされた事項については、住宅組合員の全員の書面による合意があったときは、書面による決議があったものとみなす。

3　この規約により住宅総会において決議すべきものとされた事項についての書面による決議は、住宅総会の決議と同一の効力を有する。

4　前条第3項及び同条第4項の規定は、書面による決議に係る書面について準用す

る。

5　住宅総会に関する規定は、書面による決議について準用する。

第5節　住宅理事会

（住宅理事会）

第５４条　住宅理事会は、住宅理事をもって構成し、第３５条の住宅管理組合業務の執行に関する意思決定を行う機関とする。

2　住宅理事会の議長は、住宅理事長が務める。

3　住宅理事が、代理人により住宅理事会に出席しようとする場合、その代理人は次のいずれかでなければならない。

一　住宅理事と同居する配偶者又は同居する一親等以内の親族

二　住宅理事が法人の場合は、その代表者又は代表者から権限の委任を受けた者

三　他の住宅理事

（招集）

第５５条　住宅理事会は、住宅理事長が必要と認める場合に、住宅理事長が招集する。

2　住宅理事が3分の1以上の住宅理事の同意を得て住宅理事会の招集を請求した場合、住宅理事長は、速やかに住宅理事会を招集しなければならない。

3　住宅理事会の招集手続については、第４６条の規定を準用する。ただし、住宅理事会において別段の定めをすることができる。

（住宅理事会の会議及び議事）

第５６条　住宅理事会の会議は、住宅理事の人数の半数以上が出席しなければ開くことができない。なお、住宅理事が住宅理事会をやむを得ず欠席する場合には、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

2　住宅理事会の議事は、出席した住宅理事の過半数で決する。

3　住宅理事による web 会議システムを用いた理事会への出席を認める。この場合において、web 会議システムによる住宅理事会に出席できない住宅理事に対し、住宅理事会の議事についての質問機会の確保及び書面又は電子メール等による議決権行使を認める。なお、第1項、第2項及び第3項に定める定足数については、住宅理事が書面、電子メール等により議決権行使をした場合及び web 会議システムを用いて出席

した場合は、出席住宅理事に含まれるものとする。

4　議事録については、第52条（第4項を除く。）の規定を準用する。ただし、同第1項中「住宅総会」とあるのは、「住宅理事会」と、同第2項中「住宅総会に出席した住宅組合員」とあるのは、「住宅理事会に出席した住宅理事」と読み替えるものとする。

（住宅理事会の議決事項）

第57条　住宅理事会は、この規約に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

一　住宅管理組合の業務に係る収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案

二　住宅管理規約及び住宅共用部分に係る使用細則等の制定、変更又は廃止に関する案

三　住宅共用部分に係る長期修繕計画の作成又は変更に関する案

四　その他の住宅総会提出議案

五　役職理事の選任及び解任並びに第39条第3項の補欠の役員の選任

六　住宅管理組合の業務に関する第18条第2項の規程の制定、変更又は廃止

七　第70条の勧告又は指示等

八　法第61条第1項の建物一部が滅失した場合の復旧に係る暫定措置

九　第12条第2項の許可又は不許可

十　第17条第3項の承認又は不承認

十一　第61条第4項の承認又は不承認

十二　全体管理組合又は商業管理組合から付託された事項

一三　災害等により総会の開催が困難である場合における応急的な修繕工事の実施等

十四　その他住宅管理組合の管理運営に関する事項

2 第51条の規定にかかわらず、理事会は、前項第十三号の決議をした場合においては、当該決議に係る応急的な修繕工事の実施に充てるための資金の借入れ及び修繕積立金の取崩しについて決議することができる。

（専門委員会の設置）

第58条　住宅理事会は、その責任と権限の範囲内において、専門委員会を設置し、特定の課題を調査又は検討させることができる。

2　専門委員会は、調査又は検討した結果を住宅理事会に具申する。

第7章　会計

（会計年度）

第59条　住宅管理組合の会計年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

（住宅管理組合の収入と支出）

第60条　住宅管理組合の会計における収入は、住宅管理費等及び使用料等によるものとし、その支出は、住宅管理費等については第29条及び第30条に、使用料等については第32条に定めるところにより諸費用に充当する。

（収支予算の作成及び変更）

第61条　住宅理事長は、毎会計年度の収支予算案を通常住宅総会に提出し、その承認を得なければならない。

2　収支予算を変更しようとするときは、住宅理事長は、その案を臨時住宅総会に提出し、その承認を得なければならない。

3　住宅理事長は、第59条に定める会計年度の開始後、第1項に定める承認を得るまでの間に、以下の各号に掲げる経費の支出が必要となった場合には、住宅理事会の承認を得てその支出を行うことができる。

一　第29条に定める通常の管理に要する経費のうち、経常的であり、かつ、第1項1項の承認を得る前に支出することがやむを得ないと認められるもの

二　住宅総会の承認を得て実施している長期の施工期間を要する工事に係る経費であって、第1項の承認を得る前に支出することがやむを得ないと認められるもの

4　前項の規定に基づき行った支出は、第1項 1 項の規定により収支予算案の承認を得たときは、当該収支予算案による支出とみなす。

5　住宅理事会が第57条第1項第十二号の決議をした場合には、住宅理事長は、同条第2項の決議に基づき、その支出を行うことができる。

6　住宅理事長は、第22条第6項の規定に基づき、住宅共用部分等の保存行為を行う場合には、そのために必要な支出を行うことができる。

（会計報告）

第62条　住宅理事長は、毎会計年度の収支決算案を住宅監事の会計監査を経て、通常住宅総会に報告し、その承認を得なければならない。

（費用の徴収）

第63条　住宅管理組合は、住宅管理費等及び使用料等について、住宅組合員が各自開設する預金口座から自動振替の方法（ただし、振込による方法で納付することを住宅管理組合に申し出てその承認を得た者は振込の方法によることができる。）により、第65条に定める口座に受け入れることとし、当月分は当月の5日までに一括して徴収する。ただし、臨時に要する費用として特別に徴収する場合には、別に定めるところによる。

2　住宅区分所有者は、使用料等の請求及び保管につき、全体管理組合に付託し、全体管理組合の理事長が請求し、保管することを承認する。

3　住宅組合員は、その納付すべき使用料等の全部又は一部を、住宅管理組合の承認を経て、その支払に同意した占有者に直接納付させることができる。この場合、当該占有者の納付は、当該住宅組合員の納付とみなす。

4　住宅組合員又は前項の占有者が第1項の期日までに納付すべき金額を納付しない場合には、住宅管理組合は、その未払金額について、その期日の翌日から起算して支払日まで年利14．6パーセントの遅延損害金と、違約金としての弁護士費用並びに督促及び徴収の諸費用を加算して、その住宅組合員に対して請求することができる。

5　前項の遅延損害金、弁護士費用並びに督促及び徴収の諸費用は第29条に定める費用に充当する。

6　住宅理事長は、未納の住宅管理費等及び使用料等の請求に関して、住宅理事会の決議により、住宅管理組合を代表して、訴訟その他法的措置を追行することができる。

7　住宅組合員は、納付した住宅管理費等及び使用料等について、その返還請求又は分割請求をすることができない。

（住宅管理費等の過不足）

第64条　収支決算の結果、住宅管理費に余剰を生じた場合には、原則としてその余剰は翌年度におけるそれぞれの住宅管理費の費用に充当する。

2　住宅管理費等に不足が生じた場合には、住宅管理組合は住宅組合員に対して別表第3に掲げる住宅共用部分の持分割合に応じて、その都度必要な金額の負担を求めることができる。

（預金口座の開設）

第65条　住宅管理組合は、会計業務を遂行するため、住宅管理組合の預金口座を開設するものとする。

（借入れ）

第66条　住宅管理組合は、第30条第1項に定める業務を行うため必要な範囲内において、借入れをすることができる。

（帳票類の作成、保管）

第67条　住宅理事長は、住宅管理組合の会計帳簿、什器備品台帳、住宅組合員名簿及びその他の帳票類を作成して保管し、住宅組合員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

2　前項にかかわらず、住宅組合員名簿の閲覧等については、次の各号のとおりとする。

一　住宅組合員名簿の利用目的

住宅理事長、その他の役員は、住宅組合員名簿を次の目的の範囲内で利用できるものとし、管理業務委託先にその内容を閲覧させることができる。

ア　住宅理事会議事録、住宅総会招集通知・住宅総会議事録等の送付及び住宅管理組合の連絡事項の送付

イ　災害等の緊急時の連絡

ウ　住宅管理組合が法令、規約に基づき行う業務

二　住宅組合員名簿の閲覧制限

住宅理事長は、住宅組合員から理由を付した住宅管理組合指定の書面により住宅組合員名簿の閲覧請求があったとき、次の事項に該当する場合は、閲覧を拒否することができる。

ア　閲覧に伴い知り得た情報を漏洩する場合（そのおそれがあるときを含む。）

イ　住宅組合員名簿をコピー、撮影又は転記するとき（そのおそれがあるときを含

む。）

ウ　住宅組合員名簿を第三者に貸与又は販売するとき（そのおそれがあるときを含む。）

エ　住宅組合員名簿記載者への誹謗、中傷を行うとき（そのおそれがあるときを含む。）

オ　住宅組合員名簿を利用し、商品販売等の営業活動、団体等への勧誘活動、宗教活動、政治活動、選挙運動及びこれらに類する行為を行うとき（そのおそれのあるときを含む。）

カ　法令又は公序良俗に反する行為を行うとき（そのおそれがあるときを含む。）

キ　犯罪行為に結びつくとき（そのおそれがあるときを含む。）

ク　その他、前記ア～キに類する行為、関連する行為

（消滅時の財産の精算）

第68条　住宅管理組合が消滅する場合、その残余財産については、別表第3に掲げる住宅共用部分の持分割合に応じて各住宅区分所有者に帰属するものとする。

第8章　雑則

（義務違反者に対する措置）

第69条　住宅区分所有者又は占有者が建物の保存に有害な行為その他建物の管理又は使用に関し住宅区分所有者の共同の利益に反する行為をした場合又はその行為をするおそれがある場合には、法第57条から法第60条までの規定に基づき必要な措置をとることができる。

（住宅理事長の勧告及び指示等）

第70条　住宅区分所有者等が法令、規約、使用細則等又は規程に違反したとき、又は対象物件内における共同生活の秩序を乱す行為を行ったときは、住宅理事長は、住宅理事会の決議を経てその住宅区分所有者等に対し、その是正等のため必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができる。ただし、緊急を要する場合は、住宅理事長は、必要な措置を講ずることができるものとし、この場合遅滞なく住宅理事会へ報告しなければならない。

2　住宅区分所有者は、その同居人又はその所有する専有部分の貸与を受けた者、そ

の同居人が前項の行為を行った場合には、その是正等のため必要な措置を講じなければならない。

3　住宅区分所有者等がこの規約、使用細則等若しくは規程に違反したとき、又は住宅区分所有者等若しくは住宅区分所有者等以外の第三者が住宅共用部分において不法行為を行ったときは、住宅理事長は、住宅理事会の決議を経て次の措置を講ずることができる。

一　行為の差止め、排除又は原状回復のための必要な措置の請求に関し、住宅管理組合を代表して、訴訟その他法的措置を追行すること。

二　住宅共用部分について生じた損害賠償金又は不当利得による返還金の請求又は受領に関し、住宅区分所有者のために、訴訟において原告又は被告となること、その他法的措置をとること。

4　第3項の訴えを提起する場合、住宅理事長は、請求の相手方に対し、違約金としての弁護士費用及び差止め等の諸費用を請求することができる。

5　前項に基づき請求した弁護士費用及び差止め等の諸費用に相当する収納金は、第29条に定める費用に充当する。

6　住宅理事長は、第3項の規定に基づき、住宅区分所有者のために、原告又は被告となったときは、遅滞なく、住宅区分所有者にその旨を通知しなければならない。この場合には、第46条第2項及び第3項の規定を準用する。

（合意管轄裁判所）

第71条　この規約に関する住宅管理組合と住宅組合員又は占有者間の訴訟については、東京地方裁判所又はその管轄下にある簡易裁判所をもって第一審管轄裁判所とする。

2　第51条第九号に関する訴訟についても、前項と同様とする。

（地方自治体及び近隣住民との協定の遵守）

第72条　住宅区分所有者は、住宅管理組合が地方自治体又は近隣住民等と締結した協定について、これを誠実に遵守しなければならない。

（細則）

第73条　住宅総会及び住宅理事会の運営、会計処理、住宅管理組合への届出事項等については、別に細則を定めることができる。

（規約外事項）

第74条 規約、使用細則等及び規程に定めのない事項については、法その他の法令の定めるところによる。

2 規約、使用細則等若しくは規程又は法令のいずれにも定めのない事項については、住宅総会の決議により定める。

（住宅管理規約原本）

第75条 この規約を証するため、この規約を設定する集会における議長及び議事録署名人2名が記名押印した規約1通を作成し、住宅管理規約原本とする。

2 住宅管理規約原本は、住宅理事長が保管し、住宅区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、住宅管理規約原本の閲覧をさせなければならない。

3 規約が住宅管理規約原本の内容から住宅総会の決議により変更されているときは、住宅理事長は、1通の書面に、現に有効な規約の内容と、その内容が住宅管理規約原本及び規約変更を決議した住宅総会の議事録の内容と相違ないことを記載し、署名押印した上で、この書面を保管する。

4 住宅区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、住宅理事長は、住宅管理規約原本、規約変更を決議した住宅総会の議事録及び現に有効な規約の内容を記載した書面（以下「住宅管理規約原本等」という。）並びに現に有効な第18条に基づく使用細則及び第70条に基づく細則の内容を記載した書面（以下「使用細則等」という。）の閲覧をさせなければならない。

5 住宅理事長は、第2項及び前項の場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

6 住宅理事長は、所定の掲示場所に、住宅管理規約原本等の保管場所を掲示しなければならない。

（防火管理者）

第76条 住宅管理組合は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に定める業務を行うため、住宅区分所有者の中から、消防法第8条第1項の防火管理者（以下、「防火管理者」という。）を選出し、全体管理組合に届出なければならない。

2 防火管理者は、住宅理事長（消防法第8条第1項に定める管理について権限を有する者（以下「管理権限者」という。）が任命する。なお、防火管理者交代の際は、直近

の住宅理事会にて報告するものとする。

3　防火管理者は、住宅総会の承認を得て必要経費の支払と報酬を受けることができるものとする。

4　住宅区分所有者等は、防火管理者の指示に従わなければならない。

5　管理権限者は、防火管理者に防火上の必要な業務を行わせ、常に住宅区分所有者等の意識高揚を図り、指揮監督に努めなければならない。

（暴力団、不良入居者等の排除責任）

第77条　住宅区分所有者は、共同生活環境を侵害するおそれのある者、又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくはその構成員及び同準構成員にその専有部分を譲渡又は貸与してはならないとともに、自ら暴力団の構成員となり、又はその専有部分を暴力団事務所として使用し、若しくは次の各号に列記する行為をしてはならない。

一　対象物件内への暴力団の組織、名称、活動等に関する看板、名札、写真、絵画、提灯、代紋、その他これに類する物件の提示又は購入。

二　対象物件内に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、又はこれらの者を反復して出入りさせる行為。

三　対象物件内又は対象物件に近接する場所においての暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物破損、監禁、凶器準備集合、賭博、売春、ノミ行為、覚醒剤、拳銃、火薬類等に関する犯罪の実行、又は賃借人と関係ある者のこれらの犯罪行為。

2　住宅区分所有者は、その専有部分を第三者に貸与する場合、「借受人が暴力団若しくはその構成員であることが判明したとき、又は前項各号のいずれかに該当する行為をしたときは、何ら催告を要せずに当該賃貸借契約は、当然解除となり、借受人は本物件を明け渡さなければならない」旨を明記した賃貸借契約書を交わさなければならない。

3　住宅区分所有者が第1項又は、第2項の規定に違反したときは、当該住宅区分所有者を除く他の住宅区分所有者の決議に基づき、当該住宅区分所有者に対して、その専有部分の全面的使用禁止を請求することができる。

附　則

（住宅管理規約の発効）

第1条　この規約は、規約の設定が決議されたときに成立し、施行者又は住宅保留床部分の分譲事業者のいずれかから最初に住宅区分所有者への専有部分の引渡しがあった日（以下「管理開始日」という。）からその効力を発する。

2　前項の規約を設定する集会は、法第34条第5項に基づいて招集する。この場合、当該総会の議長は、第45条第5項にかかわらず、当該総会において選出するものとする。

3　この規約は、2022年7月24日より改定、施行する。

（住宅管理組合設立の臨時住宅総会）

第2条　住宅管理組合設立のための、臨時住宅総会での住宅組合員の資格は、第33条の規定にかかわらず、都市再開発法施行令第48条に規定する施設建築物又は施設建築敷地に関し権利を有する者又は有することとなる者をもってその資格とする。

2　本規約の成立日以降、住宅管理組合設立のための最初に開催する臨時住宅総会は、施行者の理事長が招集する。

（住宅管理組合の設立）

第3条　住宅管理組合は、前条の臨時住宅総会の開催日をもって、設立したものとみなす。

（初年度の住宅管理費等及び住宅使用料等の額）

第4条　住宅区分所有者は、施行者又は住宅保留床部分の分譲事業者のいずれかから専有部分の引渡しを受けた日（以下「建物引渡日」という。）から住宅管理費等及び使用料等を負担するものとし、その支払方法は、別に定めるところによる。

2　前項の住宅管理費等及び使用料等につき、建物引渡日から起算してその月の末日までの日数が1ヵ月に満たないとき、住宅区分所有者は日割り金額（各々をその月の日数で除して日割り計算した数）を納入するものとする。なお、日割り金額の端数処理は一円単位を四捨五入して十円単位とする。

3　住宅区分所有者の負担する初年度の住宅管理費等及び使用料等は、別に定めるところによる。

（初年度の会計年度）

第5条　第59条の規定にかかわらず、初年度の会計年度は、最初の専有部分の引渡しの日から、その年の会計年度末までとする。

（初年度役員の選任及び任期）

第6条　初年度のウエスト住宅理事11名のうち9名、イースト住宅理事10名のうち8名、住宅監事2名については、住戸部分のうち保留床を分譲する事業者（以下「分譲事業者」という。）が販売した住戸部分（以下「分譲住戸部分」という。）の住宅区分所有者の中から選任する。ただし、分譲住戸部分の住宅区分所有者の中から選任するまでの間は、分譲事業者が当該住宅理事及び住宅監事を代理するものとする。また、初年度の住宅理事のうちウエスト住宅理事2名、イースト住宅理事2名は、事業の従前から権利を有する住宅区分所有者の中から供用開始前の臨時住宅総会において選任するものとする。

2　初代の住宅理事長は、供用開始前において管理開始時に必要な契約等の準備行為が必要なため、前項により選任された住宅理事のうち、事業の従前から権利を有する住宅区分所有者の中から互選により選任するものとする。

3　分譲事業者が代理する住宅理事及び住宅監事は、建物引渡日以降、最初に開催される臨時住宅総会において、新規の住宅区分所有者の中から選任するものとする。

4　初年度の住宅理事長以外の役職選任については、住宅理事の互選により選任する。

5　第1項により選出される役員のうち概ね半数の任期は、第39条にかかわらず、選任された臨時住宅総会開催の日から翌年の通常住宅総会開催の日までとする。

（住宅管理準備金）

第7条　住宅区分所有者は、専有部分の引渡し時に一括徴収する住宅管理準備金を次の各号に掲げる費用に充てるため、別に定める方法により住宅管理組合に納入なければならない。ただし、その費用は一つの専有部分につき一回限り徴収するものとする。

一　管理業務開始当初の備品購入費用（住宅管理組合什器備品等）

二　管理業務開始当初に前払いの必要のある費用

三　その他管理業務開始当初に必要な費用

（住宅修繕積立基金）

第８条　住宅区分所有者は、専有部分の引渡し時に一括徴収する住宅修繕積立基金を対象物件の長期修繕計画書に基づく修繕に要する費用として積み立てることとし、修繕積立金勘定に繰り入れる。ただし、その費用は一つの専有部分につき一回限り徴収するものとする。

（住宅販売者の募集に係る承認事項）

第９条　分譲事業者は、建物竣工後において住宅販売を継続する必要がある場合、その所有する専有部分に販売事務所等を置き、また敷地及び全体共用部分等並びに住宅共用部分の使用については、場所、期間、案内板の設置等の使用方法を全体理事会及び住宅理事会に書面で届出ることをもって無償で使用することができるものとする。ただし、この期間を延長し又は使用方法を変更する場合、再度、書面を届出ものとする。

（施行者が締結した協定等の承継）

第１０条　住宅区分所有者は、施行者が、本事業の施行に伴って地方公共団体又は近隣住民等と締結した協定等を承継し、これを遵守しなければならない。

プラウドタワー武蔵小金井クロス

住宅使用細則集

令和６年７月２７日

目　次

住宅使用細則 1

専用使用部分工事等施工基準 8

ペットの飼育に関する使用細則 12

ペット委員会会則 21

共用施設使用細則 26

住宅防犯カメラ運用細則 37

荷捌駐車場使用細則 40

住宅駐車場使用細則 43

住宅駐車場運用規定 49

住宅バイク置場使用細則 50

住宅バイク置場運用規定 54

住宅自転車置場使用細則 55

住宅トランクルーム使用細則 59

住宅トランクルーム運用規定 63

住宅サイクルストレージ使用細則 64

住宅サイクルストレージ運用規定 68

住宅カーシェアリングサービス使用細則 69

住宅個人情報取扱細則 72

住宅使用細則

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約（以下「住宅管理規約」という。）第 18 条の規定に基づいて、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合は、プラウドタワー武蔵小金井クロスの住宅区分所有者及び居住者の共同の利益を守り、快適な共同生活を維持するために、以下のとおり「プラウドタワー武蔵小金井クロス使用細則」（以下「細則」という。）を定める。本細則の用語の意義は、住宅管理規約における用語と同一とする。

（専有部分及び専用使用部分の使用）

第１条 プラウドタワー武蔵小金井クロスの住宅区分所有者若しくはその同居人又は専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人（以下「居住者」という。）は、専有部分及び専用使用部分の使用に当たり次の事項を遵守しなければならない。

一　住戸部分は居住以外の用に供してはならないこと。

二　建物の外観・躯体に影響を及ぼすような改修工事等を行なってはならないこと。

三　建物の構造に影響を及ぼす恐れのある重量物、ガソリン、灯油、エタノール、その他の発火・引火・爆発等の恐れのある危険物悪臭のある物品を持ち込んではならないこと。

四　住戸の玄関扉、窓ガラス・網戸に文字・装飾をいれたり、外観を変更してはならないこと。

五　灯油・ガス・薪等を燃料とする暖房器具類を新たに設置又は持ち込み、使用してはならないこと及び、他の居住者に影響を及ぼす恐れのある電気、ガス、給排水、通信、その他の諸設備、器具等を新設・増設・変更してはならないこと。

六　バルコニー、室外機置場、及び専用庭（以下「バルコニー等」という。）においては、安全面のみならず美観上及び衛生上の管理を十分に行うこと。

七　バルコニー等に、物置等の構築物を設置してはならないこと。

八　バルコニー等に、物品等を格納したり、放置したりしないこと。

九　共用部分の管理並びに専用庭前面に植栽がある場合はその管理のため、住宅理事長が事前に通知の上、専有部分、バルコニー等の専用使用部分への立ち入りを行う場合には、これに協力すること。

十　冷暖房室外機は、バルコニー等の所定の場所に床置きにすること（2段積み用

除く。）

十一　バルコニー等に土砂・水等を搬入したり、多量の水を流さないこと。　又、バルコニー等で火気の使用及び喫煙をしないこと。

十二　バルコニー等に、排水又は乾燥の妨げになるようなものを設置、あるいは放置しないこと。

十三　本細則の規定にかかわらず、バルコニー、専用庭の利用について、別に専用使用部分工事等施工基準を定めるものとする。

十四　バルコニー等の手摺り、窓枠等に洗濯物・ふとん等を干さないこと。

十五　窓・バルコニー等から物品等を投下しないこと。

十六　テレビ・ステレオ・楽器等の音量を著しく上げたり、他の居住者に迷惑をかけるような騒音・振動等を発しないこと。

十七　当該住戸を各種学校及び教室等（学習塾、カルチャー教室等）として使用しないこと。

十八　トイレでは必ずトイレットペーパー等水溶性の紙を使用し、排水管を詰まらせるようなものは流さないこと。

十九　厨房等の排水口には、シンク内のディスポーザーで処理できない食品くず、及び排水に支障をきたしたり腐食を促進させたりするような油類・薬品類等を流さないこと。

二十　住戸内に水・油・薬品等をこぼさないよう十分注意すること。

二十一　各住戸を保安上好ましくない目的に使用したり、危険人物の出入りを許したりしないこと。

二十二　インターネット接続サービスの利用に当たっては、契約書・利用規定・会員規約の定めを遵守すること。

二十三　その他各専有部分及び専用使用部分の使用に当たっては、公序良俗に反する行為をしたり、他の居住者に迷惑や危害を及ぼすような行為をしたりしないこと。

（住宅共用部分の使用）

第２条　居住者は、住宅共用部分の使用に当たり次の事項を遵守しなければならない。

一　各種設備室・機械室、屋上等に出入りしないこと。

二　階段又は共用廊下等の共用部分（指定位置を除く）に、構築物又は冷暖房室外機等を設置したり、物品等を放置したりしてはならないこと。なお、玄関前の共用通

路において、長時間にわたらない、一時的な「置き配」は、許容するものとする。ただし、この場合でも、避難障害等の発生がある大型物品等は、不可とする。

三　自動車、バイク（原動機付自転車を含む。）、自転車等を指定場所以外に駐車、駐輪あるいは保管しないこと。

自転車置場は、自転車のみの駐輪に限るものにすること。

四　敷地内の樹木を伐採したり、芝生を剥いではならないこと。

五　ゴミ等を投棄したり、悪臭を発する物品及び発火・引火・爆発等の恐れのある危険物等を放置しないこと。

六　看板・標識・広告等を掲示・設置してはならないこと。

七　ごみを搬出する場合は、定められた方法により行い、指定場所以外には絶対置かないこと。

八　その他共用部分等の使用に当たっては、良識に従い他の居住者に迷惑を及ぼすような行為をしてはならないこと。

（宅配ロッカーの使用）

第３条　居住者は、宅配ロッカーの使用にあたり次の事項を遵守しなければならない。

一　宅配ロッカーの使用は、次の目的に限るものとすること。

イ　居住者が不在時に各種配達荷物を当該居住者に代わり受け取り又は発送する場合。

ロ　居住者が衣類クリーニング等の目的で業者に発送依頼をする場合。

二　宅配ロッカーに保管する荷物は、重量制限、ロッカーサイズ（間口・奥行・高さ）による制限があること。

三　次のものは保管しないこと。

イ　生鮮食料品、その他腐敗しやすい物

ロ　動物、植物

ハ　危険物、発火物、油類等

ニ　現金・書留

ホ　公序良俗に反する物、その他保管に適さないと認められる物

四　宅配ロッカーの開閉には各自が所有するノンタッチキーを用いること。又、第1項一号の目的のため、クリーニング業者等に受取専用のカードを無償で貸与すること。

五　居住者が、第1項一号の目的でロッカーを利用する場合、その発送荷物は必ず

ビニール袋等に入れてロッカー内に収めること。

六　宅配ロッカーを破損・損傷した場合は直ちに住宅理事長及び宅配ロッカー業者に届出ること。

七　居住者が転居や転売、賃貸等で移動する場合は、直ちに住宅理事長及び宅配ロッカー業者に届出ること。

八　その他、住宅理事長の指示に従うこと。

（食配ステーションの利用）

第４条　居住者は、各階の食配ステーションの利用にあたり次の事項を遵守しなければならない。

一　食配ステーションの利用は、居住者が食品宅配サービスの提供を受け、不在時に配達された食品等を一時保管及び容器等を返却する目的に限るものとすること。

二　次のものは保管しないこと。

イ　食品配達サービス会社が定める一時保管上の条件において、短時間で傷みやすく、又、腐敗しやすい食品等

ロ　臭気がきついもの

ハ　食配ステーションを汚したり傷をつけたりするような状態のもの

ニ　公序良俗に反する食品等、その他保管に適さないと認められる食品等

三　食配ステーションに保管された食品等の衛生上の管理や、盗難・紛失等の問題が生じた場合には、各使用者並びに食品宅配サービス提供会社にて、対処・解決すること。

四　食配ステーションの利用可能な業者は、住宅管理組合が基本契約を締結している業者とすること。

五　その他、住宅理事長の指示に従うこと。

（管理組合への届出事項）

第５条　居住者は、次の行為をするときは事前に住宅管理組合に届出なければならない。

一　専有部分を家族以外の第三者に占有させるとき（「第三者使用に関する届出書兼誓約書」（様式第三号））

二　区分所有権及び共有持分を第三者に譲渡するとき（「組合員資格変更届出書」

（様式第四号））

三　転勤、出張等により1月以上の長期にわたり留守にするとき（「不在届出書」（様式第五号））

（管理組合の承認事項）

第6条　居住者は次の行為をするときは事前に住宅管理組合に届出て、その承諾を得なければならない。

一　大型あるいは重量のある物（大型金庫等）の搬入及び備え付けをするとき（「重量物搬入・設置届出書」（様式第六号））

二　本物件内で行事、催し物等を行うとき（「行事・催し物等届出書」（様式第十八号））

（災害防止）

第7条　居住者は、災害防止のため以下の事項に留意しなければならない。

一　居住者は防犯・防火に充分注意し、外出の際は、施錠・火気の確認をすること。

二　盗難、火災発生の場合又は不審者を発見したときは、直ちに所轄官庁及び住宅理事長へ通報すること。

三　バルコニー等は緊急時の避難通路となるので第1条及び第2条に記載の事項を遵守して、常に支障のない状態にしておくこと。

四　火災、地震発生時に避難する際はエレベーターを使用してはならないこと。

（その他遵守事項）

第8条　居住者は、次の事項を遵守しなければならない。

一　道路に駐車しないこと。

二　専有部分又は共用部分を、法令又は住宅管理規約・諸細則に違反する態様で使用することを内容とする広告を行わないこと。

三　その専有部分を第三者に貸与する場合においては、あらかじめ、当該第三者に対し、住宅管理規約・諸細則のすべての内容を説明の上、それらの写し等を交付すること。

四　その他細則に定めのない事項及び不明な点については住宅理事長の指示に従うこと。

（仕事場としての使用）

第9条　住宅管理規約第 12 条の許可を受けた居住者は、その専有部分を当該居住者の仕事場として使用するにあたり次に掲げる事項を遵守するものとする。

一　当マンションは、居住用のマンションであることを認識し、騒音・臭気、衛生、風紀等に関し、他の居住者に対し充分な配慮をしなければならない。

二　外壁及び共用部分（ガラス・玄関扉への貼り紙等も含む。）への広告物の提出・掲示を行ってはならない。又拡声器等による宣伝・広告等を行ってはならない。

イ　仕事場の表示等を設置する場合には、所定の集合郵便受に通常の形態で設置するものとし、窓ガラス・外壁等に設置してはならない。

ロ　集合郵便受に設置する名札については、当該居住者の個人名と併記して、郵便物を受領する目的に限り、様式第二〇号の書面に記入した名称の名札を掲げることができるものとする。

三　仕事場に関する苦情等が発生した場合は、当該居住者は、その責任において解決にあたるものとする。

四　次に記載する事項は禁止する。

イ　不潔な物品、悪臭を発する物品を持込むこと。

ロ　他の居住者の居住環境を害するような行為。

五　住宅管理組合又は住宅管理組合より管理を受託した者は、当該居住者が次の各号に掲げる損害を受けても、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

イ　共用設備の保守点検及び工事による作業時間の制約その他作業上の損害。

ロ　共用設備の不可抗力による故障等に起因する作業時間の制約その他作業上の損害。

ハ　前各号に定めるほか、住宅管理組合又は住宅管理組合より管理を受託した者の責めに帰することができない事由による損害。

（床が石（またはタイル）貼仕様の場合の留意事項）

第10条　居住者は、住戸専有部分の床が石（またはタイル）貼仕様の場合、以下の事項に留意しなければならない。

一　使用する椅子等の可動家具については、足の底部に防音用フェルトその他引きずり音の発生を防止する部材を貼付すること（日常の使用に際して移動を行わない家具、及びキャスター付家具のキャスター部分は除く。）。

二　可動式家具、キャスター付家具使用の際には、下階への音伝播に配慮し、静か

に移動を行うとともに、玄関及びシューズインクローク部分を除き、住戸内で土足歩行を行わないこと。

（細則の改廃）

第１１条　細則の変更又は廃止は、住宅総会の決議による。

附　則

（附則）

第１条　本細則は、住宅管理規約発効日より実施する。

専用使用部分工事等施工基準

プラウドタワー武蔵小金井クロス使用細則第 1 条十三号に基づき、住宅管理規約及び使用細則の規定にかかわらず、専用使用部分の工事等について遵守すべき事項を次のとおり定める。

（承認事項）

第１条　次の工事の場合、あらかじめ「専用使用部分工事申請書」（様式第七号）を住宅理事長に提出し、書面による承認を受けなければならない。

一　専用庭内における造園工事（以下「造園工事」という。）

二　バルコニー、専用庭内における設置造形物・設置附加物の設置・変更・除却・模様替え

三　冷媒管を保護・被覆する為のエアコン配管カバーの設置またはバンド等による固定をする場合

（双方とも躯体にカールプラグで固定する場合）で長さ 25 ㎜を超えるカールプラグを用いての工事

四　窓ガラス用フィルムの貼付

五　住宅管理規約第24条第 2 項に基づく防犯、防音又は断熱ガラスへの取り替え工事

2　前項の申請においては次の内容を明示した設計図・仕様書及び工程表を添付する

一　植栽の種類・数量等

二　設置造形物（照明具・プランター等）の内容・数量・設置位置・設置方法

三　設置附加物（置敷タイル等の床材・椅子・テーブル）・窓ガラス用フィルム

防犯、防音又は断熱ガラスの内容・数量・設置位置・設置方法（窓ガラス用フィルムについてはサンプルを添付）

四　工事業者

（届出事項）

第２条　次の工事の場合、あらかじめ「追加錠等設置届出書」（様式第十九号）を住宅理事長に届出なければならない。

一　玄関扉に追加の錠を設置する場合

2　次の工事の場合、あらかじめ「非常・防犯・救急通報機器設置届出書（様式　非・第一号）」を住宅理事長に届出なければならない。

一　住戸内での非常・防犯・救急時等の異常事態を警備会社等へ通報するため、当該通報機器を住宅情報盤（セキュリティインターホン）に結線工事を行う場合。

（遵守事項）

第３条　造園工事及び模様替えの内容は、次の要件を満たすものでなければならない。

一　建物の外観上、美観を損ねるような工事を行なってはならないこと。

二　将来的に隣接地又は他のバルコニー若しくは他の住戸又は共用部分へ越境する可能性のないものとすること。

三　造園工事の場合は植栽・設置物ともそれぞれ上階のバルコニーのコンクリートスラブの高さを越えることがなく維持管理が可能なものにすること。それ以外の植栽・設置物等は床面より 1.2m以下とし、手摺り等の上端までの高さを越えることがなく維持管理が可能なものにすること。又、この範囲であっても幼児等の転落事故が生じる位置・形状の植栽・設置物等（足掛かりとなる格子状フェンスを含む）は設置しないこと。

四　他の住戸の居住者に害虫・臭気等の害を及ぼすことのないものとすること。又、植栽・設置物等が風水害・地震等により容易に落下・飛散・転倒しないよう設置し、管理しなければならないこと。なお、置敷タイル・ウッドデッキパネルを設置する場合は、地域、階数、手摺形状に応じたメーカーが定める有効な飛散防止対策を施すこと。

五　容易に除去できるものとし、造園工事にあっては強固な、又は広範囲についてのコンクリート工事（モルタル工事含む。）を行うことはできない。又、それ以外の箇所における設置造形物の設置にあっては床面コンクリートスラブや壁面等に構造上・防水上影響を及ぼす工事（住宅管理規約発効時より設置されているものを除く。）や、固定式の花壇・土砂・砂利の搬入を行うことはできない。

六　建築（増築）確認を要する構築物の設置は行なうことはできない。

七　避難通路（専用使用部分のうち、避難に必要な有効幅 60 ㎝以上若しくは法令の定める幅員の通路）や避難器具の開口部の大きさ・操作面積・降下空間・隔壁板周辺の避難経路が明瞭に確保されるよう計画し、維持管理しなければならないこと。又実際の避難に支障をきたす物品や灯油その他の危険物を設置してはならない

こと。

八　排水処理に支障がなく、通風の妨げとならぬよう計画しなければならないこと。その他に排水路（排水溝）・排水口（ルーフドレイン・オーバーフロー管）を確保し、特にバルコニーについては常に床面の乾燥に努め、排水性能を維持しなければならないこと。（裏面素材に耐候性・耐食性樹脂の下地マットが加工されたユニット式の置きタイル・ウッドデッキパネル以外の床材は禁止。）

九　全体管理組合及び住宅管理組合が行う大規模修繕工事・消防設備点検等に際して、植栽・設置物の取り除き等の必要が生じた場合は、自己の責任と負担で行うほか、住宅理事長の指示に従うこと。

2　エアコン配管カバーの設置、またはバンド等により躯体に固定する場合には、外観に影響を及ぼさないような形状、色とし、美観を損ねるような設置（固定）を行なってはならない。また、カールプラグは、外壁がタイル貼である場合には目地部分に設置すること。

3　窓ガラス用フィルムの貼付については、分譲事業者が分譲時にオプション設定した製品及びこれに準じた透明度（可視光線透過率 75%以上かつ可視光線反射率 12%以下）を有する製品とする。それ以外の理由で分譲時に設置されていた窓ガラス用フィルムを貼付し直す場合については、同等の製品を貼付するものとし、建物の外観に影響を及ぼし又は美観を損ねるような貼付を行なってはならない。また、熱線を吸収し熱割れの可能性があるものは施工してはならない。

4　防犯、防音又は断熱ガラスへの取り替えについては、次の条件を全て満たす場合に限りできるものとする。ただし、障子（サッシ可動部のアルミフレームをさす。）の構造上、装着できるガラスの厚みに制限があるので、単板ガラスの場合などその箇所によっては防犯、防音又は断熱ガラスへの取り替えができない場合があること。なお、取り替えを行った場合の窓ガラスは、専有物として当該住宅区分所有者に帰属せず、当マンションの共用部分とみなすものとする。

一　窓枠・障子の変更・加工・取り替えを一切ともなわないこと。

二　既設の障子（室内側の額縁部分は除く。）への内窓または外窓の増設はできないこと。

三　FIX 窓については、足場がない場合、外側の防水コーキングができないため、ガラスの取り替えができないこと。

四　分譲時に設置されていた窓ガラスと比べて、ガラスの透明度が外観上著しく異ならないこと。

五　建築基準法等の法令またはプライバシーの保護により、窓ガラスが網入り、型板ガラスである箇所及び偏光フィルムを貼付している箇所がある場合には、変更後もその効用が損なわれないものであること。また、ガラスブロックまたは偏光ガラスである箇所は変更できない。

5　追加錠については外観に影響を及ぼさないように形状は下記のものと同等のものを基本とする。(参考メーカー:美和ロック　品番:NDR)

なお、玄関扉の錠の交換及び玄関扉への追加の錠の設置をした場合は、遠隔監視システムに支障のないよう、住宅管理組合の指示に従い、遠隔監視システムに関係する警備会社との必要な手続きを行う。

6　非常・防犯・緊急通報機器の住宅情報盤(セキュリティインターホン)への結線工事の施工者は、住宅理事会が指定する者に限るものとし、所定の方法により行う。

(植栽管理)

第4条　造園工事・模様替えに伴い設置した植栽等の管理にあたっては、自ら日常管理を充分行うとともに、定期的な消毒・除虫・除草・剪定等について植栽業者に委託する場合は、当該委託費用を支払わなければならない。

(承認手続)

第5条　住宅理事長は承認を行う場合には、住宅管理規約第17条の規定を準用する。

附　則

第1条　本専用使用部分工事等施工基準は、住宅管理規約発効日より実施する。

二　本専用使用部分工事等施工機運は、2021年7月31日より改定、施行する。

第2条　野村不動産リフォーム株式会社が分譲事業者に申請した新築リフォーム(分譲事業者が分譲時にインテリアセレクションとして設定した工事を含む。)については、本専用使用部分工事等施工基準の効力が発生する以前に売主より承認されたものに限り、本専用使用部分工事等施工基準第1条及び第2条を適用しない。

ペットの飼育に関する使用細則

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約（以下「住宅管理規約」という。）第20条の規定に基づき、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合は、ペットの飼育に関して次のとおりペットの飼育に関する使用細則（以下「細則」という。）を定める。本細則の用語の意義は、住宅管理規約における用語と同一とする。

（目　的）

第1条　本細則は、ペットを飼育する者と飼育しない者が共に心地よく対象物件内で生活できる環境を形成するために、ペットを飼育するにあたり飼育者が遵守すべき事項を定めることを目的とする。

（ペット飼育者）

第2条　ペット飼育者とは、住宅区分所有者若しくはその同居人又は専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人（以下「居住者」という。）のうちペットを飼育する者をいう。

（ペット飼育者の心構え）

第3条　ペットの飼育者は、次のことを常に心掛けねばならない。

一　他の居住者の立場や異なる考えを尊重し、快適な生活環境の維持向上を図ること。

二　ペットの本能・習性等を理解するとともに飼育者としての責任を自覚し、ペットを適正に飼育すること。

三　動物の愛護及び管理に関する法律、同法律施行令、狂犬病予防法、対象物件の所在する各都道府県の動物の愛護及び管理に関する条例その他関係法令等に規定する飼い主の義務を遵守すること。

（飼育できるペットの種類）

第4条　居住者が飼育することができるペットは以下のものに限るものとし、住宅理事長により承認を受けるものとする。ただし、脚注1に定める特定動物の飼育は禁止とする。なお、第一号乃至第三号は申請を要しない。

一　水槽の中で飼育する観賞用の魚類

二　鳥かごの中で飼育する観賞用の鳥類(ただし、3 羽以内)

三　ケージ・水槽で飼育する愛玩用小動物(体長 20 ㎝以下で 2 匹以内)

四　成猫の状態で体高(㎝)と体重(kg)の積の値が 260 以下の猫(以下「小型猫」という。)

五　脚注 2 に掲げる「小型犬種」の犬(以下「小型犬種」という。)「小型犬種」以外の犬の場合、成犬の状態で体高(㎝)と体重(kg)の積の値が 260 以下の犬(以下「小型犬」という。)かつ、ケージ・キャリーバッグ・カート等に収納でき移動ができること。

※体長は鼻の先もしくは頭の先から尻尾の付根までをさす。

※体高は肩部の最高点より　地上までの垂直の高さをさす。

2 「小型犬種」以外の犬で幼犬について、成長し前項第五号の基準値を超えた場合、飼育禁止の処置を講じる。

3 飼育可能な犬猫の数量は、1住戸につき合計数量2匹以内とする。

4 毒性を有するものは不可とする。

5 飼育することのできるペットの種類及び数量については、住宅管理規約第45条の住宅総会の決議を経て設定又は変更することができる。この場合、住宅理事会は利害関係を有するペット飼育者に意見を聴取することができる。

(ペット飼育者の遵守事項)

第5条　ペット飼育者は、以下の各号に定める事項を遵守し、ペットを適正に飼わなければならない。

一　犬、猫等には必要なレベルの「しつけ」を行うこと。

二　犬を飼育する場合、むやみに吠えさせないこと。

三　犬、猫等のシャンプーや入浴等については脱毛により排水管が詰まることのないよう配慮すること。

四　犬、猫を飼育するペット飼育者は、その所有する専有部分より24時間以上離脱する場合には当該ペットを持参すること。

五　犬、猫その他床の歩行に音を伴うことのあるペットを飼う場合は、専有部分において周辺住戸に音の迷惑をかけないよう、十分配慮すること。

六　ペット飼育者は、犬、猫等には、不妊・去勢手術等の繁殖制限措置を行うよう務め、販売等を目的にペットを繁殖させないこと。

七　ペット及び飼育環境は常に清潔を保ち、疾病の予防、ノミ・ダニ等の害虫の発生

防止、必要な定期検診の受診、伝染病疾病を予防するワクチンの接種など健康管理に努めること。犬は狂犬病予防法第5条に定める予防注射（以下「狂犬病予防注射」という。）を毎年接種させること。ペットが伝染病にかかった場合は、獣医の指示に従い、当該ペットを隔離するなど適切な措置を講ずること。

八　前号の狂犬病予防注射の接種後、犬の飼育者は動物病院・保健所等が交付する注射済票の写しに飼育者名、住戸番号、提出日を記入の上、毎年、細則第6条に定めるペット委員会の委員長（以下「ペット委員会委員長」という。）に提出すること。

九　ペットが死亡した場合には、適切な取扱いを行うこと。

十　地震、火災等の非常災害時には、ペットを保護するとともに、ペットが他の居住者に危害を及ぼさないように留意すること。

十一　飼育マナー向上のため、飼育者同士互いに声を掛け合い、また自身もマナー向上に努めること。

2　ペット飼育者は敷地及び共用部分等でのペットの取扱いについて以下の各号に定める事項を遵守すること。

一　敷地内(歩道状空地を除く)及びペットの同伴ができる共用部分内(ペット床歩行可能エリアを除く)においては、ペットはケージ・キャリーバッグ・カート等に収納し床を歩行させないこと。また他の居住者に迷惑、危害を与えないようにすること。

二　敷地内及び共用部分内で、ペットの同伴が認められているエリアは、「別図第３ペット同伴区分エリア図」に従うこと。

三　ペットを同伴して外出から帰ったときは、ペットに付着した汚れ・水分を拭き取り、砂・泥・水気等を建物内に持ち込まないこと。

四　共用部分ではバルコニー等の専用使用部分を含め、ペットに餌や水を与たり、排泄をさせないこと。

五　共用部分ではバルコニー等の専用使用部分を含め、ペットの毛や羽の手入れ、ケージ・ペット用品等の掃除等を行わないこと。なお、自己の専有部分内で、ペットの毛や羽の手入れ、ケージ・ペット用品等の掃除を行う場合は、必ず窓を閉めるなどして、毛や羽等の飛散を防止すること。

六　バルコニー等の専用使用部分にはペットを出さないこと並びにペットの排泄物及びその砂等を放置しないように管理すること。

七　植栽等の中へペットを入れない。植栽等の中で糞尿の排泄をさせることは厳禁とする。万一、犬、猫等が植栽、廊下、階段、エレベーター等の共用部分や敷地内で排泄した場合は、糞尿を処理するとともに、排泄箇所を水でよく洗い流す等衛生的

な後始末を行うこと。

3　前項第一号の定めにかかわらず、ペットの飼育開始後に、ペット飼育者が、身体の障害その他健康上の事由・加齢に伴う体力上の事由により、敷地内及び共用部分において飼育するペットをケージ・キャリーバッグ・カート等に収納して移動することができなくなった場合、ペット飼育者は、別に定める「ペットの共用部歩行に関する申請・承認書（様式　第十七号）」により住宅理事長に申請し、次項の手続きを経て承認を受けた場合に限り、第5項の条件の範囲内でペットに床を歩行させることができる。

4　住宅理事長は前項による申請について、承認又は不承認しようとするときは、「ペットの共用部歩行に関する申請・承認書（様式　第十七号）」を所定の掲示場所に2週間掲示し、居住者の縦覧に供した上で住宅理事会の決議を経なければならない。

5　住宅理事長は第3項の承認をした場合には、必要に応じて、歩行範囲・期間などについて条件を付すことができる。

（ペット委員会）

第６条　住宅管理組合は、ペット飼育者のマナー向上を図り、ペット飼育者と非飼育者が共に心地よく生活できる環境と居住者間の良好なコミュニティを形成するために、ペット委員会を設けるものとし、その役割は次の通りとする。

一　ペット委員会の会員（以下「会員」という。）以外の居住者及び近隣住民にも、ペットを飼育することへの理解を得られるように務めること。

二　会員相互の友好を深めると共に、適正にペットを飼育するための知識を広めること。

三　共用施設や周辺の環境及び衛生の保持に努めること。

四　ペット飼育者及びペットの飼育を希望する居住者の相談窓口となること。

五　住宅管理組合への助言、相談窓口となること。

六　ペット飼育者が本細則に違反し、他の居住者及び近隣住民に迷惑や危害を与えた場合、当該ペット飼育者を指導し、住宅管理組合とともに解決を図ること。

七　住宅管理組合に対し、会員の状況及び活動内容について適宜報告すること。

2　ペット委員会は、犬・猫の飼育者全員、住宅管理組合が入会を必要と認めたその他の動物の飼育者及び入会を希望する居住者で構成するものとし、犬・猫の飼育者及び住宅管理組合が入会を必要と認めたその他の動物の飼育者は、全員ペット委員会に入会しなければならない。また、これらのペットを飼育したままの退会はできない。

3　ペット委員会の運営については、ペット委員会会則を別に定める。

（ペット委員会への活動支援）

第７条　住宅管理組合は、ペット委員会の円滑な活動が困難であると認められる場合、住宅管理規約第４５条の住宅総会の決議を経て、専門的知識を有する者にペット委員会への助言、指導その他の援助を求めることにより、ペット委員会の活動を支援することができる。

２　前項のペット委員会の活動支援に要する費用は、住宅管理費より充当する。

（犬の飼育に関する助言・指導）

第８条　犬の飼育者は、自らの判断により必要に応じて、前条の専門的知識を有する者より、しつけ等の助言、指導を受けるなど飼育マナーの向上に努めるものとする。これに要する費用は当該飼育者の負担とする。

（標識の設置）

第９条　犬・猫の飼育者は、住宅管理組合が発行するステッカーをメールボックスの所定の位置に貼付しなければならない。

２　前項のステッカーは、別に定める「ペット飼育申請・承認書」（様式第十五号）の写しに添えて住宅理事長が交付する。

（飼育終了時の届出）

第１０条　犬・猫の飼育者は、当該ペットの死亡その他の事由により飼育を終了した場合、直ちにペット委員会委員長に「ペット飼育終了届（様式　第十六号）」により、飼育を終了した旨を届出なければならない。

２　ペット委員会委員長は前項により「ペット飼育終了届（様式　第十六号）」を受領後、会員の異動を把握するなど内容を確認し、遅滞なく住宅理事長に当該「ペット飼育終了届（様式　第十六号）」原本を受け渡す。

（監督責任）

第１１条　専有部分又は敷地若しくは共用部分内で起きた咬傷事故、破損、泥・糞尿等による汚損、臭気、病気の伝染等については、当該ペット飼育者の責任と負担において誠意をもって処理・解決しなければならない。

（ペット飼育者に対する指導、禁止等）

第１２条　ペット飼育者が本細則に違反したり、他の居住者又は近隣住民に迷惑や危険を及ぼし、解決が図れないときは、住宅理事長は当該ペット飼育者を指導することができる。

２　前項の指導にもかかわらず、問題が解決されない場合は、住宅理事長は住宅理事会の決議を経て当該ペット飼育者に対しそのペットの飼育を禁止することができる。この場合、住宅理事会はペット委員会に意見を聴取することができる。

３　ペットの飼育を禁止されたペット飼育者は、新たな飼育者を探すなど、速やかに適切な措置をとらなければならない。

（本細則の改廃）

第１３条　細則の変更又は廃止は、住宅総会の決議による。

脚注１

「動物の愛護及び管理に関する法律」ならびに「同法律施行令」第１条において、「特定動物」として指定を受けているもの及びその指定を受けたもののミックス。（別表ペット第１「特定動物の範囲」を参照。なお、「特定動物」の内容は、平成26年２月１日施行のものであり、将来、変更された場合は、変更後の内容によるものとします。）

別表ペット第１　特定動物の範囲（「動物の愛護及び管理に関する法律施行令」第１条関係）

科名	種名
一　哺乳綱	
（一）霊長目	
おまきざる科	ホエザル属全種　クモザル属全種　ウーリークモザル属全種　ウーリーモンキー属全種
おながざる科	マカク属全種　マンガベイ属全種　ヒヒ属全種　マンドリル属全種　ゲラダヒヒ属全種　オナガザル属全種　　パタスモンキー属全種　コロブス属全種　プロコロブス属全種　ドゥクモンキー属全種　コバナテングザル属全種　テングザル属全種　リーフモンキー属全種
てながざる科	てながざる科全種

ひと科	オランウータン属全種　チンパンジー属全種　ゴリラ属全種
（二）食肉目	
いぬ科	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアカオオカミ及びアビシニアジャッカル　タテガミオオカミ属全種　ドール属全種　リカオン属全種
くま科	くま科全種
ハイエナ科	ハイエナ科全種
ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャングルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル及びアジアゴールデンキャット　オオヤマネコ属全種　ヒョウ属全種　ウンピョウ属全種　チーター属全種
（三）長鼻目	
ぞう科	ぞう科全種
（四）奇蹄目	
さい科	さい科全種
（五）偶蹄目	
かば科	かば科全種
きりん科	キリン属全種
うし科	アフリカスイギュウ属全種　バイソン属全種
二　鳥綱	
（一）だちょう目	
ひくいどり科	ひくいどり科全種
（二）たか目	
コンドル科	カリフォルニアコンドル　コンドル　トキイロコンドル
たか科	オジロワシ　ハクトウワシ　オオワシ　ヒゲワシ　コシジロハゲワシ　マダラハゲワシ　クロハゲワシ　ミミヒダハゲワシ　ヒメオウギワシ　オウギワシ　パプアオウギワシ　フィリピンワシ　イヌワシ　オナガイヌワシ　コシジロイヌワシ　カンムリクマタカ　ゴマバラワシ ボネリークマタカ　ソウゲンワシ　モモジロクマタカ　サンショクウミワシ　クマタカ
三　爬虫綱	
（一）かめ目	
かみつきがめ科	かみつきがめ科全種
（二）とかげ目	
どくとかげ科	どくとかげ科全種
おおとかげ科	ハナブトオオトカゲ　コモドオオトカゲ
ボア科	ボアコンストリクター　アナコンダ　アメジストニシキヘビ

	インドニシキヘビ　アミメニシキヘビ　アフリカニシキヘビ
なみへび科	ブームスラング属全種　アフリカツルヘビ属全種　ヤマカガシ属全種　タチメニス属全種
コブラ科	コブラ科全種
くさりへび科	くさりへび科全種
（三）わに目	
アリゲーター科	アリゲーター科全種
クロコダイル科	クロコダイル科全種
ガビアル科	ガビアル科全種

脚注２

小型犬種
●チワワ●マルチーズ●ポメラニアン●ヨークシャー・テリア●狆（ちん）●ペキニーズ●ミニチュア・ダックスフンド●トイ・マンチェスター・テリア●シルキー・テリア●ブリュッセル・グリフォン●パピヨン●チャイニーズ・クレステッド・ドッグ●イタリアン・グレイハウンド●ビション・フリーゼ●ミニチュア・ピンシャー●キング・チャールズ・スパニエル●ノーフォーク・テリア●ジャック・ラッセル・テリア●シー・ズー●ラサ・アプソ●日本テリア●ケアーン・テリア●パグ●トイプードル●キャバリア・キング・チャールズ・スパニエル●ミニチュア・シュナウザー●シーリハム・テリア●シッパーキー●ウエスト・ハイランド・ホワイト・テリア●スカイ・テリア●ダンディ・ディンモント・テリア●シェットランド・シープドッグ●スコティッシュ・テリア●レークランド・テリア●ワイア・フォックス・テリア●スムース・フォックス・テリア●ウェルシュ・コーギー

附　則

第１条　本細則は、住宅管理規約発効日より実施する。

第２条　本細則の発生する以前に、施行者の指定する者及び分譲会社において、管理規約及び本細則に定める飼育ができるペットにつき、「ペット飼育申請・承認書（様式第十五号）」により承認した申請については、管理組合が追認し承継するものとする。

２　従前権利者のうち引渡しを受ける以前からペットを飼育する者がいた場合、現有していたペット一代限りについて、細則第４条第１項第４号及び第５号並びに同条第３項は適用しないものとする。

第3条　ペット委員会は、初回の引渡しのあった日から住宅管理組合第1期通常総会開催まで、細則第7条（ペット委員会への活動支援）の位置付けとして、専門的知識を有する者による運営のサポートを受けるものとする。なお、住宅管理組合第 1 期通常総会開催後、引き続きこのサポートを受ける場合は新たに住宅管理規約第45条の住宅総会の決議を要するものとする。

第4条　犬の飼育者は、細則第 8 条の専門的知識を有するものとして、株式会社ライフアシストの運営する「ライフアシストクラブ」に加入し、飼育に関する助言、指導を受けることができる。これに要する費用（世帯あたり入会金 5,000 円・月会費 800 円・いずれも消費税を含む。）は当該飼育者の負担とする。

ペット委員会会則

プラウドタワー武蔵小金井クロスペットの飼育に関する使用細則（以下、本会則において「使用細則」という。）第6条第3項に基づきペット委員会会則（以下「本会則」という。）を次のとおり定める。

（目　的）

第１条　プラウドタワー武蔵小金井クロスにおいて、ペット飼育者が互いに友好を深め、自主的に自らの飼育のマナー向上を図ることで、ペット飼育者と非飼育者が共に心地よく生活できる環境と、居住者間の良好なコミュニティを形成することを目的とし、適正にペット委員会を運営する上での必要な事項を定めるものとする。ペット飼育者が互いに友好を深め、自主的に自らの飼育のマナー向上を図ることで、ペット飼育者と非飼育者が共に心地よく生活できる環境と、居住者間の良好なコミュニティを形成することを目的とし、適正にペット委員会を運営する上での必要な事項を定めるペット飼育者が互いに友好を深め、自主的に自らの飼育のマナー向上を図ることで、ペット飼育者と非飼育者が共に心地よく生活できる環境と、居住者間の良好なコミュニティを形成することを目的とし、適正にペット委員会を運営する上での必要な事項を定める。

（構成員）

第２条　ペット委員会の構成員は、使用細則第6条第2項の定めによる。

（会則等の遵守義務）

第３条　ペット委員会に加入した者（以下「会員」という。）は住宅管理規約第２０条、使用細則及び本会則を遵守しなければならない。

（役員）

第４条　ペット委員会に次の役員を置く。

一　委員長を1名置き、会の総括をつかさどる。

二　副委員長を1名置き、委員長を補佐し、委員長不在のときは委員長代理を務める。

三　会計を1名置き、ペット委員会の経理を担当する。

2　役員（委員長、副委員長、会計を含む。以下同じ。）は3名とする

3　役員は住宅区分所有者のうちから、ペット委員会の総会で選任する。

4　委員長、副委員長、会計は役員の互選により選任する。

5　第2項の定めにかかわらず、会員が3名に満たない場合は、委員長が副委員長、会計を兼務する。

6　本会則第 15 条第1項の場合、監事を1名置く。

（役員の任期）

第5条　役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2　役員に欠員が生じたときは、役員の協議による指名にて補充するものとし、新任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　役員が住宅区分所有者でなくなったとき又はペットの飼育を中止したときは、その役員はその地位を失う。

4　任期の満了、前項による地位の喪失、または辞任等によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間、引き続きその職務を行う。

（役員の誠実義務）

第6条　役員は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

（役員の任務）

第7条　役員は、使用細則第6条に基づき、次の任務を行う。

一　委員長は、別に定める「ペット飼育申請・承認書（様式第十五号）」の写しを、住宅理事長より受領し適正に管理すること。

二　委員長は犬を飼育する会員から、使用細則第5条第1項第八号に定める予防注射の注射済票の写しを住宅管理組合に代行して受領し、保管すること。

三　使用細則第10条に定める「ペット飼育終了届出書（様式第十六号）」を受領し、会員の異動を把握するなど、内容を確認した後に、住宅理事長に届出原本を渡すこと。

四　住宅管理規約第45条に定める住宅総会に出席し、本会則第10条第4項に定める事項を報告し、第10条第5項に定める議決事項を付議すること。

五　住宅理事長からの資料請求に対し、遅滞なく応じること。

六　居住者から会員の飼育方法等に関する苦情が出た場合、速やかに役員間で協議し、当事者に事実の確認を行い、住宅管理組合と協力して飼育方法についての指導を行う等して苦情の解決にあたること。

七　ペット委員会の総会提出議案の作成

八　住宅管理組合、ペット飼育者、及びペット飼育希望者からのペットの飼育に関する助言、相談窓口となること。

九　その他ペット委員会の運営に関する事項

2　前項第四号から第九号の任務遂行に際して、各役員は適宜協議を行う。

3　本会則第5条第1項の定めにかかわらず、役員は自らの任期後といえども、後任の役員と共に住宅管理規約第 45 条に定める住宅総会に出席し、第1項第四号の任務を遂行する。

（ペット委員会の総会）

第8条　ペット委員会の総会は全会員で組織する。

2　ペット委員会の通常総会は、毎年、住宅管理規約第 45 条に定める住宅総会の開催までに開催する。

3　委員長は他の役員との協議を経て臨時総会を招集することができる。

4　会員が会員総数の5分の1以上にあたる会員の同意を得て、会議の目的を示してペット委員会の総会の招集を請求した場合には、委員長は遅滞なくペット委員会の臨時総会の招集をしなければならない。

5　ペット委員会の総会の議長は委員長が務める。

（議決権）

第9条　各会員の議決権は、住戸1戸につき、各1個の議決権を有する。

2　会員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。

3　会員が、代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人は、その会員と同居する者、他の会員若しくはその会員と同居する者でなければならない。

（ペット委員会の総会の会議及び議事）

第10条　ペット委員会の総会の会議は、前条第1項に定める議決権総数の半数以上を有する会員が出席しなければならない。

2　ペット委員会の総会の議事は、出席会員の議決権の過半数で決する。

3　第９条第2項の書面又は代理人によって議決権を行使する者は前2項における出席会員とみなす。

4　次の各号に掲げる事項については、ペット委員会の通常総会において必ず議案とする。

一　住宅総会にて報告するペット委員会の活動報告の案について（「会員の異動」、「狂犬病予防接種の接種状況」、「主なトラブルとその解決」、「その他活動事項」）

二　新任役員の選任

5　第2項の定めにかかわらず、次の各号に掲げる事項については、ペット委員会の総会において議決権総数の4分の3以上で決する。

一　本会則の変更又は廃止についての住宅管理規約第 45 条に定める住宅総会への付議

二　本会則第 15 条第1項に定める事項

（ペット委員会の総会議事録の作成、保管等）

第１１条　ペット委員会の総会の議事について委員長は議事録を作成しなければならない。

2　委員長は、議事録を保管し、居住者の書面による請求があったときは、議事録の閲覧をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

（委員会活動）

第１２条　会員は役員の招集に基づき、使用細則第6条のペット委員会の役割を遂行する目的で会合を開き、委員会活動を行うことができるものとする。

（外部機関による運営サポート）

第１３条　ペット委員会の潤滑な運営を図るために、ペット委員会設立後、使用細則に基づき、専門的知識を有する者による運営のサポートを受けるものとする。

（運営費）

第１４条　ペット委員会の活動費用については、住宅管理規約第 29 条第1項第十号に基づき、同第 27 条に定める住宅管理費から充当するものとする。ただし、当該費用はペット委員会の開催に要する会場費、事務費に限るものとする。

（会計）

第１５条　前条の定めにかかわらず、ペット委員会は本会則第１０条第5項に定める総会の決議を経て、ペット委員会の会計を設けることができるものとし、この場合、ペット委員会は次の各号に定める業務を行うものとする。

一　会員より会費を徴収すること。会費の額、支払方法、徴収日等については、別に定めるところによるものとする。

二　会計年度を定めること。会計年度については、別に定めるところによるものとする。

三　前号に定める会計年度毎に収支予算案を作成し、ペット委員会の総会に提出し、その承認を得ること。収支予算を変更しようとするときは、委員長がその案をペット委員会の臨時総会に提出し、その承認を得るものとする。

四　毎会計年度の収支決算案について、本会則第4条第6項に定める監事による会計監査を経てペット委員会の総会に報告し、その承認を得るものとする。

五　会計業務を遂行するため、ペット委員会印を作製し、ペット委員会の預金口座を開設する。ペット委員会印及び預金口座の管理は委員長及び会計が分別して行うものとする。

六　会計帳簿及びその他帳票類を作成して保管し、会員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これらを閲覧させるものとする。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができるものとする。

2　前項の場合、ペット委員会における収入は、前条に定める住宅管理費から充当されるもの及び前項第一号に定める会費によるものとし、その支出は、ペット委員会の活動経費に充当するものとする。

附　則

（本会則の発効）

第１条　本会則は、住宅管理規約発効日より実施されるものとし、ペット委員会は住宅管理組合の設立と同時に設立されるものとする。

共用施設使用細則

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約（以下「住宅管理規約」という。）第18 条の規定に基づき、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合は、共用施設の使用に関して、次のとおりプラウドタワー武蔵小金井クロス共用施設使用細則（以下「細則」という。）を定める。本細則の用語の意義は、住宅管理規約における用語と同一とする。

（共用施設）

第１条　本細則の対象となる共用施設（以下「共用施設」という。）は、次のとおりとする

①ライブラリー＆カフェラウンジ （イースト　4F）

②アトリエコモレビ（イースト　3F）

③フィットネススタジオ・ヨガスタジオ・フィットネスラボ（イースト　3F）

④キッズフォレスト（ウエスト　4F）

⑤スカイワークサロン（イースト　20F）

⑥スカイビュースイート(ゲストルーム)（イースト　20F）

⑦リラクゼーションスイート(ゲストルーム)（イースト　3F）

⑧ジャパニーズスイート(ゲストルーム)（ウエスト　20F）

⑨パーティーラウンジ（ウエスト　20F）

⑩635 ベース （ウエスト・イースト　2F）

（使用者の定義）

第２条　共用施設を使用できる者（以下「使用者」という。）は、次のとおりとする。

一　住宅管理組合

二　住宅区分所有者若しくはその同居人又は専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人（以下「居住者」という。）

三　居住者の同伴者（以下「同伴者」という。）

ただし、第13条の使用制限及び禁止事項に該当する者の使用を除く。

四　その他住宅理事長が特に使用を承認した者

（使用目的）

第３条　使用者は、住宅理事長が特に認める場合を除き、共用施設を次に掲げる目的以外に使用することはできない。

番号	共用施設	使用者 （第2条）	使用目的（可＝○　不可＝×）		
①	ライブラリー＆カフェラウンジ （イースト　4F）	（二）（四）	ア　居住者の読書、勉学、休憩等のための使用		
			飲み物：○	飲酒：×	喫煙：×
②	アトリエコモレビ （イースト　3F）	（一）（二） （四）	ア　管理組合活動としての使用 イ　居住者の談笑、休憩、コミュニティ形成や懇談、会合等のための使用 ウ　区分所有者及び地域住民の利便性向上の目的のための使用（イベント時に限る）		
			飲食：○	飲酒：×	喫煙：×
③	フィットネススタジオ （イースト　3F）	（一）（二） （四）	ア　管理組合活動としての使用 イ　居住者の健康促進、コミュニティ形成、サークル活動のための使用		
			飲み物：○	飲酒：×	喫煙：×
③-2	ヨガスタジオ （イースト　3F）	（一）（二） （四）	ア　管理組合活動としての使用 イ　居住者の健康促進、コミュニティ形成、サークル活動のための使用		
			飲み物：○	飲酒：×	喫煙：×
③-3	フィットネスラボ （イースト　3F）	（一）（二） （四）	ア　管理組合活動としての使用 イ　居住者の健康促進、コミュニティ形成、サークル活動のための使用		
			飲み物：○	飲酒：×	喫煙：×
④	キッズフォレスト （ウエスト　4F）	（一）（二） （四）	ア　管理組合活動としての使用 イ　子供の遊び場としての使用、責任者・保護者の休憩、懇談、その他居住者のコミュニティ形成のための使用		
			飲食：○	飲酒：×	喫煙：×
⑤	スカイワークサロン （イースト　20F）	（二）（四）	ア　居住者の読書、勉学、眺望鑑賞、休憩のための使用		
			飲み物：○	飲酒：×	喫煙：×
⑥	スカイビュースイート(ゲストルーム) （イースト　20F）	（二）（三） （四）	ア　居住者及びその同伴者のための使用		
			飲食：○	飲酒：○	喫煙：×
⑦	リラクゼーションスイート(ゲストルーム) （イースト　3F）	（二）（三） （四）	ア　居住者及びその同伴者のための使用		
			飲食：○	飲酒：○	喫煙：×
⑧	ジャパニーズスイート(ゲストルーム) （ウエスト　20F）	（二）（三） （四）	ア　居住者及びその同伴者のための使用		
			飲食：○	飲酒：○	喫煙：×

番号	共用施設	使用者 （第2条）	使用目的（可＝○　不可＝×）		
⑨	パーティーラウンジ （ウエスト　20F）	（一）（三） （二）（四）	ア　管理組合活動としての使用 イ　居住者及びその同伴者の談笑、休憩、懇談、会合等のための使用		
			飲食：○	飲酒：○	喫煙：×
⑩	635 ベース （ウエスト・イースト 2F）	（二）（四）	ア　居住者の自転車等メンテナンスのための使用		
			飲食：×	飲酒：×	喫煙：×

（使用可能時間使用形態　等）

第4条　共用施設の使用可能時間、使用形態及び使用時間の制限等は次のとおりとし、使用形態は、使用可能時間内において、自由に出入りし利用できる使用（以下「フリー使用」という。）または事前の申込による使用（以下「貸切使用」という。）とする。

番号	共用施設	使用可能時間	使用形態 使用時間の制限等
①	ライブラリー＆カフェラウンジ （イースト　4F）	24 時間利用可能	住宅管理組合使用時を除き、 フリー使用
②	アトリエコモレビ （イースト　3F）	9:00～22:00	住宅管理組合使用時を除き、 フリー使用及び貸切利用可能 貸切利用の場合、一住戸 1 ヵ月当たり 2 日まで
③	フィットネススタジオ （イースト　3F）	9:00～22:00	住宅管理組合使用時を除き、 フリー使用
③-2	ヨガスタジオ （イースト　3F）	9:00～22:00	住宅管理組合使用時を除き、 フリー使用
③-3	フィットネスラボ （イースト　3F）	9:00～22:00	住宅管理組合使用時を除き、 フリー使用
④	キッズフォレスト （ウエスト　4F）	9:00～19:30	住宅管理組合使用時を除き、 フリー使用
⑤	スカイワークサロン （イースト　20F）	9:00～22:00	住宅管理組合使用時を除き、 フリー使用
⑥	スカイビュースイート(ゲストルーム) （イースト　20F）	一日利用 入室 15:00～ 退室～翌朝　10:00	貸切使用 一住戸 1 ヵ月当たり 2 泊まで
⑦	リラクゼーションスイート(ゲストルーム)	一日利用 入室 15:00～ 退室～翌朝　10:	貸切使用 一住戸 1 ヵ月当たり 2 泊まで

	（イースト 3F）	00	
⑧	ジャパニーズスイート(ゲストルーム) （ウエスト 20F）	一日利用 入室 15:00～ 退室～翌朝 10:00	貸切使用 一住戸 1ヵ月当たり 2 泊まで
⑨	パーティーラウンジ （ウエスト 20F）	【1日2枠制】 9:00～14:30 （午前の部） 16:30～22:00 （午後の部） 【使用不可時間】 14:30～16:30	一住戸 1ヵ月当たり 2 回まで ※「1枠で1回」と計算 ※「午前の部」と「午後の部」の通し利用可能（この場合、2枠分の利用となる。また、途中の清掃等は入らない）
⑩	635 ベース （ウエスト・イースト 2F）	24 時間利用可能	住宅管理組合使用時を除き、 フリー使用

2 使用時間につき、貸切使用並びにパーティーラウンジ、ゲストルームの機器備品の使用（以下合わせて「貸切使用等」という。）については、使用時間に使用前の準備、使用後の整理・整頓・清掃、鍵等の返却等に要する時間を含むものとする。なお、貸切利用後、管理会社による室内確認を行った際に、原状回復がされていない状況を確認した際は、管理会社より住宅理事長に対して、当該対象者の情報を提供するものとする。

3 住宅理事長は、貸切使用等の申込において、特定の居住者の使用頻度、使用時間が他の居住者等の使用申込に影響を及ぼしている場合や、前項において共用施設利用時に原状復旧をされていない対象者情報を得た上で、再発の恐れのあると判断した場合、住宅理事会の決議を経て、当該特定の居住者等の使用申込を制限することができる。

4 フリー使用の可能な共用施設について、特定の使用者による連続使用のために、他の使用者の公平な使用が妨げられるおそれのある場合、住宅理事長は、当該使用者に連続使用の中止を求めることができる。

5 キッズフォレストを小学校入学前の子供が使用する際は、必ず成年に達した責任者が同伴して使用するものとする。また、小学生以上の子供の使用については、怪我の防止等を含めて保護者が一切の責任を負うものとする。

6 住宅理事長は、必要に応じて、住宅理事会の決議により、使用可能時間、使用形態等を変更することができる。

（使用責任者）

第5条　使用者は、貸切使用等の申込（以下「申込」という。）をするとき、共用施設の使用に関して責任を負う者（以下「使用責任者」という。）を定めなければならない。

2　使用責任者は、成年に達した者とする。

（貸切使用等の申込）

第6条　住宅理事長は、住宅管理組合の定める方法により、申込を受け付ける。

2　管理事務室での申込受付時間は、管理員の勤務時間内とする。

3　貸切使用の申込は、使用希望日の前日までに行う。

（申込時期等）

第7条　共用施設の貸切使用等の申込時期等は、次のとおりとする。

番号	共用施設	申込時期、使用者決定方法
②	アトリエコモレビ （イースト　3F）	・申込時期・決定方法 共用施設の申込みは、施設予約システム（以下「オイコス」という。）にて行い、使用希望日が属する月の2カ月前の1日～7日を受付期間とし、希望者が複数の場合は、8日に抽選を行い利用者を決定する。 ただし、抽選日以降予約がない日については、先着順にて使用希望日の前日まで使用予約を受付けるものとする。また、使用希望日当日の予約はできないものとする。 なお、混雑時の予約受付期間は次のとおりとする。 ①ゴールデンウィーク(4/27～5/10) 予約期間：1/1～1/7 ②盆休み(8/10～16) 予約期間：5/1～5/7 ③ｸﾘｽﾏｽ(12/23～25)　及び年末年始(12/29～1/5) 予約期間：9/1～9/7
⑥	スカイビュースイート （ゲストルーム） （イースト　20F）	
⑦	リラクゼーションスイート(ゲストルーム) （イースト　3F）	
⑧	ジャパニーズスイート （ゲストルーム） （ウエスト　20F）	
⑨	パーティーラウンジ （ウエスト　20F）	

2　住宅理事長は、必要に応じて、住宅理事会の決議により、前項の申込時期等を変更することができる。

3　利用希望者は、申込みを管理員に依頼をすることもできるものとする。ただし、この場合は、管理員勤務時間内に共用施設使用申込代行依頼書（様式　共・第一号）にて依頼するものとする。

（使用許可）

第8条　住宅理事長は、前条の申込について、必要に応じて決定した使用責任者に対し、別に定める使用許可書を交付し、その使用を許可する。

2　住宅理事長は、前項の使用許可書の交付において、必要に応じて使用上の条件を付することができるものとする。

（使用料）

第9条　共用施設の使用料（以下「使用料」という。）は、次のとおりとする。

番号	共用施設	使用料
②	アトリエコモレビ （イースト　3F）	500 円／1時間
⑥	スカイビュースイート(ゲストルーム) （イースト　20F）	1人利用　4,500 円／1 日 2人利用　6,500 円／1 日
⑦	リラクゼーションスイート(ゲストルーム) （イースト　3F）	1人利用　4,000 円／1 日 2人利用　6,000 円／1 日
⑧	ジャパニーズスイート(ゲストルーム) （ウエスト　20F）	1人利用　5,000 円／1 日 2人利用　7,000 円／1 日
⑨	パーティーラウンジ （ウエスト　20F）	2,750 円／1回（1 枠につき 1 回） ※1日通し利用の場合 5,500 円／1回

2　アトリエコモレビの使用料は、1 時間単位（ゲストルームを除く。）とし、1時間に満たない使用についても、1時間の使用料を徴収する。

3　使用責任者は、使用料を住宅管理組合の定める方法により支払うものとする。

4　住宅管理組合の使用は、無償とする。

5　住宅理事会は、住宅理事長が特に認める使用について、使用料を免除することができる。

6　使用料は、住宅管理費等に充当する。

7　使用料は、住宅総会の決議により改定することができる。

（貸切使用等の取消し）

第10条　アトリエコモレビ・ゲストルーム・パーティーラウンジの使用責任者は、第8条の使用許可後にその使用を取り消す場合、別に定める使用取消書を提出し、住宅管理組合が定める方法により手続を行う。なお、使用責任者が使用許可後に使用を取り消

す場合、以下の表に基づき、キャンセル料金を支払うものとする。

キャンセルの届出日	キャンセル料金
使用予定日の「7 日前から前日」まで	対象共用施設の使用料の「20%」
使用予定日の当日	対象共用施設の使用料の「100%」

（専用キーの貸与）

第１１条　使用責任者は、パーティーラウンジを利用する場合及びゲストルームを同伴者に使用させる場合、使用開始直前に使用責任者住戸のポストに投函される当該共用施設の専用キーを受け取ること。

2　使用責任者は、一切の責任をもって同伴者にパーティーラウンジ専用キーの保管等をさせなければならない。

3　使用責任者は、一切の責任をもって同伴者にゲストルーム専用キーの保管等をさせなければならない。

4　使用責任者は、使用終了後、パーティーラウンジの扉を施錠した上で、直ちにパーティーラウンジ専用キーをウエスト棟管理室カウンターに設置されている返却ボックスに返却しなければならない。

3　使用責任者は、使用終了後、直ちにゲストルーム専用キーを対象ゲストルームのある棟管理室カウンターに設置されている返却ボックスに返却しなければならない。

（使用優先順位）

第１２条　第4条におけるフリー使用共用施設の使用優先順位は、次の各号の順による。ただし、同一順位において、使用申込が同一の日及び時間に競合する場合、その優先順位は申込の先着順による

一　住宅管理組合の団体活動のための使用。

二　官公庁、公共・公益事業者その他これに準ずる機関による居住者等への説明会のための使用。

三　施工者及び分譲会社又はその指定する者によるアフターサービスのための使用。

四　居住者等相互の親睦を目的とした住宅管理組合イベント等のための使用。

五　その他住宅理事長が必要かつ適正と認めたもののための使用。

（使用制限及び禁止事項）

第１３条　住宅理事長は、使用者が共用施設を使用するに当たって、次に各号のいず

れかに該当するときは、当該使用者に対し、使用前においてはその使用を認めず、使用中においては直ちにその使用を中止させることができる。

一　公序良俗に反するおそれがある場合。

二　広告・宣伝・販売等の営利的活動を目的とする場合（住宅管理組合の承認を得て行う場合を除く。）。

三　政治活動、宗教活動を目的とする場合。

四　第3条の使用目的以外で使用する場合及び使用申込書の記載内容と異なる使用をするおそれのある場合。

五　ゲストルームを思想活動及びそれに類似するもの、営利の目的で他人を宿泊させるもの、又は居住環境を阻害する恐れのあるものなど、ゲストルーム本来の使用目的から離反する目的のために使用する場合。

六　インターネット、チラシ、広告等により居住者等以外の第三者を募集して使用する場合。

七　転貸を目的とする場合。

八　爆発、発火、発煙、引火のおそれのある物品又は有毒な物品若しくは不衛生、悪臭等を発する物品を持ち込む場合。

九　隣接する住戸又は他の使用者に大声、大音量、振動等の迷惑を及ぼす使用や不快の念を抱かせる使用をする場合。

十　ペットを連れて共用施設を利用する場合（ただし、身体障害者補助犬（「身体障害者補助犬法」（平成 14 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定される盲導犬、聴導犬、介助犬をいう。）を除く。）。

十一　使用中に共用施設の設備等に異常、故障等が生じた場合。

十二　管理運営上支障をきたすおそれのある場合及び前各号に類する使用と認める場合。

十三　次条に違反する場合。

十四　その他、本細則に違反する場合又は住宅理事長の指示若しくは使用許可書記載の条件に従わない場合。

（使用上の遵守事項等）

第１４条　使用者は、良識的かつ善良なる管理者の注意義務をもって共用施設を使用するとともに、次の各号の事項を遵守しなければならない。

一　第 3 条に掲げる使用目的以外に使用しないこと。

二　衛生的な使用をすること。

三　使用責任者は、使用後に器具・備品類の整理整頓、清掃、電気ガス水道等の設備の停止及びその確認、火気の後始末、戸締り等を行うこと。

四　飲食・飲酒等のゴミは、すべて所定の場所に処理すること。

五　所定の場所以外で、飲食、飲酒をしないこと。

六　喫煙をしないこと。

七　貸切使用等で使用する場合は、未成年者のみで使用させないこと。

八　使用中の盗難、事故等が生じないように各自が充分に注意すること。盗難、事故等が生じた場合は、各自の責任で適切に対応すること。

九　器具、備品類の使用においては、所定の方法により適切に使用すること。

十　使用中に異常を発見した場合は、直ちに住宅理事長又は管理事務室に届出ること。

十一共用施設全般の使用においては、使用前に避難経路を確認すること。

十二 使用中に使用可能時間又は使用時間を超過することが明らかになった場合、使用責任者は、速やかに住宅理事長又は管理事務室へ届出て、その指示に従うこと。

十三 その他、住宅理事長からの指示、注意事項等に従うこと。

（使用後の遵守事項）

第１５条 使用終了後、使用者及び使用責任者は以下の事項を順守しなければならない。

一　使用後は、清掃の上、備品等の整理整頓し、原状に復すること。

二　退出にあたっては、消灯、エアコンの停止及び窓・ドアの施錠を確認すること。なお、他の使用者が利用している場合は、この限りでない。

（フィットネススタジオ・ヨガスタジオの遵守事項）

第１６条 フィットネススタジオ・ヨガスタジオの使用にあたっては、次のことを遵守しなければならない。

一　ごみ及び私物を持ち帰ることとし、放置しないこと。私物を置くこと等により、機器を占領しないこと。

二　フィットネススタジオ・ヨガスタジオ内の備品を持ち出さないこと。

三　中学校入学前の子供の使用の際は、必ず1名以上の保護者が同伴すること。

四　喫煙、飲食（水分補給は除く）及び飲酒をしないこと。

五　飲酒後に使用しないこと。

六　音楽を視聴する場合は、必ずイヤホン及びヘッドホン等を使用の上、他の利用者に音等の迷惑を及ぼさないこと。

七　公序良俗を乱す恐れのある行為を行わないこと。

八　管理運営上、支障のきたす恐れのある行為を行わないこと。

九　前各号以外に、居住環境を阻害する恐れのある行為を行わないこと。

（フィットネススタジオ・ヨガスタジオの火災予防）

第17条　フィットネススタジオ・ヨガスタジオの使用者は、火災予防に心がけ、次の事項を順守しなければならない。

一　発火、引火、爆発等の危険性の高い物品を搬入しないこと。

二　室内で火気は取り扱わないこと。

（盗難防止）

第18条　使用者は所持品を自己の責任において管理し、盗難、紛失等の損害について住宅管理組合はその責任を負わないものとする。

（原状回復費用等）

第19条　使用者は、共用施設の使用にあたり、使用者の故意又は過失により共用施設（器具・備品類を含む。）を損傷、毀損又は汚損し若しくは紛失したときは、速やかに住宅理事長へ届出なければならない。

2　前項の場合、住宅理事長は、原状を回復するために必要な修復、清掃又は再調達に要する費用を使用責任者に請求することができるものとし、使用責任者はこれに応じなければならない。

（事務の委託）

第20条　住宅理事長は、本細則に定める事務の全部又は一部を、第三者に委託することができる。

（免責事由）

第21条　住宅理事長は、共用施設の使用における使用者のケガ、疾病、盗難、事故等

について、善良なる管理者の注意義務を怠った場合を除き、その一切の責任を負わないものとする。

（使用細則外事項の措置）

第２２条　細則に定めのない事項が生じた場合は、住宅総会の決議を得るまでの間、住宅理事長は、住宅理事会の決議を経て仮決定する。ただし、緊急を要する場合は、住宅理事長の判断により処理することができる。この場合において住宅理事長は、事後速やかに書面等により住宅理事会にその旨を報告し、住宅管理組合に属する組合員に公示するものとする。

（事務の委託）

第２３条　細則の改廃は、住宅理事会の承認を得たのち、住宅管理規約第５１条第１項第四号の規定に基づき、住宅総会の決議で決定する。

２　細則に定めのない事項が生じた場合は、住宅総会の決議を得るまでの間、住宅理事会で協議をして仮決定する。

３　前項にかかわらず、緊急を要する場合においては、住宅理事長の判断により処理することができる。ただし、この場合において住宅理事長は、事後速やかに書面等により住宅管理組合にその旨を報告し、住宅組合員に公示するものとする。

４　細則原本については、住宅管理規約第７５条の規定を準用する。

附　則

（附則）

第１条　本細則は、住宅管理規約発効日より実施する。

（附則：2022 年 7 月 24 日　第2期通常総会承認）

第１条　改正後の本細則のうち、第４条第１項、第９条第１項、同条第２項、第１０条及び第１１条の規定は、２０２２年１０月１日より実施する。

第２条　同細則改正に伴い、「フィットネススタジオ・ヨガスタジオ使用細則」は、廃止する。

住宅防犯カメラ運用細則

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約（以下「住宅管理規約」という。）第 18 条に基づき、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合は、防犯カメラの設置、運用等に関し規定するとともに、住宅区分所有者若しくはその同居人又は専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人（以下「居住者」という。）の個人情報及びプライバシー保護に関して次のとおり防犯カメラ運用細則（以下「細則」という。）を定める。本細則の用語の意義は、住宅管理規約における用語と同一とする。

（目　的）

第1条　防犯カメラの設置は、対象物件における犯罪及び汚損・毀損行為等の防止・抑止を図り、防犯性の確保及び住宅管理組合の財産の維持保全に資することを目的とする。

（居住者の権利及び義務設置等）

第2条　居住者は、本細則に基づく権利を有し、義務を負うものとする。

（設置等）

第3条　防犯カメラの新設、増設、全面撤去、一部撤去又は取り付け位置の変更については、住宅総会の決議を経るものとする。

2　防犯カメラ設置角度の変更については、住宅理事会の決議を経るものとする。

3　防犯カメラの映像の記録の範囲は、住宅共用部分とする。

（録画及び記録映像の保存）

第4条　防犯カメラによる録画は、保守点検又は故障等の場合を除き、常時行うものとする。

2　防犯カメラによる記録映像の保存期間は、14 日間とし、保存期間が経過した記録映像は消去する。ただし、住宅理事会は、必要に応じて、この保存期間を延長することができる。

（保　守）

第５条　住宅管理組合は、防犯カメラの機器、記録映像を適正に保守管理するものとする。

2　住宅管理組合が前項の業務を第三者に委託する場合には、その委託契約において、適正な保守が確保される旨を定めるものとする。

（記録映像の閲覧）

第６条　住宅理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、住宅理事会の決議を経て、防犯カメラの記録映像を閲覧することができるものとする。ただし、住宅理事会の決議を経る時間的余裕がないときは、住宅理事長の判断により閲覧することができる。この場合、住宅理事長は、事後速やかに住宅理事会に報告しなければならない。

一　犯罪行為、汚損・毀損行為が発生した場合

二　前号の行為の予防保全措置を講じる必要性が極めて高いと認められる場合

三　警察からの要請があった場合

四　その他、住宅管理組合、居住者が警察署に届け出た事項であって、住宅理事会が必要と認めた場合

2　前項の防犯カメラの記録映像を閲覧する場合には、住宅理事長、住宅理事長以外の１名以上の役員及び住宅理事会が必要と認める関係者の立会いのもとで行う。

3　前項の規定に基づき、防犯カメラの記録映像を閲覧した者は、映像内容及び関連情報について知り得た事項についての守秘義務を負う。

（居住者からの閲覧申請）

第７条　居住者が、自らの所有物等に前条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において、防犯カメラの記録映像の閲覧を希望する場合は、「防犯カメラの閲覧に係る申請書」（様式防・第一号）による申請書を住宅理事長に提出しなければならない。

2　住宅理事長は、申請書を受け取ったときは、遅滞なく、申請の適否について住宅理事会の決議を経なければならない。ただし、住宅理事会の決議を経る時間的余裕がないときは、住宅理事長の判断によることができる。この場合、住宅理事長は、事後速やかに住宅理事会に報告しなければならない。

3　前項において、住宅理事長は、前条第1項各号に該当しないときには、申請を却下するものとする。また、前条第1項各号に該当する場合であっても、申請者が閲覧する必要がないと判断されるときには、申請者の閲覧を拒否することができる。

4　第4条第2項の規定にかかわらず、住宅理事長は第1項の申請があった場合には、申請の適否が決定するまで、その日時の記録映像を保存するものとする。

5　防犯カメラの記録映像を申請者に閲覧させる場合は、住宅理事長がその場所、日時を指定することができる。

6　防犯カメラの記録映像を申請者に閲覧させる場合は、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

7　申請者の同居者が、防犯カメラの記録映像の閲覧を求める場合は、申請者もその閲覧に立ち会わなければならない。

8　第2項の適否の通知は、「防犯カメラの閲覧に係る決定通知書」（様式　防・第二号）によるものとする。

（記録映像の閲覧又は複製提供）

第8条　住宅管理組合は、警察署から書面により記録映像の閲覧を求められ、又は記録映像複製の提供を求められた場合には、住宅理事会の決議を経て、これを閲覧させ、又は提供することができる。ただし、住宅理事会の決議を経る時間的余裕がないときは、住宅理事長の判断により閲覧させ、又は提供することができる。この場合、住宅理事長は、事後速やかに住宅理事会に報告しなければならない。

（細則外事項）

第9条　細則に定めのない事項については、住宅管理規約又は住宅総会の決議で定められたところによる。

（本運用細則の改廃）

第10条　細則の変更又は廃止は、住宅総会の決議による。

附　則

第1条　本細則は、住宅管理規約の発効日より実施する。

住宅荷捌駐車場使用細則

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合(以下「住宅管理組合」という。)は、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約(以下「住宅管理規約」という。)の規定に基づいて、次のとおり住宅管理組合住宅荷捌駐車場使用細則(以下「本細則」という。)を定める。本細則の用語の意義は、住宅管理規約における用語と同一とする。

(遵守義務)

第1条 住宅の専有部分を所有又は占有する者並びにその関係者(以下「住宅区分所有者等」という。)は、本細則を誠実に遵守しなければならない。

(使用者とその使用目的)

第2条 住宅荷捌駐車場を使用できる者は、次の各号に掲げる者(以下「使用者」という。)に限るものとする。

一 住宅区分所有者等

二 前号に係る取引業者(デイサービス等も含む)

三 保守及びアフターサービス対応等の業者

(住宅荷捌駐車場の位置)

第3条 住宅荷捌駐車場は住宅管理規約別図第1建物の部分たる共用部分等に示す区画とする。

2 使用可能車両の大きさは、所定の区画内に支障なく駐車できる大きさ以下のものとすること。ただし、車種によっては、駐車できない場合がある。

全長 7,700 ㎜以内、全幅 3,000 ㎜以内、全高 3,100 ㎜以内

(使用の手続き)

第4条 日常の利用とは異なる理由により、使用時間が長時間(30 分以上)に及ぶ場合は、他の住宅区分所有者等と調整を行ったうえで、使用者は事前に住宅管理組合に対して「搬出入等作業に関する届出書(様式 第十三号)」による届出を行うものとする。

（注意事項の遵守）

第5条　使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　荷物の積み下ろしは、住宅荷捌駐車場で行うこと

二　住宅荷捌駐車場の使用時間については届出を行った時間内での作業完了に努めること

三　物品の管理及び物損事故の防止等については、使用者の責任において処理すること

四　上記各号の他、住宅荷捌駐車場内に掲示する注意事項を遵守すること

（使用時間）

第6条　住宅荷捌駐車場の使用時間は、原則 6:00～23:00 とする。ただし、住宅管理組合へ届出を行い、住宅理事長が承認した場合にはこの限りではない。

2　第1項の原則の時間以外の作業を行う場合、1 週間前までに「深夜作業に関する届出書（様式　第十四号）」を提出しなければならない。

（使用料）

第7条　使用料は原則無償とする。

2　ただし、その使用が長時間に及び、他の住宅区分所有者等への影響が伴う場合等は使用料を徴収することが出来るものとする。

3　前項の使用料は、住宅管理組合総会で定めるものとする。

4　前2項の使用料は、住宅規約第32条に基づき繰入れるものとする。

（住宅荷捌駐車場使用者の責任）

第8条　使用者は、第5条の注意事項を遵守するとともに、住宅荷捌駐車場及び搬入車両を自己の責任と負担において管理しなければならない。

2　故意又は過失により、荷捌駐車場及びその諸設備に損害を与えた場合は、使用者の責任と負担において原状復旧しなければならない。

3　故意又は過失により、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

4　前2項に記載の事象が生じた場合、使用者は直ちに住宅管理組合に報告しなければならない。

（管理者の指示又は措置）

第9条　建物の保守・点検及び清掃等の管理業務実施の際の使用については、住宅管理組合若しくは防災センターの指示又は措置に従わなければならない。

（免責事項）

第10条　天災地変、火災、盗難その他住宅管理組合の責めに帰さない事由により発生した損害については、その責めを一切負わない。

（本細則の改廃等）

第11条　本細則の変更又は廃止は、住宅総会の決議による。

附　則

（本細則の発効）

第1条　本細則は、住宅管理規約の発効日から施行する。

住宅駐車場使用細則

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約（以下「住宅管理規約」という。）第 15 条第 6 項に基づき、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合は、住宅駐車場の使用に関して次のとおり住宅駐車場使用細則（以下「細則」という。）を定める。本細則の用語の意義は、住宅管理規約における用語と同一とする。

（住宅駐車場の使用者及び契約）

第１条　住宅管理組合は、住宅駐車場（以下「駐車場」という。）について、対象物件の居住者との間で別に定める駐車場使用契約（以下「使用契約」という。）を締結することができることとする。ただし、一住戸１台迄とする。

一　本人又はその同居の親族が使用する為に使用契約の締結を希望する居住の住宅区分所有者

二　住宅区分所有者が法人である場合、その法人の代表取締役、その他の役員、若しくは従業員が社宅等として入居する場合の当該役職員又はその同居の親族が使用する為に使用契約の締結を希望する法人の住宅区分所有者

2　駐車場契約者が、同居の親族に使用者を変更するときは、その旨の届出があった場合に限り、継続して当該駐車場を使用できるものとする。

3　前各項に基づく届出は、別に定める所定の書式「駐車場契約・解約・変更等申請書」（様式　車・第一号）を提出することにより行うものとする。

（空き区画の使用）

第２条　前条により使用者の決定後、駐車場が満車とならない場合、又は満車であったが空き区画が生じた場合、住宅管理組合は、別に定める住宅駐車場運用規程に定める順位に従い、駐車場の使用希望者との間で、使用契約を締結することができる。

（契約期間）

第３条　契約期間は、契約した日から住宅管理規約第 59 条に定める会計年度末までとし、その後の使用契約においては、駐車場契約者又は住宅管理組合より解約の申し出がない場合は、次の会計年度末まで１年間毎に更新される。

（操作盤用鍵等）

第4条　住宅理事長は、駐車場に設置する操作盤用の鍵等（以下「操作盤用鍵等」という。）を使用者に対して貸与する。

2　使用者は、前項の操作盤用鍵等を自己の責任において管理しなければならない。

3　使用者は、当該操作盤用鍵等を紛失又は毀損した場合、直ちに住宅理事長に届出をし、住宅理事長が行う当該操作盤用鍵等の再貸与に係る費用を負担しなければならない。

（使用契約の終了）

第5条　駐車場の使用を終了する場合、駐車場契約者は、住宅管理組合に対し解約希望日の1か月前迄に、別に定める所定の書式「駐車場契約・解約・変更等申請書」（様式　車・第一号）を提出するものとする。ただし、即時終了する場合は、その月の使用料（第6条に定める「使用料」をいう。以下同じ。）は返還しないものとする。

（使用料の決定及び改定）

第6条　駐車場の定期使用料（以下「使用料」という。）は、別にこれを定めることとする。

2　使用料の変更が生じたときは、住宅理事長は、住宅管理組合の総会の決議により、これを改定することができる。

（遵守事項）

第7条　駐車場を使用する者は、以下の事項を遵守しなければならない。

一　車路内は徐行運転を遵守し、指定されている区画に整然と駐車すること

二　駐車場設備に表示されている指示に従い、また、周囲の状況をよく把握するなど安全面での注意を怠らないこと

三　火災・爆発等の恐れがあるもの及び危険物や悪臭を発する物品などを積載した車輌は駐車してはならないこと

四　駐車場には、使用契約記載の車輌以外のいかなる物品も放置してはならないこと

五　警笛、空ぶかしなど近隣及び他の居住者に迷惑を及ぼす騒音を発しないこと

六　車輌を離れるときは、必ずサイドブレーキ及びドアの施錠を確認し、盗難及び損傷防止に注意すること

七　敷地内においては、歩行者及び出庫車を最優先とすること

八　駐停車中は、無用なアイドリングをしないこと

九　駐車場に駐車できる車輌は一般自動車とし、平置き駐車場については所定の区画内に支障なく駐車できる大きさ以内、又、機械式駐車場の区画は次の寸法・重量以下のものとすること。ただし、車種によっては駐車できない場合がある

種　類	台数	全長	全幅	全高	最大重量
平置き駐車場 (普通乗用車) ※内4台 EV 充電可・1台住宅用カーシェア	5台	約 6,000mm	約 2,500mm	約 2,100mm	―
平置き駐車場 (小型車) ※内1台 EV 充電可・1台住宅用カーシェア	2台	約 5,000mm	約 2,500mm	約 2,100mm	―
平置き駐車場 (身障者優先)	2 台	約 6,000mm	約 3,500mm	約 2,100mm	―
機械式駐車場 (普通車)	76 台	5,300mm	2,000mm	1,550mm	2,300kg
機械式駐車場 (ミドルルーフ車)	76 台	5,300mm	2,000mm	1,800mm	2,300kg
機械式駐車場 (ハイルーフ車)	100 台	5,300mm	2,000mm	2,050mm	2,300kg

十　機械式駐車場の使用にあたっては取扱説明書を熟読し、操作方法等を十分に把握すること

十一　夜間の車輌の出し入れは、必要最小限度とすること

十二　局地的大雨や台風時に雨水が駐車場内（バイク置場内）へ流入してくることが想定される場合は、地上部分へ事前に移動するなどの対応を図ること。

十三　駐車場内の施設器具及び他人の車輌等を破損・汚染せしめたときは、直ちに住宅理事長に連絡してその指示に従うこと

十四　前各号に掲げる他、住宅理事長の指示に従うこと

（使用料の支払い）

第8条　使用者は、使用料を住宅管理組合に支払うものとする。

2　使用料は、1か月に満たない使用期間が生じた場合は、日割り精算とする。

3　使用料の徴収方法及び支払期日等の徴収に係わる事項等については、住宅管理規約第63条に基づくものとする。

4　占有者と連名で使用契約を締結し占有者に駐車場を使用させている住宅区分所有者は、その占有者に使用料を納付させる場合、占有者と連名で住宅管理組合へ別に定める「占有者による使用料等納付に関する申請書兼誓約書」を届出の上、当該占有者に支払わせなければならない。

5　前項において、占有者に滞納等が生じた場合は、当該区分所有者の責任と負担で使用料を住宅管理組合に支払うものとする。

（解　除）

第9条　駐車場契約者が使用契約に違反した場合、又は次の各号の一にでも該当したときは、住宅管理組合は催告の上、使用契約を解除することができる。

一　使用料並びに住宅管理費等の支払を3か月分以上怠ったとき

二　第1条第3項に定める届出を行わないとき

三　第7条に定める遵守事項に違反したとき

四　駐車場の管理に関する住宅管理組合の指示、注意等に従わず、不相当と判断したとき

五　前各号の他の駐車場契約者に対して、著しく迷惑をかける等、住宅管理組合が駐車場契約者として不相当と判断したとき

（身障者優先駐車場の使用）

第10条　居住者は身障者優先駐車場の使用にあたり、次の事項を遵守しなければならない。

一　身障者（以下「該当者」という。）の使用を優先すること。

二　予め該当者と認定できる必要書類（身障者手帳等）の写しを住宅管理組合に提出し、住宅管理組合の承認を得た者が使用する。

三　該当者の使用希望が3名以上ある場合は、身体障害者等級表による等級、歩行における影響等勘案のうえ、住宅管理組合が使用者を決定する。

四　身障者優先駐車場の使用料は別表のとおりとする。

五　該当者がいない場合には、駐車場使用希望者と使用契約を締結する事ができるものとする。ただし、将来該当者がその使用を希望した場合には、一定の期間を定めて、使用契約は解約となる。

（住宅管理組合の免責・使用者の賠償義務）

第１１条　天災地変、火災、盗難、悪戯その他により駐車場内の車輌等に損害が生じても、住宅管理組合は、一切その責任を負わない。このため、駐車場使用者は、これらの損害を保険適用対象とする車両保険に加入するなどの対応を図ること。

２　駐車場使用者は、故意又は過失で、住宅管理組合又は他の者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

（本細則の改廃等）

第１２条　細則の改廃は、住宅理事会の承認を得たのち、住宅管理規約第５１条第１項第四号の規定に基づき、住宅総会の決議で決定する。

２　細則に定めのない事項が生じた場合は、住宅総会の決議を得るまでの間、住宅理事会で協議をして仮決定する。

３　前項にかかわらず、緊急を要する場合においては、住宅理事長の判断により処理することができる。ただし、この場合において住宅理事長は、事後速やかに書面等により住宅管理組合にその旨を報告し、住宅組合員に公示するものとする。

４　細則原本については、住宅管理規約第７６条の規定を準用する。

附　則

（本細則の発効）

第１条　本細則は、住宅管理規約の発効日から施行する。

（本細則発効前の承継事項）

第２条　細則の効力が発生する以前に、当初の使用者及び使用区画は施行者、分譲事業者若しくは分譲事業者の指定する者が決定し、住宅管理組合はその決定を承継する。

駐車場定期使用料別表(第 6 条に基づく)

種類	使用料(月額)
平置き駐車場(EV 充電可)	30,000 円/台・区画〔全長 6.0m〕 29,000 円/台・区画〔全長 5.0m〕
平置き駐車場(身障者優先)	28,000 円/台・区画
機械式駐車場(普通車)	24,000 円/台・区画
機械式駐車場(ミドルルーフ車)	25,000 円/台・区画
機械式駐車場(ハイルーフ車)	26,000 円/台・区画

※平置き駐車場(EV 充電可)は、電気料金を含む。

住宅駐車場運用規定

プラウドタワー武蔵小金井クロス住宅駐車場使用細則第2条に基づき、プラウドタワー武蔵小金井クロス住宅駐車場運用規程を次のとおり定める。

第1条 専有部分に居住の区分所有者等のうち、住宅駐車場（以下「駐車場」という）を必要としない者がいたため駐車場に空区画がある場合、又は満車から空き区画が生じた場合、住宅管理組合は、当該空区画について一次募集を行い、抽選により駐車場の使用契約を締結していない専有部分に居住している区分所有者と使用契約を締結することができる。

2 前項の募集に対し希望する区分所有者がなかった場合又はなお空区画がある場合には、二次募集を行い抽選により住宅駐車場使用細則第1条第1項にかかわらず、専有部分の賃借人のためその使用を希望する区分所有者に対し、賃借人と連名で使用契約を締結することができる。

3 前項の募集に対し更に希望する区分所有者がなかった場合又はなお空区画がある場合には三次募集を行い、抽選により個人所有、法人所有に関わらず、又、居住、非居住にかかわらず2台以上の使用を希望する区分所有者に対し使用契約を締結することができる。

4 前2項の使用契約は、本運用規程に基づく制約のあるものとする。

第2条 前条の使用契約（以下前条第2項のものを「B使用契約」といい、第3項のものを「C使用契約」という。）の締結にあたっては、その全てに抽選又は先着順により契約者に順位を付すものとする。この際、B使用契約の順位はC使用契約より常に上位にあるものとする。

2 駐車場の使用契約を締結していない居住の区分所有者より使用の申し出があった場合には、その区分所有者のための使用契約を優先するものとし、前項のB使用契約及びC使用契約のうち最下位順位のものを解消させてこれにあてるものとする。

3 B使用契約又はC使用契約の解消にあたり、管理組合は、当該解消対象の使用契約を有する区分所有者又は当該駐車場の使用者に対し、2ケ月以上の期間を定めた告知をなさなければならない。

4 解消の対象となるB使用契約又はC使用契約の使用契約は、前項の告知に基づき駐車場が明け渡され、又は告知期間が経過したときに解消される。

住宅バイク置場使用細則

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約（以下「住宅管理規約」という。）第15条第6項の規定に基づき、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合（以下「住宅管理組合」という。）は、住宅バイク置場の使用に関して、次のとおりプラウドタワー武蔵小金井クロス住宅バイク置場使用細則（以下「細則」という。）を定める。本細則の用語の意義は、住宅管理規約における用語と同一とする。

（住宅バイク置場の使用者及び使用契約）

第1条 住宅管理組合は、住宅バイク置場（以下「バイク置場」という。）について、対象物件の居住者との間で別に定めるバイク置場使用契約（以下「使用契約」という。）を締結することとする。ただし、一住戸1台迄とする。

一 本人又はその同居の親族が使用する為に使用契約の締結を希望する居住の住宅区分所有者

二 住宅区分所有者が法人である場合、その法人の代表取締役、その他の役員、若しくは従業員が社宅等として入居する場合の当該役職員又はその同居の親族が使用する為に使用契約の締結を希望する法人の住宅区分所有者

2 バイク置場契約者が、同居の親族に使用者を変更するときは、その旨の届出があった場合に限り、継続して当該バイク置場を使用できるものとする。

3 前各項に基づく届出は、別に定める所定の書式「バイク置場契約・解約・変更等申請書」（様式 バ・第一号）を提出することにより行うものとする。

（空き区画の使用）

第2条 前条により使用者の決定後、バイク置場に空き区画がある場合、住宅管理組合は、バイク置場の使用希望者に対して、空き区画の補充を行うものとする。なお、その決定について、住宅管理組合は、別に定めるバイク置場運用規定に定める順位に従い、バイク置場の使用希望者との間で、使用契約を締結することが出来る。

（使用契約期間）

第3条 使用契約期間は、契約した日から住宅管理規約第59条に定める会計年度末までとし、その後の使用契約においては、バイク置場契約者又は住宅管理組合より解約

の申し出がない場合は、次の会計年度末まで1年間毎に更新される。

（使用契約の終了）

第4条　バイク置場の使用を終了する場合、バイク置場契約者は、住宅管理組合に対し解約希望日の1か月前迄に、別に定める所定の書式「バイク置場契約・解約・変更等申請書（様式　バ・第一号）」を提出するものとする。ただし、バイク置場使用契約書第4 条に定めるバイク置場使用料相当額を解約金として住宅管理組合に支払うことにより、即時使用契約を解約又は終了することができる。

（使用料の決定及び改定）

第5条　バイク置場の定期使用料（以下「使用料」という。）は、下表にこれを定めることとする。

種類	使用料(月額)
バイク	4,000 円/台
ミニバイク	3,000 円/台

2　使用料の変更が生じたときは、住宅理事長は、住宅管理組合の総会の決議により、これを改定することができる。

（遵守事項）

第6条　バイク置場を使用する者は、以下の事項を遵守しなければならない。

一　敷地内表示されている指示に従い移動するものとし、指定されている区画に整然と駐輪すること

二　バイク置場内に表示されている指示に従い、また周囲の状況をよく把握するなど安全面での注意を怠らないこと

三　火災・爆発等の恐れがあるもの及び危険物や悪臭を発する物品などを積載した車輌は駐輪してはならないこと

四　バイク置場には、第1条に定める使用契約に記載する車輌以外のいかなる物品も放置してはならないこと

五　車輌を離れるときは、必ず施錠してスタンドを確認し、盗難及び損傷防止に注意すること

六　敷地内においては、歩行者及び出庫車を最優先とすること

七　駐停車中は、無用なアイドリングをしないこと

八　バイク置場に駐輪できるバイクは、以下の区画内に支障なく駐輪できる大きさ以下のものとすること。ただし、車種によっては、駐輪できない場合がある。

種　類	台数		全長	全幅	全高	最大重量
	ウエスト	イースト				
バイク置場(大)	9 台	10 台	約 2,200mm	約 1,000mm	―	―
バイク置場(中)	11 台	12 台	約 2,200mm	約 700mm	―	―

九　警笛、空ふかしなど近隣及び他の居住者に迷惑を及ぼす騒音を発しないこと

十　夜間の車輌の出し入れは、必要最小限とすること

十一　局地的大雨や台風時に雨水が駐車場内（バイク置場内）へ流入してくることが想定される場合は、地上部分へ事前に移動するなどの対応を図ること。

十二　バイク置場内の施設器具及び他人の車輌等を破損・汚染せしめたときは、直ちに住宅理事長に連絡してその指示に従うこと

十三　前各号に掲げる他、住宅理事長の指示に従うこと

（使用料の支払い）

第7条　使用者は、使用料を住宅管理組合に支払うものとする。

2　使用料は、1か月に満たない使用期間が生じた場合は、日割り精算とする。

3　使用料の徴収方法及び支払期日等の徴収に係わる事項等については、住宅管理規約第63条に基づくものとする。

4　占有者と連名で使用契約を締結し占有者にバイク置場を使用させている住宅区分所有者は、その占有者に使用料を納付させる場合、占有者と連名で住宅管理組合へ別に定める「占有者による使用料等納付に関する申請書兼誓約書」を届出の上、当該占有者に支払わせなければならない。

5　前項において、占有者に滞納等が生じた場合は、当該区分所有者の責任と負担で使用料を住宅管理組合に支払うものとする。

（解　除）

第8条　バイク置場契約者が使用契約に違反した場合、又は次の各号の一にでも該当したときは、住宅管理組合は催告の上、使用契約を解除することができる。

一　使用料並びに住宅管理費等の支払を3か月分以上怠ったとき

二　第1条第3項に定める届出を行わないとき

三　第 6 条に定める遵守事項に違反したとき

四　バイク置場の管理に関する住宅管理組合の指示、注意等に従わず、不相当と判断したとき

五　他のバイク置場契約者に対して、著しく迷惑をかける等、住宅管理組合がバイク置場契約者として不相当と判断したとき

2　前項の場合、当該バイク置場契約者は速やかに指定バイク置場所を明渡し、使用契約に附随して貸与されている備品類を住宅管理組合に返還しなければならない。

（住宅管理組合の免責・使用者の賠償義務）

第９条　天災地変、火災、盗難、悪戯その他によりバイク置場内の車輌等に損害が生じても、住宅管理組合は、一切その責任を負わない。このため、バイク置場使用者は、これらの損害を保険適用対象とする車両保険に加入するなどの対応を図ること。

2　使用者は、故意又は過失で、住宅管理組合又は他の者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

（本細則の改廃等）

第１０条　細則の改廃は、住宅理事会の承認を得たのち、住宅管理規約第５１条第１項第四号の規定に基づき、住宅総会の決議で決定する。

2　細則に定めのない事項が生じた場合は、住宅総会の決議を得るまでの間、住宅理事会で協議をして仮決定する。

3　前項にかかわらず、緊急を要する場合においては、住宅理事長の判断により処理することができる。ただし、この場合において住宅理事長は、事後速やかに書面等により住宅管理組合にその旨を報告し、住宅組合員に公示するものとする。

4　細則原本については、住宅管理規約第７５条の規定を準用する。

附　則

（本細則の発効）

第１条　本細則は、住宅管理規約の発効日から施行する。

（本細則発効前の承継事項）

第２条　細則の効力が発生する以前に、当初の使用者及び使用区画は施行者、分譲事業者若しくは分譲事業者の指定する者が決定し、住宅管理組合はその決定を承継する。

住宅バイク置場運用規定

プラウドタワー武蔵小金井クロス住宅バイク置場使用細則第2条に基づき、プラウドタワー武蔵小金井クロス住宅バイク置場運用規程を次のとおり定める。

第1条 専有部分に居住の区分所有者等のうち、住宅バイク置場（以下「バイク置場」という）を必要としない者がいたためバイク置場に空区画がある場合、又は満車から空き区画が生じた場合、住宅管理組合は、当該空区画について一次募集を行い、抽選によりバイク置場の使用契約を締結していない専有部分に居住している区分所有者と使用契約を締結することができる。

2 前項の募集に対し希望する区分所有者がなかった場合又はなお空区画がある場合には、二次募集を行い抽選により住宅バイク置場使用細則第1条第1項にかかわらず、専有部分の賃借人のためその使用を希望する区分所有者に対し、賃借人と連名で使用契約を締結することができる。

3 前項の募集に対し更に希望する区分所有者がなかった場合又はなお空区画がある場合には三次募集を行い、抽選により個人所有、法人所有に関わらず、又、居住、非居住にかかわらず2台以上の使用を希望する区分所有者に対し使用契約を締結することができる。

4 前2項の使用契約は、本運用規程に基づく制約のあるものとする。

第2条 前条の使用契約（以下前条第2項のものを「B使用契約」といい、第3項のものを「C使用契約」という。）の締結にあたっては、その全てに抽選又は先着順により契約者に順位を付すものとする。この際、B使用契約の順位はC使用契約より常に上位にあるものとする。

2 バイク置場の使用契約を締結していない居住の区分所有者より使用の申し出があった場合には、その区分所有者のための使用契約を優先するものとし、前項のB使用契約及びC使用契約のうち最下位順位のものを解消させてこれにあてるものとする。

3 B使用契約又はC使用契約の解消にあたり、管理組合は、当該解消対象の使用契約を有する区分所有者又は当該バイク置場の使用者に対し、2ケ月以上の期間を定めた告知をなさなければならない。

4 解消の対象となるB使用契約又はC使用契約の使用契約は、前項の告知に基づきバイク置場が明け渡され、又は告知期間が経過したときに解消される。

住宅自転車置場使用細則

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約（以下「住宅管理規約」という。）第15条第6項の規定に基づき、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合（以下「住宅管理組合」という。）は、住宅自転車置場の使用に関して、次のとおりプラウドタワー武蔵小金井クロス住宅自転車置場使用細則（以下「細則」という。）を定める。本細則の用語の意義は、住宅管理規約における用語と同一とする。

（住宅自転車置場の使用者及び使用申込）

第1条 住宅管理組合は、住宅自転車置場（以下「自転車置場」という。）について、住宅区分所有者若しくはその同居人又は専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人（以下「居住者」という。）に使用させることができる。ただし、一住戸1台迄とする。

2 自転車置場の使用を希望する場合、当該住戸の居住者は、別に定める「自転車置場使用申込・終了届（様式 自・第一号）」に必要事項を記入のうえ、住宅管理組合に提出するものとする。

3 住宅管理組合は、前項の自転車置場の使用申込を受けたときは、抽選若しくは公正な方法により使用者を決定する。

4 住宅管理組合は、前項により自転車置場の使用者を決定したときは、当該使用者に「ステッカー」を交付する。

5 前項の「ステッカー」は、自転車置場を使用する自転車に貼付しなければならない。

6 ステッカーの貼付のない自転車は、当該自転車に警告書を掲示して一定期間経過した後、住宅理事会の決議により遺失物として取り扱う。

（空き区画の使用）

第2条 前条により使用者の決定後、自転車置場に空き区画がある場合、住宅管理組合は、2台目以降の使用希望者に対して、空き区画の補充を行うものとする。この場合において、空き区画の補充完了後、自転車置場を使用していない居住者から自転車置場の使用希望があった場合、最も使用台数の多い居住者の自転車置場の使用を終了させてこれにあてるものとし、この該当者が複数ある場合には、抽選等の方法により区画を決定する。住宅管理組合は、使用終了の対象となる住宅区分所有者に

対し、終了する日の1か月前までに通知を行うものとする。

（使用期間）

第3条　使用期間は、施行者から専有部分を引渡されたとき若しくは前2条により決定された日から、本建物に居住しなくなった日又は次条に定める日までとする。

（使用の終了）

第4条　自転車置場の使用を終了する場合、使用者は、住宅管理組合に対し使用終了希望日の1か月前迄に別に定める「自転車置場使用申込・終了届（様式　自・第一号）」を提出するものとする。

（自転車置場使用料の支払・変更）

第5条　自転車置場使用料は、別にこれを定めることとする。なお、住宅区分所有者は、当月分を当月5日までに管理費等とともに、住宅管理組合の指定する方法により支払うものとし、次の各項の定めに従う。

2　使用開始日が属する月の自転車置場使用料は無償とする。また、月の中途で使用を終了した場合であっても、自転車置場使用料の日割精算は行わない。

3　使用料の徴収方法及び支払期日等の徴収に係わる事項等については、住宅管理規約第63条に基づくものとする。

4　占有者と連名で使用届を提出し占有者に自転車置場を使用させている住宅区分所有者は、その占有者に使用料を納付させる場合、占有者と連名で住宅管理組合へ「占有者による使用料等納付に関する申請書兼誓約書」を届出の上、当該占有者に支払わせなければならない。

5　前項において、占有者に滞納等が生じた場合は、当該住宅区分所有者の責任と負担で使用料を住宅管理組合に支払うものとする。

6　住宅管理組合は、諸事情により必要と認めるときは、住宅管理組合の総会の決議を経て自転車置場使用料を変更することができる。

（遵守事項）

第6条　自転車置場を使用する者は、以下の事項を遵守しなければならない。

一　指定されている区画に整然と駐輪することまた、ステッカーの貼付のない自転車は、駐輪してはならないこと。なお、クロスラウンジ、廊下、階段等の共用部分（指定

場所を除く。）には、駐輪しないこと

二　火災・爆発等の恐れがあるもの及び危険物や悪臭を発する物品などを積載した自転車は駐輪してはならないこと

三　自転車置場には指定の自転車以外のいかなる物品も放置してはならないこと

四　自転車を離れるときは、必ず施錠して、盗難及び損傷防止に注意すること

五　敷地内においては、歩行者及び出庫車を最優先とすること

六　駐輪可能な自転車は所定の区画内に支障なく駐輪できる大きさ以下のものとし、特に電気自転車・マウンテンバイク・ミニバイク（類型車）・買物カゴ等を付けた自転車及び小型自転車等については、あらかじめ確認の上、使用申込みをすること。又、下段に駐輪する自転車の荷台に買い物カゴ・幼児用シート等を取り付ける場合、上段の自転車の出し入れに支障がないよう十分留意し、もし影響がある場合には、他の買い物カゴ等への交換又は取り付け位置の変更等により、速やかに改善しなければならない。

七　警笛など、近隣及び他の居住者に迷惑を及ぼす騒音を発しないこと

八　自転車置場内の施設器具及び他人の自転車等を破損・汚染せしめたときは、直ちに住宅理事長に連絡してその指示に従うこと

九　前各号に掲げる他、住宅理事長の指示に従うこと

（解　除）

第７条　使用者が本細則の各条項の一にでも違反したときは、住宅管理組合は催告の上、自転車置場の使用決定を取り消すことができる。

（住宅管理組合の免責・使用者の賠償義務）

第８条　天災地変、火災、盗難、悪戯その他により自転車置場内の自転車等に損害が生じても、住宅管理組合は、一切その責任を負わない。

2　使用者は、故意又は過失で、住宅管理組合又は他の者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

（本細則の改廃等）

第１０条　細則の変更又は廃止は、住宅総会の決議による。

附　則

（本細則の発効）

第１条　本細則は、住宅管理規約の発効日から施行する。

（本細則発効前の承継事項）

第２条　細則の効力が発生する以前に、当初の使用者及び使用区画は施行者、分譲事業者若しくは分譲事業者の指定する者が決定し、住宅管理組合はその決定を承継する。

住宅自転車置場使用料別表(第 5 条に基づく)

種類	使用料(月額)
傾斜ラック式	300 円/台
スライドラック式	200 円/台
2 段ラック式	100 円/台
平置式	500 円/台
小型平置式	200 円/台

住宅トランクルーム使用細則

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約（以下「住宅管理規約」という。）第15条第6項の規定に基づき、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合（以下「住宅管理組合」という。）は、住宅用トランクルーム（以下「トランクルーム」という。）の使用に関して次のとおり住宅用トランクルーム使用細則（以下「細則」という。）を定める。本細則の用語の意義は、住宅管理規約における用語と同一とする。

（トランクルームの使用者及び契約）

第1条 住宅管理組合は、別表第2及び別添の図に示すトランクルームについて、以下の各号に該当する住宅区分所有者との間で別に定めるトランクルーム使用契約を締結することができる。ただし、一住戸一区画までとする。

一 本人又はその同居の親族が使用する為にトランクルーム使用契約の締結を希望する居住の住宅区分所有者

二 住宅区分所有者が法人である場合、その法人の代表取締役、その他の役員、若しくは従業員が社宅等として入居する場合の当該役職員又はその同居の親族が使用する為にトランクルーム使用契約の締結を希望する法人の住宅区分所有者

2 トランクルーム契約者が、同居の親族に使用者を変更するとき及び規約第15条第3項ただし書き所定の場合は、その旨の届出があった場合に限り、継続して当該トランクルームを使用できるものとする。

3 前各項に基づく届出は、所定の書式「トランクルーム契約・解約・変更等申請書」（様式 ト・第一号）を提出することにより行うものとする。

（空き区画の使用）

第2条 前条により使用者の決定後、トランクルームに空き区画がある場合、住宅管理組合は、トランクルームの使用希望者に対して、空き区画の補充を行うものとする。なお、その決定について、住宅管理組合は、別に定めるトランクルーム運用規定に定める順位に従い、トランクルームの使用希望者との間で、使用契約を締結することが出来る。

（契約期間）

第３条 トランクルームの契約期間は、トランクルームの使用契約をした日から住宅管理規約第59条に定める会計年度末までとし、事後の契約においては、トランクルーム契約者の解約の申し出又はトランクルーム契約解除の通告がない場合は、次の会計年度末まで１年間毎に更新される。

（許可の終了）

第４条 トランクルームの使用を終了する場合、使用者は、住宅管理組合に対し解約希望日の１ヶ月前迄に、別に定める所定の書式「トランクルーム契約・解約・変更等申請書」（様式　ト・第一号）を提出するものとする。ただし、即時終了する場合は、その月の使用料は返還しないものとする。

（遵守事項）

第５条 トランクルームを使用するときは、以下の事項を遵守しなければならない。

一　トランクルームが共用部分であることを認識し、整理整頓に務めること。

二　トランクルーム内の保管物の維持・管理は、使用者の責任と負担において行うこと。

三　次の物は保管しないこと。

ア　生鮮食品、その他腐敗しやすい物

イ　書籍、皮製品、衣類等、黴が生えやすい物

ウ　精密機器等、湿度の影響を受けやすい物

エ　動物、植物

オ　危険物、発火性、油類等

カ　現金、貴重品類

キ　公序良俗に反する物、その他保管に適さないと認められる物

（解　除）

第６条 使用者がトランクルーム使用契約に違反した場合、又は次の各号の一にでも該当したときは、住宅管理組合は、催告の上本契約を解除することができる。

一　トランクルーム使用料並びに管理費等の支払を3ヶ月分以上怠ったとき

二　第１条第３項に定める届出を行わないとき

三　第５条に定める遵守事項に違反したとき

四　トランクルームの管理に関する住宅管理組合の指示、注意等に従わず、不相当と判断したとき

五　トランクルーム契約者が他のトランクルーム契約者に対して、著しく迷惑をかける等、住宅管理組合がトランクルーム契約者として不相当と判断したとき

2　前項の場合、当該トランクルーム契約者は速やかに当該トランクルームを明渡し、トランクルーム使用契約に附随して貸与されている備品類を住宅管理組合に返還しなければならない。

（使用料及び使用料の改定）

第7条　トランクルームの使用料（以下「使用料」という。）は、5,000 円/区画・月とする。

2　使用料の変更の必要が生じたときは、住宅管理組合の総会の決議により、これを改定することができる。

（使用料の支払い）

第8条　使用者は、使用料を住宅管理組合に支払うものとする。

2　使用料は、1 か月に満たない使用期間が生じた場合は、日割り計算とする。ただし、契約終了月については、全額を支払うものとする。

3　使用料の徴収方法及び支払期日等の徴収に係る事項等については、住宅管理規約第 63 条に基づくものとする。

4　占有者と連名で使用契約を締結し、占有者にトランクルームを使用させている住宅区分所有者は、その占有者に使用料を納付させる場合、占有者と連名で住宅管理組合へ別に定める「占有者による使用料等納付に関する申請書兼誓約書」を届出の上、当該占有者に支払わせなければならない。

5　前項において、占有者に滞納等が生じた場合は、当該区分所有者の責任と負担で使用料を住宅管理組合に支払うものとする。

（使用料の使途）

第9条　使用料は、住宅管理費等に充当する。

（住宅管理組合の免責・使用者の賠償義務）

第10条　天災地変、火災、盗難、悪戯、腐敗、カビ等の理由によりトランクルーム内の保管物等に損害が生じても、住宅管理組合は、一切その責任を負わない。

2　使用者は、故意又は、過失で住宅管理組合又は、他の者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

（本細則の改廃等）

第１１条　細則の変更又は廃止は、住宅総会の決議による。

附　則

（本細則の発効）

第１条　本細則は、住宅管理規約の発効日から施行する。

（本細則発効前の承継事項）

第２条　細則の効力が発生する以前に、当初の使用者及び使用区画は施行者、分譲事業者若しくは分譲事業者の指定する者が決定し、住宅管理組合はその決定を承継する。

住宅トランクルーム運用規定

プラウドタワー武蔵小金井クロス住宅トランクルーム使用細則第２条に基づき、プラウドタワー武蔵小金井クロス住宅トランクルーム運用規程を次のとおり定める。

第１条　専有部分に居住の区分所有者等のうち、住宅トランクルーム（以下「トランクルーム」という）を必要としない者がいたためトランクルームに空区画がある場合、又は満室から空き区画が生じた場合、住宅管理組合は、当該空区画について一次募集を行い、抽選によりトランクルームの使用契約を締結していない専有部分に居住している区分所有者と使用契約を締結することができる。

２　前項の募集に対し希望する区分所有者がなかった場合又はなお空区画がある場合には、二次募集を行い抽選により住宅トランクルーム使用細則第１条第１項にかかわらず、専有部分の賃借人のためその使用を希望する区分所有者に対し、賃借人と連名で使用契約を締結することができる。

３　前項の募集に対し更に希望する区分所有者がなかった場合又はなお空区画がある場合には三次募集を行い、抽選により個人所有、法人所有に関わらず、又、居住、非居住にかかわらず２区画以上の使用を希望する区分所有者に対し使用契約を締結することができる。

４　前２項の使用契約は、本運用規程に基づく制約のあるものとする。

第２条　前条の使用契約（以下前条第２項のものを「Ｂ使用契約」といい、第３項のものを「Ｃ使用契約」という。）の締結にあたっては、その全てに抽選又は先着順により契約者に順位を付すものとする。この際、Ｂ使用契約の順位はＣ使用契約より常に上位にあるものとする。

２　トランクルームの使用契約を締結していない居住の区分所有者より使用の申し出があった場合には、その区分所有者のための使用契約を優先するものとし、前項のＢ使用契約及びＣ使用契約のうち最下位順位のものを解消させてこれにあてるものとする。

３　Ｂ使用契約又はＣ使用契約の解消にあたり、管理組合は、当該解消対象の使用契約を有する区分所有者又は当該トランクルームの使用者に対し、２ケ月以上の期間を定めた告知をなさなければならない。

４　解消の対象となるＢ使用契約又はＣ使用契約の使用契約は、前項の告知に基づきトランクルームが明け渡され、又は告知期間が経過したときに解消される

住宅サイクルストレージ使用細則

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約（以下「住宅管理規約」という。）第 15 条第 6 項の規定に基づき、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合（以下「住宅管理組合」という。）は、住宅用サイクルストレージ（以下「サイクルストレージ」という。）の使用に関して次のとおりサイクルストレージ使用細則（以下「細則」という。）を定める。本細則の用語の意義は、住宅管理規約における用語と同一とする。

（サイクルストレージの使用者及び契約）

第１条　住宅管理組合は、別表第２及び別添の図に示すサイクルストレージについて、以下の各号に該当する住宅区分所有者との間で別に定めるサイクルストレージ使用契約を締結することができる。ただし、一住戸一区画までとする。

一　本人又はその同居の親族が使用する為にサイクルストレージ使用契約の締結を希望する居住の住宅区分所有者

二　住宅区分所有者が法人である場合、その法人の代表取締役、その他の役員、若しくは従業員が社宅等として入居する場合の当該役職員又はその同居の親族が使用する為にサイクルストレージ使用契約の締結を希望する法人の住宅区分所有者

2　サイクルストレージ契約者が、同居の親族に使用者を変更するとき及び規約第 15 条第 3 項ただし書き所定の場合は、その旨の届出があった場合に限り、継続して当該サイクルストレージを使用できるものとする。

3　前各項に基づく届出は、所定の書式「サイクルストレージ契約・解約・変更等申請書（様式　サ・第一号）」を提出することにより行うものとする。

（空き区画の使用）

第２条　前条により使用者の決定後、サイクルストレージに空き区画がある場合、住宅管理組合は、サイクルストレージの使用希望者に対して、空き区画の補充を行うものとする。なお、その決定について、住宅管理組合は、別に定めるサイクルストレージ運用規定に定める順位に従い、サイクルストレージの使用希望者との間で、使用契約を締結することが出来る。

（契約期間）

第３条　サイクルストレージの契約期間は、サイクルストレージの使用契約をした日から住宅管理規約第59条に定める会計年度末までとし、事後の契約においては、サイクルストレージ契約者の解約の申し出又はサイクルストレージ契約解除の通告がない場合は、次の会計年度末まで１年間毎に更新される。

（許可の終了）

第４条　サイクルストレージの使用を終了する場合、使用者は、住宅管理組合に対し解約希望日の１ヶ月前迄に、別に定める所定の書式「サイクルストレージ契約・解約・変更等申請書（様式　サ・第一号）」を提出するものとする。ただし、即時終了する場合は、その月の使用料は返還しないものとする。

（遵守事項）

第５条　サイクルストレージを使用するときは、以下の事項を遵守しなければならない。

一　サイクルストレージが共用部分であることを認識し、整理整頓に務めること。

二　サイクルストレージ内の保管物の維持・管理は、使用者の責任と負担において行うこと。

三　以下に例示する自転車用品のみ保管できるものとし、自転車用品以外は保管しないこと。

ア　自転車パーツ（ヘルメット・ライト・その他パーツ）

イ　メンテナンス用具（スパナ・油さし・パンク修理道具）

ウ　ウェア（手袋・防寒具・雨カバー）

エ　その他（チェーン鍵等）

（解　除）

第６条　使用者がサイクルストレージ使用契約に違反した場合、又は次の各号の一にでも該当したときは、住宅管理組合は、催告の上本契約を解除することができる。

一　サイクルストレージ使用料並びに管理費等の支払を3ヶ月分以上怠ったとき

二　第１条第３項に定める届出を行わないとき

三　第５条に定める遵守事項に違反したとき

四　サイクルストレージの管理に関する住宅管理組合の指示、注意等に従わず、不相

当と判断したとき

五　その他、サイクルストレージ契約者が他のサイクルストレージ契約者に対して、著しく迷惑をかける等、住宅管理組合がサイクルストレージ契約者として不相当と判断したとき

2　前項の場合、当該サイクルストレージ契約者は速やかに当該サイクルストレージを明渡し、サイクルストレージ使用契約に附随して貸与されている備品類を住宅管理組合に返還しなければならない。

（使用料及び使用料の改定）

第7条　サイクルストレージの使用料（以下「使用料」という。）は、2,000 円/区画・月とする。

2　使用料の変更の必要が生じたときは、住宅管理組合の総会の決議により、これを改定することができる。

（使用料の支払い）

第8条　使用者は、使用料を住宅管理組合に支払うものとする。

2　使用料は、1 か月に満たない使用期間が生じた場合は、日割り計算とする。ただし、契約終了月については、全額を支払うものとする。

3　使用料の徴収方法及び支払期日等の徴収に係る事項等については、住宅管理規約第 63 条に基づくものとする。

4　占有者と連名で使用契約を締結し、占有者にサイクルストレージを使用させている住宅区分所有者は、その占有者に使用料を納付させる場合、占有者と連名で住宅管理組合へ別に定める「占有者による使用料等納付に関する申請書兼誓約書」を届出の上、当該占有者に支払わせなければならない。

5　前項において、占有者に滞納等が生じた場合は、当該区分所有者の責任と負担で使用料を住宅管理組合に支払うものとする。

（使用料の使途）

第9条　使用料は、住宅管理費等に充当する。

（住宅管理組合の免責・使用者の賠償義務）

第10条　天災地変、火災、盗難、悪戯、腐敗、カビ等の理由によりサイクルストレージ

内の保管物等に損害が生じても、住宅管理組合は、一切その責任を負わない。

2　使用者は、故意又は、過失で住宅管理組合又は、他の者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

（本細則の改廃等）

第１１条　細則の変更又は廃止は、住宅総会の決議による。

附　則

（本細則の発効）

第１条　本細則は、住宅管理規約の発効日から施行する。

（本細則発効前の承継事項）

第２条　細則の効力が発生する以前に、当初の使用者及び使用区画は施行者、分譲事業者若しくは分譲事業者の指定する者が決定し、住宅管理組合はその決定を承継する。

住宅サイクルストレージ運用規定

プラウドタワー武蔵小金井クロス住宅サイクルストレージ使用細則第2条に基づき、プラウドタワー武蔵小金井クロス住宅サイクルストレージ運用規程を次のとおり定める。

第1条 専有部分に居住の区分所有者等のうち、住宅サイクルストレージ（以下「サイクルストレージ」という）を必要としない者がいたためサイクルストレージに空区画がある場合、又は満室から空き区画が生じた場合、住宅管理組合は、当該空区画について一次募集を行い、抽選によりサイクルストレージの使用契約を締結していない専有部分に居住している区分所有者と使用契約を締結することができる。

2 前項の募集に対し希望する区分所有者がなかった場合又はなお空区画がある場合には、二次募集を行い抽選により住宅サイクルストレージ使用細則第1条第1項にかかわらず、専有部分の賃借人のためその使用を希望する区分所有者に対し、賃借人と連名で使用契約を締結することができる。

3 前項の募集に対し更に希望する区分所有者がなかった場合又はなお空区画がある場合には三次募集を行い、抽選により個人所有、法人所有に関わらず、又、居住、非居住にかかわらず2区画以上の使用を希望する区分所有者に対し使用契約を締結することができる。

4 前2項の使用契約は、本運用規程に基づく制約のあるものとする。

第2条 前条の使用契約（以下前条第2項のものを「B使用契約」といい、第3項のものを「C使用契約」という。）の締結にあたっては、その全てに抽選又は先着順により契約者に順位を付すものとする。この際、B使用契約の順位はC使用契約より常に上位にあるものとする。

2 サイクルストレージの使用契約を締結していない居住の区分所有者より使用の申し出があった場合には、その区分所有者のための使用契約を優先するものとし、前項のB使用契約及びC使用契約のうち最下位順位のものを解消させてこれにあてるものとする。

3 B使用契約又はC使用契約の解消にあたり、管理組合は、当該解消対象の使用契約を有する区分所有者又は当該サイクルストレージの使用者に対し、2ケ月以上の期間を定めた告知をなさなければならない。

4 解消の対象となるB使用契約又はC使用契約の使用契約は、前項の告知に基づきサイクルストレージが明け渡され、又は告知期間が経過したときに解消される。

住宅カーシェアリングサービス使用細則

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約（以下「住宅管理規約」という。）第 18 条の規定に基づき、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合（以下「住宅管理組合」という。）は、住宅用カーシェアリングサービス（以下「共用カーシェアリングサービス」という。）の利用に関して次のとおりカーシェアリングサービス利用細則（以下「細則」という。）を定める。本細則の用語の意義は、住宅管理規約における用語と同一とする。

（利用資格）

第１条　プラウドタワー武蔵小金井クロスの住宅区分所有者及び住宅居住者のうち、カーシェアリングサービス（以下「本サービス」という。）を利用しようとする者は、サービス提供会社に対し所定の手続きにより会員登録を行うものとする。

（管理規約、本細則、貸渡約款、会員規約、ご利用の手引きの遵守）

第２条　カーシェアリングサービスを利用する者（以下「利用者」という。）は、住宅管理規約、カーシェア貸渡約款、カーシェア会員規約、カーシェア利用マニュアルに従い、本サービスを利用するものとする。

（貸渡契約の締結）

第３条　利用者は、本サービス利用にあたり、ホンダと貸渡契約を締結するものとする。

（利用時間、利用回数制限及び利用料）

第４条　本サービスの利用時間、利用回数制限及び利用料は、カーシェア貸渡約款、カーシェア会員規約、カーシェア利用マニュアルに従うものとする。

（利用方法）

第５条　利用の申込みは、利用希望日の1ヵ月前から受け付けるものとし、利用希望者は、会員用 web サイト（インターネットまたは携帯電話）により予め利用日時・車種の予約を行った上で、web サイトにて事前登録を行った IC チップ入り運転免許証を予約した車種にかざし、車内のグローブボックスより利用するカーシェアリング専用自動車（以下、「自動車」という。）の鍵の貸し出しを受けるものとする。

2　自動車の利用後は、所定の場所に自動車を駐車し速やかに貸し出しを受けた鍵を車内のグローブボックスに返却しICチップ入り運転免許証にて自動車の施錠をするものとする。

3　利用者は、自動車を利用するにあたり、交通事故、交通違反、故障、破損、盗難、鍵の紛失等（以下、「事故等」という。）について自己の責任において対処・管理するとともに、事故等が発生した場合は、速やかに仮称カーシェア事務局に連絡し、その指示に従うものとする。

（利用の禁止）

第6条　利用者が細則に違反し、又は違反するおそれのあるときは、住宅管理組合またはホンダは当該利用者に対し、その利用を中止させ、若しくは今後の利用を禁止することができる。

（遵守事項）

第7条　利用者は以下の事項を遵守するものとする。

一　予約をした利用時間を厳守すること。

二　車内は禁煙とする。

三　車内へのペットの持ち込みは行わないこと。

四　利用後には、必ず自動車を所定の場所に返却し、乗り捨てをしないこと。

五　自動車を、マンション内で運転する際には、歩行者を優先し、徐行を特に心がけること。

六　マンション外での駐車の際には、自己の責任においてしかるべき場所に駐車すること。

七　鍵の施錠は、利用者が責任をもって行い、盗難防止に努めること。

八　利用前には、必ず自動車の点検確認を行うこと。点検により不具合等があった場合には、その自動車を利用しないこと。また、その際には必ず仮称カーシェア事務局に連絡すること。

九　自動車には、いかなる工作、改造等も行わないこと。

十　自動車の運転に際しては、専用のマニュアルに従い、細心の注意を払うこと。

十一　利用者は住宅管理組合及びカーシェア事務局にて指示・告示する事項を遵守すること。

（復旧費用の負担）

第8条　事故等により、自動車の修理を要する場合、利用者は下記の費用を負担するものとする。

一　修理費用（サービス提供会社が加入する自動車保険の保険金が給付された場合は、その金額を差引く。）

二　自動車が利用できない期間の当サービス所定の営業補償費用

（免責事項）

第9条　住宅管理組合又は住宅管理組合より管理を受託した者は、自動車の事故等に関してその責めを負わないものとする。

2　サービス提供会社は、自動車の給油、洗車、点検、修理または事故及び天変地異その他不可抗力の事由により、自動車の利用ができない場合でも、その責めを負わないものとする。

（細則外事項の措置）

第10条　住宅管理組合は、細則に定めるもののほか、細則の実施について必要な措置を講ずることができるものとする。細則に定めのない事項及び不明な点については住宅管理組合及び住宅理事長の指示に従うものとする。

附　則

（本細則の発効）

第1条　本細則は、住宅管理規約発効日より実施する。

住宅個人情報取扱細則

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約（以下「住宅管理規約」という。）第 73 条に基づき、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合（以下「住宅管理組合」という。）は、住宅区分所有者もしくはその同居人または専有部分の貸与を受けた者もしくはその同居人及び来館者等（以下「居住者等」という。）の個人情報の適正な取扱い等に関し、本細則を定める。本細則の用語の意義は、住宅管理規約における用語と同一とする。

（定義）

第１条　本細則において「個人情報」とは、「個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）」（以下、「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に定義するものをいう。

（利用目的の特定）

第２条　住宅管理組合は、管理規約等に定める業務遂行の範囲内に限り個人情報を利用するものとする。

（適正な取得）

第３条　住宅管理組合が取得する個人情報は、住宅管理規約等の定めにより提出される書類、防犯カメラに保存される映像等、その他住宅管理組合が業務遂行上取得する一切の個人情報とし、住宅管理組合は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（保管）

第４条　住宅管理組合は、その取得した個人情報について、紛失又は漏洩等に留意し、必要な安全管理措置を講じるものとする。

2　個人情報の取扱責任者は住宅理事長とし、必要に応じた安全管理措置の追加などに努めなければならない。

（委託等）

第５条　管理業務及び修繕等に必要な場合は、住宅管理組合が保有する個人情報を

管理会社及びその他の委託業者等へ提供することができる。

2　前項に基づく個人情報の提供は、守秘義務条項等を定めた契約を締結することにより行わなければならない。

3　住宅管理組合は委託先等に対し適正な監督を行い、必要に応じて委託先等からの報告を求めることができる。

（第三者への提供）

第6条　第 2 条にかかわらず、法令に基づく個人情報の第三者への提供依頼があった場合は、住宅理事会の決議を経て提供することができる。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のため緊急を要する場合等、住宅理事会の決議を経る時間的余裕がないときは、住宅理事長の判断により提供することができる。この場合、住宅理事長は、事後速やかに住宅理事会に報告するものとする。

2　個人情報の第三者への提供が法令に基づくものでない場合は、あらかじめ本人の承諾を得るものとする。

（開示及び訂正）

第7条　居住者等から住宅管理組合が保有する本人の個人情報の開示及び訂正の請求があった場合、本人の個人情報の開示及び訂正の対応をすみやかに取らなければならない。

（個人情報の取扱いについて）

第8条　住宅理事長は、本細則の定めを取りまとめた「個人情報の取扱いについて」を作成し、所定の掲示場所に掲示することができる。

プラウドタワー武蔵小金井クロス　個人情報の取扱いについて

①住宅管理組合は、管理規約等に定める業務遂行のため、個人情報を取得し、その業務遂行の範囲内で利用します。
②住宅管理組合が取得した個人情報は、管理規約等の定めに従い適正に保管します。
③住宅管理組合が保有する個人情報の取り扱いについて、管理業務遂行のため管理会社等に委託しますが、委託先を適正に監督します。
④住宅管理組合が保有する個人情報を第三者に提供する場合は、人命の保護等緊急を要する場合を除き、原則としてあらかじめ本人の同意を得ます。
⑤住宅管理組合が保有する個人情報について、本人からの開示及び訂正の請求があった場合、本人の個人情報の開示及び訂正の対応をいたします。

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合

附　則

（本細則の発効）

第1条　本細則は、住宅管理規約発効日より実施する。

プラウドタワー武蔵小金井クロス

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約・使用細則書式集

令和６年７月２７日

目　次

専有部分修繕等工事申請書（様式　第一号）……1

専有部分修繕等工事承認書（様式　第一号の二）……2

専有部分修繕等工事承認書（様式　第二号）……3

第三者使用に関する届出書兼誓約書（様式　第三号）……4

組合員資格変更届出書（様式　第四号）……5

不在届出書（様式　第五号）……6

重量物搬入･設置届出書（様式　第六号）……7

専用使用部分工事申請書（様式　第七号）……8

専用使用部分工事承認書（様式　第八号）……9

管理費及び使用料等振込み納付申請書（様式　第九号）……10

管理費及び使用料等振込み納付承認書（様式　第十号）……11

占有者による使用料等納付に関する申請書兼誓約書（様式　第十一号）……12

占有者による使用料等納付に関する承認書（様式　第十二号）……13

搬出入等作業に関する届出書（様式　第十三号）……14

深夜作業に関する届出書（様式　第十四号）……15

ペット飼育申請・承認書（様式　第十五号）……16

ペット飼育終了届（様式　第十六号）……17

ペットの共用部歩行に関する申請・承認書（様式　第十七号）……18

行事･催し物等届出書（様式　第十八号）……19

追加錠等設置届出書（様式　第十九号）……20

仕事場使用申請書（様式　第二十号）……21

仕事場使用許可書（様式　第二十一号）……22

防犯カメラの閲覧に係る申請書（様式　防・第一号）……23

防犯カメラの閲覧に係る決定通知書（様式　防・第二号）……24

共用施設使用申込代行依頼書（様式　共・第一号）……25

共用施設　使用取消書（様式　共・第二号）・・・

様式　第一号

２０　　年　　月　　日

武蔵小金井シティクロス全体管理組合　　理事長　殿
プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合　理事長　殿

申請者

（　　号室）

氏　名　　認印

専有部分修繕等工事申請書

下記により、専有部分の修繕等の工事を実施することとしたいので、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約第 17 条の規定に基づき申請します。

記

1. 対象住戸　　号室
2. 工事内容

※工事内容が、室外機・エアコンの冷媒管の修繕・取り替え等の場合は、工事場所についても記載のこと。

3. 工事期間　　２０　年　月　日から２０　年　月　日迄
4. 施工業者
5. 添付書類　　設計図、仕様書、及び工程表

以　上

縦　覧　期　間	理事長受理印	
２０　年　月　日より ２０　年　月　日まで		

様式　第一号の二

２０　年　月　日

武蔵小金井シティクロス全体管理組合　　理事長　殿
プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合　理事長　殿

申請者

(　　号室)

氏　名　　認印

専有部分修繕等工事申請書

下記により、専有部分の軽微修繕等の工事を実施することとしたいので、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約第 17 条の 2 の規定に基づき届出します。

記

1. 対象住戸　　号室

2. 工事内容

※

3. 工事期間　　２０　年　月　日から２０　年　月　日まで

4. 施工業者

5. 添付書類　　設計図、仕様書、及び工程表

以　上

縦　覧　期　間	理事長受理印	
２０　年　月　日より ２０　年　月　日まで		

様式　第二号

２０　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

専有部分修繕等工事承認書

２０　　年　　月　　日に申請のありました＿＿＿＿号室における専有部分の修繕等の工事については、実施することを承認します。

【条　件】

武蔵小金井シティクロス全体管理組合

理事長　　認印

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合

理事長　　認印

様式　第三号

２０　　年　　月　　日

武蔵小金井シティクロス全体管理組合　　御中
プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合　御中

（届出者）

氏名　　認印

第三者使用に関する届出書兼誓約書

この度、私の所有する専有部分を次のとおり第三者に使用させることになりましたので、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約第 19 条、住宅使用細則第 5 条の規定に基づき届出ます。

<table>
<tr><td>専有部分番号</td><td colspan="2">号室</td><td>使用者の入居（予定）日</td><td>２０　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>使用者氏名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">連絡先　　TEL</td></tr>
<tr><td>区分所有者との関係
(該当項目を〇で囲む)</td><td colspan="4">賃借人　　親子　　兄弟姉妹　　親族
使用人　　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>区の分誓所約有事者項</td><td colspan="4">専有部分を貸与するにあたり、規約・諸細則の写しを上記使用者に対して交付したことを確認するとともに、規約第 77 条（暴力団、不良入居者等の排除責任）の規定を遵守することを誓約します。
２０　年　月　日
（区分所有者）
氏名　　認印</td></tr>
<tr><td>使誓用約者事の項</td><td colspan="4">専有部分を使用するにあたり、規約・諸細則の写し等を受領したことを確認するとともに、これらの規定を遵守することを誓約します。
２０　年　月　日
（使用者）
氏名　　認印
なお、専有部分の鍵＿＿本はセキュリティシステムの為に警備会社に預託されていることを承諾します。また、使用細則のうち「床が石貼またはタイル貼り仕様の場合の留意事項」の内容を確認しました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">区分所有者の連絡先又は移転先</td><td colspan="4">住所　〒</td></tr>
<tr><td colspan="4">電話番号</td></tr>
<tr><td rowspan="3">海外転出の場合の国内代理人</td><td colspan="4">住所　〒</td></tr>
<tr><td colspan="4">電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="4">氏名又は代理人</td></tr>
</table>

様式　第四号

２０　　年　　月　　日

武蔵小金井シティクロス全体管理組合　　御中
プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合　御中

組合員資格変更届出書

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約第 34 条、住宅使用細則第 5 条の規定に基づき、組合員資格の変更を届出ます。

なお、新組合員は管理規約の規定により、管理組合の指定する金融機関へ管理費等の支払い口座を開設し、下記の管理費等の支払い開始日から管理費等を負担します。

旧組合員　　号室

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　認印
転出先　　住所：〒
　　電話：

新組合員　　住所：
　　電話：
　　氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　認印

変更年月日　　２０　　年　　月　　日

記

1.　管理費等の支払い開始期日
　　旧組合員　　２０　　年　　月分迄徴収
　　新組合員　　２０　　年　　月分より徴収

2.　実際の入居予定年月日：　２０　　年　　月　　日

3.　誓約事項
(1) 賃貸借の有無
　賃貸に出すときは、第三者使用に関する届出書兼誓約書（様式　第三号）を提出します。
(2) その他
　旧組合員の方に管理費等及び使用料等の未納分がある場合には、新・旧組合員が連帯して負担します。

以　上

様式　第五号

２０　　年　　月　　日

武蔵小金井シティクロス全体管理組合　　御中
プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合　御中

(　　号室)
氏　名　　認印

不　在　届　出　書

私は、下記のとおり２０　　年　　月　　日から２０　　年　　月　　日まで不在にしますので、住宅使用細則第５条により下記の事項を届出ます。

1. 理　　由

2. 緊急連絡先
　(1) 住　　所

　(2) 電　　話

　(3) 連　絡　先

3. その他連絡事項

様式　第六号

２０　　年　　月　　日

武蔵小金井シティクロス全体管理組合　　理事長　殿
プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合　理事長　殿

届 出 者
（　　号室）
氏　　名　　認印

重 量 物 搬 入 ・ 設 置 届 出 書

私が所有する専有部分に下記の大型の物あるいは重量物を搬入･設置したいので使用細則第6条により届出ます。
なお、次の事項を遵守します。

1. 本件搬入・設置に起因して第三者の生命、財産等に損害を生じた場合には私が全責任を負います。

記

搬入・設置物の名称	
寸　　法	全長　　全幅　　全高
重　　量	
設　置　場　所	
搬入経路・搬入方法 （クレーン作業の有無等）	
搬入作業の日時	２０　　年　　月　　日　　時から、 ２０　　年　　月　　日　　時まで

以　上

……

管理組合記入欄

受　付　年　月　日	２０　　年　　月　　日
設　置　の　可　・　否	可　・　否

理　事　長 承　認　印		

様式　第七号

２０　　年　　月　　日

武蔵小金井シティクロス全体管理組合　　理事長　殿
プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合　理事長　殿

申 請 者
（　　号室）
氏 名　　認印

専用使用部分工事申請書

今般、下記により専用使用部分の工事を実施することとしたいので、専用使用部分工事等施工基準第１条の規定に基づき申請します。
なお、本申請書が掲示される間（2 週間）、申出者に対し工事内容を説明します。

記

1. 対 象 住 戸　　号室
2. 工 事 個 所
3. 工 事 内 容
4. 工 事 期 間　　２０　年　月　日から２０　年　月　日迄
5. 施 工 業 者
6. 添 付 書 類　　設計図、仕様書、及び工程表

以　上

縦　覧　期　間	理事長受理印	
２０　年　月　日より ２０　年　月　日まで		

様式　第八号

２０　　年　　月　　日

（　　号室）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

専用使用部分工事承認書

２０　　年　　月　　日に申請のありました（　　号室）の専用使用部分の工事については、下記の条件にて実施することを承認します。

記

1. 本件承認後といえども万一管理規約、使用細則に違反することとなった場合には承認を取り消すとともに、貴殿の責任と負担において原状に復すること。
2. 使用にあたっては管理規約、使用細則を遵守すること。

以　上

武蔵小金井シティクロス全体管理組合

理事長　　印

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合

理事長　　印

様式　第九号

２０　　年　　月　　日

武蔵小金井シティクロス全体管理組合　　理事長　殿
プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合　理事長　殿

申請者　　（　　号室）
（区分所有者（法人の場合は、会社名及び代表者名））

氏　名　　認印

管理費及び使用料等振込み納付申請書

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約第 63 条第 1 項の規定に基づき申請します。また、振込に要する手数料については、自己負担いたします。

開始月　２０　　年　　月分から

請求宛先等　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

請求書送付先　〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

全体理事長受理印	住宅理事長受理印

様式　第十号

２０　　年　　月　　日

（　　号室）

殿

武蔵小金井シティクロス全体管理組合

理事長　　認印

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合

理事長　　認印

管理費及び使用料等振込み納付承認書

２０　　年　　月　　日付で申請のありました住宅管理費等及び使用料等を振込み納付することを、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約第 63 条第 1 項の規定に基づき、次の条件を付して承認します。

開始月　２０　　年　　月分から納付を振込で行うことを承認する。

※条　件：　　有（別紙）　／　無

様式　第十一号

２０　　年　　月　　日

武蔵小金井シティクロス全体管理組合　　理事長　殿
プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合　理事長　殿

申請者　　（　　棟　　号室）
（区分所有者（法人の場合は、会社名及び代表者名））

氏　名　　認印

（占有者（法人の場合は、会社名及び代表者名））

氏　名　　認印

占有者による使用料等納付に関する申請書

占有者との合意により、下記の費用の納入について、全体管理規約第62条及び住宅管理規約第63条の規定に基づき申請します。なお、占有者に滞納等が生じた場合は、区分所有者として申請者が負担いたします。

１．納入する費用項目（該当する項目に○）

駐車場使用料　・　バイク置場使用料　・　自転車置場使用料

トランクルーム使用料　・　サイクルストレージ使用料

２．納入方法　　口座振替（別途「口座振替依頼書」提出を必須とする）

３．占有者名･連絡先　氏名　　連絡先

４．支払開始月　　２０　　年　　月　　日分から

様式　第十二号

２０　　年　　月　　日

（　　棟　　号室）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

武蔵小金井シティクロス全体管理組合

印

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合

印

占有者による使用料等納付に関する承認書

２０　　年　　月　　日付で申請のありました下記の費用の納入について、全体管理規約第 62 条及び住宅管理規約第 63 条の規定に基づき承認します。

1.納入者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2．納入する費用項目（該当する項目に○）

駐車場使用料　・　バイク置場使用料　・　自転車置場使用料

トランクルーム使用料　・　サイクルストレージ使用料

様式　第十三号

２０　　年　　月　　日

武蔵小金井シティクロス全体管理組合　　理事長　殿
プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合　理事長　殿

申請者（　　棟　　号室）

氏　名　　認印

搬出入等作業に関する届出書

下記により、荷捌駐車場使用細則第４条の規定に基づき届け出ます。

1. 届出事項（該当する申請事項に〇を付けて下さい。

一　搬出入用エレベーターによる重量物の搬入移動及び大型物品の搬入移動

二　通常の利用目的以外で荷捌駐車場及びごみ置き場を使用する場合

三　粗大ごみを捨てる場合

四　その他理事会の決議により定められた事項

2. 注意事項

引越業者または本書申請者等は、引越当日、該当棟管理室に「作業開始」と「作業終了」の連絡を必ずすること。

※ 管理員が搬出入用エレベーターや搬出入口の扉を解放致します。

ＷＥＳＴ棟管理室：042-380-8752　ＥＡＳＴ棟管理室：042-380-6976

3. 届出理由

4. 実施期間　　２０　　年　　月　　日から２０　　年　　月　　日まで

5. 時 間 帯　　：　　から　　：　　まで

6. 作業内容

7. エレベーターの使用の有無　　（　有　・　無　）

8. 連絡先　（　　－　　－　　）

※「住宅荷捌駐車場」に「先に提出されている他利用者」がおり、「利用時間帯」が重複された場合、「担当者」より連絡先にご連絡させていただきます。

様式　第十四号

２０　　年　　月　　日

武蔵小金井シティクロス全体管理組合　　理事長　殿
プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合　理事長　殿

申請者（　　号室）

氏　名　　認印

深夜作業に関する届出書

下記により、荷捌駐車場使用細則第６条第２項の規定に基づき届け出ます。

1. 届出事項（該当する申請事項に○を付けて下さい。

　一　荷捌駐車場使用細則に定められた使用時間外（深夜作業）に専有部分又は共用部分で作業を行う場合

　二　その他理事会の決議により定められた事項

2. 注意事項

　届出を行うにあたり、エレベーターや荷捌駐車場の利用状況、ごみ置場の集積状況を事前に管理組合に確認し、調整のうえ届出を提出すること。

3. 届出理由

4. 実施期間　　２０　年　月　日から２０　年　月　日まで

5. 時 間 帯　　：　　から　　：　　まで

6. 作業内容

7. エレベーターの使用の有無　　（　有　・　無　）

全体理事長受理印	住宅理事長受理印

様式　第十五号

２０　　年　　月　　日

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
理　事　長　殿

申請者
（　　号室）

氏　名　　認印

ペ ッ ト 飼 育 申 請 ・ 承 認 書

この度、私は専有部分内において次のペットの飼育を希望しますので、申請します。
私は、本規約及びペットの飼育に関する使用細則を遵守し、他の居住者に危害・迷惑をかけません。万一、違反した場合は貴職及び管理組合の決定に従うとともに他の区分所有者に損害を生じさせた場合、損害賠償の責任を負うことを誓約します。
私はペットの飼育に関する使用細則第６条のペット委員会に入会し、ペット委員会会則の定めに従い、会員の任務を果たします。

犬の場合	下記 1.2.どちらかに記入 1□犬種（　　） 2□体高（　　cm）×体重（　　kg）＝数値（　　） 性別 □オス・□メス　年齢（　　歳） 名前（　　）
猫の場合	体高（　　cm）×体重（　　kg）＝数値（　　） 性別 □オス・□メス　年齢（　　歳） 名前（　　）

体高の測定
肩部の最高点より地上までの垂直の高さを測定して下さい。

※1匹の申請につき１枚の申請書を用いて申請してください。

写真添付位置
（こちらに写真を添付して下さい。）

注意　１匹の申請ごとに１枚の申請書

上記申請につき、下記の条件にて承認します。

２０　　年　　月　　日

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合

理事長　　認印

記

1. 飼育に際して貴殿が管理規約第 20 条、ペットの飼育に関する使用細則の各条項を遵守し他の居住者に危害、迷惑をかけないこと。
2. 本件承認後といえども万一貴殿が、管理規約、ペットの飼育に関する使用細則、ペット委員会会則何れかに違反した場合は本承認を取り消すことを、予め貴殿が承諾すること。また、他の区分所有者及び居住者に損害を生じさせた場合は貴殿がその損害賠償の責任を負うこと。
3. ペットの飼育に関する使用細則第 6 条に定めるペット委員会に入会し、ペット委員会会則の定めに従い会員としての任務を果たすこと。

以上

本書原本１通　理事長押印後２週間縦覧の上理事長保管 本書写し１通　理事長押印後ペット委員会委員長保管 本書写し１通　理事長押印後承認書として飼育者保管

理事長記入欄　縦覧期間 ２０　　年　　月　　日より ２０　　年　　月　　日まで

様式　第十六号

２０　　年　　月　　日

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
ペット委員会委員長　　殿

申請者
（　　号室）

氏　名　　認印

ペ ッ ト 飼 育 終 了 届

２０　年　月　日付承認のあるペット飼育申請・承認書（様式　第三号）に基づき、専有部内で飼育しておりました以下のペットにつき、都合により飼育を終了いたしましたので、ペット飼育に関する使用細則第 10 条第 1 項に基づき届出いたします。

犬の場合	下記 1.2. どちらかに記入 1□犬種（　　） 2□体高（　　cm）×体重（　　kg）＝数値（　　） 性別 □オス・□メス　年齢（　　歳） 名前（　　）
猫の場合	体高（　　cm）×体重（　　kg）＝数値（　　） 性別 □オス・□メス　年齢（　　歳） 名前（　　）

ペット委員会委員長
受理印

本書原本 1 通　ペット委員会にて確認後
ペット委員会委員長⇒管理組合理事長
（ペット飼育に関する使用細則第 10 条第 2 項）

様式　第十七号

２０　　年　　月　　日

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
理　事　長　殿

申請者
（　　号室）

氏　　名　　認印

ペットの共用部歩行に関する申請・承認書

この度、私は以下の「申請理由」欄に記載の事由により、飼育しているペットを共用部でケージ・キャリーバッグ等に収納し、または抱きかかえて移動することができなくなりましたので、ペットの飼育に関する使用細則第５条第３項乃至第５項に基づき飼育しているペットを共用部において歩行により移動させることを承認いただきたく、その写真を添付のうえ申請します。

犬の場合	下記 1.2 どちらかに記入 1□犬種（　　） 2□体高（　　cm）×体重（　　kg）＝数値（　　） 性別 □オス・□メス　年齢（　　歳） 名前（　　）
猫の場合	体高（　　cm）×体重（　　kg）＝数値（　　） 性別 □オス・□メス　年齢（　　歳） 名前（　　）

体高の測定
肩部の最高点より地上までの垂直の高さを測定して下さい。

※1匹の申請につき、1枚の申請書を用いて申請してください。

写真添付位置
（こちらに写真を添付して下さい。）

注意　1匹の申請ごとに1枚の申請書

申請理由

上記申請につき、ペットの飼育に関する使用細則第５条第４項に基づき
２週間の縦覧期間を経た、理事会の決議により、下記の条件にて承認します。

２０　　年　　月　　日
プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
理事長　　印

条件記入欄
歩行範囲：
期間：
その他：

本書原本１通　理事長押印後２週間縦覧の上理事長保管
本書写し１通　理事長押印後ペット委員会委員長保管
本書写し１通　理事長押印後承認書として飼育者保管

理事長記入欄　縦覧期間
２０　　年　　月　　日より
２０　　年　　月　　日まで

様式　第十八号

２０　　年　　月　　日

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
理　事　長　　殿

届出者
(　　号室)
氏　名　　認印

行 事 ・ 催 し 物 等 届 出 書

今般、下記の行事・催し物を実施したいので届出ます。

なお、実施にあたっては次の事項を遵守します。

1. 管理規約、及び使用細則の各条項を遵守すること。
2. 本件実施に起因して第三者の生命、財産等に損害を生じた場合には私が全責任を負います。

記

行事・催し物の内容	
実　施　希　望　日	
実　　施　　場　　所	
参　　加　　者	

以　上

管理組合記入欄

受　付　年　月　日	２０　　年　　月　　日
可　　・　　否	可　・　否

理　事　長 承　認　印	

様式　第十九号

２０　　年　　月　　日

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
理事長　殿

届出者
（　　号室）
氏　名　　認印

追加錠等設置届出書

今般、下記の工事を実施することとしたいので、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約・専用使用部分工事等施工基準第２条の規定に基づき届出ます。

なお、専用使用部分工事等施工基準を遵守します。

記

1.　対象住戸　　号室

2.　設置時期　　２０　　年　　月　　日

3.　工事内容

4.　施工業者

以　上

理事長受理印

様式　第二十号

２０　　年　　月　　日

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
理　事　長　殿

申請者
（　　号室）
氏　名　　認印

仕事場使用申請書

今般、下記内容の業務を当該専有部分において、仕事場として使用することを申請します。なお、業務を行うにあたっては次の事項を遵守します。

1. 管理規約及び使用細則の各条項を遵守します。
2. 本仕事場利用に起因して他の居住者及び第三者に迷惑及び被害､損害が生じた場合には私が全責任を負います。
3. 万一、違反した場合は貴職及び理事会若しくは総会の決定に従います。

記

業　務　内　容	
名　　称	
部　屋　番　号	
郵便受に掲示する名称 ※個人名を併記のこと	
仕事場として使用する者と区分所有者との関係	本人・その他（　　）

以　上

管理組合記入欄

受　付　年　月　日	２０　　年　　月　　日
可　　・　　否	可　・　否
管　理　者　氏　名	

様式　第二十一号

２０　　年　　月　　日

（　　号室）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

仕事場使用許可書

２０　　年　　月　　日に申請のありました（　　号室）の仕事場使用申請につきましては、下記の条件にて許可します。

記

1. 仕事場使用にあたっては、管理規約第 12 条、使用細則等の各条項を遵守すること。

2. 本件許可後といえども、万一、管理規約、使用細則に違反することとなった場合には許可を取り消すとともに、他の区分所有者及び居住者等に損害を生じさせた場合はその損害賠償の責任を負うこと。

以　上

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合

理事長　　印

様式　防・第一号

防犯カメラの閲覧に係る申請書

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
理　事　長　殿

<table>
<tr><td colspan="4">私は防犯カメラ運用細則第７条第１項の規定に基づき、防犯カメラの映像の閲覧を申請します。

２０　年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申請者</td><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住戸番号</td><td></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">閲覧申請理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">閲覧を希望する記録映像の月日と時間帯</td><td colspan="2">（記入例：20　　年４月１日23時00分～20　　年４月２日５時00分まで）</td></tr>
<tr><td colspan="2">閲覧を希望する防犯カメラの記録映像</td><td colspan="2">（記入例：駐車場○○番が映っている防犯カメラの映像）</td></tr>
<tr><td colspan="2">閲覧を希望する同居者の有無</td><td colspan="2">有（氏名　　続柄　　）
無</td></tr>
<tr><td colspan="2">警察署への届出の有無</td><td colspan="2">有（２０　年　月　日に＿＿＿＿警察署＿＿＿＿担当に届出）
無</td></tr>
</table>

様式　防・第二号

防犯カメラの閲覧に係る決定通知書

２０　　年　　月　　日

（　　号室）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
理事長

２０　年　月　日付で貴殿から申請のあった防犯カメラの映像の閲覧については、次のとおり決定しましたので、防犯カメラ運用細則第７条第８項の規定に基づき、通知します。

□申請を承認します。

承認の条件

閲　覧　場　所	閲　覧　指　定　日	閲　覧　指　定　時　間
	２０　　年　　月　　日	時　　分～　　時　　分

□申請を承認しません。

理由（いずれかに○のあるものが該当項目である。）
1.　防犯カメラ運用細則第６条第１項各号の規定に該当しないため。
2.　申請者が閲覧する必要を認めないため。

決定内容は□にチェックのあるもの。

様式　共・第一号

２０　　年　　月　　日

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合　理　事　長　殿

共用施設使用申込代行依頼書

1.使用申込者	棟　　号室	氏名	
2.所有者 or 賃借人	□　区分所有者　　□　賃借人		
3.連絡先	－　　－		
4.使用申込日時	年　月　日（　）　時　分　から 年　月　日（　）　時　分　まで		
5.使用施設名 ※該当施設にチェックしてください。	□アトリエコモレビ（イースト　3F） 使用料 500 円/1 時間 □スカイビュースイート(ゲストルーム)（イースト　20F） 使用料 1 人利用 4,500 円/1 日　2 人利用 6,500 円/1 日 □リラクゼーションスイート(ゲストルーム)（イースト　3F） 使用料 1 人利用 4,000 円/1 日　2 人利用 6,000 円/1 日 □ジャパニーズスイート(ゲストルーム)（ウエスト　20F） 使用料 1 人利用 5,000 円/1 日　2 人利用 7,000 円/1 日 □パーティーラウンジ（ウエスト　20F） 使用料 2,750 円/1 回(1 枠につき 1 回) ※1日通し利用の場合 使用料 5,500 円/1 回		
6.宿泊人数 （ゲストルームの場合）	□ 1 人利用　　□ 2 人利用		
7.通し利用可否 （パーティーラウンジの場合）	□ 午前の部(9:00～14:30)のみ利用(2,750 円/1 回) □ 午後の部(16:30～22:00)のみ利用(2,750 円/1 回) □ 1 日通し利用で利用する(5,500 円/1 回)		

（管理組合記入欄）		住宅管理員受付印
使用料金	円	

様式　共・第二号

２０　　年　　月　　日

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合　理　事　長　殿

共用施設 使用取消書

1.取消申込者	棟　　号室	氏名	
2.所有者 or 賃借人	□　区分所有者　　□　賃借人		
3.連絡先	－　　－		
4.取消申込日時	年　　月　　日（　）　時　　分　から 年　　月　　日（　）　時　　分　まで		
5.使用施設名 ※該当施設にチェックしてください。	□アトリエコモレビ（イースト　3F） 使用料 500 円/1 時間 □スカイビュースイート(ゲストルーム)（イースト　20F） 使用料 1 人利用 4,500 円/1 日　2 人利用 6,500 円/1 日 □リラクゼーションスイート(ゲストルーム)（イースト　3F） 使用料 1 人利用 4,000 円/1 日　2 人利用 6,000 円/1 日 □ジャパニーズスイート(ゲストルーム)（ウエスト　20F） 使用料 1 人利用 5,000 円/1 日　2 人利用 7,000 円/1 日 □パーティーラウンジ（ウエスト　20F） 使用料 2,750 円/1 回(1 枠につき 1 回) ※1日通し利用の場合 使用料 5,500 円/1 回		
6.宿泊人数 （ゲストルームの場合）	□ 1 人利用　　□ 2 人利用		
7.通し利用可否 （パーティーラウンジの場合）	□ 午前の部(9:00～14:30)のみ利用(2,750 円/1 回) □ 午後の部(16:30～22:00)のみ利用(2,750 円/1 回) □ 1 日通し利用で利用する(5,500 円/1 回)		

料金	円
使用取消に伴う本料金精算方法	【区分所有者】・・口座振替手続きを管理会社で中止します。 【賃借人】・・既に入金済みの場合、別途返金手続が必要です。

様式　非・第一号

２０　　年　　月　　日

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合

理　事　長　殿

届 出 者

（　　号室）

氏　　名　　認印

非常・防犯・救急通報機器設置届出書

今般、下記の工事を実施することとしたいので、専用使用部分工事等施工基準第 2 条の規定に基づき届出ます。

なお、専用使用部分工事等施工基準を遵守します。

記

1. 対象住戸　　号室

2. 設置時期　　２０　　年　　月　　日

3. 工事内容

4. 施工業者

以　上

理事長受理印

駐車場使用契約書

契約者氏名（乙）				
使用駐車場の表示	駐車場所	No.		
	使用する自動車	車種		
		車輌登録番号		
	駐車場使用料	月額		円也
緊急時の連絡先		―	―	

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合（以下「甲」という。）と乙とは、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約の定めに基づき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

年　　月　　日

甲　プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
印

乙（　　棟　　号室）
認印

貸与品等：（該当する貸与品に✓を付ける） □ チェーンゲート開閉用リモコン　1　個 機械式駐車場　暗証番号　「●●●●」	受領確認印欄 （乙） 認印

（契約の目的）

第 1 条　甲は、プラウドタワー武蔵小金井クロス区分所有者である乙に対し、駐車場の使用を承諾し、乙は駐車場使用料を甲に支払うことを約した。

（駐車場所）

第 2 条　本契約による駐車場所は標記「使用駐車場の表示」記載のとおりとする。

（自動車の表示）

第 3 条　前条の駐車場を使用する自動車の車種及び車輌登録番号は標記「使用駐車場の表示」記載のとおりとする。

（駐車場使用料）

第 4 条　駐車場使用料は標記「使用駐車場の表示」記載のとおりと定め、乙は、駐車場使用料を管理規約第 63 条に定める方法により甲に支払わなければならない。

2　乙は、使用開始月については日割計算により駐車場使用料を支払い、本契約終了月については当月分全額を支払うものとする。

3　駐車場使用料は管理規約に規定する手続きにより増減することができる。

（乙の義務）

第 5 条　乙は駐車場の使用に際しては、駐車場使用細則及び甲又は甲の指定する者の指示を遵守しなければならない。

2　乙は自動車の車種、車輌登録番号に変更があった場合、速やかに甲に届出なければならない。

3　乙は本契約時に甲より貸与を受ける貸与品を自己の責任と負担において管理・使用するものとし、紛失・破損等をした場合には速やかに甲に通知し、甲の指示に従い、費用を負担するものとする。

4　乙は上記貸与品を本契約終了と同時に甲に返還するものとする。

（賠償義務）

第 6 条　乙又はその代理人、使用人、運転手、同乗者その他乙に関係するものが、故意又は過失等により建物、敷地及びその附属施設並びに駐車中の他の自動車等に損害を与えたときは、自己の責任において、その損害を直接相手方に賠償しなければならない。

（甲の免責）

第 7 条　第 13 条を含む天災地変、火災、盗難、悪戯その他により駐車場内の車輌等に損害が生じた場合の責任は、その一切を乙が負うものとする。このため、乙はこれらの損害を保険適用対象とする車両保険に加入するなどの対応を図ること。

（譲渡・転貸の禁止）

第 8 条　乙は本契約上の権利義務を第三者に譲渡・転貸してはならない。

（契約期間及び更新）

第 9 条　本契約の有効期間は、契約した日から管理規約第 56 条に定める会計年度までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前迄に甲又は乙より解約の申し出がないときは、本契約は更に 1 ヶ年更新されるものとし、以後同様とする。

（解約・終了）

第 10 条　乙は、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、1 ヶ月前迄に甲に予告しなければならない。ただし、乙は第 4 条に定める駐車場使用料相当額を解約金として甲に支払うことにより、即時本契約を解約又は終了することができる。

（解　　除）

第 11 条　乙が本契約に違反した場合、又は次の各号の一にでも該当したときは、甲は催告の上、本契約を解除することができる。

(1) 駐車場使用料及び管理費等の支払を 3 ヶ月分以上怠ったとき
(2) 駐車場使用細則第 1 条第 3 項に定める届出を行わないとき
(3) 駐車場使用細則第 5 条に定める遵守事項に違反したとき
(4) 駐車場の管理に関する甲の指示、注意等に従わず、不相当と判断したとき
(5) その他、他の駐車場契約者に対して、著しく迷惑をかける等、甲が駐車場契約者として不相当と判断したとき

2　前項の場合、乙は速やかに指定駐車場所を明渡し、本契約に附随して貸与されている備品類を甲に返還しなければならない。

（明 渡 し）

第 12 条　乙は契約期間満了時又は契約終了時には、駐車場を原状に回復して甲に明渡すものとする。

2　乙は明渡し期日までに明渡しが完了しなかった場合は、明渡し期日の翌日から明渡し完了に至るまでの間の遅延損害金及び甲が被った損害を賠償しなければならない。

3　乙は明渡しに際して、事由の如何を問わず一切の金員請求及び代替の要求を甲に対して行わないものとする。

（契約の当然終了）

第 13 条　乙が、その所有する専有部分を他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、本契約は当然に終了する。

（緊急時の退避）

第 14 条　乙（地下ピット部利用者）は、局地的大雨や台風時に雨水が、敷地内、駐車場地下ピット等へ流入してくることが想定される場合は、地上部分へ移動するなど事前に対応を図ること。

（協議による解決）

第 15 条　本契約に定めがない事項については、甲・乙互いに誠意をもって協議の上、解決するものとする。

（管理組合記入欄）

貸与品 返却確認欄

駐車場使用契約書(B使用契約－賃借人等1台目用)

契約者氏名（乙）				
使用者氏名（丙）				
使用駐車場の表示	駐車場所	No.		
	使用する自動車	車種		
		車輌登録番号		
	駐車場使用料	月額		円也
緊急時の連絡先		―	―	

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合（以下「甲」という。）とプラウドタワー武蔵小金井クロス区分所有者である乙とは、乙の所有する住戸の貸与を受けた第三者（以下「丙」という。）のため、プラウドタワー武蔵小金井クロス駐車場使用細則の駐車場運用規程の定めに基づき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

年　　月　　日

甲　　プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
印

乙（　　棟　　号室）
認印

貸与品等：（該当する貸与品に✓を付ける）	受領確認印欄
□ チェーンゲート開閉用リモコン　1　個 機械式駐車場　暗証番号　「●●●●」	（乙） 認印

（契約の目的）

第 1 条　甲は、丙の駐車場の使用を承諾し、乙は駐車場使用料を甲に支払うことを約した。

（駐車場所）

第 2 条　本契約による駐車場所は標記「使用駐車場の表示」記載のとおりとする。

（自動車の表示）

第 3 条　前条の駐車場を使用する自動車の車種及び車輌登録番号は標記「使用駐車場の表示」記載のとおりとする。

（駐車場使用料）

第 4 条　駐車場使用料は標記「使用駐車場の表示」記載のとおりと定め、乙は、駐車場使用料を管理規約第 63 条に定める方法により甲に支払わなければならない。

2　乙は、使用開始月については日割計算により駐車場使用料を支払い、本契約終了月については当月分全額を支払うものとする。

3　駐車場使用料は管理規約に規定する手続きにより増減することができる。

（乙の義務）

第 5 条　乙は、本契約に基づき丙に駐車場を貸与するにあたっては、別途乙丙間で使用契約を締結しなければならない。なお、乙は、当該使用契約において、本契約における乙の義務と同等の義務を丙に課さなければならない。

2　乙は駐車場使用細則及び甲又は甲の指定する者の指示（以下「駐車場使用細則等」という。）を遵守しなければならないとともに、丙に対しても駐車場使用細則等を遵守させなければならない。

3　乙は、駐車場の貸与に関し、使用料を丙より収受する場合は、標記「使用駐車場の表示」記載の金額以下としなければならない。但し、消費税等は別とする。

4　乙は丙の自動車の車種、車輌登録番号に変更があった場合、速やかに甲に届出なければなら

ない。

5　乙は本契約時に甲より貸与を受ける貸与品を乙及び丙の責任と負担において管理･使用するものとし、紛失・破損等をした場合には速やかに甲に通知し、甲の指示に従い、費用を負担するものとする。

6　乙は上記貸与品を本契約終了と同時に甲に返還するものとする。

（賠償義務）

第 6 条　乙は、丙又はその代理人、使用人、運転手、同乗者その他丙に関係するものが、故意又は過失等により建物、敷地及びその附属施設並びに駐車中の他の自動車等に損害を与えたときは、自己の責任において、丙にその損害を賠償させなければならない。

（甲の免責）

第 7 条　甲は、第 14 条を含む天災地変、火災、盗難、悪戯その他により駐車場内の車輌等に損害が生じた場合の責任の一切を負わないものとする。このため、乙は、丙に対しこれらの損害を保険適用対象とする車両保険に加入させるなどの対応を図ること。

（譲渡・転貸の禁止）

第 8 条　乙は本契約上の権利義務を第三者に譲渡・転貸してはならない。また、乙は本契約に基づく丙の駐車場の使用権を第三者に譲渡・転貸させてはならない。

（契約期間及び更新）

第 9 条　本契約の有効期間は、契約した日から管理規約第 56 条に定める会計年度までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前迄に甲又は乙より解約の申し出がないときは、本契約は更に 1 ヶ年更新されるものとし、以後同様とする。

（解約・終了）

第 10 条　甲は、駐車場運用規程に基づき、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、乙に 2 ヶ月以上の期間を定めて B 使用契約解消の期日を告知する。

2　乙は、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、1 ヶ月前迄に甲に予告しなければならない。ただし、乙は第 4 条に定める駐車場使用料相当額を解約金として甲に支払うことにより、即時本契約を解約又は終了することができる。

（解　　除）

第 11 条　乙及び丙が本契約に違反した場合、又は次の各号の一にでも該当したときは、甲は催告の上、本契約を解除することができる。

(1) 駐車場使用料及び管理費等の支払を 3 ヶ月分以上怠ったとき
(2) 駐車場使用細則第 1 条第 3 項に定める届出を行わないとき
(3) 駐車場使用細則第 5 条に定める遵守事項に違反したとき
(4) 駐車場の管理に関する甲の指示、注意等に従わず、不相当と判断したとき
(5) その他、他の駐車場契約者に対して、著しく迷惑をかける等、甲が駐車場契約者として不相当と判断したとき

2　前項の場合、乙は速やかに指定駐車場所を明渡し、本契約に附随して貸与されている備品類を甲に返還しなければならない。

（明 渡 し）

第 12 条　乙は契約期間満了時又は契約終了時には、駐車場を原状に回復して甲に明渡すものとする。

2　乙は明渡し期日までに明渡しが完了しなかった場合は、明渡し期日の翌日から明渡し完了に至るまでの間の遅延損害金及び甲が被った損害を賠償しなければならない。

3　乙は明渡しに際して、事由の如何を問わず一切の金員請求及び代替の要求を甲に対して行わないものとする。

（契約の当然終了）

第 13 条　本契約は、次の場合には当然に終了する。

(1) 乙がその所有する専有部分を他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与した場合。ただし、貸与の相手方が丙の場合を除く。
(2) 乙の所有する専有部分に関する乙丙間の貸与関係が解消した場合。
(3) 乙が第 10 条第 1 項に基づく B 使用契約の解消の期日前に当該駐車場を明渡しした場合。

（緊急時の退避）

第 14 条　乙（地下ピット部利用者）は、局地的大雨や台風時に雨水が、敷地内、駐車場地下ピット等へ流入してくることが想定される場合は、地上部分へ移動するなど事前に対応を図ること。

（協議による解決）

第 15 条　本契約に定めがない事項については、甲・乙互いに誠意をもって協議の上、解決するものとする。

（管理組合記入欄）

貸与品 返却確認欄

駐車場使用契約書（C 使用契約－本人２台目用）

契約者氏名（乙）				
使用駐車場の表示	駐車場所	No.		
	使用する自動車	車種		
		車輌登録番号		
	駐車場使用料	月額		円也
緊急時の連絡先		―	―	

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合（以下「甲」という。）と乙とは、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約の定めに基づき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

年　　月　　日

甲　プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
印

乙（　　棟　　号室）
認印

貸与品等：（該当する貸与品に✓を付ける）	受領確認印欄
□ チェーンゲート開閉用リモコン　1　個 機械式駐車場　暗証番号　「●●●●」	（乙） 認印

（契約の目的）

第 1 条　甲は、プラウドタワー武蔵小金井クロス区分所有者である乙に対し、2 台目の駐車場の使用を承諾し、乙は駐車場使用料を甲に支払うことを約した。

（駐車場所）

第 2 条　本契約による駐車場所は標記「使用駐車場の表示」記載のとおりとする。

（自動車の表示）

第 3 条　前条の駐車場を使用する自動車の車種及び車輌登録番号は標記「使用駐車場の表示」記載のとおりとする。

（駐車場使用料）

第 4 条　駐車場使用料は標記「使用駐車場の表示」記載のとおりと定め、乙は、駐車場使用料を管理規約第 63 条に定める方法により甲に支払わなければならない。

2　乙は、使用開始月については日割計算により駐車場使用料を支払い、本契約終了月については当月分全額を支払うものとする。

3　駐車場使用料は管理規約に規定する手続きにより増減することができる。

（乙の義務）

第 5 条　乙は駐車場の使用に際しては、駐車場使用細則及び甲又は甲の指定する者の指示を遵守しなければならない。

2　乙は自動車の車種、車輌登録番号に変更があった場合、速やかに甲に届出なければならない。

3　乙は本契約時に甲より貸与を受ける貸与品を自己の責任と負担において管理・使用するものとし、紛失・破損等をした場合には速やかに甲に通知し、甲の指示に従い、費用を負担するものとする。

4　乙は上記貸与品を本契約終了と同時に甲に返還するものとする。

（賠償義務）

第 6 条　乙又はその代理人、使用人、運転手、同乗者その他乙に関係するものが、故意又は過失により建物、敷地及びその附属施設並びに駐車中の他の自動車等に損害を与えたときは、自己の責任において、その損害を直接相手方に賠償しなければならない。

（甲の免責）

第 7 条　第 14 条を含む天災地変、火災、盗難、悪戯その他により駐車場内の車輌等に損害が生じた場合の責任は、その一切を乙が負うものとする。このため、乙はこれらの損害を保険適用対象とする車両保険に加入するなどの対応を図ること。

（譲渡・転貸の禁止）

第 8 条　乙は本契約上の権利義務を第三者に譲渡・転貸してはならない。

（契約期間及び更新）

第 9 条　本契約の有効期間は、契約した日から管理規約第 56 条に定める会計年度までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前迄に甲又は乙より解約の申し出がないときは、本契約は更に 1 ヵ年更新されるものとし、以後同様とする。

（解約・終了）

第 10 条　甲は、駐車場運用規程に基づき、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、乙に 2 ヶ月以上の期間を定めて C 使用契約の解消の期日を告知する。

2　乙は、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、1 ヶ月前迄に甲に予告しなければならない。ただし、乙は第 4 条に定める駐車場使用料相当額を解約金として甲に支払うことにより、即時本契約を解約又は終了することができる。

（解　　除）

第 11 条　乙が本契約に違反した場合、又は次の各号の一にでも該当したときは、甲は催告の上、本契約を解除することができる。

(1) 駐車場使用料及び管理費等の支払を 3 ヶ月分以上怠ったとき
(2) 駐車場使用細則第 1 条第 3 項に定める届出を行わないとき
(3) 駐車場使用細則第 5 条に定める遵守事項に違反したとき
(4) 駐車場の管理に関する甲の指示、注意等に従わず、不相当と判断したとき
(5) その他、他の駐車場契約者に対して、著しく迷惑をかける等、甲が駐車場契約者として不相当と判断したとき

2　前項の場合、乙は速やかに指定駐車場所を明渡し、本契約に附随して貸与されている備品類を甲に返還しなければならない。

（明 渡 し）

第 12 条　乙は契約期間満了時又は契約終了時には、駐車場を原状に回復して甲に明渡すものとする。

2　乙は明渡し期日までに明渡しが完了しなかった場合は、明渡し期日の翌日から明渡し完了に至るまでの間の遅延損害金及び甲が被った損害を賠償しなければならない。

3　乙は明渡しに際して、事由の如何を問わず一切の金員請求及び代替の要求を甲に対して行わないものとする。

（契約の当然終了）

第 13 条　乙が、その所有する専有部分を他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、本契約は当然に終了する。

（緊急時の退避）

第 14 条　乙（地下ピット部利用者）は、局地的大雨や台風時に雨水が、敷地内、駐車場地下ピット等へ流入してくることが想定される場合は、地上部分へ移動するなど事前に対応を図ること。

（協議による解決）

第 15 条　本契約に定めがない事項については、甲・乙互いに誠意をもって協議の上、解決するものとする。

（管理組合記入欄）

貸与品 返却確認欄

駐車場使用契約書(C使用契約－賃借人等2台目用)

契約者氏名（乙）				
使用者氏名（丙）				
使用駐車場の表示	駐車場所	No.		
	使用する自動車	車種		
		車輌登録番号		
	駐車場使用料	月額		円也
緊急時の連絡先		―	―	

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合（以下「甲」という。）とプラウドタワー武蔵小金井クロス区分所有者である乙とは、乙の所有する住戸の貸与を受けた第三者（以下「丙」という。）のため、プラウドタワー武蔵小金井クロス駐車場使用細則の駐車場運用規程の定めに基づき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

年　　月　　日

甲　　プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
印

乙（　　棟　　号室）
認印

貸与品等：（該当する貸与品に✓を付ける） ☐ チェーンゲート開閉用リモコン　1　個 機械式駐車場　暗証番号　「●●●●」	受領確認印欄 （乙） 認印

（契約の目的）

第 1 条　甲は、丙の 2 台目の駐車場の使用を承諾し、乙は駐車場使用料を甲に支払うことを約した。

（駐車場所）

第 2 条　本契約による駐車場所は標記「使用駐車場の表示」記載のとおりとする。

（自動車の表示）

第 3 条　前条の駐車場を使用する自動車の車種及び車輌登録番号は標記「使用駐車場の表示」記載のとおりとする。

（駐車場使用料）

第 4 条　駐車場使用料は標記「使用駐車場の表示」記載のとおりと定め、乙は、駐車場使用料を管理規約第 63 条に定める方法により甲に支払わなければならない。

2　乙は、使用開始月については日割計算により駐車場使用料を支払い、本契約終了月については当月分全額を支払うものとする。

3　駐車場使用料は管理規約に規定する手続きにより増減することができる。

（乙の義務）

第 5 条　乙は、本契約に基づき丙に駐車場を貸与するにあたっては、別途乙丙間で使用契約を締結しなければならない。なお、乙は、当該使用契約において、本契約における乙の義務と同等の義務を丙に課さなければならない。

2　乙は駐車場使用細則及び甲又は甲の指定する者の指示（以下「駐車場使用細則等」という。）を遵守しなければならないとともに、丙に対しても駐車場使用細則等を遵守させなければならない。

3　乙は、駐車場の貸与に関し、使用料を丙より収受する場合は、標記「使用駐車場の表示」記載の金額以下としなければならない。但し、消費税等は別とする。

4　乙は丙の自動車の車種、車輌登録番号に変更があった場合、速やかに甲に届出なければなら

ない。

5　乙は本契約時に甲より貸与を受ける貸与品を乙及び丙の責任と負担において管理･使用するものとし、紛失･破損等をした場合には速やかに甲に通知し、甲の指示に従い、費用を負担するものとする。

6　乙は上記貸与品を本契約終了と同時に甲に返還するものとする。

(賠償義務)

第 6 条　乙は、丙又はその代理人、使用人、運転手、同乗者その他丙に関係するものが、故意又は過失により建物、敷地及びその附属施設並びに駐車中の他の自動車等に損害を与えたときは、自己の責任において、丙にその損害を賠償させなければならない。

(甲の免責)

第 7 条　甲は、第 14 条を含む天災地変、火災、盗難、悪戯その他により駐車場内の車輌等に損害が生じた場合の責任の一切を負わないものとする。このため、乙は、丙に対しこれらの損害を保険適用対象とする車両保険に加入させるなどの対応を図ること。

(譲渡・転貸の禁止)

第 8 条　乙及び丙は本契約上の権利義務を第三者に譲渡・転貸してはならない。また、乙は本契約に基づく丙の駐車場の使用権を第三者に譲渡・転貸させてはならない。

(契約期間及び更新)

第 9 条　本契約の有効期間は、契約した日から管理規約第 56 条に定める会計年度までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前迄に甲又は乙より解約の申し出がないときは、本契約は更に 1 ヵ年更新されるものとし、以後同様とする。

(解約・終了)

第 10 条　甲は、駐車場運用規程に基づき、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、乙に 2 ヶ月以上の期間を定めて C 使用契約の解消の期日を告知する。

2　乙は、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、1 ヶ月前迄に甲に予告しなければならない。ただし、乙は第 4 条に定める駐車場使用料相当額を解約金として甲に支払うことにより、即時本契約を解約又は終了することができる。

(解　　除)

第 11 条　乙及び丙が本契約に違反した場合､又は次の各号の一にでも該当したときは､甲は催告の上､本契約を解除することができる。

(1) 駐車場使用料及び管理費等の支払を 3 ヶ月分以上怠ったとき
(2) 駐車場使用細則第 1 条第 3 項に定める届出を行わないとき
(3) 駐車場使用細則第 5 条に定める遵守事項に違反したとき
(4) 駐車場の管理に関する甲の指示、注意等に従わず、不相当と判断したとき
(5) その他、他の駐車場契約者に対して、著しく迷惑をかける等、甲が駐車場契約者として不相当と判断したとき

2　前項の場合、乙は速やかに指定駐車場所を明渡し、本契約に附随して貸与されている備品類を甲に返還しなければならない。

(明 渡 し)

第 12 条　乙は契約期間満了時又は契約終了時には、駐車場を原状に回復して甲に明渡すものとする。

2　乙は明渡し期日までに明渡しが完了しなかった場合は､明渡し期日の翌日から明渡し完了に至るまでの間の遅延損害金及び甲が被った損害を賠償しなければならない。

3　乙は明渡しに際して､事由の如何を問わず一切の金員請求及び代替の要求を甲に対して行わないものとする。

(契約の当然終了)

第 13 条　本契約は、次の場合には当然に終了する。

(1) 乙がその所有する専有部分を他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与した場合。ただし、貸与の相手方が丙の場合を除く。
(2) 乙の所有する専有部分に関する乙丙間の貸与関係が解消した場合。
(3) 乙が第 10 条第 1 項に基づく C 使用契約の解消の期日前に当該駐車場を明渡した場合。

(緊急時の退避)

第 14 条　乙（地下ピット部利用者）は、局地的大雨や台風時に雨水が、敷地内、駐車場地下ピット等へ流入してくることが想定される場合は、地上部分へ移動するなど事前に対応を図ること。

(協議による解決)

第 15 条　本契約に定めがない事項については、甲・乙互いに誠意をもって協議の上、解決するものとする。

（管理組合記入欄）

貸与品 返却確認欄

様式　車・第一号

西暦 ＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
理　事　長　　殿

（契約申込時確認事項）
私は、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約第18条に基づく駐車場使用細則、駐車場使用細則第2条に基づく駐車場運用規定並びに駐車場使用契約書の内容を十分理解の上、本書式をもって、駐車場契約の使用契約・解約・変更等を申請します。

※該当する区分に〇を付してください。
申請者【 区分所有者　・　賃借人 】

【 West棟・East棟 】　　号室　氏名　　認印

駐車場契約・解約・変更等申請書　（ウエスト棟駐車場）

種　別 ※該当番号に〇を付けてください。	1．契約申込	2．使用者変更	3．車輌変更	※ 4．解約申込
駐車場タイプ	申請する駐車場のタイプに〇をつける 小型平置　・　平置　・　ノーマルルーフ　・　ミドルルーフ　・　ハイルーフ			
駐車場場所 （区画番号）	1～3. の申請の場合、記入 NO.		※4. の申請の場合、記入 NO.	
契約・解約・変更等 年　月　日	1～3. の契約・変更日を記入 西暦　年　月　日		※4. の解約日を記入 西暦　年　月　日	
駐車場使用者（同居人） ※1・2を選択した場合				
車　種 ※1・3を選択した場合	メーカー名　車種 記入例：トヨタ　プリウス			
車輌登録番号 ※1・3を選択した場合	記入例：品川 330 い 12-34			
車輌寸法・重量 ※1・3を選択した場合	□ 車両重量 kg　□ 全長 mm　□ 全幅 mm　□ 全高 mm ※車検証をご確認のうえ、必ずご記入ください。		※収容制限（管理規約等）を確認し、規定内であれば☑を入れる。	

※注　1. 使用料について、使用開始月は日割計算とし、契約終了月は全額支払うものとします。
2. 解約する場合は、解約希望日の1ヶ月前までの届出が必要です。
3. 即時解約する場合は、その月の使用料は返還しないものとし、別途使用料1ヶ月分の支払いが必要です。
4. 車種によっては、区画サイズ等の範囲内であっても入庫不可能な場合があります。

管理会社処理欄

【契約申込】　数字は右づめで記入【太字】

月額使用料	円
日割り精算額	円
引落し開始日	月　日
契約（変更）初月引落し合計額	円

【解約申込】　数字は右づめで記入【太字】

月額使用料	円
引落し終了日	月　日
引落し終了日引落し合計額	円

※ 日割計算：月額使用料×使用日数÷月の日数（小数点以下切捨て）

支店・営業所
複合

NOAコード
1428116

会計コード
2075-1

【今回申請後】　←　【現状】

月額使用料合計（申請後　台）	円	月額使用料合計（現状　台）	円

管理費等の徴収：当月分を 当月 5 日に引落し

備考欄：

会計課長	チェッカー	会計担当
業務課長	MM	SS

様式　車・第一号

西暦 ＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
理 事 長　殿

（契約申込時確認事項）
私は、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約第18条に基づく駐車場使用細則、駐車場使用細則第2条に基づく駐車場運用規定並びに駐車場使用契約書の内容を十分理解の上、本書式をもって、駐車場契約の使用契約・解約・変更等を申請します。

※該当する区分に〇を付してください。
申請者【 区分所有者　・　賃借人 】

【 West棟・East棟 】　　号室　氏名　　認印

駐車場契約・解約・変更等申請書　（イースト棟駐車場）

種　別 ※該当番号に〇を付けてください。	1．契約申込	2．使用者変更	3．車輌変更	※ 4．解約申込
駐 車 場 タイプ	申請する駐車場のタイプに〇をつける 小型平置　・　平置　・　ノーマルルーフ　・　ミドルルーフ　・　ハイルーフ			
駐 車 場 場 所 （区画番号）	1～3. の申請の場合、記入 ＮＯ.		※4. の申請の場合、記入 ＮＯ.	
契約・解約・変更等 年 月 日	1～3. の契約・変更日を記入 西暦　年　月　日		※4. の解約日を記入 西暦　年　月　日	
駐車場使用者（同居人） ※1・2を選択した場合				
車　種 ※1・3を選択した場合	メーカー名　車種 記入例：トヨタ　プリウス			
車 輌 登 録 番 号 ※1・3を選択した場合	記入例：品川 330 い 12-34			
車 輌 寸 法・重 量 ※1・3を選択した場合	□ 車両重量　kg　□ 全長　mm　□ 全幅　mm　□ 全高　mm ※車検証をご確認のうえ、必ずご記入ください。		※収容制限（管理規約等）を確認し、規定内であれば☑を入れる。	

※注　1. 使用料について、使用開始月は日割計算とし、契約終了月は全額支払うものとします。
2. 解約する場合は、解約希望日の1ヶ月前までの届出が必要です。
3. 即時解約する場合は、その月の使用料は返還しないものとし、別途使用料1ヶ月分の支払いが必要です。
4. 車種によっては、区画サイズ等の範囲内であっても入庫不可能な場合があります。

管理会社処理欄

【契約申込】　数字は右づめで記入【太字】

月 額 使 用 料	円
日 割 り 精 算 額	円
引 落 し 開 始 日	月 日
契 約（変 更）初 月 引 落 し 合 計 額	円

【解約申込】　数字は右づめで記入【太字】

月 額 使 用 料	円
引 落 し 終 了 日	月 日
引 落 し 終 了 日 引 落 し 合 計 額	円

※ 日割計算：月額使用料×使用日数÷月の日数（小数点以下切捨て）

支店・営業所
複合

NOAコード
1428116

会計コード
2075-1

【今回申請後】			【現状】
月額使用料合計 （申請後　台）	円	←	月額使用料合計 （現状　台） 円

管理費等の徴収：当月分を 当月 5 日に引落し

備考欄：

会計課長	チェッカー	会計担当
業務課長	MM	ＳＳ

バイク置場使用契約書

契約者氏名（乙）				
使用バイク置場の表示	駐車場所	No.		
	使用するバイク	車種		
		車輌登録番号		
	バイク置場使用料	月額		円也
緊急時の連絡先		―	―	

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合（以下「甲」という。）と乙とは、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約の定めに基づき、次のとおりバイク置場使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

年　　月　　日

甲　プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
印

乙（　　棟　　号室）
認印

貸与品等：（該当する貸与品に✓を付ける） ☐ チェーンゲート開閉用リモコン　1　個	受領確認印欄 （乙） 認印

（契約の目的）

第 1 条　甲は、プラウドタワー武蔵小金井クロス区分所有者である乙に対し、バイク置場の使用を承諾し、乙はバイク置場使用料を甲に支払うことを約した。

（駐車場所）

第 2 条　本契約による駐車場所は標記「使用バイク置場の表示」記載のとおりとする。

（バイクの表示）

第 3 条　前条のバイク置場を使用するバイクの車種及び車輌登録番号は標記「使用バイク置場の表示」記載のとおりとする。

（バイク置場使用料）

第 4 条　バイク置場使用料は標記「使用バイク置場の表示」記載のとおりと定め、乙は、バイク置場使用料を管理規約第 63 条に定める方法により甲に支払わなければならない。

4　乙は、使用開始月については日割計算によりバイク置場を支払い、本契約終了月については当月分全額を支払うものとする。

5　バイク置場使用料は管理規約に規定する手続きにより増減することができる。

（乙の義務）

第 5 条　乙はバイク置場の使用に際しては、バイク置場使用細則及び甲又は甲の指定する者の指示を遵守しなければならない。

5　乙はバイクの車種、車輌登録番号に変更があった場合、速やかに甲に届出なければならない。

6　乙は本契約時に甲より貸与を受ける貸与品を自己の責任と負担において管理・使用するものとし、紛失・破損等をした場合には速やかに甲に通知し、甲の指示に従い、費用を負担する

ものとする。

7　乙は上記貸与品を本契約終了と同時に甲に返還するものとする。

（賠償義務）

第 6 条　乙又はその代理人、使用人、運転手、同乗者その他乙に関係するものが、故意又は過失等により建物、敷地及びその附属施設並びに駐車中の他のバイク等に損害を与えたときは、自己の責任において、その損害を直接相手方に賠償しなければならない。

（甲の免責）

第 7 条　第 13 条を含む天災地変、火災、盗難、悪戯その他によりバイク置場内の車輌等に損害が生じた場合の責任は、その一切を乙が負うものとする。このため、乙はこれらの損害を保険適用対象とする車両保険に加入するなどの対応を図ること。

（譲渡・転貸の禁止）

第 8 条　乙は本契約上の権利義務を第三者に譲渡・転貸してはならない。

（契約期間及び更新）

第 9 条　本契約の有効期間は、契約した日から管理規約第 56 条に定める会計年度までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前迄に甲又は乙より解約の申し出がないときは、本契約は更に 1 ヶ年更新されるものとし、以後同様とする。

（解約・終了）

第 10 条　乙は、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、1 ヶ月前迄に甲に予告しなければならない。ただし、乙は第 4 条に定めるバイク置場使用料相当額を解約金として甲に支払うことにより、即時本契約を解約又は終了することができる。

（解　　除）

第 11 条　乙が本契約に違反した場合、又は次の各号の一にでも該当したときは、甲は催告の上、本契約を解除することができる。

(6) バイク置場使用料及び管理費等の支払を 3 ヶ月分以上怠ったとき
(7) バイク置場使用細則第 1 条第 3 項に定める届出を行わないとき
(8) バイク置場使用細則第 6 条に定める遵守事項に違反したとき
(9) バイク置場の管理に関する甲の指示、注意等に従わず、不相当と判断したとき
(10) その他、他のバイク置場契約者に対して、著しく迷惑をかける等、甲がバイク置場契約者として不相当と判断したとき

3　前項の場合、乙は速やかに指定駐車場所を明渡し、本契約に附随して貸与されている備品類を甲に返還しなければならない。

（明 渡 し）

第 12 条　乙は契約期間満了時又は契約終了時には、バイク置場を原状に回復して甲に明渡すものとする。

4　乙は明渡し期日までに明渡しが完了しなかった場合は、明渡し期日の翌日から明渡し完了に至るまでの間の遅延損害金及び甲が被った損害を賠償しなければならない。

5　乙は明渡しに際して、事由の如何を問わず一切の金員請求及び代替の要求を甲に対して行わないものとする。

（契約の当然終了）

第 13 条　乙が、その所有する専有部分を他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、本契約は当然に終了する。

（緊急時の退避）

第 14 条　乙は、局地的大雨や台風時に雨水が、敷地内、バイク置場等へ流入してくることが想定される場合は、地上部分へ移動するなど事前に対応を図ること。

（協議による解決）

第 15 条　本契約に定めがない事項については、甲・乙互いに誠意をもって協議の上、解決するものとする。

（管理組合記入欄）

貸与品 返却確認欄

バイク置場使用契約書(B使用契約－賃借人等1台目用)

契約者氏名（乙）				
使用者氏名（丙）				
使用バイク置場の表示	駐車場所	No.		
	使用するバイク	車種		
		車輌登録番号		
	バイク置場使用料	月額		円也
緊急時の連絡先		―	―	

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合（以下「甲」という。）とプラウドタワー武蔵小金井クロス区分所有者である乙とは、乙の所有する住戸の貸与を受けた第三者（以下「丙」という。）のため、プラウドタワー武蔵小金井クロスバイク置場使用細則のバイク置場運用規程の定めに基づき、次のとおりバイク置場使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

年　　月　　日

甲　　プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
印

乙（　　棟　　号室）
認印

貸与品等：（該当する貸与品に✓を付ける） ☐ チェーンゲート開閉用リモコン　1　個	受領確認印欄 （乙） 認印

（契約の目的）

第 1 条　甲は、丙のバイク置場の使用を承諾し、乙はバイク置場使用料を甲に支払うことを約した。

（駐車場所）

第 2 条　本契約による駐車場所は標記「使用バイク置場の表示」記載のとおりとする。

（バイクの表示）

第 3 条　前条のバイク置場を使用するバイクの車種及び車輌登録番号は標記「使用バイク置場の表示」記載のとおりとする。

（バイク置場使用料）

第 4 条　バイク置場使用料は標記「使用バイク置場の表示」記載のとおりと定め、乙は、バイク置場使用料を管理規約第 63 条に定める方法により甲に支払わなければならない。

4　乙は、使用開始月については日割計算によりバイク置場使用料を支払い、本契約終了月については当月分全額を支払うものとする。

5　バイク置場使用料は管理規約に規定する手続きにより増減することができる。

（乙の義務）

第 5 条　乙は、本契約に基づき丙にバイク置場を貸与するにあたっては、別途乙丙間で使用契約を締結しなければならない。なお、乙は、当該使用契約において、本契約における乙の義務と同等の義務を丙に課さなければならない。

7　乙はバイク置場使用細則及び甲又は甲の指定する者の指示（以下「バイク置場使用細則等」という。）を遵守しなければならないとともに、丙に対してもバイク置場使用細則等を遵守させなければならない。

8　乙は、バイク置場の貸与に関し、使用料を丙より収受する場合は、標記「使用バイク置場の表示」記載の金額以下としなければならない。但し、消費税等は別とする。

9　乙は丙のバイクの車種、車輌登録番号に変更があった場合、速やかに甲に届出なければな

らない。

10　乙は本契約時に甲より貸与を受ける貸与品を乙及び丙の責任と負担において管理･使用するものとし、紛失･破損等をした場合には速やかに甲に通知し、甲の指示に従い、費用を負担するものとする。

11　乙は上記貸与品を本契約終了と同時に甲に返還するものとする。

（賠償義務）

第 6 条　乙は、丙又はその代理人、使用人、運転手、同乗者その他丙に関係するものが、故意又は過失等により建物、敷地及びその附属施設並びに駐車中の他のバイク等に損害を与えたときは、自己の責任において、丙にその損害を賠償させなければならない。

（甲の免責）

第 7 条　甲は、第 14 条を含む天災地変、火災、盗難、悪戯その他によりバイク置場内の車輌等に損害が生じた場合の責任の一切を負わないものとする。このため、乙は、丙に対しこれらの損害を保険適用対象とする車両保険に加入させるなどの対応を図ること。

（譲渡・転貸の禁止）

第 8 条　乙は本契約上の権利義務を第三者に譲渡・転貸してはならない。また、乙は本契約に基づく丙のバイク置場の使用権を第三者に譲渡・転貸させてはならない。

（契約期間及び更新）

第 9 条　本契約の有効期間は、契約した日から管理規約第 56 条に定める会計年度までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前迄に甲又は乙より解約の申し出がないときは、本契約は更に 1 ヶ年更新されるものとし、以後同様とする。

（解約・終了）

第 10 条　甲は、バイク置場運用規程に基づき、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、乙に 2 ヶ月以上の期間を定めて B 使用契約解消の期日を告知する。

3　乙は、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、1 ヶ月前迄に甲に予告しなければならない。ただし、乙は第 4 条に定めるバイク置場使用料相当額を解約金として甲に支払うことにより、即時本契約を解約又は終了することができる。

（解　　除）

第 11 条　乙及び丙が本契約に違反した場合、又は次の各号の一にでも該当したときは、甲は催告の上、本契約を解除することができる。

(6)　バイク置場使用料及び管理費等の支払を 3 ヶ月分以上怠ったとき
(7)　バイク置場使用細則第 1 条第 3 項に定める届出を行わないとき
(8)　バイク置場使用細則第 6 条に定める遵守事項に違反したとき
(9)　バイク置場の管理に関する甲の指示、注意等に従わず、不相当と判断したとき
(10)　その他、他のバイク置場契約者に対して、著しく迷惑をかける等、甲がバイク置場契約者として不相当と判断したとき

3　前項の場合、乙は速やかに指定駐車場所を明渡し、本契約に附随して貸与されている備品類を甲に返還しなければならない。

（明 渡 し）

第 12 条　乙は契約期間満了時又は契約終了時には、バイク置場を原状に回復して甲に明渡すものとする。

4　乙は明渡し期日までに明渡しが完了しなかった場合は、明渡し期日の翌日から明渡し完了に至るまでの間の遅延損害金及び甲が被った損害を賠償しなければならない。

5　乙は明渡しに際して、事由の如何を問わず一切の金員請求及び代替の要求を甲に対して行わないものとする。

（契約の当然終了）

第 13 条　本契約は、次の場合には当然に終了する。

(4)　乙がその所有する専有部分を他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与した場合。ただし、貸与の相手方が丙の場合を除く。
(5)　乙の所有する専有部分に関する乙丙間の貸与関係が解消した場合。
(6)　乙が第 10 条第 1 項に基づく B 使用契約の解消の期日前に当該バイク置場を明渡しした場合。

（緊急時の退避）

第 14 条　乙は、局地的大雨や台風時に雨水が、敷地内、バイク置場等へ流入してくることが想定される場合は、地上部分へ移動するなど事前に対応を図ること。

（協議による解決）

第 15 条　本契約に定めがない事項については、甲・乙互いに誠意をもって協議の上、解決するものとする。

（管理組合記入欄）

貸与品 返却確認欄

バイク置場使用契約書（C使用契約－本人2台目用）

契約者氏名（乙）				
使用バイク置場の表示	駐車場所	No.		
	使用するバイク	車種		
		車輌登録番号		
	バイク置場使用料	月額		円也
緊急時の連絡先		―	―	

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合（以下「甲」という。）と乙とは、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約の定めに基づき、次のとおりバイク置場使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

年　　月　　日

甲　プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
印

乙（　　棟　　号室）
認印

貸与品等：（該当する貸与品に✓を付ける） ☐ チェーンゲート開閉用リモコン　1　個	受領確認印欄 （乙） 認印

（契約の目的）

第 1 条　甲は、プラウドタワー武蔵小金井クロス区分所有者である乙に対し、2 台目のバイク置場の使用を承諾し、乙はバイク置場使用料を甲に支払うことを約した。

（駐車場所）

第 2 条　本契約による駐車場所は標記「使用バイク置場の表示」記載のとおりとする。

（バイクの表示）

第 3 条　前条のバイク置場を使用するバイクの車種及び車輌登録番号は標記「使用バイク置場の表示」記載のとおりとする。

（バイク置場使用料）

第 4 条　バイク置場使用料は標記「使用バイク置場の表示」記載のとおりと定め、乙は、バイク置場使用料を管理規約第 63 条に定める方法により甲に支払わなければならない。

4　乙は、使用開始月については日割計算によりバイク置場使用料を支払い、本契約終了月については当月分全額を支払うものとする。

5　バイク置場使用料は管理規約に規定する手続きにより増減することができる。

（乙の義務）

第 5 条　乙はバイク置場の使用に際しては、バイク置場使用細則及び甲又は甲の指定する者の指示を遵守しなければならない。

5　乙はバイク置場の車種、車輌登録番号に変更があった場合、速やかに甲に届出なければならない。

6　乙は本契約時に甲より貸与を受ける貸与品を自己の責任と負担において管理・使用するものとし、紛失・破損等をした場合には速やかに甲に通知し、甲の指示に従い、費用を負担する

ものとする。

7　乙は上記貸与品を本契約終了と同時に甲に返還するものとする。

（賠償義務）

第 6 条　乙又はその代理人、使用人、運転手、同乗者その他乙に関係するものが、故意又は過失により建物、敷地及びその附属施設並びに駐車中の他のバイク等に損害を与えたときは、自己の責任において、その損害を直接相手方に賠償しなければならない。

（甲の免責）

第 7 条　第 14 条を含む天災地変、火災、盗難、悪戯その他によりバイク置場内の車輌等に損害が生じた場合の責任は、その一切を乙が負うものとする。このため、乙はこれらの損害を保険適用対象とする車両保険に加入するなどの対応を図ること。

（譲渡・転貸の禁止）

第 8 条　乙は本契約上の権利義務を第三者に譲渡・転貸してはならない。

（契約期間及び更新）

第 9 条　本契約の有効期間は、契約した日から管理規約第 56 条に定める会計年度までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前迄に甲又は乙より解約の申し出がないときは、本契約は更に 1 ヵ年更新されるものとし、以後同様とする。

（解約・終了）

第 10 条　甲は、バイク置場運用規程に基づき、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、乙に 2 ヶ月以上の期間を定めて C 使用契約の解消の期日を告知する。

3　乙は、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、1 ヶ月前迄に甲に予告しなければならない。ただし、乙は第 4 条に定めるバイク置場使用料相当額を解約金として甲に支払うことにより、即時本契約を解約又は終了することができる。

（解　　除）

第 11 条　乙が本契約に違反した場合、又は次の各号の一にでも該当したときは、甲は催告の上、本契約を解除することができる。

(6) バイク置場使用料及び管理費等の支払を 3 ヶ月分以上怠ったとき
(7) バイク置場使用細則第 1 条第 3 項に定める届出を行わないとき
(8) バイク置場使用細則第 6 条に定める遵守事項に違反したとき
(9) バイク置場の管理に関する甲の指示、注意等に従わず、不相当と判断したとき
(10) その他、他のバイク置場契約者に対して、著しく迷惑をかける等、甲がバイク置場契約者として不相当と判断したとき

3　前項の場合、乙は速やかに指定駐車場所を明渡し、本契約に附随して貸与されている備品類を甲に返還しなければならない。

（明 渡 し）

第 12 条　乙は契約期間満了時又は契約終了時には、バイク置場を原状に回復して甲に明渡すものとする。

4　乙は明渡し期日までに明渡しが完了しなかった場合は、明渡し期日の翌日から明渡し完了に至るまでの間の遅延損害金及び甲が被った損害を賠償しなければならない。

5　乙は明渡しに際して、事由の如何を問わず一切の金員請求及び代替の要求を甲に対して行わないものとする。

（契約の当然終了）

第 13 条　乙が、その所有する専有部分を他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、本契約は当然に終了する。

（緊急時の退避）

第 14 条　乙は、局地的大雨や台風時に雨水が、敷地内、バイク置場等へ流入してくることが想定される場合は、地上部分へ移動するなど事前に対応を図ること。

（協議による解決）

第 15 条　本契約に定めがない事項については、甲・乙互いに誠意をもって協議の上、解決するものとする。

（管理組合記入欄）

貸与品 返却確認欄

バイク置場使用契約書(C 使用契約－賃借人等 2 台目用)

契約者氏名（乙）				
使用者氏名（丙）				
使用バイク置場の表示	駐車場所	No.		
	使用するバイク	車種		
		車輌登録番号		
	バイク置場使用料	月額		円也
緊急時の連絡先		―	―	

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合（以下「甲」という。）とプラウドタワー武蔵小金井クロス区分所有者である乙とは、乙の所有する住戸の貸与を受けた第三者（以下「丙」という。）のため、プラウドタワー武蔵小金井クロスバイク置場使用細則のバイク置場運用規程の定めに基づき、次のとおりバイク置場使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

年　　月　　日

甲　　プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
印

乙（　　棟　　号室）
認印

貸与品等：（該当する貸与品に✓を付ける） ☐ チェーンゲート開閉用リモコン　1　個	受領確認印欄 （乙） 認印

（契約の目的）

第 1 条　甲は、丙の 2 台目のバイク置場の使用を承諾し、乙はバイク置場使用料を甲に支払うことを約した。

（駐車場所）

第 2 条　本契約による駐車場所は標記「使用バイク置場の表示」記載のとおりとする。

（バイクの表示）

第 3 条　前条のバイク置場を使用するバイクの車種及び車輌登録番号は標記「使用バイク置場の表示」記載のとおりとする。

（バイク置場使用料）

第 4 条　バイク置場使用料は標記「使用バイク置場の表示」記載のとおりと定め、乙は、バイク置場使用料を管理規約第 63 条に定める方法により甲に支払わなければならない。

4　乙は、使用開始月については日割計算によりバイク置場使用料を支払い、本契約終了月については当月分全額を支払うものとする。

5　バイク置場使用料は管理規約に規定する手続きにより増減することができる。

（乙の義務）

第 5 条　乙は、本契約に基づき丙にバイク置場を貸与するにあたっては、別途乙丙間で使用契約を締結しなければならない。なお、乙は、当該使用契約において、本契約における乙の義務と同等の義務を丙に課さなければならない。

7　乙はバイク置場使用細則及び甲又は甲の指定する者の指示（以下「バイク置場使用細則等」という。）を遵守しなければならないとともに、丙に対してもバイク置場使用細則等を遵守させなければならない。

8　乙は、バイク置場の貸与に関し、使用料を丙より収受する場合は、標記「バイク置場の表示」記載の金額以下としなければならない。但し、消費税等は別とする。

9　乙は丙のバイクの車種、車輌登録番号に変更があった場合、速やかに甲に届出なければならない。

10　乙は本契約時に甲より貸与を受ける貸与品を乙及び丙の責任と負担において管理・使用するものとし、紛失・破損等をした場合には速やかに甲に通知し、甲の指示に従い、費用を負担するものとする。

11　乙は上記貸与品を本契約終了と同時に甲に返還するものとする。

（賠償義務）

第 6 条　乙は、丙又はその代理人、使用人、運転手、同乗者その他丙に関係するものが、故意又は過失により建物、敷地及びその附属施設並びに駐車中の他のバイク等に損害を与えたときは、自己の責任において、丙にその損害を賠償させなければならない。

（甲の免責）

第 7 条　甲は、第 14 条を含む天災地変、火災、盗難、悪戯その他によりバイク置場内の車輌等に損害が生じた場合の責任の一切を負わないものとする。このため、乙は、丙に対しこれらの損害を保険適用対象とする車両保険に加入させるなどの対応を図ること。

（譲渡・転貸の禁止）

第 8 条　乙及び丙は本契約上の権利義務を第三者に譲渡・転貸してはならない。また、乙は本契約に基づく丙のバイク置場の使用権を第三者に譲渡・転貸させてはならない。

（契約期間及び更新）

第 9 条　本契約の有効期間は、契約した日から管理規約第 56 条に定める会計年度までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前迄に甲又は乙より解約の申し出がないときは、本契約は更に 1 ヵ年更新されるものとし、以後同様とする。

（解約・終了）

第 10 条　甲は、バイク置場運用規程に基づき、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、乙に 2 ヶ月以上の期間を定めて C 使用契約の解消の期日を告知する。

3　乙は、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、1 ヶ月前迄に甲に予告しなければならない。ただし、乙は第 4 条に定めるバイク置場使用料相当額を解約金として甲に支払うことにより、即時本契約を解約又は終了することができる。

（解　　除）

第 11 条　乙及び丙が本契約に違反した場合、又は次の各号の一にでも該当したときは、甲は催告の上、本契約を解除することができる。

(6) バイク置場使用料及び管理費等の支払を 3 ヶ月分以上怠ったとき
(7) バイク置場使用細則第 1 条第 3 項に定める届出を行わないとき
(8) バイク置場使用細則第 6 条に定める遵守事項に違反したとき
(9) バイク置場の管理に関する甲の指示、注意等に従わず、不相当と判断したとき
(10) その他、他のバイク置場契約者に対して、著しく迷惑をかける等、甲がバイク置場契約者として不相当と判断したとき

3　前項の場合、乙は速やかに指定駐車場所を明渡し、本契約に附随して貸与されている備品類を甲に返還しなければならない。

（明 渡 し）

第 12 条　乙は契約期間満了時又は契約終了時には、バイク置場を原状に回復して甲に明渡すものとする。

4　乙は明渡し期日までに明渡しが完了しなかった場合は、明渡し期日の翌日から明渡し完了に至るまでの間の遅延損害金及び甲が被った損害を賠償しなければならない。

5　乙は明渡しに際して、事由の如何を問わず一切の金員請求及び代替の要求を甲に対して行わないものとする。

（契約の当然終了）

第 13 条　本契約は、次の場合には当然に終了する。

(4) 乙がその所有する専有部分を他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与した場合。ただし、貸与の相手方が丙の場合を除く。
(5) 乙の所有する専有部分に関する乙丙間の貸与関係が解消した場合。
(6) 乙が第 10 条第 1 項に基づく C 使用契約の解消の期日前に当該バイク置場を明渡した場合。

（緊急時の退避）

第 14 条　乙は、局地的大雨や台風時に雨水が、敷地内、バイク置場等へ流入してくることが想定される場合は、地上部分へ移動するなど事前に対応を図ること。

（協議による解決）

第 15 条　本契約に定めがない事項については、甲・乙互いに誠意をもって協議の上、解決するものとする。

（管理組合記入欄）

貸与品 返却確認欄

様式　バ・第一号

西暦 ＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿＿日

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
理 事 長　殿

※該当する区分に〇を付してください。

申請者【 区分所有者 ・ 賃借人 】

【 West棟・East棟 】　号室　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　認印

バイク置場契約・解約・変更等申請書（ウエスト棟）

種　別 ※該当番号に〇を付けてください。	1．契約申込	2．使用者変更	3．車輌変更	※4．解約申込
バイク置場タイプ	申請するバイク置場のタイプに ○ をつける ミニバイク ・ バイク			
バイク置場 （区画番号）	1～3. の申請の場合、記入 NO.		※4. の申請の場合、記入 NO.	
契約・解約・変更等 年 月 日	1～3. の契約・変更日を記入 西暦　年　月　日		※4. の解約日を記入 西暦　年　月　日	
バイク使用者 （同居人） ※1・2を選択した場合				
車　種 ※1・3を選択した場合	メーカー　車種 記入例：ホンダ スーパーカブ			
車輌登録番号 ※1・3を選択した場合	記入例：品川 C う 12-34			
車輌寸法 ※1・3を選択した場合	□ 全長　mm　※車検証をご確認のうえ、必ずご記入ください。 □ 全幅　mm　※収容制限（管理規約等）を確認し、規定内であれば☑を入れる。			

※注　1. 使用料について、使用開始月は日割計算とし、契約終了月は全額支払うものとします。
2. 解約する場合は、解約希望日の1ヶ月前までの届出が必要です。
3. 即時解約する場合は、その月の使用料は返還しないものとし、別途使用料1ヶ月分の支払いが必要です。

管理会社処理欄

【契約申込】　数字は右づめで記入【太字】

月額使用料		円
日割り精算額		円

※ 日割計算：月額使用料×使用日数÷月の日数（小数点以下切捨て）

引落し開始日	月	日
契約（変更）初月引落し合計額		円

【解約申込】　数字は右づめで記入【太字】

月額使用料		円

※ 日割計算：月額使用料×使用日数÷月の日数（小数点以下切捨て）

引落し終了日	月	日
引落し終了日引落し合計額		円

支店・営業所
複合

NOAコード
1428116

会計コード
2075-1

【今回申請後】

月額使用料合計（申請後　台）		円

←

【現状】

月額使用料合計（現状　台）		円

管理費等の徴収：当月分を 当月 5 日に引落し

備考欄：

会計課長	チェッカー	会計担当
業務課長	MM	S S

様式　バ・第一号

西暦 ＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
理 事 長　殿

※該当する区分に○を付してください。
申請者【 区分所有者 ・ 賃借人 】

【 West棟・East棟 】　号室　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿　認印

バイク置場契約・解約・変更等申請書（イースト棟）

種　別 ※該当番号に○を付けてください。	1．契約申込	2．使用者変更	3．車輌変更	※4．解約申込
バイク置場タイプ	申請するバイク置場のタイプに ○ をつける ミニバイク ・ バイク			
バイク置場 （区画番号）	1～3. の申請の場合、記入 NO.		※4. の申請の場合、記入 NO.	
契約・解約・変更等 年 月 日	1～3. の契約・変更日を記入 西暦　年　月　日		※4. の解約日を記入 西暦　年　月　日	
バイク使用者 （同居人） ※1・2を選択した場合				
車　種 ※1・3を選択した場合	メーカー　車種 記入例：ホンダ スーパーカブ			
車輌登録番号 ※1・3を選択した場合	記入例：品川 C う 12-34			
車輌寸法 ※1・3を選択した場合	□ 全長　mm　※車検証をご確認のうえ、必ずご記入ください。 □ 全幅　mm　※収容制限（管理規約等）を確認し、規定内であれば☑を入れる。			

※注　1. 使用料について、使用開始月は日割計算とし、契約終了月は全額支払うものとします。
2. 解約する場合は、解約希望日の1ヶ月前までの届出が必要です。
3. 即時解約する場合は、その月の使用料は返還しないものとし、別途使用料1ヶ月分の支払いが必要です。

管理会社処理欄

【契約申込】　数字は右づめで記入【太字】

月額使用料	円
日割り精算額	円

※ 日割計算：月額使用料×使用日数÷月の日数（小数点以下切捨て）

引落し開始日	月 日	引落し終了日	月 日
契約（変更）初月引落し合計額	円	引落し終了日引落し合計額	円

【解約申込】　数字は右づめで記入【太字】

月額使用料	円

※ 日割計算：月額使用料×使用日数÷月の日数（小数点以下切捨て）

【今回申請後】 月額使用料合計 （申請後　台）	円	←	【現状】 月額使用料合計 （現状　台）	円

支店・営業所
複合

NOAコード
1428116

会計コード
2075-1

管理費等の徴収：当月分を 当月 5 日に引落し

会計課長	チェッカー	会計担当
業務課長	MM	SS

備考欄：

様式　自・第一号

西暦 ＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
理　事　長　　殿

※該当する区分に○を付してください。
使用者【 区分所有者　・　賃借人 】

【 West棟・East棟 】　　号室　氏名　　認印

※ 使用料納付が「賃借人」の場合 連名申請　【 区分所有者 】

【 West棟・East棟 】　　号室　氏名　　認印

自転車置場使用申込・終了届（ウエスト棟駐輪場）

私は、自転車置場使用細則を確認し、自転車置場の（※使用申込・終了）を届出ます。
※該当する申請に○を付してください。
なお「使用申込」に際しては、申込区画を直接確認し、問題なく駐輪可能であることも確認済です。

駐輪場フロア	申請する 駐輪場フロアに ○ をつける ウエスト棟 ２階　・　ウエスト棟 地下１階
駐輪場タイプ	申請する 駐輪場タイプに ○ をつける 小型平置　・　平置　・　傾斜ラック式
使用申込番号　NO.	終了番号　NO.
使用開始日：　年　月　日	終了日：　年　月　日

（備　考）
【区画状況】

	１台目	２台目	３台目	４台目	合計
現状区画：	円	円	円	円	円
申請後区画：	円	円	円	円	円

※注　1. 使用料について、使用開始月は無料とし、契約終了月は全額支払うものとします。
2. 解約する場合は、解約希望日の1ヶ月前までの届出が必要です。
3. 即時解約する場合は、その月の使用料は返還しないものとし、別途使用料1ヶ月分の支払いが必要です。
4. 車種によっては、区画サイズ等の範囲内であっても入庫不可能な場合があります。

管理会社処理欄

【契約申込】　数字は右づめで記入[太字]

使用料 □月額 □年額	円
引落し開始日	月 日
契約（変更）初月引落し合計額	円

【解約申込】　数字は右づめで記入[太字]

使用料 □月額 □年額	円
引落し終了日	月 日
引落し終了日引落し合計額	円

支店・営業所
複合

NOAコード
1428116

会計コード
2075-1

【今回申請後】　←　【現状】

月額使用料合計（申請後　台）	円	月額使用料合計（現状　台）	円

管理費等の徴収：当月分を 当月 5 日に引落し

備考欄：

会計課長	チェッカー	会計担当
業務課長	MM	SS

様式　自・第一号

西暦 ＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
理 事 長　殿

※該当する区分に○を付してください。
使用者【 区分所有者 ・ 賃借人 】

【 West棟・East棟 】　号室　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 認印

※ 使用料納付が「賃借人」の場合 連名申請 【 区分所有者 】

【 West棟・East棟 】　号室　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 認印

自転車置場使用申込・終了届（イースト棟駐輪場）

私は、自転車置場使用細則を確認し、自転車置場の（※使用申込・終了）を届出ます。
※該当する申請に○を付してください。
なお「使用申込」に際しては、申込区画を直接確認し、問題なく駐輪可能であることも確認済です。

駐輪場フロア	申請する 駐輪場フロアに ○ をつける イースト棟 2階 ・ イースト棟 3階
駐輪場タイプ	申請する 駐輪場タイプに ○ をつける 小型平置 ・ 平置 ・ 傾斜ラック式 ・ 2段ラック式上段 ・2段ラック式下段
使用申込番号 NO.	終了番号 NO.
使用開始日： 年 月 日	終了日： 年 月 日

（備 考）
【区画状況】

	1台目	2台目	3台目	4台目	合計
現状区画：	円	円	円	円	円
申請後区画：	円	円	円	円	円

※注 1. 使用料について、使用開始月は無料とし、契約終了月は全額支払うものとします。
2. 解約する場合は、解約希望日の1ヶ月前までの届出が必要です。
3. 即時解約する場合は、その月の使用料は返還しないものとし、別途使用料1ヶ月分の支払いが必要です。
4. 車種によっては、区画サイズ等の範囲内であっても入庫不可能な場合があります。

管理会社処理欄

【契約申込】 数字は右づめで記入【太字】

使用料 □月額 □年額	円
引落し開始日	月 日
契約（変更）初月引落し合計額	円

【解約申込】 数字は右づめで記入【太字】

使用料 □月額 □年額	円
引落し終了日	月 日
引落し終了日引落し合計額	円

支店・営業所	複合
NOAコード	1428116
会計コード	2075-1

【今回申請後】 ← 【現状】

月額使用料合計（申請後 台）	円	月額使用料合計（現状 台）	円

管理費等の徴収：当月分を 当月 5 日に引落し

備考欄：

会計課長	チェッカー	会計担当
業務課長	MM	S S

トランクルーム使用契約書

契約者氏名（乙）				
使用トランクルームの表示	使用場所	No.		
	トランクルーム使用料	月額		円也
緊急時の連絡先		―	―	

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合（以下「甲」という。）と乙とは、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約の定めに基づき、次のとおりトランクルーム使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

年　　月　　日

甲　プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
印

乙（　　棟　　号室）
認印

貸与品等：（該当する貸与品に✓を付ける） ☐　トランクルーム専用鍵　３本	受領確認印欄 （乙） 認印

（契約の目的）

第 1 条　甲は、プラウドタワー武蔵小金井クロス区分所有者である乙に対し、トランクルームの使用を承諾し、乙はトランクルーム使用料を甲に支払うことを約した。

（使用場所）

第 2 条　本契約によるトランクルーム場所は標記「使用トランクルームの表示」記載のとおりとする。

（トランクルーム使用料）

第 3 条　トランクルーム使用料は標記「使用トランクルームの表示」記載のとおりと定め、乙は、トランクルーム使用料を管理規約第 63 条に定める方法により甲に支払わなければならない。

6　乙は、使用開始月については日割計算によりトランクルーム使用料を支払い、本契約終了月については当月分全額を支払うものとする。

7　トランクルーム使用料は管理規約に規定する手続きにより増減することができる。

（乙の義務）

第 4 条　乙はトランクルームの使用に際しては、トランクルーム使用細則及び甲又は甲の指定する者の指示を遵守しなければならない。

8　乙は本契約時に甲より貸与を受ける貸与品を自己の責任と負担において管理･使用するものとし、紛失・破損等をした場合には速やかに甲に通知し、甲の指示に従い、費用を負担するものとする。

9　乙は上記貸与品を本契約終了と同時に甲に返還するものとする。

（賠償義務）

第 5 条　乙又はその代理人、使用人その他乙に関係するものが、故意又は過失等により建物、敷地及

びその附属施設並びに他のトランクルーム等に損害を与えたときは、自己の責任において、その損害を直接相手方に賠償しなければならない。

（甲の免責）

第 6 条　第 13 条を含む天災地変、火災、盗難、悪戯その他によりトランクルーム内の物品等に損害が生じた場合の責任は、その一切を乙が負うものとする。このため、乙はこれらの損害を保険適用対象とする保険に加入するなどの対応を図ること。

（譲渡・転貸の禁止）

第 7 条　乙は本契約上の権利義務を第三者に譲渡・転貸してはならない。

（契約期間及び更新）

第 8 条　本契約の有効期間は、契約した日から管理規約第 56 条に定める会計年度までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前迄に甲又は乙より解約の申し出がないときは、本契約は更に 1 ヶ年更新されるものとし、以後同様とする。

（解約・終了）

第 9 条　乙は、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、1 ヶ月前迄に甲に予告しなければならない。ただし、乙は第 3 条に定めるトランクルーム使用料相当額を解約金として甲に支払うことにより、即時本契約を解約又は終了することができる。

（解　　除）

第 10 条　乙が本契約に違反した場合、又は次の各号の一にでも該当したときは、甲は催告の上、本契約を解除することができる。

(11) トランクルーム使用料及び管理費等の支払を 3 ヶ月分以上怠ったとき
(12) トランクルーム使用細則第 1 条第 3 項に定める届出を行わないとき
(13) トランクルーム使用細則第 5 条に定める遵守事項に違反したとき
(14) トランクルームの管理に関する甲の指示、注意等に従わず、不相当と判断したとき
(15) その他、他のトランクルーム契約者に対して、著しく迷惑をかける等、甲がトランクルーム契約者として不相当と判断したとき

4　前項の場合、乙は速やかに指定使用場所を明渡し、本契約に附随して貸与されている備品類を甲に返還しなければならない。

（明 渡 し）

第 11 条　乙は契約期間満了時又は契約終了時には、トランクルームを原状に回復して甲に明渡すものとする。

6　乙は明渡し期日までに明渡しが完了しなかった場合は、明渡し期日の翌日から明渡し完了に至るまでの間の遅延損害金及び甲が被った損害を賠償しなければならない。

7　乙は明渡しに際して、事由の如何を問わず一切の金員請求及び代替の要求を甲に対して行わないものとする。

（契約の当然終了）

第 12 条　乙が、その所有する専有部分を他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、本契約は当然に終了する。

（緊急時の対応）

第 13 条　乙は、局地的大雨や台風時に雨水が、敷地内、トランクルーム等へ流入してくることが想定される場合は、物品等を移動するなど事前に対応を図ること。

（協議による解決）

第 14 条　本契約に定めがない事項については、甲・乙互いに誠意をもって協議の上、解決するものとする。

（管理組合記入欄）

貸与品 返却確認欄

トランクルーム使用契約書（B使用契約－賃借人等1区画目用）

契約者氏名（乙）				
契約者氏名（丙）				
使用トランクルームの表示	使用場所	No.		
	トランクルーム使用料	月額		円也
緊急時の連絡先		―	―	

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合（以下「甲」という。）とプラウドタワー武蔵小金井クロス区分所有者である乙とは、乙の所有する住戸の貸与を受けた第三者（以下「丙」という。）のため、プラウドタワー武蔵小金井クロストランクルーム使用細則のトランクルーム運用規程の定めに基づき、次のとおりトランクルーム使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

年　　月　　日

甲　プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
印

乙（　　棟　　号室）
認印

貸与品等：（該当する貸与品に✓を付ける） ☐ トランクルーム専用鍵　3本	受領確認印欄 （乙） 認印

（契約の目的）

第 1 条　甲は、丙のトランクルームの使用を承諾し、乙はトランクルーム使用料を甲に支払うことを約した。

（使用場所）

第 2 条　本契約によるトランクルーム場所は標記「使用トランクルームの表示」記載のとおりとする。

（トランクルーム使用料）

第 3 条　トランクルーム使用料は標記「使用トランクルームの表示」記載のとおりと定め、乙は、トランクルーム使用料を管理規約第 63 条に定める方法により甲に支払わなければならない。

6　乙は、使用開始月については日割計算によりトランクルーム使用料を支払い、本契約終了月については当月分全額を支払うものとする。

7　トランクルーム使用料は管理規約に規定する手続きにより増減することができる。

（乙の義務）

第 4 条　乙は、本契約に基づき丙にトランクルームを貸与するにあたっては、別途乙丙間で使用契約を締結しなければならない。なお、乙は、当該使用契約において、本契約における乙の義務と同等の義務を丙に課さなければならない。

12　乙はトランクルーム使用細則及び甲又は甲の指定する者の指示（以下「トランクルーム使用細則等」という。）を遵守しなければならないとともに、丙に対してもトランクルーム使用細則等を遵守させなければならない。

13　乙は、トランクルームの貸与に関し、使用料を丙より収受する場合は、標記「使用トランクルームの表示」記載の金額以下としなければならない。但し、消費税等は別とする。

14　乙は本契約時に甲より貸与を受ける貸与品を乙及び丙の責任と負担において管理･使用するものとし、紛失･破損等をした場合には速やかに甲に通知し、甲の指示に従い、費用を負担

するものとする。

15　乙は上記貸与品を本契約終了と同時に甲に返還するものとする。

（賠償義務）

第 5 条　乙は、丙又はその代理人、使用人その他丙に関係するものが、故意又は過失等により建物、敷地及びその附属施設並びに他のトランクルーム等に損害を与えたときは、自己の責任において、丙にその損害を賠償させなければならない。

（甲の免責）

第 6 条　甲は、第 14 条を含む天災地変、火災、盗難、悪戯その他によりトランクルーム内の物品等に損害が生じた場合の責任の一切を負わないものとする。このため、乙は、丙に対しこれらの損害を保険適用対象とする保険に加入させるなどの対応を図ること。

（譲渡・転貸の禁止）

第 7 条　乙は本契約上の権利義務を第三者に譲渡・転貸してはならない。また、乙は本契約に基づく丙の駐車場の使用権を第三者に譲渡・転貸させてはならない。

（契約期間及び更新）

第 8 条　本契約の有効期間は、契約した日から管理規約第 56 条に定める会計年度までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前迄に甲又は乙より解約の申し出がないときは、本契約は更に 1 ヶ年更新されるものとし、以後同様とする。

（解約・終了）

第 9 条　甲は、トランクルーム運用規程に基づき、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、乙に 2 ヶ月以上の期間を定めて B 使用契約解消の期日を告知する。

4　乙は、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、1 ヶ月前迄に甲に予告しなければならない。ただし、乙は第 3 条に定めるトランクルーム使用料相当額を解約金として甲に支払うことにより、即時本契約を解約又は終了することができる。

（解　　除）

第 10 条　乙及び丙が本契約に違反した場合、又は次の各号の一にでも該当したときは、甲は催告の上、本契約を解除することができる。

(11) トランクルーム使用料及び管理費等の支払を 3 ヶ月分以上怠ったとき
(12) トランクルーム使用細則第 1 条第 3 項に定める届出を行わないとき
(13) トランクルーム使用細則第 5 条に定める遵守事項に違反したとき
(14) トランクルームの管理に関する甲の指示、注意等に従わず、不相当と判断したとき
(15) その他、他のトランクルーム契約者に対して、著しく迷惑をかける等、甲がトランクルーム契約者として不相当と判断したとき

4　前項の場合、乙は速やかに指定使用場所を明渡し、本契約に附随して貸与されている備品類を甲に返還しなければならない。

（明 渡 し）

第 11 条　乙は契約期間満了時又は契約終了時には、トランクルームを原状に回復して甲に明渡すものとする。

6　乙は明渡し期日までに明渡しが完了しなかった場合は、明渡し期日の翌日から明渡し完了に至るまでの間の遅延損害金及び甲が被った損害を賠償しなければならない。

7　乙は明渡しに際して、事由の如何を問わず一切の金員請求及び代替の要求を甲に対して行わないものとする。

（契約の当然終了）

第 12 条　本契約は、次の場合には当然に終了する。

(7)　乙がその所有する専有部分を他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与した場合。ただし、貸与の相手方が丙の場合を除く。
(8)　乙の所有する専有部分に関する乙丙間の貸与関係が解消した場合。
(9)　乙が第 10 条第 1 項に基づく B 使用契約の解消の期日前に当該トランクルームを明渡しした場合。

（緊急時の退避）

第 13 条　乙は、局地的大雨や台風時に雨水が、敷地内、トランクルーム等へ流入してくることが想定される場合は、物品等を移動するなど事前に対応を図ること。

（協議による解決）

第 14 条　本契約に定めがない事項については、甲・乙互いに誠意をもって協議の上、解決するものとする。

（管理組合記入欄）

貸与品 返却確認欄

トランクルーム使用契約書（C使用契約－本人2区画目用）

契約者氏名（乙）				
使用トランクルームの表示	使用場所	No.		
	トランクルーム使用料	月額		円也
緊急時の連絡先		―	―	

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合（以下「甲」という。）と乙とは、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約の定めに基づき、次のとおりトランクルーム使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

年　　月　　日

甲　プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
印

乙（　　棟　　号室）
認印

貸与品等：（該当する貸与品に✓を付ける）	受領確認印欄
□　トランクルーム専用鍵　3本	（乙） 認印

（契約の目的）

第 1 条　甲は、プラウドタワー武蔵小金井クロス区分所有者である乙に対し、2台目のトランクルームの使用を承諾し、乙はトランクルーム使用料を甲に支払うことを約した。

（使用場所）

第 2 条　本契約によるトランクルーム場所は標記「使用トランクルームの表示」記載のとおりとする。

（トランクルーム使用料）

第 3 条　トランクルーム使用料は標記「使用トランクルームの表示」記載のとおりと定め、乙は、トランクルーム使用料を管理規約第 63 条に定める方法により甲に支払わなければならない。

6　乙は、使用開始月については日割計算によりトランクルーム使用料を支払い、本契約終了月については当月分全額を支払うものとする。

7　トランクルーム使用料は管理規約に規定する手続きにより増減することができる。

（乙の義務）

第 4 条　乙はトランクルームの使用に際しては、トランクルーム使用細則及び甲又は甲の指定する者の指示を遵守しなければならない。

8　乙は本契約時に甲より貸与を受ける貸与品を自己の責任と負担において管理･使用するものとし、紛失・破損等をした場合には速やかに甲に通知し、甲の指示に従い、費用を負担するものとする。

9　乙は上記貸与品を本契約終了と同時に甲に返還するものとする。

（賠償義務）

第 5 条　乙又はその代理人、使用人その他乙に関係するものが、故意又は過失により建物、敷地及び

その附属施設並びに他のトランクルーム等に損害を与えたときは、自己の責任において、その損害を直接相手方に賠償しなければならない。

（甲の免責）

第 6 条　第 14 条を含む天災地変、火災、盗難、悪戯その他によりトランクルーム内の物品等に損害が生じた場合の責任は、その一切を乙が負うものとする。このため、乙はこれらの損害を保険適用対象とする保険に加入するなどの対応を図ること。

（譲渡・転貸の禁止）

第 7 条　乙は本契約上の権利義務を第三者に譲渡・転貸してはならない。

（契約期間及び更新）

第 8 条　本契約の有効期間は、契約した日から管理規約第 56 条に定める会計年度までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前迄に甲又は乙より解約の申し出がないときは、本契約は更に 1 ヵ年更新されるものとし、以後同様とする。

（解約・終了）

第 9 条　甲は、トランクルーム運用規程に基づき、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、乙に 2 ヶ月以上の期間を定めて C 使用契約の解消の期日を告知する。

4　乙は、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、1 ヶ月前迄に甲に予告しなければならない。ただし、乙は第 3 条に定めるトランクルーム使用料相当額を解約金として甲に支払うことにより、即時本契約を解約又は終了することができる。

（解　　除）

第 10 条　乙が本契約に違反した場合、又は次の各号の一にでも該当したときは、甲は催告の上、本契約を解除することができる。

(11) トランクルーム使用料及び管理費等の支払を 3 ヶ月分以上怠ったとき
(12) トランクルーム使用細則第 1 条第 3 項に定める届出を行わないとき
(13) トランクルーム使用細則第 5 条に定める遵守事項に違反したとき
(14) トランクルームの管理に関する甲の指示、注意等に従わず、不相当と判断したとき
(15) その他、他のトランクルーム契約者に対して、著しく迷惑をかける等、甲がトランクルーム契約者として不相当と判断したとき

4　前項の場合、乙は速やかに指定使用場所を明渡し、本契約に附随して貸与されている備品類を甲に返還しなければならない。

（明 渡 し）

第 11 条　乙は契約期間満了時又は契約終了時には、トランクルームを原状に回復して甲に明渡すものとする。

6　乙は明渡し期日までに明渡しが完了しなかった場合は、明渡し期日の翌日から明渡し完了に至るまでの間の遅延損害金及び甲が被った損害を賠償しなければならない。

7　乙は明渡しに際して、事由の如何を問わず一切の金員請求及び代替の要求を甲に対して行わないものとする。

（契約の当然終了）

第 12 条　乙が、その所有する専有部分を他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、本契約は当然に終了する。

（緊急時の対応）

第 13 条　乙は、局地的大雨や台風時に雨水が、敷地内、トランクルーム等へ流入してくることが想定される場合は、物品等を移動するなど事前に対応を図ること。

（協議による解決）

第 14 条　本契約に定めがない事項については、甲・乙互いに誠意をもって協議の上、解決するものとする。

（管理組合記入欄）

貸与品 返却確認欄

トランクルーム使用契約書（C 使用契約－賃借人等 2 区画目用）

契約者氏名（乙）				
契約者氏名（丙）				
使用トランクルームの表示	使用場所	No.		
	トランクルーム使用料	月額		円也
緊急時の連絡先		―	―	

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合（以下「甲」という。）とプラウドタワー武蔵小金井クロス区分所有者である乙とは、乙の所有する住戸の貸与を受けた第三者（以下「丙」という。）のため､プラウドタワー武蔵小金井クロストランクルーム使用細則のトランクルーム運用規程の定めに基づき、次のとおりトランクルーム使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

年　　月　　日

甲　　プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
印

乙（　　棟　　号室）
認印

貸与品等：（該当する貸与品に✓を付ける）	受領確認印欄
□　トランクルーム専用鍵　３本	（乙） 認印

（契約の目的）

第 1 条　甲は、丙の 2 区画目のトランクルームの使用を承諾し、乙はトランクルーム使用料を甲に支払うことを約した。

（使用場所）

第 2 条　本契約によるトランクルーム場所は標記「使用トランクルームの表示」記載のとおりとする。

（トランクルーム使用料）

第 3 条　トランクルーム使用料は標記「使用トランクルームの表示」記載のとおりと定め、乙は、トランクルーム使用料を管理規約第 63 条に定める方法により甲に支払わなければならない。

6　乙は、使用開始月については日割計算によりトランクルーム使用料を支払い、本契約終了月については当月分全額を支払うものとする。

7　トランクルーム使用料は管理規約に規定する手続きにより増減することができる。

（乙の義務）

第 4 条　乙は、本契約に基づき丙にトランクルームを貸与するにあたっては、別途乙丙間で使用契約を締結しなければならない。なお、乙は、当該使用契約において、本契約における乙の義務と同等の義務を丙に課さなければならない。

12　乙はトランクルーム使用細則及び甲又は甲の指定する者の指示（以下「トランクルーム使用細則等」という。）を遵守しなければならないとともに、丙に対してもトランクルーム使用細則等を遵守させなければならない。

13　乙は、トランクルームの貸与に関し、使用料を丙より収受する場合は、標記「使用トランクルームの表示」記載の金額以下としなければならない。但し、消費税等は別とする。

14　乙は本契約時に甲より貸与を受ける貸与品を乙及び丙の責任と負担において管理･使用するものとし、紛失･破損等をした場合には速やかに甲に通知し、甲の指示に従い、費用を負担するものとする。

15　乙は上記貸与品を本契約終了と同時に甲に返還するものとする。

（賠償義務）

第 5 条　乙は、丙又はその代理人、使用人その他丙に関係するものが、故意又は過失により建物、敷地及びその附属施設並びに他のトランクルーム等に損害を与えたときは、自己の責任において、丙にその損害を賠償させなければならない。

（甲の免責）

第 6 条　甲は、第 14 条を含む天災地変、火災、盗難、悪戯その他によりトランクルーム内の物品等に損害が生じた場合の責任の一切を負わないものとする。このため、乙は、丙に対しこれらの損害を保険適用対象とする保険に加入させるなどの対応を図ること。

（譲渡・転貸の禁止）

第 7 条　乙及び丙は本契約上の権利義務を第三者に譲渡・転貸してはならない。また、乙は本契約に基づく丙の駐車場の使用権を第三者に譲渡・転貸させてはならない。

（契約期間及び更新）

第 8 条　本契約の有効期間は、契約した日から管理規約第 56 条に定める会計年度までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前迄に甲又は乙より解約の申し出がないときは、本契約は更に 1 ヵ年更新されるものとし、以後同様とする。

（解約・終了）

第 9 条　甲は、トランクルーム運用規程に基づき、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、乙に 2 ヶ月以上の期間を定めて C 使用契約の解消の期日を告知する。

4　乙は、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、1 ヶ月前迄に甲に予告しなければならない。ただし、乙は第 3 条に定めるトランクルーム使用料相当額を解約金として甲に支払うことにより、即時本契約を解約又は終了することができる。

（解　　除）

第 10 条　乙及び丙が本契約に違反した場合、又は次の各号の一にでも該当したときは、甲は催告の上、本契約を解除することができる。

(11) トランクルーム使用料及び管理費等の支払を 3 ヶ月分以上怠ったとき
(12) トランクルーム使用細則第 1 条第 3 項に定める届出を行わないとき
(13) トランクルーム使用細則第 5 条に定める遵守事項に違反したとき
(14) トランクルームの管理に関する甲の指示、注意等に従わず、不相当と判断したとき
(15) その他、他のトランクルーム契約者に対して、著しく迷惑をかける等、甲がトランクルーム契約者として不相当と判断したとき

4　前項の場合、乙は速やかに指定使用場所を明渡し、本契約に附随して貸与されている備品類を甲に返還しなければならない。

（明 渡 し）

第 11 条　乙は契約期間満了時又は契約終了時には、トランクルームを原状に回復して甲に明渡すものとする。

6　乙は明渡し期日までに明渡しが完了しなかった場合は、明渡し期日の翌日から明渡し完了に至るまでの間の遅延損害金及び甲が被った損害を賠償しなければならない。

7　乙は明渡しに際して、事由の如何を問わず一切の金員請求及び代替の要求を甲に対して行わないものとする。

（契約の当然終了）

第 12 条　本契約は、次の場合には当然に終了する。

(7)　乙がその所有する専有部分を他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与した場合。ただし、貸与の相手方が丙の場合を除く。
(8)　乙の所有する専有部分に関する乙丙間の貸与関係が解消した場合。
(9)　乙が第 10 条第 1 項に基づく C 使用契約の解消の期日前に当該トランクルームを明渡した場合。

（緊急時の対応）

第 13 条　乙は、局地的大雨や台風時に雨水が、敷地内、トランクルーム等へ流入してくることが想定される場合は、物品等を移動するなど事前に対応を図ること。

（協議による解決）

第 14 条　本契約に定めがない事項については、甲・乙互いに誠意をもって協議の上、解決するものとする。

（管理組合記入欄）

貸与品 返却確認欄

様式　ト・第一号

西暦　　年　　月　　日

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
理　事　長　　殿

※該当する区分に○を付してください。
申請者【 区分所有者　・　賃借人 】

【 West棟・East棟 】　　号室　氏名　　認印

トランクルーム契約・解約・変更等申請書

種　別 ※該当する項目番号に○を付けてください。	1．契約申込	2．使用者変更	3．解約申込
申請対象の「棟」	申請対象の「棟」に　○　をつける ウエスト棟　・　イースト棟		
トランクルーム （区画番号）	1･2. の申請の場合、記入 NO.	※3. の申請の場合、記入 NO.	
契約・解約・変更等 年　月　日	1･2. の契約･変更日を記入 西暦　年　月　日	※3. の解約日を記入 西暦　年　月　日	
トランクルーム 使用者（同居人） ※1・2を選択した場合			

※注　1．使用料について、使用開始日月は日割り計算とし、契約終了月については全額支払うものとする
2．解約する場合は、解約希望日の1ヶ月前までに届出ること
3．即時解約する場合は、その月の使用料は返還しないものとし、使用料１ヶ月分を解約金として支払うものとする
4．「トランクルーム使用細則」及び「トランクルーム使用契約書」の各条項を遵守するものとする
5．使用にあたり、トランクルーム内の保管物等に損害が生じた場合、申請者が全責任を負うものとする

管理会社処理欄

【契約申込】　数字は右づめで記入[太字]

月額使用料	円
日割り精算額	円

【解約申込】　数字は右づめで記入[太字]

月額使用料	円

※ 日割計算：月額使用料×使用日数÷月の日数（小数点以下切捨て）

引落し開始日	月　日
契約（変更）初月引落し合計額	円

引落し終了日	月　日
引落し終了日引落し合計額	円

【今回申請後】

月額使用料合計（申請後　区画）	円

←

【現状】

月額使用料合計（現状　区画）	円

支店･営業所
複合

NOAコード
1428116

会計コード
2075-1

管理費等の徴収：当月分を　当月　5　日に引落し

会計課長	チェッカー	会計担当
業務課長	MM	ＳＳ

備考欄：

サイクルストレージ使用契約書

契約者氏名（乙）				
使用サイクルストレージの表示	使用場所	No.		
	サイクルストレージ使用料	月額		円也
緊急時の連絡先		―	―	

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合（以下「甲」という。）と乙とは、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約の定めに基づき、次のとおりサイクルストレージ使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

年　　月　　日

甲　プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合

印

乙（　　棟　　号室）

認印

貸与品等：（該当する貸与品に✓を付ける） □　サイクルストレージ専用鍵　２本	受領確認印欄 （乙） 認印

（契約の目的）

第１条　甲は、プラウドタワー武蔵小金井クロス区分所有者である乙に対し、サイクルストレージの使用を承諾し、乙はサイクルストレージ使用料を甲に支払うことを約した。

（使用場所）

第２条　本契約によるサイクルストレージ場所は標記「使用サイクルストレージの表示」記載のとおりとする。

（サイクルストレージ使用料）

第３条　サイクルストレージ使用料は標記「使用サイクルストレージの表示」記載のとおりと定め、乙は、サイクルストレージ使用料を管理規約第 63 条に定める方法により甲に支払わなければならない。

8　乙は、使用開始月については日割計算によりサイクルストレージ使用料を支払い、本契約終了月については当月分全額を支払うものとする。

9　サイクルストレージ使用料は管理規約に規定する手続きにより増減することができる。

（乙の義務）

第４条　乙はサイクルストレージの使用に際しては、サイクルストレージ使用細則及び甲又は甲の指定する者の指示を遵守しなければならない。

10　乙は本契約時に甲より貸与を受ける貸与品を自己の責任と負担において管理･使用するものとし、紛失・破損等をした場合には速やかに甲に通知し、甲の指示に従い、費用を負担するものとする。

11　乙は上記貸与品を本契約終了と同時に甲に返還するものとする。

（賠償義務）

第 5 条　乙又はその代理人、使用人その他乙に関係するものが、故意又は過失等により建物、敷地及びその附属施設並びに他のサイクルストレージ等に損害を与えたときは、自己の責任において、その損害を直接相手方に賠償しなければならない。

（甲の免責）

第 6 条　第 13 条を含む天災地変、火災、盗難、悪戯その他によりサイクルストレージ内の物品等に損害が生じた場合の責任は、その一切を乙が負うものとする。このため、乙はこれらの損害を保険適用対象とする保険に加入するなどの対応を図ること。

（譲渡・転貸の禁止）

第 7 条　乙は本契約上の権利義務を第三者に譲渡・転貸してはならない。

（契約期間及び更新）

第 8 条　本契約の有効期間は、契約した日から管理規約第 56 条に定める会計年度までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前迄に甲又は乙より解約の申し出がないときは、本契約は更に 1 ヶ年更新されるものとし、以後同様とする。

（解約・終了）

第 9 条　乙は、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、1 ヶ月前迄に甲に予告しなければならない。ただし、乙は第 3 条に定めるサイクルストレージ使用料相当額を解約金として甲に支払うことにより、即時本契約を解約又は終了することができる。

（解　　除）

第 10 条　乙が本契約に違反した場合、又は次の各号の一にでも該当したときは、甲は催告の上、本契約を解除することができる。

(16) サイクルストレージ使用料及び管理費等の支払を 3 ヶ月分以上怠ったとき
(17) サイクルストレージ使用細則第 1 条第 3 項に定める届出を行わないとき
(18) サイクルストレージ使用細則第 5 条に定める遵守事項に違反したとき
(19) サイクルストレージの管理に関する甲の指示、注意等に従わず、不相当と判断したとき
(20) その他、他のサイクルストレージ契約者に対して、著しく迷惑をかける等、甲がサイクルストレージ契約者として不相当と判断したとき

5　前項の場合、乙は速やかに指定使用場所を明渡し、本契約に附随して貸与されている備品類を甲に返還しなければならない。

（明 渡 し）

第 11 条　乙は契約期間満了時又は契約終了時には、サイクルストレージを原状に回復して甲に明渡すものとする。

8　乙は明渡し期日までに明渡しが完了しなかった場合は、明渡し期日の翌日から明渡し完了に至るまでの間の遅延損害金及び甲が被った損害を賠償しなければならない。

9　乙は明渡しに際して、事由の如何を問わず一切の金員請求及び代替の要求を甲に対して行わないものとする。

（契約の当然終了）

第 12 条　乙が、その所有する専有部分を他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、本契約は当然に終了する。

（緊急時の対応）

第 13 条　乙は、局地的大雨や台風時に雨水が、敷地内、サイクルストレージ等へ流入してくることが想定される場合は、物品等を移動するなど事前に対応を図ること。

（協議による解決）

第 14 条　本契約に定めがない事項については、甲・乙互いに誠意をもって協議の上、解決するものとする。

（管理組合記入欄）

貸与品 返却確認欄

サイクルストレージ使用契約書（B 使用契約－賃借人等 1 区画目用）

契約者氏名（乙）				
契約者氏名（丙）				
使用サイクルストレージの表示	使用場所	No.		
	サイクルストレージ使用料	月額		円也
緊急時の連絡先		―	―	

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合（以下「甲」という。）とプラウドタワー武蔵小金井クロス区分所有者である乙とは、乙の所有する住戸の貸与を受けた第三者（以下「丙」という。）のため、プラウドタワー武蔵小金井クロス使用細則のサイクルストレージ運用規程の定めに基づき、次のとおりサイクルストレージ使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

年　　月　　日

甲　プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
印

乙（　　棟　　号室）
認印

貸与品等：（該当する貸与品に✓を付ける）	受領確認印欄
□ サイクルストレージ専用鍵　2 本	（乙） 認印

（契約の目的）

第 1 条　甲は、丙のサイクルストレージの使用を承諾し、乙はサイクルストレージ使用料を甲に支払うことを約した。

（使用場所）

第 2 条　本契約によるサイクルストレージ場所は標記「使用サイクルストレージの表示」記載のとおりとする。

（サイクルストレージ使用料）

第 3 条　サイクルストレージ使用料は標記「使用サイクルストレージの表示」記載のとおりと定め、乙は、サイクルストレージ使用料を管理規約第 63 条に定める方法により甲に支払わなければならない。

8　乙は、使用開始月については日割計算によりサイクルストレージ使用料を支払い、本契約終了月については当月分全額を支払うものとする。

9　サイクルストレージ使用料は管理規約に規定する手続きにより増減することができる。

（乙の義務）

第 4 条　乙は、本契約に基づき丙にサイクルストレージを貸与するにあたっては、別途乙丙間で使用契約を締結しなければならない。なお、乙は、当該使用契約において、本契約における乙の義務と同等の義務を丙に課さなければならない。

16　乙はサイクルストレージ使用細則及び甲又は甲の指定する者の指示（以下「サイクルストレージ使用細則等」という。）を遵守しなければならないとともに、丙に対してもサイクルストレージ使用細則等を遵守させなければならない。

17　乙は、サイクルストレージの貸与に関し、使用料を丙より収受する場合は、標記「使用サイクルストレージの表示」記載の金額以下としなければならない。但し、消費税等は別とする。

18　乙は本契約時に甲より貸与を受ける貸与品を乙及び丙の責任と負担において管理･使用する

ものとし、紛失・破損等をした場合には速やかに甲に通知し、甲の指示に従い、費用を負担するものとする。

19　乙は上記貸与品を本契約終了と同時に甲に返還するものとする。

（賠償義務）

第 5 条　乙は、丙又はその代理人、使用人その他丙に関係するものが、故意又は過失等により建物、敷地及びその附属施設並びに他のサイクルストレージ等に損害を与えたときは、自己の責任において、丙にその損害を賠償させなければならない。

（甲の免責）

第 6 条　甲は、第 14 条を含む天災地変、火災、盗難、悪戯その他によりサイクルストレージ内の物品等に損害が生じた場合の責任の一切を負わないものとする。このため、乙は、丙に対しこれらの損害を保険適用対象とする保険に加入させるなどの対応を図ること。

（譲渡・転貸の禁止）

第 7 条　乙は本契約上の権利義務を第三者に譲渡・転貸してはならない。また、乙は本契約に基づく丙の駐車場の使用権を第三者に譲渡・転貸させてはならない。

（契約期間及び更新）

第 8 条　本契約の有効期間は、契約した日から管理規約第 56 条に定める会計年度までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前迄に甲又は乙より解約の申し出がないときは、本契約は更に 1 ヶ年更新されるものとし、以後同様とする。

（解約・終了）

第 9 条　甲は、サイクルストレージ運用規程に基づき、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、乙に 2 ヶ月以上の期間を定めて B 使用契約解消の期日を告知する。

5　乙は、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、1 ヶ月前迄に甲に予告しなければならない。ただし、乙は第 3 条に定めるサイクルストレージ使用料相当額を解約金として甲に支払うことにより、即時本契約を解約又は終了することができる。

（解　　除）

第 10 条　乙及び丙が本契約に違反した場合、又は次の各号の一にでも該当したときは、甲は催告の上、本契約を解除することができる。

(16) サイクルストレージ使用料及び管理費等の支払を 3 ヶ月分以上怠ったとき
(17) サイクルストレージ使用細則第 1 条第 3 項に定める届出を行わないとき
(18) サイクルストレージ使用細則第 5 条に定める遵守事項に違反したとき
(19) サイクルストレージの管理に関する甲の指示、注意等に従わず、不相当と判断したとき
(20) その他、他のサイクルストレージ契約者に対して、著しく迷惑をかける等、甲がサイクルストレージ契約者として不相当と判断したとき

5　前項の場合、乙は速やかに指定使用場所を明渡し、本契約に附随して貸与されている備品類を甲に返還しなければならない。

（明 渡 し）

第 11 条　乙は契約期間満了時又は契約終了時には、サイクルストレージを原状に回復して甲に明渡すものとする。

8　乙は明渡し期日までに明渡しが完了しなかった場合は、明渡し期日の翌日から明渡し完了に至るまでの間の遅延損害金及び甲が被った損害を賠償しなければならない。

9　乙は明渡しに際して、事由の如何を問わず一切の金員請求及び代替の要求を甲に対して行わないものとする。

（契約の当然終了）

第 12 条　本契約は、次の場合には当然に終了する。

(10) 乙がその所有する専有部分を他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与した場合。ただし、貸与の相手方が丙の場合を除く。
(11) 乙の所有する専有部分に関する乙丙間の貸与関係が解消した場合。
(12) 乙が第 10 条第 1 項に基づく B 使用契約の解消の期日前に当該サイクルストレージを明渡しした場合。

（緊急時の退避）

第 13 条　乙は、局地的大雨や台風時に雨水が、敷地内、サイクルストレージ等へ流入してくることが想定される場合は、物品等を移動するなど事前に対応を図ること。

（協議による解決）

第 14 条　本契約に定めがない事項については、甲・乙互いに誠意をもって協議の上、解決するものとする。

（管理組合記入欄）

貸与品 返却確認欄

サイクルストレージ使用契約書（C使用契約－本人2区画目用）

契約者氏名（乙）				
使用サイクルストレージの表示	使用場所	No.		
	サイクルストレージ使用料	月額		円也
緊急時の連絡先		―	―	

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合（以下「甲」という。）と乙とは、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約の定めに基づき、次のとおりサイクルストレージ使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

年　　月　　日

甲　　プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
印

乙（　　棟　　号室）
認印

貸与品等：（該当する貸与品に✓を付ける）	受領確認印欄
□　サイクルストレージ専用鍵　2本	（乙） 認印

（契約の目的）

第1条　甲は、プラウドタワー武蔵小金井クロス区分所有者である乙に対し、2台目のトランクルームの使用を承諾し、乙はサイクルストレージ使用料を甲に支払うことを約した。

（使用場所）

第2条　本契約によるサイクルストレージ場所は標記「使用サイクルストレージの表示」記載のとおりとする。

（サイクルストレージ使用料）

第3条　サイクルストレージ使用料は標記「使用サイクルストレージの表示」記載のとおりと定め、乙は、サイクルストレージ使用料を管理規約第63条に定める方法により甲に支払わなければならない。

8　乙は、使用開始月については日割計算によりサイクルストレージ使用料を支払い、本契約終了月については当月分全額を支払うものとする。

9　サイクルストレージ使用料は管理規約に規定する手続きにより増減することができる。

（乙の義務）

第4条　乙はサイクルストレージの使用に際しては、サイクルストレージ使用細則及び甲又は甲の指定する者の指示を遵守しなければならない。

10　乙は本契約時に甲より貸与を受ける貸与品を自己の責任と負担において管理･使用するものとし、紛失･破損等をした場合には速やかに甲に通知し、甲の指示に従い、費用を負担するものとする。

11　乙は上記貸与品を本契約終了と同時に甲に返還するものとする。

（賠償義務）

第 5 条　乙又はその代理人、使用人その他乙に関係するものが、故意又は過失により建物、敷地及びその附属施設並びに他のサイクルストレージ等に損害を与えたときは、自己の責任において、その損害を直接相手方に賠償しなければならない。

（甲の免責）

第 6 条　第 14 条を含む天災地変、火災、盗難、悪戯その他によりサイクルストレージ内の物品等に損害が生じた場合の責任は、その一切を乙が負うものとする。このため、乙はこれらの損害を保険適用対象とする保険に加入するなどの対応を図ること。

（譲渡・転貸の禁止）

第 7 条　乙は本契約上の権利義務を第三者に譲渡・転貸してはならない。

（契約期間及び更新）

第 8 条　本契約の有効期間は、契約した日から管理規約第 56 条に定める会計年度までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前迄に甲又は乙より解約の申し出がないときは、本契約は更に 1 ヵ年更新されるものとし、以後同様とする。

（解約・終了）

第 9 条　甲は、サイクルストレージ運用規程に基づき、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、乙に 2 ヶ月以上の期間を定めて C 使用契約の解消の期日を告知する。

5　乙は、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、1 ヶ月前迄に甲に予告しなければならない。ただし、乙は第 3 条に定めるサイクルストレージ使用料相当額を解約金として甲に支払うことにより、即時本契約を解約又は終了することができる。

（解　　除）

第 10 条　乙が本契約に違反した場合、又は次の各号の一にでも該当したときは、甲は催告の上、本契約を解除することができる。

(16) サイクルストレージ使用料及び管理費等の支払を 3 ヶ月分以上怠ったとき
(17) サイクルストレージ使用細則第 1 条第 3 項に定める届出を行わないとき
(18) サイクルストレージ使用細則第 5 条に定める遵守事項に違反したとき
(19) サイクルストレージの管理に関する甲の指示、注意等に従わず、不相当と判断したとき
(20) その他、他のサイクルストレージ契約者に対して、著しく迷惑をかける等、甲がサイクルストレージ契約者として不相当と判断したとき

5　前項の場合、乙は速やかに指定使用場所を明渡し、本契約に附随して貸与されている備品類を甲に返還しなければならない。

（明 渡 し）

第 11 条　乙は契約期間満了時又は契約終了時には、サイクルストレージを原状に回復して甲に明渡すものとする。

8　乙は明渡し期日までに明渡しが完了しなかった場合は、明渡し期日の翌日から明渡し完了に至るまでの間の遅延損害金及び甲が被った損害を賠償しなければならない。

9　乙は明渡しに際して、事由の如何を問わず一切の金員請求及び代替の要求を甲に対して行わないものとする。

（契約の当然終了）

第 12 条　乙が、その所有する専有部分を他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、本契約は当然に終了する。

（緊急時の対応）

第 13 条　乙は、局地的大雨や台風時に雨水が、敷地内、サイクルストレージ等へ流入してくることが想定される場合は、物品等を移動するなど事前に対応を図ること。

（協議による解決）

第 14 条　本契約に定めがない事項については、甲・乙互いに誠意をもって協議の上、解決するものとする。

（管理組合記入欄）

貸与品 返却確認欄

サイクルストレージ使用契約書（C使用契約－賃借人等2区画目用）

契約者氏名（乙）				
契約者氏名（丙）				
使用サイクルストレージの表示	使用場所	No.		
	サイクルストレージ使用料	月額		円也
緊急時の連絡先		―	―	

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合（以下「甲」という。）とプラウドタワー武蔵小金井クロス区分所有者である乙とは、乙の所有する住戸の貸与を受けた第三者（以下「丙」という。）のため、プラウドタワー武蔵小金井クロスサイクルストレージ使用細則のサイクルストレージ運用規程の定めに基づき、次のとおりサイクルストレージ使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

年　　月　　日

甲　プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
印

乙（　　棟　　号室）
認印

貸与品等：（該当する貸与品に✓を付ける） ☐ サイクルストレージ鍵　2本	受領確認印欄 （乙） 認印

（契約の目的）

第1条　甲は、丙の2区画目のサイクルストレージの使用を承諾し、乙はサイクルストレージ使用料を甲に支払うことを約した。

（使用場所）

第2条　本契約によるサイクルストレージ場所は標記「使用サイクルストレージの表示」記載のとおりとする。

（サイクルストレージ使用料）

第3条　サイクルストレージ使用料は標記「使用サイクルストレージの表示」記載のとおりと定め、乙は、サイクルストレージ使用料を管理規約第63条に定める方法により甲に支払わなければならない。

8　乙は、使用開始月については日割計算によりサイクルストレージ使用料を支払い、本契約終了月については当月分全額を支払うものとする。

9　サイクルストレージ使用料は管理規約に規定する手続きにより増減することができる。

（乙の義務）

第4条　乙は、本契約に基づき丙にサイクルストレージを貸与するにあたっては、別途乙丙間で使用契約を締結しなければならない。なお、乙は、当該使用契約において、本契約における乙の義務と同等の義務を丙に課さなければならない。

16　乙はサイクルストレージ使用細則及び甲又は甲の指定する者の指示（以下「サイクルストレージ使用細則等」という。）を遵守しなければならないとともに、丙に対してもサイクルストレージ使用細則等を遵守させなければならない。

17　乙は、サイクルストレージの貸与に関し、使用料を丙より収受する場合は、標記「使用サイクルストレージの表示」記載の金額以下としなければならない。但し、消費税等は別とする。

18　乙は本契約時に甲より貸与を受ける貸与品を乙及び丙の責任と負担において管理・使用する

ものとし、紛失・破損等をした場合には速やかに甲に通知し、甲の指示に従い、費用を負担するものとする。

19　乙は上記貸与品を本契約終了と同時に甲に返還するものとする。

（賠償義務）

第 5 条　乙は、丙又はその代理人、使用人その他丙に関係するものが、故意又は過失により建物、敷地及びその附属施設並びに他のサイクルストレージ等に損害を与えたときは、自己の責任において、丙にその損害を賠償させなければならない。

（甲の免責）

第 6 条　甲は、第 14 条を含む天災地変、火災、盗難、悪戯その他によりサイクルストレージ内の物品等に損害が生じた場合の責任の一切を負わないものとする。このため、乙は、丙に対しこれらの損害を保険適用対象とする保険に加入させるなどの対応を図ること。

（譲渡・転貸の禁止）

第 7 条　乙及び丙は本契約上の権利義務を第三者に譲渡・転貸してはならない。また、乙は本契約に基づく丙の駐車場の使用権を第三者に譲渡・転貸させてはならない。

（契約期間及び更新）

第 8 条　本契約の有効期間は、契約した日から管理規約第 56 条に定める会計年度までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前迄に甲又は乙より解約の申し出がないときは、本契約は更に 1 ヵ年更新されるものとし、以後同様とする。

（解約・終了）

第 9 条　甲は、サイクルストレージ運用規程に基づき、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、乙に 2 ヶ月以上の期間を定めて C 使用契約の解消の期日を告知する。

5　乙は、本契約期間中に解約又は終了しようとするときは、1 ヶ月前迄に甲に予告しなければならない。ただし、乙は第 3 条に定めるサイクルストレージ使用料相当額を解約金として甲に支払うことにより、即時本契約を解約又は終了することができる。

（解　　除）

第 10 条　乙及び丙が本契約に違反した場合、又は次の各号の一にでも該当したときは、甲は催告の上、本契約を解除することができる。

(16) サイクルストレージ使用料及び管理費等の支払を 3 ヶ月分以上怠ったとき
(17) サイクルストレージ使用細則第 1 条第 3 項に定める届出を行わないとき
(18) サイクルストレージ使用細則第 5 条に定める遵守事項に違反したとき
(19) サイクルストレージの管理に関する甲の指示、注意等に従わず、不相当と判断したとき
(20) その他、他のサイクルストレージ契約者に対して、著しく迷惑をかける等、甲がサイクルストレージ契約者として不相当と判断したとき

5　前項の場合、乙は速やかに指定使用場所を明渡し、本契約に附随して貸与されている備品類を甲に返還しなければならない。

（明 渡 し）

第 11 条　乙は契約期間満了時又は契約終了時には、サイクルストレージを原状に回復して甲に明渡すものとする。

8　乙は明渡し期日までに明渡しが完了しなかった場合は、明渡し期日の翌日から明渡し完了に至るまでの間の遅延損害金及び甲が被った損害を賠償しなければならない。

9　乙は明渡しに際して、事由の如何を問わず一切の金員請求及び代替の要求を甲に対して行わないものとする。

（契約の当然終了）

第 12 条　本契約は、次の場合には当然に終了する。

(10) 乙がその所有する専有部分を他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与した場合。ただし、貸与の相手方が丙の場合を除く。
(11) 乙の所有する専有部分に関する乙丙間の貸与関係が解消した場合。
(12) 乙が第 10 条第 1 項に基づく C 使用契約の解消の期日前に当該サイクルストレージを明渡した場合。

（緊急時の対応）

第 13 条　乙は、局地的大雨や台風時に雨水が、敷地内、サイクルストレージ等へ流入してくることが想定される場合は、物品等を移動するなど事前に対応を図ること。

（協議による解決）

第 14 条　本契約に定めがない事項については、甲・乙互いに誠意をもって協議の上、解決するものとする。

（管理組合記入欄）

貸与品 返却確認欄

様式　サ・第一号

西暦　　年　　月　　日

プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
理　事　長　　殿

※該当する区分に○を付してください。
申請者【 区分所有者　・　賃借人 】

【 West棟・East棟 】　　号室　氏名　　認印

サイクルストレージ契約・解約・変更等申請書

種　別 ※該当する項目番号に○を付けてください。	1．契約申込	2．使用者変更	3．解約申込
申請対象の「棟」	申請対象の「棟」に　○　をつける ウエスト棟　・　イースト棟		
サイクルストレージ （区画番号）	1･2. の申請の場合、記入 NO.	※3. の申請の場合、記入 NO.	
契約・解約・変更等 年　月　日	1･2. の契約･変更日を記入 西暦　年　月　日	※3. の解約日を記入 西暦　年　月　日	
サイクルストレージ 使用者（同居人） ※1・2を選択した場合			

※注
1．使用料について、使用開始日月は日割り計算とし、契約終了月については全額支払うものとする
2．解約する場合は、解約希望日の1ヶ月前までに届出ること
3．即時解約する場合は、その月の使用料は返還しないものとし、使用料１ヶ月分を解約金として支払うものとする
4．「サイクルストレージ使用細則」及び「サイクルストレージ使用契約書」の各条項を遵守するものとする
5．使用にあたり、サイクルストレージ内の保管物等に損害が生じた場合、申請者が全責任を負うものとする

管理会社処理欄

【契約申込】　数字は右づめで記入【太字】

月額使用料	円
日割り精算額	円

【解約申込】　数字は右づめで記入【太字】

月額使用料	円

※ 日割計算：月額使用料×使用日数÷月の日数（小数点以下切捨て）

引落し開始日	月　日
契約（変更）初月引落し合計額	円

引落し終了日	月　日
引落し終了日引落し合計額	円

【今回申請後】

月額使用料合計（申請後　区画）	円

←

【現状】

月額使用料合計（現状　区画）	円

支店･営業所
複合

NOAコード
1428116

会計コード
2075-1

管理費等の徴収：当月分を　当月　5　日に引落し

会計課長	チェッカー	会計担当
業務課長	MM	ＳＳ

備考欄：

別表第１　対象物件の表示（第４条関係）

物　　件　　名		武蔵小金井シティクロス
敷地	所 在 地	小金井市本町六丁目　１９１０番地
	面　　積	14,180.04 ㎡(登記面積)、 14,153.76 ㎡(2 項道路除く建築敷地面積)
	権利関係	所有権の共有
建物	住居表示	東京都小金井市本町６丁目 2 番 10 号、20 号、30 号
	構 造 等	構　　造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 階　　数：地下２階・地上２６階 建築面積：9,814.84 ㎡ 延べ面積：108,468.14 ㎡
	用　　途	店舗、共同住宅
	権 利 関 係	区分所有
付 属 施 設		別表第２に掲げるとおり。

別表第２　共用部分の範囲

2-1　全体共用部分の範囲（武蔵小金井シティクロス全体管理規約第８条関係）

区分		部　位	
		法定共用部分	規約共用部分 室　名　称
建物	各階共通	建物の根幹的構造・躯体部分（基礎部分、耐力壁、界壁、その他主要な壁、外壁、柱、梁、床スラブ、屋上、屋根、庇等）	―
	地下2階	雨水貯留槽（1～3）、雨水利用槽、雑排水槽、湧水槽、消火水槽、沈砂槽、汚水槽、廊下-1、全体共用電気室、ポンプ室、高所作業車収納庫、MDF室、オイルギアポンプ室、荷捌EVホール（E-B2）、荷EV（E-2）、階段-1・7、DS、PS、EPS	倉庫(B2-1・2・3・4)
	地下1階	駐車場車路、駐車場車路スロープ、機械室-3、換気機械室-1・2・4・7、消火設備室、ガス遮断弁室、消火ポンベ室（B-1）、荷捌EVホール（E-B1）、階段-1、通路、荷EV（E-2）、DS-2、PS、EPS、EPS-7、ドライエリア（OA）（EA）、防火水槽	宅配事務室、 倉庫(B1-4・9、B-11)
	1階	メインエントランス（A-1）・(B-2)、サブエントラス、ポーチ（A-2）・(B-2)・(D-1・2)・(E-2) 屋内通路-2・3、メンテナンス通路（A-2)、光庭、ESC8、EVホール（D-1)、荷EV（E-2)、DS-3、PS、EPS-12、SE-1・2、EA-1・2・3・5・10、OA-1・2、災害時仮設スペース、店舗共用通路（B-1）・(E-1)、オープンデッキテラス、クロスコート、屋外機械置場（E-1)、屋外階段-1、窓先空地専用屋外階段-1、屋外直通階段-1・2、駐車場スロープ、オイルタンクピット	防災センター、仮眠室、ＵＳ、防災倉庫、倉庫(1-8・13)、シェアストレージ（1-2)、だれでもWC-1、倉庫兼点検スペース
	2階	商業共用通路（B-2）・(E-2)・(D-2)、エントランス庇、商業共用廊下（A-1)、荷EV（E-2)、DS-5、PS、EPS-17、OA-3、EA-4・5・6、屋外階段-1・2、ブリッジ、屋外機械置場（A-1）・(B-1)・(E-2・2A・3)、外廊下（E-1)、窓先空地専用屋外階段-1、屋外直通階段-1・2、庇	―
	3階	商業共用通路（D-3）・(E-3)、荷EV（E-2)、DS-11、PS、EPS-22、EA-6、OA-5、屋外階段-2・3、窓先空地専用屋外階段-1、屋外通路、避難通路、機械排煙機置場、機械排煙機置場(E-4)、屋外機械置場(E-4・5)、専用デッキ、外廊下（E-2)、屋外直通階段-1・2、デッキ	―
	4階	店舗共用通路（A-1・2）・(D-4)、クロスガーデン、屋根（A-1・5）(D-1)、庇・屋外階段-3、窓先空地専用屋外階段-1・2、屋外機械置場（D-1）・(E-6)、屋外直通階段屋根・発電機置場、室外機置場（店）（A-5)、予備スペース（7)、サブエントランス、避難通路、屋根E-1	―
	5階	屋外避難路、庇、専用屋外階段-2、階段-1屋根	―
	6～26階	庇	―
	25・26階(A棟)、PH階（B棟）	屋外階段-7・9・11、消火ポンベ庫（B)、緊急救助用スペース（B)、屋根（B-1）	―
	PH階（A棟） R階（B棟）	屋根（A-1）・(B-2～5)、屋外階段-6・8・10、屋外機械置場、緊急救助用スペース（A)、ハト小屋	―
	R階（A棟）	屋根（A-2～5）	

附属設備	幹線設備、動力・コンセント設備、電灯設備、中央監視設備、空調設備、換気設備、給排水衛生設備、消火設備、防火・防水設備、排煙設備、自動ドア設備、自動シャッター設備、EV設備、監視カメラ設備、通信設備、放送設備、避雷針設備、発電設備、他の全体共用部分に係わる一切の附属設備
附属工作物等	フェンス、植栽、客土、排水溝、他の共用部分に属さない全体共用部分に属する工作物 北側前面道路（市道760号）北東角の植栽帯

2-2　商業共用部分の範囲（武蔵小金井シティクロス商業管理規約第８条関係）

区分		部位	
		法定共用部分	規約共用部分 室名称
建物	地下2階	商業用受水槽室、商業用電気室、TP（B-2）ピット、EVピット、上部ESCピット	―
	地下1階	ESCホール（B1-1・2・3）、EVホール（D-B1）、荷捌EVホール（D-B1）、濾過室、階段-2、EV（D-1・2）、荷EV・(E-1)、機械操作員待機ブース、EPS-3（商）・9、EPS-8・PS-1、荷捌用バイク置場、荷捌き-1～10	荷捌室（D-B1）・荷EV（D-3）、倉庫（B1-3）、商業用清掃員控室、便所（1）・(2)、商業ゴミ置場（D・E）、機械式駐車場（B-2）（商業）
	1階	廊下（商業）(A-1)・(B-1)・(D-1)、風除室（E-1・2）、屋内通路-1、ESCホール（E-1）、荷捌EVホール（E-1）、機械室（1-3・4・5）、EV（D-1・2）、荷EV（E-1）、階段-1～6、機械式駐車場（B-2）（商業）、DS、PS、PS-1・2、EPS、EPS-10・11・12A・13、商業郵便受室	管理室、荷捌室（D-1）・荷EV（D-3）、客用WC男-1、客用WC女-1、商業駐輪場（A・B）、倉庫（1-3・9C・11）
	2階	廊下（商業）・(B-2)・(D-2)・(D-2A)・(E-2)、風除室（D-1）・(E-2)、EVホール（D-2）、荷捌EVホール（E-2）、ESCホール(E-2)、機械室(2-2・4)、EV(D-1・2)、荷EV（E-1）、階段-1～6、機械式駐車場（B-2）（商業）、DS-4・6～9、PS、PS-3～7・5A、EPS-14・15・18、屋外機械置場（A-2）	荷捌室（D-2）・荷EV（D-3）、客用WC男-2・3、客用WC女-2・3、だれでもWC-1、キッズWC、SK室（1）・(2)、倉庫（2-9）
	3階	廊下（商業）(A-3)・(B-3)・(D-3)・(D-3A)、風除室（B-2）、EVホール（D-3）、荷捌EVホール（E-3）、ESCホール（E-3）、機械室（3-1・2）、EV（D-1・2）、荷EV（E-1）、階段-1～6、機械式駐車場（B-2）（商業）、DS・PS、DS-10・12～14、PS-9～13・11A、EPS-19～21・23	荷捌室（D-3）・荷EV（D-3）、客用WC男-4・5、客用WC女-4・5、だれでもWC-1、喫煙室、備品庫、SK室(3-1・2)、授乳室、プライベートテラス
	4階	風除室(D-3)、EVホール(D-4)、荷捌EVホール(D-4)、階段-1・2、機械式駐車場（B-2）（商業）、EV(D-1・2)、ハト小屋、EPS-25、DS	倉庫(4-1・2)、荷EV(D-3)
	5～24階	機械式駐車場（B-2）（商業）	―
	25・26階(A棟)	―	―
	R階	―	―
附属設備		受変電設備、幹線設備、動力・コンセント設備、電灯設備、警報設備、空調設備、防火・防災設備、排煙設備、換気設備、宅配ボックス、自動ドア設備、自動シャッター設備、EV設備、監視カメラ設備、通信設備、他の住宅共用部分に係わる一切の附属設備	
附属工作物		―	

2-3　住宅共用部分の範囲（プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約第８条関係）

区分		部位	
		法定共用部分	規約共用部分 室名称
建物	地下2階	EVピット、TP（A-1・2）・(B-1）ピット	―
	地下1階	住宅共用電気室（A・B)、住宅用電気借室（A・B)、住宅用開閉器盤室（A・B)、換気機械室、機械室-5（EA)、消火ボンベ室（A-1)、MDF室（住）（A・B)、ディスポーザー排水処理室（A・B)、サービススペース、廊下（A・B)、通路-1・2、待合（A)、EVホール（A・B)、兼用附室、附室、EV（A-1～4）(B-1～4)、非EV（A-5)・(B-5)、特別避難階段-1・2、EPS・MB、PS、消PS、EPS-2（住)、EPS4～6、住宅バイク置場（A・B)、駐車場車路、住宅身障者優先駐車場（A・B)、住宅荷捌駐車場（A・B)、来客用駐車場、住宅カーシェア、平置き駐車場(EV充電可)	倉庫（B1-2・6～8・13・14)、住宅トランクルーム（A-1・2)・(B-1)、待合（B)、住宅ゴミ置場（A・B)、住宅棟清掃員控室（A・B)、駐輪EV（A-6・7)、機械式駐車場（A-1・2）（住宅)・(B-1）（住宅)、住宅自転車置場（A-1)
	1階	ポーチ（A-3)、風除室（A-1・2)・(B-1)、クロスラウンジイースト、クロスラウンジウエスト、メールコーナー（A・B)・宅配ロッカー、EVホール（A・B)、兼用附室、附室、共用廊下（B)、メンテナンス通路（A-1)・(B-1・2)、EV（A-1～4)・(B-1～4)、非EV（A-5)・(B-5)、特別避難階段-1・2、機械式駐車場（A-1・2）（住宅)・(B-1）（住宅)、DS、消PS、EPS、MB、通用口（A)・(B)	管理室（A・B)、倉庫（1-4・9B・10)、シェアストレージ（1-1・3・4)、ペット洗い（A・B)、駐輪場EVホール（A・B)、駐輪EV（A-6・7)・(B-6・7)、管理用通路
	2階	ポーチ（A-2)、風除室（A-3)、EVホール（A・B)、共用廊下（A-1・2)・(B)兼用附室、附室、EV（A-1～4)・(B-1～4)、非EV（A-5)・(B-5)、特別避難階段-1・2、機械式駐車場（A-1・2）（住宅)・(B-1）（住宅)、DS、消PS、EPS、MB	各階拠点階防災倉庫、倉庫（2-3・6・7・8A・8B・10・11・12)、住宅自転車置場（A-2)・(B-1)、635ベース・サイクルストレージ、駐輪EV（A-6・7)・(B-6・7)、
	3階	ポーチ（A-3)、風除室（A-4)・(B-1)、メンテナンス通路（B)、EVホール（A・B)、共用廊下（A・B)、兼用附室、附室、前室、EV（A-1～4)・(B-1～4)、非EV（A-5)・(B-5)、特別避難階段-1・2、機械式駐車場（A-1・2）（住宅)・(B-1）（住宅)、DS、消PS、EPS、MB、バルコニー、専用庭、避難通路	リラクジェーションスイート（ゲストルーム)、フィットネススタジオ・フィットネスラボ・ヨガスタジオ、アトリエコモレビ、各階拠点階防災倉庫、各階ダストステーション、倉庫（3-3・3-4・3-5・3-6)、各階食配ステ-ション、住宅自転車置場（B-2）、駐輪EV（A-6)・(B-6・7)
	4階	風除室（A-5)・(B-3)、EVホール（A・B)、共用廊下（A・B)、兼用附室、附室、前室、EV（A-1～4)・(B-1～4)、非EV（A-5)・(B-5)、特別避難階段-1・2、機械式駐車場（A-1・2）（住宅)・(B-1）（住宅)、DS,消PS、EPS、MB、バルコニー	ペアレンツ＆キッズルーム、アクアラウンジ、ライブラリー＆カフェラウンジ、各階拠点階防災倉庫、各階ダストステーション、各階食配ステ-ション
	5～8階 11～19階 21～22階	EVホール（A・B)、共用廊下（A・B)、兼用附室、附室、前室、EV（A-1～4)・(B-1～4)、非EV（A-5)・(B-5)、特別避難階段-1・2、機械式駐車場（A-1・2）（住宅)・(B-1）（住宅)、DS、消PS、EPS、MB、バルコニー	各階拠点階防災倉庫、 各階ダストステーション、 各階食配ステ-ション
	9階 23階	EVホール（A・B)、共用廊下（A・B)、増圧ポンプ室（B)、兼用附室、附室、前室、EV（A-1～4)・(B-1～4)、非EV（A-5)・(B-5)、特別避難階段-1・2、機械式駐車場（A-1・2）（住宅)・(B-1）（住宅)、DS、消PS、EPS、MB、バルコニー	各階拠点階防災倉庫、 各階ダストステーション、 各階食配ステ-ション
	10階 24階	EVホール（A・B)、共用廊下（A・B)、増圧ポンプ室（A)、兼用附室、附室、前室、EV（A-1～4)・(B-1～4)、非EV（A-5)・(B-5)、特別避難階段-1・2、機械式駐車場（A-1・2）（住宅)・(B-1（住宅))、DS、消PS、EPS、MB、バルコニー	各階拠点階防災倉庫、 各階ダストステーション、 各階食配ステ-ション

	20階	EVホール（A・B)、共用廊下（A・B)、兼用附室、附室、前室、EV(A-1～4)・(B-1～4)、非EV(A-5)・(B-5)、特別避難階段-1・2、機械式駐車場(A-1・2)(住宅)・(B-1)（住宅)、DS、消PS、EPS、MB、バルコニー	各階拠点階防災倉庫、各階ダストステーション、各階食配ステ-ション、パーティーラウンジ、ジャパニーズスイート（ゲストルーム)、スカイワークラウンジ、スカイビュースイート（ゲストルーム）
	25・26階 (A棟) ＰＨ階 (B棟)	EVホール（A)、共用廊下（A)、兼用附室、附室、前室、EV（A-1～4)、非EV（A-5)、特別避難階段-1・2、機械式駐車場（A-1・2)（住宅)、DS、消PS、EPS、MB、バルコニー、EV機械室（B-1・2）	各階拠点階防災倉庫、 各階ダストステーション、 各階食配ステ-ション
	ＰＨ階 (A棟)	消火ボンベ庫（A)、EV機械室（A-1・2)、特別避難階段-2、換気DS、TP換気ファン	
	R階	―	―
附属設備		受変電設備、幹線設備、動力・コンセント設備、電灯設備、警報設備、空調設備、防火・防災設備、排煙設備、換気設備、宅配ボックス、自動ドア設備、自動シャッター設備、EV設備、テレビ共同聴視設備、インターホン設備、監視カメラ設備、通信設備、他の住宅共用部分に係わる一切の附属設備	
附属工作物		―	

別表第3　全体共用部分並びに一部共用部分の共有持分割合
（武蔵小金井シティクロス全体管理規約第10条、12条、25条、26条、63条、67条関係）
（プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約第10条、12条、26条、27条、64条、68条関係）
（武蔵小金井シティクロス商業管理規約第10条、12条、26条、27条、64条、68条関係）

専有部分			共用部分の共有持分割合		
用途	区画番号	専有面積	商業共用部分	住宅共用部分	全体共用部分
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)
商業	店舗1	2,330.49	203,052		38,145
商業	店舗2	6,469.94	563,716		105,897
商業	店舗3	1,306.95	113,872		21,392
商業	店舗1040	125.65	10,948		2,057
商業	店舗1050	43.08	3,753		705
商業	店舗1062	67.00	5,838		1,097
商業	店舗1071	90.00	7,842		1,473
商業	店舗1072	60.25	5,249		986
商業	店舗1073	73.85	6,434		1,209
商業	店舗1090	126.12	10,989		2,064
商業	店舗1170	295.88	25,780		4,843
商業	店舗1180	180.81	15,754		2,959
商業	店舗1190	75.92	6,615		1,243
商業	店舗3000	107.65	9,379		1,762
商業	店舗3010	123.71	10,779		2,025
住宅	W-301	63.94		1,289	1,047
住宅	W-302	78.46		1,581	1,284
住宅	W-303	80.83		1,629	1,323
住宅	W-304	77.17		1,555	1,263
住宅	W-305	60.14		1,212	984
住宅	W-306	58.20		1,173	953
住宅	W-307	77.13		1,554	1,262
住宅	W-308	74.29		1,497	1,216
住宅	W-309	50.33		1,014	824
住宅	W-401	74.22		1,496	1,215
住宅	W-402	71.25		1,436	1,166
住宅	W-403	58.23		1,174	953
住宅	W-404	57.68		1,162	944
住宅	W-405	46.82		944	766
住宅	W-406	60.14		1,212	984
住宅	W-407	58.20		1,173	953
住宅	W-408	77.13		1,554	1,262
住宅	W-409	74.29		1,497	1,216
住宅	W-410	65.42		1,318	1,071
住宅	W-411	76.22		1,536	1,248
住宅	W-501	74.22		1,496	1,215
住宅	W-502	71.25		1,436	1,166
住宅	W-503	58.23		1,174	953
住宅	W-504	57.68		1,162	944
住宅	W-505	46.82		944	766
住宅	W-506	60.14		1,212	984
住宅	W-507	58.20		1,173	953
住宅	W-508	77.13		1,554	1,262
住宅	W-509	74.29		1,497	1,216
住宅	W-510	72.25		1,456	1,183
住宅	W-511	75.14		1,514	1,230
住宅	W-512	72.37		1,458	1,184
住宅	W-514	67.68		1,364	1,108
住宅	W-516	67.93		1,369	1,112

専有部分			共用部分の共有持分割合		
用途	区画番号	専有面積	商業共用部分	住宅共用部分	全体共用部分
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)
住宅	W-518	33.90		683	555
住宅	W-519	30.46		614	499
住宅	W-520	54.12		1,091	886
住宅	W-521	73.92		1,490	1,210
住宅	W-601	74.22		1,496	1,215
住宅	W-602	71.25		1,436	1,166
住宅	W-603	58.23		1,174	953
住宅	W-604	57.68		1,162	944
住宅	W-605	46.82		944	766
住宅	W-606	60.14		1,212	984
住宅	W-607	58.20		1,173	953
住宅	W-608	77.13		1,554	1,262
住宅	W-609	74.29		1,497	1,216
住宅	W-610	72.25		1,456	1,183
住宅	W-611	75.14		1,514	1,230
住宅	W-612	38.32		772	627
住宅	W-613	34.05		686	557
住宅	W-614	67.68		1,364	1,108
住宅	W-616	67.93		1,369	1,112
住宅	W-618	33.90		683	555
住宅	W-619	30.46		614	499
住宅	W-620	54.12		1,091	886
住宅	W-621	73.92		1,490	1,210
住宅	W-701	74.22		1,496	1,215
住宅	W-702	71.25		1,436	1,166
住宅	W-703	58.23		1,174	953
住宅	W-704	57.68		1,162	944
住宅	W-705	46.82		944	766
住宅	W-706	60.14		1,212	984
住宅	W-707	58.20		1,173	953
住宅	W-708	77.13		1,554	1,262
住宅	W-709	74.29		1,497	1,216
住宅	W-710	72.25		1,456	1,183
住宅	W-711	75.14		1,514	1,230
住宅	W-712	74.55		1,502	1,220
住宅	W-713	67.82		1,367	1,110
住宅	W-714	73.39		1,479	1,201
住宅	W-715	64.06		1,291	1,049
住宅	W-716	54.12		1,091	886
住宅	W-717	73.92		1,490	1,210
住宅	W-801	74.22		1,496	1,215
住宅	W-802	71.25		1,436	1,166
住宅	W-803	58.23		1,174	953
住宅	W-804	57.68		1,162	944
住宅	W-805	46.82		944	766
住宅	W-806	60.14		1,212	984
住宅	W-807	58.20		1,173	953
住宅	W-808	77.13		1,554	1,262
住宅	W-809	74.29		1,497	1,216
住宅	W-810	72.25		1,456	1,183
住宅	W-811	75.14		1,514	1,230
住宅	W-812	74.55		1,502	1,220
住宅	W-813	67.82		1,367	1,110

専有部分			共用部分の共有持分割合		
用途	区画番号	専有面積	商業共用部分	住宅共用部分	全体共用部分
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)
住宅	W-814	73.39		1,479	1,201
住宅	W-815	64.06		1,291	1,049
住宅	W-816	54.12		1,091	886
住宅	W-817	73.92		1,490	1,210
住宅	W-901	74.22		1,496	1,215
住宅	W-902	71.25		1,436	1,166
住宅	W-903	58.23		1,174	953
住宅	W-904	57.68		1,162	944
住宅	W-905	46.82		944	766
住宅	W-906	60.14		1,212	984
住宅	W-907	58.20		1,173	953
住宅	W-908	77.13		1,554	1,262
住宅	W-909	74.29		1,497	1,216
住宅	W-910	72.25		1,456	1,183
住宅	W-911	75.14		1,514	1,230
住宅	W-912	74.55		1,502	1,220
住宅	W-913	67.82		1,367	1,110
住宅	W-914	73.39		1,479	1,201
住宅	W-915	64.06		1,291	1,049
住宅	W-916	54.12		1,091	886
住宅	W-917	73.92		1,490	1,210
住宅	W-1001	74.22		1,496	1,215
住宅	W-1002	71.25		1,436	1,166
住宅	W-1003	58.23		1,174	953
住宅	W-1004	57.68		1,162	944
住宅	W-1005	46.82		944	766
住宅	W-1006	60.14		1,212	984
住宅	W-1007	58.20		1,173	953
住宅	W-1008	77.13		1,554	1,262
住宅	W-1009	74.29		1,497	1,216
住宅	W-1010	72.25		1,456	1,183
住宅	W-1011	75.14		1,514	1,230
住宅	W-1012	74.55		1,502	1,220
住宅	W-1013	67.82		1,367	1,110
住宅	W-1014	73.39		1,479	1,201
住宅	W-1015	64.06		1,291	1,049
住宅	W-1016	54.12		1,091	886
住宅	W-1017	73.92		1,490	1,210
住宅	W-1101	74.22		1,496	1,215
住宅	W-1102	71.25		1,436	1,166
住宅	W-1103	71.89		1,449	1,177
住宅	W-1104	73.54		1,482	1,204
住宅	W-1105	74.15		1,494	1,214
住宅	W-1106	57.06		1,150	934
住宅	W-1107	76.60		1,544	1,254
住宅	W-1108	72.89		1,469	1,193
住宅	W-1109	70.24		1,416	1,150
住宅	W-1110	85.73		1,728	1,403
住宅	W-1111	70.33		1,417	1,151
住宅	W-1112	73.23		1,476	1,199
住宅	W-1113	72.52		1,462	1,187
住宅	W-1114	61.34		1,236	1,004
住宅	W-1115	57.72		1,163	945

専有部分			共用部分の共有持分割合		
用途	区画番号	専有面積	商業共用部分	住宅共用部分	全体共用部分
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)
住宅	W-1116	73.92		1,490	1,210
住宅	W-1201	74.22		1,496	1,215
住宅	W-1202	71.25		1,436	1,166
住宅	W-1203	71.89		1,449	1,177
住宅	W-1204	73.54		1,482	1,204
住宅	W-1205	74.15		1,494	1,214
住宅	W-1206	57.06		1,150	934
住宅	W-1207	76.60		1,544	1,254
住宅	W-1208	72.89		1,469	1,193
住宅	W-1209	70.24		1,416	1,150
住宅	W-1210	85.73		1,728	1,403
住宅	W-1211	70.33		1,417	1,151
住宅	W-1212	73.23		1,476	1,199
住宅	W-1213	72.52		1,462	1,187
住宅	W-1214	61.34		1,236	1,004
住宅	W-1215	57.72		1,163	945
住宅	W-1216	73.92		1,490	1,210
住宅	W-1301	74.22		1,496	1,215
住宅	W-1302	71.25		1,436	1,166
住宅	W-1303	71.89		1,449	1,177
住宅	W-1304	73.54		1,482	1,204
住宅	W-1305	74.15		1,494	1,214
住宅	W-1306	57.06		1,150	934
住宅	W-1307	76.60		1,544	1,254
住宅	W-1308	72.89		1,469	1,193
住宅	W-1309	70.24		1,416	1,150
住宅	W-1310	85.73		1,728	1,403
住宅	W-1311	70.33		1,417	1,151
住宅	W-1312	73.23		1,476	1,199
住宅	W-1313	72.52		1,462	1,187
住宅	W-1314	61.34		1,236	1,004
住宅	W-1315	57.72		1,163	945
住宅	W-1316	73.92		1,490	1,210
住宅	W-1401	74.22		1,496	1,215
住宅	W-1402	71.25		1,436	1,166
住宅	W-1403	71.89		1,449	1,177
住宅	W-1404	73.54		1,482	1,204
住宅	W-1405	74.15		1,494	1,214
住宅	W-1406	57.06		1,150	934
住宅	W-1407	76.60		1,544	1,254
住宅	W-1408	72.89		1,469	1,193
住宅	W-1409	70.24		1,416	1,150
住宅	W-1410	85.73		1,728	1,403
住宅	W-1411	70.33		1,417	1,151
住宅	W-1412	73.23		1,476	1,199
住宅	W-1413	72.52		1,462	1,187
住宅	W-1414	61.34		1,236	1,004
住宅	W-1415	57.72		1,163	945
住宅	W-1416	73.92		1,490	1,210
住宅	W-1501	74.22		1,496	1,215
住宅	W-1502	71.25		1,436	1,166
住宅	W-1503	71.89		1,449	1,177
住宅	W-1504	73.54		1,482	1,204

専有部分			共用部分の共有持分割合		
用途	区画番号	専有面積	商業共用部分	住宅共用部分	全体共用部分
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)
住宅	W-1505	74.15		1,494	1,214
住宅	W-1506	57.06		1,150	934
住宅	W-1507	76.60		1,544	1,254
住宅	W-1508	72.89		1,469	1,193
住宅	W-1509	70.24		1,416	1,150
住宅	W-1510	85.73		1,728	1,403
住宅	W-1511	70.33		1,417	1,151
住宅	W-1512	73.23		1,476	1,199
住宅	W-1513	72.52		1,462	1,187
住宅	W-1514	61.34		1,236	1,004
住宅	W-1515	57.72		1,163	945
住宅	W-1516	73.92		1,490	1,210
住宅	W-1601	74.22		1,496	1,215
住宅	W-1602	71.25		1,436	1,166
住宅	W-1603	71.89		1,449	1,177
住宅	W-1604	73.54		1,482	1,204
住宅	W-1605	74.15		1,494	1,214
住宅	W-1606	57.06		1,150	934
住宅	W-1607	76.60		1,544	1,254
住宅	W-1608	72.89		1,469	1,193
住宅	W-1609	70.24		1,416	1,150
住宅	W-1610	85.73		1,728	1,403
住宅	W-1611	70.33		1,417	1,151
住宅	W-1612	73.23		1,476	1,199
住宅	W-1613	72.52		1,462	1,187
住宅	W-1614	61.34		1,236	1,004
住宅	W-1615	57.72		1,163	945
住宅	W-1616	73.92		1,490	1,210
住宅	W-1701	74.22		1,496	1,215
住宅	W-1702	71.25		1,436	1,166
住宅	W-1703	71.89		1,449	1,177
住宅	W-1704	73.54		1,482	1,204
住宅	W-1705	74.15		1,494	1,214
住宅	W-1706	57.06		1,150	934
住宅	W-1707	76.60		1,544	1,254
住宅	W-1708	72.89		1,469	1,193
住宅	W-1709	70.24		1,416	1,150
住宅	W-1710	85.73		1,728	1,403
住宅	W-1711	70.33		1,417	1,151
住宅	W-1712	73.23		1,476	1,199
住宅	W-1713	72.52		1,462	1,187
住宅	W-1714	61.34		1,236	1,004
住宅	W-1715	57.72		1,163	945
住宅	W-1716	73.92		1,490	1,210
住宅	W-1801	74.22		1,496	1,215
住宅	W-1802	71.25		1,436	1,166
住宅	W-1803	71.89		1,449	1,177
住宅	W-1804	73.54		1,482	1,204
住宅	W-1805	74.15		1,494	1,214
住宅	W-1806	57.06		1,150	934
住宅	W-1807	76.60		1,544	1,254
住宅	W-1808	72.89		1,469	1,193
住宅	W-1809	70.24		1,416	1,150

専有部分			共用部分の共有持分割合		
用途	区画番号	専有面積	商業共用部分	住宅共用部分	全体共用部分
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)
住宅	W-1810	85.73		1,728	1,403
住宅	W-1811	70.33		1,417	1,151
住宅	W-1812	73.23		1,476	1,199
住宅	W-1813	72.52		1,462	1,187
住宅	W-1814	61.34		1,236	1,004
住宅	W-1815	57.72		1,163	945
住宅	W-1816	73.92		1,490	1,210
住宅	W-1901	74.22		1,496	1,215
住宅	W-1902	71.25		1,436	1,166
住宅	W-1903	71.89		1,449	1,177
住宅	W-1904	73.54		1,482	1,204
住宅	W-1905	74.15		1,494	1,214
住宅	W-1906	57.06		1,150	934
住宅	W-1907	76.60		1,544	1,254
住宅	W-1908	72.89		1,469	1,193
住宅	W-1909	70.24		1,416	1,150
住宅	W-1910	85.73		1,728	1,403
住宅	W-1911	70.33		1,417	1,151
住宅	W-1912	73.23		1,476	1,199
住宅	W-1913	72.52		1,462	1,187
住宅	W-1914	61.34		1,236	1,004
住宅	W-1915	57.72		1,163	945
住宅	W-1916	73.92		1,490	1,210
住宅	W-2003	71.89		1,449	1,177
住宅	W-2004	73.54		1,482	1,204
住宅	W-2005	74.15		1,494	1,214
住宅	W-2006	57.06		1,150	934
住宅	W-2007	76.60		1,544	1,254
住宅	W-2008	72.89		1,469	1,193
住宅	W-2009	70.24		1,416	1,150
住宅	W-2010	85.73		1,728	1,403
住宅	W-2011	70.33		1,417	1,151
住宅	W-2012	73.23		1,476	1,199
住宅	W-2013	72.52		1,462	1,187
住宅	W-2014	61.34		1,236	1,004
住宅	W-2015	57.72		1,163	945
住宅	W-2016	73.92		1,490	1,210
住宅	W-2101	74.22		1,496	1,215
住宅	W-2102	71.25		1,436	1,166
住宅	W-2103	71.89		1,449	1,177
住宅	W-2104	73.54		1,482	1,204
住宅	W-2105	74.15		1,494	1,214
住宅	W-2106	57.06		1,150	934
住宅	W-2107	76.60		1,544	1,254
住宅	W-2108	72.89		1,469	1,193
住宅	W-2109	70.24		1,416	1,150
住宅	W-2110	85.73		1,728	1,403
住宅	W-2111	70.33		1,417	1,151
住宅	W-2112	73.23		1,476	1,199
住宅	W-2113	72.52		1,462	1,187
住宅	W-2114	61.34		1,236	1,004
住宅	W-2115	57.72		1,163	945
住宅	W-2116	73.92		1,490	1,210

専有部分			共用部分の共有持分割合		
用途	区画番号	専有面積	商業共用部分	住宅共用部分	全体共用部分
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)
住宅	W-2201	74.22		1,496	1,215
住宅	W-2202	71.25		1,436	1,166
住宅	W-2203	71.89		1,449	1,177
住宅	W-2204	73.54		1,482	1,204
住宅	W-2205	74.15		1,494	1,214
住宅	W-2206	57.06		1,150	934
住宅	W-2207	76.60		1,544	1,254
住宅	W-2208	72.89		1,469	1,193
住宅	W-2209	70.24		1,416	1,150
住宅	W-2210	85.73		1,728	1,403
住宅	W-2211	70.33		1,417	1,151
住宅	W-2212	73.23		1,476	1,199
住宅	W-2213	72.52		1,462	1,187
住宅	W-2214	61.34		1,236	1,004
住宅	W-2215	57.72		1,163	945
住宅	W-2216	73.92		1,490	1,210
住宅	W-2301	74.22		1,496	1,215
住宅	W-2302	71.25		1,436	1,166
住宅	W-2303	71.89		1,449	1,177
住宅	W-2304	73.54		1,482	1,204
住宅	W-2305	74.15		1,494	1,214
住宅	W-2306	57.06		1,150	934
住宅	W-2307	76.60		1,544	1,254
住宅	W-2308	72.89		1,469	1,193
住宅	W-2309	70.24		1,416	1,150
住宅	W-2310	85.73		1,728	1,403
住宅	W-2311	70.33		1,417	1,151
住宅	W-2312	73.23		1,476	1,199
住宅	W-2313	72.52		1,462	1,187
住宅	W-2314	61.34		1,236	1,004
住宅	W-2315	57.72		1,163	945
住宅	W-2316	73.92		1,490	1,210
住宅	W-2401	74.22		1,496	1,215
住宅	W-2402	71.25		1,436	1,166
住宅	W-2403	71.89		1,449	1,177
住宅	W-2404	73.54		1,482	1,204
住宅	W-2405	74.15		1,494	1,214
住宅	W-2406	57.06		1,150	934
住宅	W-2407	76.60		1,544	1,254
住宅	W-2408	72.89		1,469	1,192
住宅	W-2409	70.24		1,416	1,150
住宅	W-2410	85.73		1,728	1,402
住宅	W-2411	70.33		1,417	1,150
住宅	W-2412	73.23		1,476	1,198
住宅	W-2413	72.52		1,462	1,186
住宅	W-2414	61.34		1,236	1,003
住宅	W-2415	57.72		1,163	944
住宅	W-2416	73.92		1,490	1,209
住宅	W-2501	75.67		1,525	1,238
住宅	W-2502	81.32		1,639	1,330
住宅	W-2503	82.36		1,660	1,347
住宅	W-2504	85.82		1,730	1,404
住宅	W-2505	82.05		1,654	1,342

専有部分			共用部分の共有持分割合		
用途	区画番号	専有面積	商業共用部分	住宅共用部分	全体共用部分
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)
住宅	W-2506	105.48		2,126	1,725
住宅	W-2507	100.44		2,024	1,643
住宅	W-2508	112.41		2,265	1,839
住宅	W-2509	81.30		1,638	1,330
住宅	W-2510	88.62		1,786	1,450
住宅	W-2511	82.10		1,655	1,343
住宅	W-2512	81.72		1,647	1,337
住宅	W-2513	75.67		1,525	1,238
住宅	W-2601	75.67		1,525	1,238
住宅	W-2602	81.32		1,639	1,330
住宅	W-2603	82.36		1,659	1,347
住宅	W-2604	85.82		1,729	1,404
住宅	W-2605	82.05		1,654	1,342
住宅	W-2606	105.48		2,125	1,725
住宅	W-2607	100.44		2,023	1,643
住宅	W-2608	112.41		2,264	1,839
住宅	W-2609	81.30		1,637	1,330
住宅	W-2610	88.62		1,785	1,450
住宅	W-2611	82.10		1,655	1,343
住宅	W-2612	81.72		1,647	1,337
住宅	W-2613	75.67		1,525	1,238
住宅	E-401	74.22		1,496	1,215
住宅	E-402	71.25		1,436	1,166
住宅	E-403	58.23		1,174	953
住宅	E-404	57.68		1,162	944
住宅	E-405	46.82		944	766
住宅	E-409	74.08		1,493	1,213
住宅	E-410	72.22		1,455	1,182
住宅	E-411	77.21		1,556	1,264
住宅	E-412	72.37		1,458	1,184
住宅	E-414	67.68		1,364	1,108
住宅	E-416	34.03		686	557
住宅	E-417	33.90		683	555
住宅	E-418	33.90		683	555
住宅	E-419	30.46		614	499
住宅	E-420	54.12		1,091	886
住宅	E-421	73.92		1,490	1,210
住宅	E-501	74.22		1,496	1,215
住宅	E-502	71.25		1,436	1,166
住宅	E-503	58.23		1,174	953
住宅	E-504	57.68		1,162	944
住宅	E-505	46.82		944	766
住宅	E-506	60.14		1,212	984
住宅	E-507	58.20		1,173	953
住宅	E-508	75.31		1,518	1,233
住宅	E-509	74.08		1,493	1,213
住宅	E-510	72.22		1,455	1,182
住宅	E-511	77.21		1,556	1,264
住宅	E-512	38.32		772	627
住宅	E-513	34.05		686	557
住宅	E-514	33.90		683	555
住宅	E-515	33.78		681	553
住宅	E-516	34.03		686	557

専有部分			共用部分の共有持分割合		
用途	区画番号	専有面積	商業共用部分	住宅共用部分	全体共用部分
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)
住宅	E-517	33.90		683	555
住宅	E-518	33.90		683	555
住宅	E-519	30.46		614	499
住宅	E-520	54.12		1,091	886
住宅	E-521	73.92		1,490	1,210
住宅	E-601	74.22		1,496	1,215
住宅	E-602	71.25		1,436	1,166
住宅	E-603	58.23		1,174	953
住宅	E-604	57.68		1,162	944
住宅	E-605	46.82		944	766
住宅	E-606	60.14		1,212	984
住宅	E-607	58.20		1,173	953
住宅	E-608	75.31		1,518	1,233
住宅	E-609	74.08		1,493	1,213
住宅	E-610	72.22		1,455	1,182
住宅	E-611	77.21		1,556	1,264
住宅	E-612	74.55		1,502	1,220
住宅	E-613	67.82		1,367	1,110
住宅	E-614	73.39		1,479	1,201
住宅	E-615	64.06		1,291	1,049
住宅	E-616	54.12		1,091	886
住宅	E-617	73.92		1,490	1,210
住宅	E-701	74.22		1,496	1,215
住宅	E-702	71.25		1,436	1,166
住宅	E-703	58.23		1,174	953
住宅	E-704	57.68		1,162	944
住宅	E-705	46.82		944	766
住宅	E-706	60.14		1,212	984
住宅	E-707	58.20		1,173	953
住宅	E-708	75.31		1,518	1,233
住宅	E-709	74.08		1,493	1,213
住宅	E-710	72.22		1,455	1,182
住宅	E-711	77.21		1,556	1,264
住宅	E-712	74.55		1,502	1,220
住宅	E-713	67.82		1,367	1,110
住宅	E-714	73.39		1,479	1,201
住宅	E-715	64.06		1,291	1,049
住宅	E-716	54.12		1,091	886
住宅	E-717	73.92		1,490	1,210
住宅	E-801	74.22		1,496	1,215
住宅	E-802	71.25		1,436	1,166
住宅	E-803	58.23		1,174	953
住宅	E-804	57.68		1,162	944
住宅	E-805	46.82		944	766
住宅	E-806	60.14		1,212	984
住宅	E-807	58.20		1,173	953
住宅	E-808	75.31		1,518	1,233
住宅	E-809	74.08		1,493	1,213
住宅	E-810	72.22		1,455	1,182
住宅	E-811	77.21		1,556	1,264
住宅	E-812	74.55		1,502	1,220
住宅	E-813	67.82		1,367	1,110
住宅	E-814	73.39		1,479	1,201

専有部分			共用部分の共有持分割合		
用途	区画番号	専有面積	商業共用部分	住宅共用部分	全体共用部分
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)
住宅	E-815	64.06		1,291	1,049
住宅	E-816	54.12		1,091	886
住宅	E-817	73.92		1,490	1,210
住宅	E-901	74.22		1,496	1,215
住宅	E-902	71.25		1,436	1,166
住宅	E-903	58.23		1,174	953
住宅	E-904	57.68		1,162	944
住宅	E-905	46.82		944	766
住宅	E-906	60.14		1,212	984
住宅	E-907	58.20		1,173	953
住宅	E-908	75.31		1,518	1,233
住宅	E-909	74.08		1,493	1,213
住宅	E-910	72.22		1,455	1,182
住宅	E-911	77.21		1,556	1,264
住宅	E-912	74.55		1,502	1,220
住宅	E-913	67.82		1,367	1,110
住宅	E-914	73.39		1,479	1,201
住宅	E-915	64.06		1,291	1,049
住宅	E-916	54.12		1,091	886
住宅	E-917	73.92		1,490	1,210
住宅	E-1001	74.22		1,496	1,215
住宅	E-1002	71.25		1,436	1,166
住宅	E-1003	58.23		1,174	953
住宅	E-1004	57.68		1,162	944
住宅	E-1005	46.82		944	766
住宅	E-1006	60.14		1,212	984
住宅	E-1007	58.20		1,173	953
住宅	E-1008	75.31		1,518	1,233
住宅	E-1009	74.08		1,493	1,213
住宅	E-1010	72.22		1,455	1,182
住宅	E-1011	77.21		1,556	1,264
住宅	E-1012	74.55		1,502	1,220
住宅	E-1013	67.82		1,367	1,110
住宅	E-1014	73.39		1,479	1,201
住宅	E-1015	64.06		1,291	1,049
住宅	E-1016	54.12		1,091	886
住宅	E-1017	73.92		1,490	1,210
住宅	E-1101	74.22		1,496	1,215
住宅	E-1102	71.25		1,436	1,166
住宅	E-1103	58.23		1,174	953
住宅	E-1104	57.68		1,162	944
住宅	E-1105	46.82		944	766
住宅	E-1106	60.14		1,212	984
住宅	E-1107	58.20		1,173	953
住宅	E-1108	75.31		1,518	1,233
住宅	E-1109	74.08		1,493	1,213
住宅	E-1110	72.22		1,455	1,182
住宅	E-1111	77.21		1,556	1,264
住宅	E-1112	74.55		1,502	1,220
住宅	E-1113	67.82		1,367	1,110
住宅	E-1114	73.39		1,479	1,201
住宅	E-1115	64.06		1,291	1,049
住宅	E-1116	54.12		1,091	886

専有部分			共用部分の共有持分割合		
用途	区画番号	専有面積	商業共用部分	住宅共用部分	全体共用部分
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)
住宅	E-1117	73.92		1,490	1,210
住宅	E-1201	74.22		1,496	1,215
住宅	E-1202	71.25		1,436	1,166
住宅	E-1203	58.23		1,174	953
住宅	E-1204	57.68		1,162	944
住宅	E-1205	46.82		944	766
住宅	E-1206	60.14		1,212	984
住宅	E-1207	58.20		1,173	953
住宅	E-1208	75.31		1,518	1,233
住宅	E-1209	74.08		1,493	1,213
住宅	E-1210	72.22		1,455	1,182
住宅	E-1211	77.21		1,556	1,264
住宅	E-1212	74.55		1,502	1,220
住宅	E-1213	67.82		1,367	1,110
住宅	E-1214	73.39		1,479	1,201
住宅	E-1215	64.06		1,291	1,049
住宅	E-1216	54.12		1,091	886
住宅	E-1217	73.92		1,490	1,210
住宅	E-1301	74.22		1,496	1,215
住宅	E-1302	71.25		1,436	1,166
住宅	E-1303	58.23		1,174	953
住宅	E-1304	57.68		1,162	944
住宅	E-1305	46.82		944	766
住宅	E-1306	60.14		1,212	984
住宅	E-1307	58.20		1,173	953
住宅	E-1308	75.31		1,518	1,233
住宅	E-1309	74.08		1,493	1,213
住宅	E-1310	72.22		1,455	1,182
住宅	E-1311	77.21		1,556	1,264
住宅	E-1312	74.55		1,502	1,220
住宅	E-1313	67.82		1,367	1,110
住宅	E-1314	73.39		1,479	1,201
住宅	E-1315	64.06		1,291	1,049
住宅	E-1316	54.12		1,091	886
住宅	E-1317	73.92		1,490	1,210
住宅	E-1401	74.22		1,496	1,215
住宅	E-1402	71.25		1,436	1,166
住宅	E-1403	58.23		1,174	953
住宅	E-1404	57.68		1,162	944
住宅	E-1405	46.82		944	766
住宅	E-1406	60.14		1,212	984
住宅	E-1407	58.20		1,173	953
住宅	E-1408	75.31		1,518	1,233
住宅	E-1409	74.08		1,493	1,213
住宅	E-1410	72.22		1,455	1,182
住宅	E-1411	77.21		1,556	1,264
住宅	E-1412	74.55		1,502	1,220
住宅	E-1413	67.82		1,367	1,110
住宅	E-1414	73.39		1,479	1,201
住宅	E-1415	64.06		1,291	1,049
住宅	E-1416	54.12		1,091	886
住宅	E-1417	73.92		1,490	1,210
住宅	E-1501	74.22		1,496	1,215

専有部分			共用部分の共有持分割合		
用途	区画番号	専有面積	商業共用部分	住宅共用部分	全体共用部分
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)
住宅	E-1502	71.25		1,436	1,166
住宅	E-1503	58.23		1,174	953
住宅	E-1504	57.68		1,162	944
住宅	E-1505	46.82		944	766
住宅	E-1506	60.14		1,212	984
住宅	E-1507	58.20		1,173	953
住宅	E-1508	75.31		1,518	1,233
住宅	E-1509	74.08		1,493	1,213
住宅	E-1510	72.22		1,455	1,182
住宅	E-1511	77.21		1,556	1,264
住宅	E-1512	74.55		1,502	1,220
住宅	E-1513	67.82		1,367	1,110
住宅	E-1514	73.39		1,479	1,201
住宅	E-1515	64.06		1,291	1,049
住宅	E-1516	54.12		1,091	886
住宅	E-1517	73.92		1,490	1,210
住宅	E-1601	74.22		1,496	1,215
住宅	E-1602	71.25		1,436	1,166
住宅	E-1603	71.89		1,449	1,177
住宅	E-1604	73.54		1,482	1,204
住宅	E-1605	74.15		1,494	1,214
住宅	E-1606	57.06		1,150	934
住宅	E-1607	75.04		1,512	1,228
住宅	E-1608	72.49		1,461	1,186
住宅	E-1609	71.94		1,450	1,177
住宅	E-1610	85.98		1,733	1,407
住宅	E-1611	70.33		1,417	1,151
住宅	E-1612	73.23		1,476	1,199
住宅	E-1613	72.52		1,462	1,187
住宅	E-1614	61.34		1,236	1,004
住宅	E-1615	57.72		1,163	945
住宅	E-1616	73.92		1,490	1,210
住宅	E-1701	74.22		1,496	1,215
住宅	E-1702	71.25		1,436	1,166
住宅	E-1703	71.89		1,449	1,177
住宅	E-1704	73.54		1,482	1,204
住宅	E-1705	74.15		1,494	1,214
住宅	E-1706	57.06		1,150	934
住宅	E-1707	75.04		1,512	1,228
住宅	E-1708	72.49		1,461	1,186
住宅	E-1709	71.94		1,450	1,177
住宅	E-1710	85.98		1,733	1,407
住宅	E-1711	70.33		1,417	1,151
住宅	E-1712	73.23		1,476	1,199
住宅	E-1713	72.52		1,462	1,187
住宅	E-1714	61.34		1,236	1,004
住宅	E-1715	57.72		1,163	945
住宅	E-1716	73.92		1,490	1,210
住宅	E-1801	74.22		1,496	1,215
住宅	E-1802	71.25		1,436	1,166
住宅	E-1803	71.89		1,449	1,177
住宅	E-1804	73.54		1,482	1,204
住宅	E-1805	74.15		1,494	1,214

専有部分			共用部分の共有持分割合		
用途	区画番号	専有面積	商業共用部分	住宅共用部分	全体共用部分
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)
住宅	E-1806	57.06		1,150	934
住宅	E-1807	75.04		1,512	1,228
住宅	E-1808	72.49		1,461	1,186
住宅	E-1809	71.94		1,450	1,177
住宅	E-1810	85.98		1,733	1,407
住宅	E-1811	70.33		1,417	1,151
住宅	E-1812	73.23		1,476	1,199
住宅	E-1813	72.52		1,462	1,187
住宅	E-1814	61.34		1,236	1,004
住宅	E-1815	57.72		1,163	945
住宅	E-1816	73.92		1,490	1,210
住宅	E-1901	74.22		1,496	1,215
住宅	E-1902	71.25		1,436	1,166
住宅	E-1903	71.89		1,449	1,177
住宅	E-1904	73.54		1,482	1,204
住宅	E-1905	74.15		1,494	1,214
住宅	E-1906	57.06		1,150	934
住宅	E-1907	75.04		1,512	1,228
住宅	E-1908	72.49		1,461	1,186
住宅	E-1909	71.94		1,450	1,177
住宅	E-1910	85.98		1,733	1,407
住宅	E-1911	70.33		1,417	1,151
住宅	E-1912	73.23		1,476	1,199
住宅	E-1913	72.52		1,462	1,187
住宅	E-1914	61.34		1,236	1,004
住宅	E-1915	57.72		1,163	945
住宅	E-1916	73.92		1,490	1,210
住宅	E-2001	74.22		1,496	1,215
住宅	E-2002	71.25		1,436	1,166
住宅	E-2003	71.89		1,449	1,177
住宅	E-2004	73.54		1,482	1,204
住宅	E-2005	74.15		1,494	1,214
住宅	E-2006	57.06		1,150	934
住宅	E-2007	75.04		1,512	1,228
住宅	E-2008	72.49		1,461	1,186
住宅	E-2009	71.94		1,450	1,177
住宅	E-2010	85.98		1,733	1,407
住宅	E-2011	70.33		1,417	1,151
住宅	E-2012	73.23		1,476	1,199
住宅	E-2013	72.52		1,462	1,187
住宅	E-2014	61.34		1,236	1,004
住宅	E-2101	74.22		1,496	1,215
住宅	E-2102	71.25		1,436	1,166
住宅	E-2103	71.89		1,449	1,177
住宅	E-2104	73.54		1,482	1,204
住宅	E-2105	74.15		1,494	1,214
住宅	E-2106	57.06		1,150	934
住宅	E-2107	75.04		1,512	1,228
住宅	E-2108	72.49		1,461	1,186
住宅	E-2109	71.94		1,450	1,177
住宅	E-2110	85.98		1,733	1,407
住宅	E-2111	70.33		1,417	1,151
住宅	E-2112	73.23		1,476	1,199

専有部分			共用部分の共有持分割合		
用途	区画番号	専有面積	商業共用部分	住宅共用部分	全体共用部分
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)
住宅	E-2113	72.52		1,462	1,187
住宅	E-2114	61.34		1,236	1,004
住宅	E-2115	57.72		1,163	945
住宅	E-2116	73.92		1,490	1,210
住宅	E-2201	75.67		1,525	1,239
住宅	E-2202	65.31		1,316	1,069
住宅	E-2203	76.55		1,543	1,253
住宅	E-2204	75.43		1,520	1,235
住宅	E-2205	77.69		1,566	1,272
住宅	E-2206	78.51		1,582	1,285
住宅	E-2207	90.07		1,815	1,474
住宅	E-2208	93.19		1,877	1,525
住宅	E-2209	96.55		1,945	1,580
住宅	E-2210	86.09		1,735	1,409
住宅	E-2211	88.06		1,775	1,441
住宅	E-2212	81.67		1,646	1,337
住宅	E-2213	65.87		1,328	1,078
住宅	E-2214	75.67		1,525	1,239
住宅	E-2301	75.67		1,525	1,239
住宅	E-2302	65.31		1,316	1,069
住宅	E-2303	76.55		1,543	1,253
住宅	E-2304	75.43		1,520	1,235
住宅	E-2305	77.69		1,566	1,272
住宅	E-2306	78.51		1,582	1,285
住宅	E-2307	90.07		1,814	1,474
住宅	E-2308	93.19		1,878	1,525
住宅	E-2309	96.55		1,946	1,580
住宅	E-2310	86.09		1,735	1,409
住宅	E-2311	88.06		1,775	1,441
住宅	E-2312	81.67		1,646	1,337
住宅	E-2313	65.87		1,328	1,078
住宅	E-2314	75.67		1,525	1,239
住宅	E-2401	75.67		1,525	1,239
住宅	E-2402	65.31		1,316	1,068
住宅	E-2403	76.55		1,543	1,252
住宅	E-2404	75.43		1,520	1,234
住宅	E-2405	77.69		1,566	1,271
住宅	E-2406	78.51		1,582	1,284
住宅	E-2407	90.07		1,814	1,473
住宅	E-2408	93.19		1,877	1,524
住宅	E-2409	96.55		1,946	1,579
住宅	E-2410	86.09		1,735	1,408
住宅	E-2411	88.06		1,775	1,440
住宅	E-2412	81.67		1,646	1,336
住宅	E-2413	65.87		1,328	1,077
住宅	E-2414	75.67		1,525	1,238
商業計		11,477.30	1,000,000	0	187,857
住宅計		49,618.76	0	1,000,000	812,143
合計		61,096.06	1,000,000	1,000,000	1,000,000

別表第４　　専用使用部分

4-1　専用使用部分（商業）

（武蔵小金井シティクロス全体管理規約第 14 条関係、武蔵小金井シティクロス商業管理規約第 14 条関係）

区分	階数	専用使用部分		目的・用法	専用使用権を有する者	期間	使用料
		部位	記号				
敷地及び全体共用部分及び商業共用部分	地下1～4階	商業部分の開口部で専有部分とそれ以外を区画する扉、シャッター、窓枠、窓ガラス	―	扉、シャッター、窓枠、窓ガラスとしての通常の使用	当該部分に直に接する商業区分所有者(占有者を含む)	区分所有権存続期間	無償
	1階	オープンデッキテラス (壁面より5m)	別図第2	テラスとしての通常の使用	当該部分に直に接する商業区分所有者(占有者を含む)	区分所有権存続期間	無償
	1階	店舗共用通路(B-1・E-1)、クロスコート、外構の一部(壁面より2m)	別図第2	商業施設全体の賑わいに寄与する目的として、店舗営業のうえで通常の使用	当該部分に直に接する商業区分所有者(占有者を含む)	区分所有権存続期間	無償
	1階	メンテナンス通路 (A-2)	別図第2	通路としての通常の使用	商業管理組合	区分所有権存続期間	無償
	1階	商業郵便受室	別図第2	郵便受けとしての通常の使用	当該メール部分の商業区分所有者	区分所有権存続期間	無償
	1～4階	外壁における看板等の設置個所	別図第2	①看板等設置個所としての通常の使用 ②看板等の設置個所は、本事業の施行者が作成する設計計画図及びサイン計画により確定し次第、別図2に記載する。この場合、規約の変更にはあたらないものとする。	商業管理組合	建物の存続期間	無償
	2階	店舗共用通路(B-2・D-2・E-2)の一部 (壁面より2m)	別図第2	商業施設全体の賑わいに寄与する目的として、店舗営業のうえで通常の使用	当該部分に直に接する商業区分所有者(占有者を含む)	区分所有権存続期間	無償
	2階	屋外機置場（A-2）	別図第2	室外機置場としての通常の使用	店舗Bの区分所有者	建物の存続期間	無償
	2階	住宅自転車置場(A-2)（一部共用（住宅)）の一部	―	商業の分電盤設置場として使用	商業管理組合	建物の存続期間	無償
	2階	屋外機械置場(B-1)（住宅特定管理部分）の一部	―	商業の機械置場として使用	商業管理組合	建物の存続期間	無償
	3階	店舗共用通路(D-3・E-3)の一部 (壁面より2m)	別図第2	商業施設全体の賑わいに寄与する目的として、店舗営業のうえで通常の使用	当該部分に直に接する商業区分所有者(占有者を含む)	区分所有権存続期間	無償
	3階	専用デッキ (壁面より3m)	別図第2	商業施設全体の賑わいに寄与する目的として、店舗営業のうえで通常の使用	当該部分に直に接する商業区分所有者(占有者を含む)	区分所有権存続期間	無償
	4階	店舗共用通路（A-1）の一部	別図第2	商業施設全体の賑わいに寄与する目的として、店舗営業のうえで通常の使用	当該部分に直に接する商業区分所有者(占有者を含む)	区分所有権存続期間	無償

	4階	室外機置場 (店)(A-5)	別図第2	室外機置場としての通常の使用	店舗B(4階)区分所有者(占有者を含む)	建物の存続期間	無償

別表 4-2　専用使用部分（住宅）

（武蔵小金井シティクロス全体管理規約第 14 条関係、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約第 14 条関係）

区分	階数	専用使用部分		目的・用法	専用使用権を有する者	期間	使用料
		部位	記号				
全体共用部分及び住宅共用部分	3～26階	住宅部分の開口部で専有部分とそれ以外を区画する玄関扉、窓枠、窓ガラス、面格子、網戸、室外機置場取付位置、窓手摺位置、玄関パネル、集合郵便受、警報装置、特定の権利者の専用ペットカート置場	―	玄関扉、玄関扉枠、窓枠、等ガラス、面格子、網戸、室外機置場取付位置、窓手摺位置、玄関パネル、集合郵便受、警報装置、特定の権利者の専用ペットカート置場としての通常の使用	当該部分に直に接する住宅区分所有者（占有者を含む）	区分所有権存続期間	無償
	3階	バルコニー（A棟）	別図第2	住戸のバルコニーとしての通常の使用 ただし、避難の障害になるものの設置は禁止	当該部分に直に接する住宅区分所有者（占有者を含む）	区分所有権存続期間	無償
	4階	屋外機械置場（D-1）（商業特定管理部分）の一部	―	住宅の室外機置場として使用	住宅管理組合	建物の存続期間	無償
	3階～26階	バルコニー	別図第2	住戸のバルコニーとしての通常の使用 ただし、避難の障害になるものの設置は禁止	当該部分に直に接する住宅区分所有者（占有者を含む）	区分所有権存続期間	無償

別表第５　　使用承認部分

5-1　使用承認部分（全体）（武蔵小金井シティクロス全体管理規約第 15 条関係）

区分	階数	使用承認部分		目的・用法	使用者	使用料
		部位	記号			
全体共用部分	地下2階	全体共用電気室	別図第2	電気室としての通常の使用	電気事業者	無償
	地下2階	ＭＤＦ室	別図第2	ＭＤＦ室としての通常の使用	通信事業者、有線アンテナ事業者	無償
	地下1階	宅配事務室	別図第2	事務室としての通常の使用	館内配送事業者	無償
	1階	防災センター	別図第2	防災センターとして通常の使用	管理会社	無償
	1階	お祀りに供する部分	別図第2	社殿等設置のための通常の使用	小金井神社	無償

5-2　使用承認部分（商業）（武蔵小金井シティクロス商業管理規約第 16 条関係）

区分	階数	使用承認部分		目的・用法	使用者	使用料
		部位	記号			
商業共用部分	地下2階	商業用電気室	別図第2	電気室としての通常の使用	電気事業者	無償
	地下1階	商業用清掃員控室	別図第2	控室としての通常の管理	管理会社	無償
	1階	管理室	別図第2	管理室として通常の使用	管理会社	無償
	4階	EVホール(D-4)の一部	別図第2	文化財等の展示コーナーとしての仕様	小金井市	無償

5-3　使用承認部分（住宅）（プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約第16条関係）

区分	階数	使用承認部分		目的・用法	使用者	使用料
		部位	記号			
住宅共用部分	地下1階	住宅用電気借室（A)・(B)	別図第2	電気借室としての通常の使用	電気事業者	無償
	地下1階	MDF（A)・(B)	別図第2	MDF室としての通常の使用	通信事業者	無償
	地下1階	住宅棟清掃員控室（A)・(B)	別図第2	控室としての通常の使用	管理会社	無償
	1階	管理室（A)・(B)	別図第2	管理室としての通常の使用	管理会社	無償

別表第６　特定管理部分

6-1　特定管理部分（商業）

（武蔵小金井シティクロス全体管理規約第 22 条関係、武蔵小金井シティクロス商業管理規約第 23 条関係）

区分	階数	特定管理部分		管理の内容等	管理義務者
		部位	記号		
敷地及び全体共用部分	地下2～3階	荷EV（E-2）	別図第2	荷捌きエレベーターとしての通常の管理	商業管理組合
	1～4階	商業に係る外壁面	別図第2	外壁としての通常の維持管理	商業管理組合
	1～4階	屋外機械置場（A-1）・（D-1）・（E-1・2・2A・3～6）	別図第2	機械置場としての通常の管理	商業管理組合
	1階	店舗共用通路(B-1)	別図第2	通路としての通常の管理	商業管理組合
	1階	クロスコート	別図第2	広場としての通常の管理	商業管理組合
	1階	オープンデッキテラス	別図第2	テラスとしての通常の管理	商業管理組合
	1階	メンテナンス通路(A-2)	別図第2	通路としての通常の管理	商業管理組合
	1階	屋内通路-2	別図第2	通路としての通常の管理	商業管理組合
	1階	ポーチ（A-2)・(E-2)	別図第2	出入口としての通常の管理	商業管理組合
	1階	商業駐輪場出入口	別図第2	出入口としての通常の管理	商業管理組合
	1階	倉庫兼点検スペース	別図第2	倉庫兼点検スペースとしての通常の管理	商業管理組合
	2階	店舗共用通路(B-2)・(D-2)・(E-2)	別図第2	通路としての通常の管理	商業管理組合
	2階	ブリッジ、屋外階段-1・2	別図第2	ブリッジ、屋外階段としての通常の管理	商業管理組合
	2階	店舗共用廊下(A-1)	別図第2	外廊下としての通常の管理	商業管理組合
	3階	店舗共用通路(D-3)・(E-3)	別図第2	通路としての通常の管理	商業管理組合
	3階	屋外階段-2・3	別図第2	屋外階段としての通常の管理	商業管理組合
	3階	外廊下（E-2)、屋外直通階段-1・2	別図第2	外廊下・屋外直通階段としての通常の管理	商業管理組合
	3階	専用デッキ	別図第2	デッキとしての通常の管理	商業管理組合
	3階	機械排煙機置場(E-4)	別図第2	機械置場としての通常の管理	商業管理組合

	4階	屋外階段-3	別図第2	屋外階段としての通常の管理	商業管理組合
	4階	店舗共用通路（A-1）	別図第2	通路としての通常の管理	商業管理組合

6-2　特定管理部分（住宅）

（武蔵小金井シティクロス全体管理規約第２２条関係、プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約第23条関係）

区分	階数	特定管理部分		管理の内容等	管理義務者
		部位	記号		
敷地及び全体共用部分	1～R階	住宅に係る外壁面	別図第2	外壁としての通常の維持管理	プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
	1～4階	窓先空地専用屋外階段-1	別図第2	屋外階段としての通常の管理	プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
	1階	光庭（ウエスト）・（イースト）	別図第2	光庭としての通常の管理	プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
	1階	メインエントランス（A-1）・(B-1)	別図第2	住宅の出入口としての通常の管理	プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
	2階	屋外機械置場(B-1)	別図第2	機械置場としての通常の管理	プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
	2階	エントランス庇	別図第2	庇としての通常の維持管理	プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
	2階	庇	別図第2	庇としての通常の維持管理	プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
	2階	OA-3	別図第2	住宅の排煙機のスペースとしての通常の管理	プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
	3階	避難通路	別図第2	避難通路としての通所の管理	プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
	3階	機械排煙機置場	別図第2	機械置場としての通所の管理	プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
	3階	屋外通路	別図第2	屋外通路としての通所の管理	プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
	3階	専用庭	別図第2	庭としての通常の管理	プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
	3階	デッキ	別図第2	デッキとしての通常の管理	プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
	4階	ピロティ	別図第2	ピロティとしての通常の管理	プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
	4階	庇	別図第2	庇としての通常の維持管理	プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合

	4階	窓先空地専用屋外階段-1	別図第2	屋外階段地としての通常の維持管理	プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
	4階	サブエントランス	別図第2	住宅の出入口としての通常の維持管理	プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
	4～5階	窓先空地専用屋外階段-2	別図第2	屋外階段地としての通常の管理	プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
	5階	屋外避難路	別図第2	避難通路としての通常の管理	プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合
	PH階	屋外機械置場	別図第2	機械置場としての通常の管理	プラウドタワー武蔵小金井クロス管理組合

別表第7　敷地の共有持分及び組合員の議決権数
（武蔵小金井シティクロス全体管理規約第48条関係）
（プラウドタワー武蔵小金井クロス管理規約第49条関係）
（武蔵小金井シティクロス商業管理規約第49条関係）

専有部分			敷地の共有持分割合	議決権数		
用途	区画番号	専有面積		全体管理組合	商業管理組合	住宅管理組合
		（㎡）	（1/1,000,000）	（1/1,000,000）	（1/140,748）	（1/859,252）
商業	店舗1	2,330.49	28,663	28,663	28,663	
商業	店舗2	6,469.94	60,722	60,722	60,722	
商業	店舗3	1,306.95	26,542	26,542	26,542	
商業	店舗1040	125.65	2,258	2,258	2,258	
商業	店舗1050	43.08	752	752	752	
商業	店舗1062	67.00	737	737	737	
商業	店舗1071	90.00	1,476	1,476	1,476	
商業	店舗1072	60.25	988	988	988	
商業	店舗1073	73.85	1,211	1,211	1,211	
商業	店舗1090	126.12	2,069	2,069	2,069	
商業	店舗1170	295.88	7,279	7,279	7,279	
商業	店舗1180	180.81	4,575	4,575	4,575	
商業	店舗1190	75.92	1,709	1,709	1,709	
商業	店舗3000	107.65	822	822	822	
商業	店舗3010	123.71	945	945	945	
住宅	W-301	63.94	1,097	1,097		1,097
住宅	W-302	78.46	1,319	1,319		1,319
住宅	W-303	80.83	1,359	1,359		1,359
住宅	W-304	77.17	1,297	1,297		1,297
住宅	W-305	60.14	1,011	1,011		1,011
住宅	W-306	58.20	978	978		978
住宅	W-307	77.13	1,449	1,449		1,449
住宅	W-308	74.29	1,278	1,278		1,278
住宅	W-309	50.33	866	866		866
住宅	W-401	74.22	1,216	1,216		1,216
住宅	W-402	71.25	1,144	1,144		1,144
住宅	W-403	58.23	935	935		935
住宅	W-404	57.68	918	918		918
住宅	W-405	46.82	752	752		752
住宅	W-406	60.14	966	966		966
住宅	W-407	58.20	934	934		934
住宅	W-408	77.13	1,384	1,384		1,384
住宅	W-409	74.29	1,282	1,282		1,282
住宅	W-410	65.42	1,129	1,129		1,129
住宅	W-411	76.22	1,378	1,378		1,378
住宅	W-501	74.22	1,220	1,220		1,220
住宅	W-502	71.25	1,148	1,148		1,148
住宅	W-503	58.23	938	938		938
住宅	W-504	57.68	921	921		921
住宅	W-505	46.82	754	754		754
住宅	W-506	60.14	969	969		969
住宅	W-507	58.20	938	938		938
住宅	W-508	77.13	1,389	1,389		1,389
住宅	W-509	74.29	1,286	1,286		1,286
住宅	W-510	72.25	1,251	1,251		1,251
住宅	W-511	75.14	1,366	1,366		1,366
住宅	W-512	72.37	1,179	1,179		1,179
住宅	W-514	67.68	1,102	1,102		1,102
住宅	W-516	67.93	1,118	1,118		1,118

専有部分			敷地の共有持分割合	議決権数		
用途	区画番号	専有面積		全体管理組合	商業管理組合	住宅管理組合
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/140,748)	(1/859,252)
住宅	W-518	33.90	546	546		546
住宅	W-519	30.46	491	491		491
住宅	W-520	54.12	872	872		872
住宅	W-521	73.92	1,215	1,215		1,215
住宅	W-601	74.22	1,224	1,224		1,224
住宅	W-602	71.25	1,152	1,152		1,152
住宅	W-603	58.23	941	941		941
住宅	W-604	57.68	922	922		922
住宅	W-605	46.82	757	757		757
住宅	W-606	60.14	972	972		972
住宅	W-607	58.20	941	941		941
住宅	W-608	77.13	1,393	1,393		1,393
住宅	W-609	74.29	1,290	1,290		1,290
住宅	W-610	72.25	1,255	1,255		1,255
住宅	W-611	75.14	1,370	1,370		1,370
住宅	W-612	38.32	632	632		632
住宅	W-613	34.05	562	562		562
住宅	W-614	67.68	1,117	1,117		1,117
住宅	W-616	67.93	1,121	1,121		1,121
住宅	W-618	33.90	548	548		548
住宅	W-619	30.46	492	492		492
住宅	W-620	54.12	875	875		875
住宅	W-621	73.92	1,219	1,219		1,219
住宅	W-701	74.22	1,228	1,228		1,228
住宅	W-702	71.25	1,155	1,155		1,155
住宅	W-703	58.23	944	944		944
住宅	W-704	57.68	925	925		925
住宅	W-705	46.82	759	759		759
住宅	W-706	60.14	975	975		975
住宅	W-707	58.20	944	944		944
住宅	W-708	77.13	1,398	1,398		1,398
住宅	W-709	74.29	1,294	1,294		1,294
住宅	W-710	72.25	1,259	1,259		1,259
住宅	W-711	75.14	1,374	1,374		1,374
住宅	W-712	74.55	1,234	1,234		1,234
住宅	W-713	67.82	1,123	1,123		1,123
住宅	W-714	73.39	1,215	1,215		1,215
住宅	W-715	64.06	1,039	1,039		1,039
住宅	W-716	54.12	878	878		878
住宅	W-717	73.92	1,223	1,223		1,223
住宅	W-801	74.22	1,232	1,232		1,232
住宅	W-802	71.25	1,159	1,159		1,159
住宅	W-803	58.23	947	947		947
住宅	W-804	57.68	928	928		928
住宅	W-805	46.82	762	762		762
住宅	W-806	60.14	979	979		979
住宅	W-807	58.20	947	947		947
住宅	W-808	77.13	1,402	1,402		1,402
住宅	W-809	74.29	1,298	1,298		1,298
住宅	W-810	72.25	1,262	1,262		1,262
住宅	W-811	75.14	1,379	1,379		1,379
住宅	W-812	74.55	1,238	1,238		1,238
住宅	W-813	67.82	1,127	1,127		1,127

専有部分			敷地の	議決権数		
用途	区画番号	専有面積	共有持分割合	全体管理組合	商業管理組合	住宅管理組合
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/140,748)	(1/859,252)
住宅	W-814	73.39	1,219	1,219		1,219
住宅	W-815	64.06	1,042	1,042		1,042
住宅	W-816	54.12	881	881		881
住宅	W-817	73.92	1,227	1,227		1,227
住宅	W-901	74.22	1,236	1,236		1,236
住宅	W-902	71.25	1,173	1,173		1,173
住宅	W-903	58.23	959	959		959
住宅	W-904	57.68	942	942		942
住宅	W-905	46.82	771	771		771
住宅	W-906	60.14	990	990		990
住宅	W-907	58.20	958	958		958
住宅	W-908	77.13	1,406	1,406		1,406
住宅	W-909	74.29	1,302	1,302		1,302
住宅	W-910	72.25	1,266	1,266		1,266
住宅	W-911	75.14	1,383	1,383		1,383
住宅	W-912	74.55	1,242	1,242		1,242
住宅	W-913	67.82	1,130	1,130		1,130
住宅	W-914	73.39	1,223	1,223		1,223
住宅	W-915	64.06	1,046	1,046		1,046
住宅	W-916	54.12	883	883		883
住宅	W-917	73.92	1,231	1,231		1,231
住宅	W-1001	74.22	1,240	1,240		1,240
住宅	W-1002	71.25	1,177	1,177		1,177
住宅	W-1003	58.23	962	962		962
住宅	W-1004	57.68	944	944		944
住宅	W-1005	46.82	774	774		774
住宅	W-1006	60.14	994	994		994
住宅	W-1007	58.20	962	962		962
住宅	W-1008	77.13	1,410	1,410		1,410
住宅	W-1009	74.29	1,306	1,306		1,306
住宅	W-1010	72.25	1,270	1,270		1,270
住宅	W-1011	75.14	1,387	1,387		1,387
住宅	W-1012	74.55	1,245	1,245		1,245
住宅	W-1013	67.82	1,133	1,133		1,133
住宅	W-1014	73.39	1,226	1,226		1,226
住宅	W-1015	64.06	1,048	1,048		1,048
住宅	W-1016	54.12	885	885		885
住宅	W-1017	73.92	1,235	1,235		1,235
住宅	W-1101	74.22	1,242	1,242		1,242
住宅	W-1102	71.25	1,181	1,181		1,181
住宅	W-1103	71.89	1,192	1,192		1,192
住宅	W-1104	73.54	1,207	1,207		1,207
住宅	W-1105	74.15	1,229	1,229		1,229
住宅	W-1106	57.06	946	946		946
住宅	W-1107	76.60	1,405	1,405		1,405
住宅	W-1108	72.89	1,285	1,285		1,285
住宅	W-1109	70.24	1,239	1,239		1,239
住宅	W-1110	85.73	1,587	1,587		1,587
住宅	W-1111	70.33	1,178	1,178		1,178
住宅	W-1112	73.23	1,227	1,227		1,227
住宅	W-1113	72.52	1,215	1,215		1,215
住宅	W-1114	61.34	1,007	1,007		1,007
住宅	W-1115	57.72	947	947		947

専有部分			敷地の共有持分割合	議決権数		
用途	区画番号	専有面積		全体管理組合	商業管理組合	住宅管理組合
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/140,748)	(1/859,252)
住宅	W-1116	73.92	1,237	1,237		1,237
住宅	W-1201	74.22	1,246	1,246		1,246
住宅	W-1202	71.25	1,185	1,185		1,185
住宅	W-1203	71.89	1,195	1,195		1,195
住宅	W-1204	73.54	1,210	1,210		1,210
住宅	W-1205	74.15	1,233	1,233		1,233
住宅	W-1206	57.06	949	949		949
住宅	W-1207	76.60	1,410	1,410		1,410
住宅	W-1208	72.89	1,289	1,289		1,289
住宅	W-1209	70.24	1,243	1,243		1,243
住宅	W-1210	85.73	1,592	1,592		1,592
住宅	W-1211	70.33	1,182	1,182		1,182
住宅	W-1212	73.23	1,231	1,231		1,231
住宅	W-1213	72.52	1,219	1,219		1,219
住宅	W-1214	61.34	1,010	1,010		1,010
住宅	W-1215	57.72	951	951		951
住宅	W-1216	73.92	1,241	1,241		1,241
住宅	W-1301	74.22	1,250	1,250		1,250
住宅	W-1302	71.25	1,189	1,189		1,189
住宅	W-1303	71.89	1,199	1,199		1,199
住宅	W-1304	73.54	1,214	1,214		1,214
住宅	W-1305	74.15	1,237	1,237		1,237
住宅	W-1306	57.06	952	952		952
住宅	W-1307	76.60	1,414	1,414		1,414
住宅	W-1308	72.89	1,293	1,293		1,293
住宅	W-1309	70.24	1,246	1,246		1,246
住宅	W-1310	85.73	1,597	1,597		1,597
住宅	W-1311	70.33	1,186	1,186		1,186
住宅	W-1312	73.23	1,235	1,235		1,235
住宅	W-1313	72.52	1,223	1,223		1,223
住宅	W-1314	61.34	1,013	1,013		1,013
住宅	W-1315	57.72	954	954		954
住宅	W-1316	73.92	1,245	1,245		1,245
住宅	W-1401	74.22	1,254	1,254		1,254
住宅	W-1402	71.25	1,191	1,191		1,191
住宅	W-1403	71.89	1,202	1,202		1,202
住宅	W-1404	73.54	1,218	1,218		1,218
住宅	W-1405	74.15	1,240	1,240		1,240
住宅	W-1406	57.06	954	954		954
住宅	W-1407	76.60	1,417	1,417		1,417
住宅	W-1408	72.89	1,297	1,297		1,297
住宅	W-1409	70.24	1,250	1,250		1,250
住宅	W-1410	85.73	1,603	1,603		1,603
住宅	W-1411	70.33	1,190	1,190		1,190
住宅	W-1412	73.23	1,239	1,239		1,239
住宅	W-1413	72.52	1,227	1,227		1,227
住宅	W-1414	61.34	1,017	1,017		1,017
住宅	W-1415	57.72	957	957		957
住宅	W-1416	73.92	1,249	1,249		1,249
住宅	W-1501	74.22	1,258	1,258		1,258
住宅	W-1502	71.25	1,195	1,195		1,195
住宅	W-1503	71.89	1,206	1,206		1,206
住宅	W-1504	73.54	1,222	1,222		1,222

専有部分			敷地の共有持分割合	議決権数		
用途	区画番号	専有面積		全体管理組合	商業管理組合	住宅管理組合
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/140,748)	(1/859,252)
住宅	W-1505	74.15	1,244	1,244		1,244
住宅	W-1506	57.06	957	957		957
住宅	W-1507	76.60	1,421	1,421		1,421
住宅	W-1508	72.89	1,301	1,301		1,301
住宅	W-1509	70.24	1,254	1,254		1,254
住宅	W-1510	85.73	1,607	1,607		1,607
住宅	W-1511	70.33	1,194	1,194		1,194
住宅	W-1512	73.23	1,243	1,243		1,243
住宅	W-1513	72.52	1,231	1,231		1,231
住宅	W-1514	61.34	1,020	1,020		1,020
住宅	W-1515	57.72	960	960		960
住宅	W-1516	73.92	1,253	1,253		1,253
住宅	W-1601	74.22	1,262	1,262		1,262
住宅	W-1602	71.25	1,199	1,199		1,199
住宅	W-1603	71.89	1,210	1,210		1,210
住宅	W-1604	73.54	1,226	1,226		1,226
住宅	W-1605	74.15	1,248	1,248		1,248
住宅	W-1606	57.06	960	960		960
住宅	W-1607	76.60	1,427	1,427		1,427
住宅	W-1608	72.89	1,305	1,305		1,305
住宅	W-1609	70.24	1,258	1,258		1,258
住宅	W-1610	85.73	1,612	1,612		1,612
住宅	W-1611	70.33	1,197	1,197		1,197
住宅	W-1612	73.23	1,247	1,247		1,247
住宅	W-1613	72.52	1,235	1,235		1,235
住宅	W-1614	61.34	1,023	1,023		1,023
住宅	W-1615	57.72	963	963		963
住宅	W-1616	73.92	1,257	1,257		1,257
住宅	W-1701	74.22	1,266	1,266		1,266
住宅	W-1702	71.25	1,203	1,203		1,203
住宅	W-1703	71.89	1,214	1,214		1,214
住宅	W-1704	73.54	1,228	1,228		1,228
住宅	W-1705	74.15	1,252	1,252		1,252
住宅	W-1706	57.06	963	963		963
住宅	W-1707	76.60	1,431	1,431		1,431
住宅	W-1708	72.89	1,309	1,309		1,309
住宅	W-1709	70.24	1,261	1,261		1,261
住宅	W-1710	85.73	1,617	1,617		1,617
住宅	W-1711	70.33	1,200	1,200		1,200
住宅	W-1712	73.23	1,249	1,249		1,249
住宅	W-1713	72.52	1,237	1,237		1,237
住宅	W-1714	61.34	1,026	1,026		1,026
住宅	W-1715	57.72	965	965		965
住宅	W-1716	73.92	1,261	1,261		1,261
住宅	W-1801	74.22	1,269	1,269		1,269
住宅	W-1802	71.25	1,207	1,207		1,207
住宅	W-1803	71.89	1,217	1,217		1,217
住宅	W-1804	73.54	1,232	1,232		1,232
住宅	W-1805	74.15	1,256	1,256		1,256
住宅	W-1806	57.06	966	966		966
住宅	W-1807	76.60	1,435	1,435		1,435
住宅	W-1808	72.89	1,313	1,313		1,313
住宅	W-1809	70.24	1,265	1,265		1,265

専有部分			敷地の共有持分割合	議決権数		
用途	区画番号	専有面積		全体管理組合	商業管理組合	住宅管理組合
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/140,748)	(1/859,252)
住宅	W-1810	85.73	1,621	1,621		1,621
住宅	W-1811	70.33	1,202	1,202		1,202
住宅	W-1812	73.23	1,252	1,252		1,252
住宅	W-1813	72.52	1,240	1,240		1,240
住宅	W-1814	61.34	1,028	1,028		1,028
住宅	W-1815	57.72	967	967		967
住宅	W-1816	73.92	1,264	1,264		1,264
住宅	W-1901	74.22	1,261	1,261		1,261
住宅	W-1902	71.25	1,210	1,210		1,210
住宅	W-1903	71.89	1,221	1,221		1,221
住宅	W-1904	73.54	1,236	1,236		1,236
住宅	W-1905	74.15	1,260	1,260		1,260
住宅	W-1906	57.06	969	969		969
住宅	W-1907	76.60	1,440	1,440		1,440
住宅	W-1908	72.89	1,317	1,317		1,317
住宅	W-1909	70.24	1,269	1,269		1,269
住宅	W-1910	85.73	1,626	1,626		1,626
住宅	W-1911	70.33	1,206	1,206		1,206
住宅	W-1912	73.23	1,256	1,256		1,256
住宅	W-1913	72.52	1,244	1,244		1,244
住宅	W-1914	61.34	1,031	1,031		1,031
住宅	W-1915	57.72	970	970		970
住宅	W-1916	73.92	1,268	1,268		1,268
住宅	W-2003	71.89	1,225	1,225		1,225
住宅	W-2004	73.54	1,240	1,240		1,240
住宅	W-2005	74.15	1,264	1,264		1,264
住宅	W-2006	57.06	972	972		972
住宅	W-2007	76.60	1,444	1,444		1,444
住宅	W-2008	72.89	1,321	1,321		1,321
住宅	W-2009	70.24	1,273	1,273		1,273
住宅	W-2010	85.73	1,630	1,630		1,630
住宅	W-2011	70.33	1,210	1,210		1,210
住宅	W-2012	73.23	1,260	1,260		1,260
住宅	W-2013	72.52	1,248	1,248		1,248
住宅	W-2014	61.34	1,034	1,034		1,034
住宅	W-2015	57.72	973	973		973
住宅	W-2016	73.92	1,272	1,272		1,272
住宅	W-2101	74.22	1,268	1,268		1,268
住宅	W-2102	71.25	1,217	1,217		1,217
住宅	W-2103	71.89	1,228	1,228		1,228
住宅	W-2104	73.54	1,244	1,244		1,244
住宅	W-2105	74.15	1,266	1,266		1,266
住宅	W-2106	57.06	975	975		975
住宅	W-2107	76.60	1,447	1,447		1,447
住宅	W-2108	72.89	1,325	1,325		1,325
住宅	W-2109	70.24	1,277	1,277		1,277
住宅	W-2110	85.73	1,637	1,637		1,637
住宅	W-2111	70.33	1,214	1,214		1,214
住宅	W-2112	73.23	1,264	1,264		1,264
住宅	W-2113	72.52	1,252	1,252		1,252
住宅	W-2114	61.34	1,038	1,038		1,038
住宅	W-2115	57.72	976	976		976
住宅	W-2116	73.92	1,276	1,276		1,276

専有部分			敷地の共有持分割合	議決権数		
用途	区画番号	専有面積		全体管理組合	商業管理組合	住宅管理組合
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/140,748)	(1/859,252)
住宅	W-2201	74.22	1,285	1,285		1,285
住宅	W-2202	71.25	1,221	1,221		1,221
住宅	W-2203	71.89	1,232	1,232		1,232
住宅	W-2204	73.54	1,248	1,248		1,248
住宅	W-2205	74.15	1,270	1,270		1,270
住宅	W-2206	57.06	978	978		978
住宅	W-2207	76.60	1,451	1,451		1,451
住宅	W-2208	72.89	1,329	1,329		1,329
住宅	W-2209	70.24	1,280	1,280		1,280
住宅	W-2210	85.73	1,641	1,641		1,641
住宅	W-2211	70.33	1,218	1,218		1,218
住宅	W-2212	73.23	1,268	1,268		1,268
住宅	W-2213	72.52	1,255	1,255		1,255
住宅	W-2214	61.34	1,041	1,041		1,041
住宅	W-2215	57.72	980	980		980
住宅	W-2216	73.92	1,280	1,280		1,280
住宅	W-2301	74.22	1,289	1,289		1,289
住宅	W-2302	71.25	1,224	1,224		1,224
住宅	W-2303	71.89	1,236	1,236		1,236
住宅	W-2304	73.54	1,252	1,252		1,252
住宅	W-2305	74.15	1,274	1,274		1,274
住宅	W-2306	57.06	981	981		981
住宅	W-2307	76.60	1,457	1,457		1,457
住宅	W-2308	72.89	1,333	1,333		1,333
住宅	W-2309	70.24	1,284	1,284		1,284
住宅	W-2310	85.73	1,646	1,646		1,646
住宅	W-2311	70.33	1,221	1,221		1,221
住宅	W-2312	73.23	1,272	1,272		1,272
住宅	W-2313	72.52	1,259	1,259		1,259
住宅	W-2314	61.34	1,044	1,044		1,044
住宅	W-2315	57.72	983	983		983
住宅	W-2316	73.92	1,284	1,284		1,284
住宅	W-2401	74.22	1,293	1,293		1,293
住宅	W-2402	71.25	1,228	1,228		1,228
住宅	W-2403	71.89	1,239	1,239		1,239
住宅	W-2404	73.54	1,255	1,255		1,255
住宅	W-2405	74.15	1,278	1,278		1,278
住宅	W-2406	57.06	984	984		984
住宅	W-2407	76.60	1,461	1,461		1,461
住宅	W-2408	72.89	1,337	1,337		1,337
住宅	W-2409	70.24	1,288	1,288		1,288
住宅	W-2410	85.73	1,650	1,650		1,650
住宅	W-2411	70.33	1,225	1,225		1,225
住宅	W-2412	73.23	1,276	1,276		1,276
住宅	W-2413	72.52	1,263	1,263		1,263
住宅	W-2414	61.34	1,046	1,046		1,046
住宅	W-2415	57.72	985	985		985
住宅	W-2416	73.92	1,288	1,288		1,288
住宅	W-2501	75.67	1,518	1,518		1,518
住宅	W-2502	81.32	1,617	1,617		1,617
住宅	W-2503	82.36	1,620	1,620		1,620
住宅	W-2504	85.82	1,705	1,705		1,705
住宅	W-2505	82.05	1,631	1,631		1,631

専有部分			敷地の共有持分割合	議決権数		
用途	区画番号	専有面積		全体管理組合	商業管理組合	住宅管理組合
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/140,748)	(1/859,252)
住宅	W-2506	105.48	2,318	2,318		2,318
住宅	W-2507	100.44	2,122	2,122		2,122
住宅	W-2508	112.41	2,494	2,494		2,494
住宅	W-2509	81.30	1,632	1,632		1,632
住宅	W-2510	88.62	1,778	1,778		1,778
住宅	W-2511	82.10	1,648	1,648		1,648
住宅	W-2512	81.72	1,641	1,641		1,641
住宅	W-2513	75.67	1,551	1,551		1,551
住宅	W-2601	75.67	1,560	1,560		1,560
住宅	W-2602	81.32	1,658	1,658		1,658
住宅	W-2603	82.36	1,663	1,663		1,663
住宅	W-2604	85.82	1,750	1,750		1,750
住宅	W-2605	82.05	1,673	1,673		1,673
住宅	W-2606	105.48	2,380	2,380		2,380
住宅	W-2607	100.44	2,180	2,180		2,180
住宅	W-2608	112.41	2,561	2,561		2,561
住宅	W-2609	81.30	1,677	1,677		1,677
住宅	W-2610	88.62	1,828	1,828		1,828
住宅	W-2611	82.10	1,693	1,693		1,693
住宅	W-2612	81.72	1,685	1,685		1,685
住宅	W-2613	75.67	1,591	1,591		1,591
住宅	E-401	74.22	1,216	1,216		1,216
住宅	E-402	71.25	1,134	1,134		1,134
住宅	E-403	58.23	926	926		926
住宅	E-404	57.68	918	918		918
住宅	E-405	46.82	745	745		745
住宅	E-409	74.08	1,278	1,278		1,278
住宅	E-410	72.22	1,222	1,222		1,222
住宅	E-411	77.21	1,371	1,371		1,371
住宅	E-412	72.37	1,186	1,186		1,186
住宅	E-414	67.68	1,110	1,110		1,110
住宅	E-416	34.03	552	552		552
住宅	E-417	33.90	550	550		550
住宅	E-418	33.90	556	556		556
住宅	E-419	30.46	499	499		499
住宅	E-420	54.12	887	887		887
住宅	E-421	73.92	1,236	1,236		1,236
住宅	E-501	74.22	1,220	1,220		1,220
住宅	E-502	71.25	1,136	1,136		1,136
住宅	E-503	58.23	929	929		929
住宅	E-504	57.68	920	920		920
住宅	E-505	46.82	747	747		747
住宅	E-506	60.14	940	940		940
住宅	E-507	58.20	909	909		909
住宅	E-508	75.31	1,342	1,342		1,342
住宅	E-509	74.08	1,283	1,283		1,283
住宅	E-510	72.22	1,226	1,226		1,226
住宅	E-511	77.21	1,375	1,375		1,375
住宅	E-512	38.32	630	630		630
住宅	E-513	34.05	560	560		560
住宅	E-514	33.90	558	558		558
住宅	E-515	33.78	556	556		556
住宅	E-516	34.03	554	554		554

専有部分			敷地の共有持分割合	議決権数		
用途	区画番号	専有面積		全体管理組合	商業管理組合	住宅管理組合
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/140,748)	(1/859,252)
住宅	E-517	33.90	552	552		552
住宅	E-518	33.90	558	558		558
住宅	E-519	30.46	501	501		501
住宅	E-520	54.12	890	890		890
住宅	E-521	73.92	1,240	1,240		1,240
住宅	E-601	74.22	1,224	1,224		1,224
住宅	E-602	71.25	1,139	1,139		1,139
住宅	E-603	58.23	931	931		931
住宅	E-604	57.68	922	922		922
住宅	E-605	46.82	748	748		748
住宅	E-606	60.14	942	942		942
住宅	E-607	58.20	911	911		911
住宅	E-608	75.31	1,346	1,346		1,346
住宅	E-609	74.08	1,286	1,286		1,286
住宅	E-610	72.22	1,229	1,229		1,229
住宅	E-611	77.21	1,380	1,380		1,380
住宅	E-612	74.55	1,230	1,230		1,230
住宅	E-613	67.82	1,119	1,119		1,119
住宅	E-614	73.39	1,211	1,211		1,211
住宅	E-615	64.06	1,057	1,057		1,057
住宅	E-616	54.12	893	893		893
住宅	E-617	73.92	1,244	1,244		1,244
住宅	E-701	74.22	1,228	1,228		1,228
住宅	E-702	71.25	1,143	1,143		1,143
住宅	E-703	58.23	934	934		934
住宅	E-704	57.68	925	925		925
住宅	E-705	46.82	751	751		751
住宅	E-706	60.14	945	945		945
住宅	E-707	58.20	915	915		915
住宅	E-708	75.31	1,350	1,350		1,350
住宅	E-709	74.08	1,290	1,290		1,290
住宅	E-710	72.22	1,232	1,232		1,232
住宅	E-711	77.21	1,384	1,384		1,384
住宅	E-712	74.55	1,234	1,234		1,234
住宅	E-713	67.82	1,123	1,123		1,123
住宅	E-714	73.39	1,202	1,202		1,202
住宅	E-715	64.06	1,061	1,061		1,061
住宅	E-716	54.12	896	896		896
住宅	E-717	73.92	1,248	1,248		1,248
住宅	E-801	74.22	1,232	1,232		1,232
住宅	E-802	71.25	1,146	1,146		1,146
住宅	E-803	58.23	937	937		937
住宅	E-804	57.68	928	928		928
住宅	E-805	46.82	753	753		753
住宅	E-806	60.14	948	948		948
住宅	E-807	58.20	918	918		918
住宅	E-808	75.31	1,354	1,354		1,354
住宅	E-809	74.08	1,294	1,294		1,294
住宅	E-810	72.22	1,236	1,236		1,236
住宅	E-811	77.21	1,388	1,388		1,388
住宅	E-812	74.55	1,238	1,238		1,238
住宅	E-813	67.82	1,127	1,127		1,127
住宅	E-814	73.39	1,206	1,206		1,206

専有部分			敷地の	議決権数		
用途	区画番号	専有面積	共有持分割合	全体管理組合	商業管理組合	住宅管理組合
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/140,748)	(1/859,252)
住宅	E-815	64.06	1,064	1,064		1,064
住宅	E-816	54.12	899	899		899
住宅	E-817	73.92	1,252	1,252		1,252
住宅	E-901	74.22	1,236	1,236		1,236
住宅	E-902	71.25	1,150	1,150		1,150
住宅	E-903	58.23	940	940		940
住宅	E-904	57.68	931	931		931
住宅	E-905	46.82	756	756		756
住宅	E-906	60.14	951	951		951
住宅	E-907	58.20	921	921		921
住宅	E-908	75.31	1,359	1,359		1,359
住宅	E-909	74.08	1,298	1,298		1,298
住宅	E-910	72.22	1,240	1,240		1,240
住宅	E-911	77.21	1,393	1,393		1,393
住宅	E-912	74.55	1,242	1,242		1,242
住宅	E-913	67.82	1,130	1,130		1,130
住宅	E-914	73.39	1,210	1,210		1,210
住宅	E-915	64.06	1,068	1,068		1,068
住宅	E-916	54.12	902	902		902
住宅	E-917	73.92	1,256	1,256		1,256
住宅	E-1001	74.22	1,240	1,240		1,240
住宅	E-1002	71.25	1,154	1,154		1,154
住宅	E-1003	58.23	943	943		943
住宅	E-1004	57.68	934	934		934
住宅	E-1005	46.82	758	758		758
住宅	E-1006	60.14	955	955		955
住宅	E-1007	58.20	924	924		924
住宅	E-1008	75.31	1,363	1,363		1,363
住宅	E-1009	74.08	1,302	1,302		1,302
住宅	E-1010	72.22	1,244	1,244		1,244
住宅	E-1011	77.21	1,398	1,398		1,398
住宅	E-1012	74.55	1,245	1,245		1,245
住宅	E-1013	67.82	1,133	1,133		1,133
住宅	E-1014	73.39	1,214	1,214		1,214
住宅	E-1015	64.06	1,070	1,070		1,070
住宅	E-1016	54.12	904	904		904
住宅	E-1017	73.92	1,260	1,260		1,260
住宅	E-1101	74.22	1,242	1,242		1,242
住宅	E-1102	71.25	1,158	1,158		1,158
住宅	E-1103	58.23	946	946		946
住宅	E-1104	57.68	937	937		937
住宅	E-1105	46.82	761	761		761
住宅	E-1106	60.14	957	957		957
住宅	E-1107	58.20	926	926		926
住宅	E-1108	75.31	1,366	1,366		1,366
住宅	E-1109	74.08	1,306	1,306		1,306
住宅	E-1110	72.22	1,248	1,248		1,248
住宅	E-1111	77.21	1,400	1,400		1,400
住宅	E-1112	74.55	1,249	1,249		1,249
住宅	E-1113	67.82	1,136	1,136		1,136
住宅	E-1114	73.39	1,218	1,218		1,218
住宅	E-1115	64.06	1,073	1,073		1,073
住宅	E-1116	54.12	907	907		907

専有部分			敷地の共有持分割合	議決権数		
用途	区画番号	専有面積		全体管理組合	商業管理組合	住宅管理組合
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/140,748)	(1/859,252)
住宅	E-1117	73.92	1,262	1,262		1,262
住宅	E-1201	74.22	1,246	1,246		1,246
住宅	E-1202	71.25	1,162	1,162		1,162
住宅	E-1203	58.23	950	950		950
住宅	E-1204	57.68	941	941		941
住宅	E-1205	46.82	763	763		763
住宅	E-1206	60.14	960	960		960
住宅	E-1207	58.20	929	929		929
住宅	E-1208	75.31	1,370	1,370		1,370
住宅	E-1209	74.08	1,310	1,310		1,310
住宅	E-1210	72.22	1,253	1,253		1,253
住宅	E-1211	77.21	1,405	1,405		1,405
住宅	E-1212	74.55	1,253	1,253		1,253
住宅	E-1213	67.82	1,140	1,140		1,140
住宅	E-1214	73.39	1,222	1,222		1,222
住宅	E-1215	64.06	1,077	1,077		1,077
住宅	E-1216	54.12	910	910		910
住宅	E-1217	73.92	1,266	1,266		1,266
住宅	E-1301	74.22	1,250	1,250		1,250
住宅	E-1302	71.25	1,164	1,164		1,164
住宅	E-1303	58.23	952	952		952
住宅	E-1304	57.68	943	943		943
住宅	E-1305	46.82	765	765		765
住宅	E-1306	60.14	962	962		962
住宅	E-1307	58.20	931	931		931
住宅	E-1308	75.31	1,374	1,374		1,374
住宅	E-1309	74.08	1,314	1,314		1,314
住宅	E-1310	72.22	1,257	1,257		1,257
住宅	E-1311	77.21	1,409	1,409		1,409
住宅	E-1312	74.55	1,257	1,257		1,257
住宅	E-1313	67.82	1,144	1,144		1,144
住宅	E-1314	73.39	1,226	1,226		1,226
住宅	E-1315	64.06	1,080	1,080		1,080
住宅	E-1316	54.12	913	913		913
住宅	E-1317	73.92	1,270	1,270		1,270
住宅	E-1401	74.22	1,254	1,254		1,254
住宅	E-1402	71.25	1,168	1,168		1,168
住宅	E-1403	58.23	955	955		955
住宅	E-1404	57.68	946	946		946
住宅	E-1405	46.82	768	768		768
住宅	E-1406	60.14	966	966		966
住宅	E-1407	58.20	934	934		934
住宅	E-1408	75.31	1,379	1,379		1,379
住宅	E-1409	74.08	1,318	1,318		1,318
住宅	E-1410	72.22	1,259	1,259		1,259
住宅	E-1411	77.21	1,414	1,414		1,414
住宅	E-1412	74.55	1,261	1,261		1,261
住宅	E-1413	67.82	1,147	1,147		1,147
住宅	E-1414	73.39	1,228	1,228		1,228
住宅	E-1415	64.06	1,084	1,084		1,084
住宅	E-1416	54.12	916	916		916
住宅	E-1417	73.92	1,274	1,274		1,274
住宅	E-1501	74.22	1,258	1,258		1,258

専有部分			敷地の	議決権数		
用途	区画番号	専有面積	共有持分割合	全体管理組合	商業管理組合	住宅管理組合
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/140,748)	(1/859,252)
住宅	E-1502	71.25	1,171	1,171		1,171
住宅	E-1503	58.23	957	957		957
住宅	E-1504	57.68	948	948		948
住宅	E-1505	46.82	769	769		769
住宅	E-1506	60.14	969	969		969
住宅	E-1507	58.20	938	938		938
住宅	E-1508	75.31	1,384	1,384		1,384
住宅	E-1509	74.08	1,322	1,322		1,322
住宅	E-1510	72.22	1,289	1,289		1,289
住宅	E-1511	77.21	1,448	1,448		1,448
住宅	E-1512	74.55	1,265	1,265		1,265
住宅	E-1513	67.82	1,151	1,151		1,151
住宅	E-1514	73.39	1,232	1,232		1,232
住宅	E-1515	64.06	1,087	1,087		1,087
住宅	E-1516	54.12	918	918		918
住宅	E-1517	73.92	1,278	1,278		1,278
住宅	E-1601	74.22	1,262	1,262		1,262
住宅	E-1602	71.25	1,175	1,175		1,175
住宅	E-1603	71.89	1,185	1,185		1,185
住宅	E-1604	73.54	1,212	1,212		1,212
住宅	E-1605	74.15	1,198	1,198		1,198
住宅	E-1606	57.06	922	922		922
住宅	E-1607	75.04	1,383	1,383		1,383
住宅	E-1608	72.49	1,298	1,298		1,298
住宅	E-1609	71.94	1,288	1,288		1,288
住宅	E-1610	85.98	1,617	1,617		1,617
住宅	E-1611	70.33	1,197	1,197		1,197
住宅	E-1612	73.23	1,247	1,247		1,247
住宅	E-1613	72.52	1,222	1,222		1,222
住宅	E-1614	61.34	1,044	1,044		1,044
住宅	E-1615	57.72	983	983		983
住宅	E-1616	73.92	1,282	1,282		1,282
住宅	E-1701	74.22	1,266	1,266		1,266
住宅	E-1702	71.25	1,178	1,178		1,178
住宅	E-1703	71.89	1,189	1,189		1,189
住宅	E-1704	73.54	1,216	1,216		1,216
住宅	E-1705	74.15	1,202	1,202		1,202
住宅	E-1706	57.06	925	925		925
住宅	E-1707	75.04	1,387	1,387		1,387
住宅	E-1708	72.49	1,302	1,302		1,302
住宅	E-1709	71.94	1,292	1,292		1,292
住宅	E-1710	85.98	1,621	1,621		1,621
住宅	E-1711	70.33	1,200	1,200		1,200
住宅	E-1712	73.23	1,249	1,249		1,249
住宅	E-1713	72.52	1,225	1,225		1,225
住宅	E-1714	61.34	1,046	1,046		1,046
住宅	E-1715	57.72	985	985		985
住宅	E-1716	73.92	1,286	1,286		1,286
住宅	E-1801	74.22	1,269	1,269		1,269
住宅	E-1802	71.25	1,182	1,182		1,182
住宅	E-1803	71.89	1,193	1,193		1,193
住宅	E-1804	73.54	1,220	1,220		1,220
住宅	E-1805	74.15	1,205	1,205		1,205

専有部分			敷地の共有持分割合	議決権数		
用途	区画番号	専有面積		全体管理組合	商業管理組合	住宅管理組合
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/140,748)	(1/859,252)
住宅	E-1806	57.06	927	927		927
住宅	E-1807	75.04	1,391	1,391		1,391
住宅	E-1808	72.49	1,306	1,306		1,306
住宅	E-1809	71.94	1,296	1,296		1,296
住宅	E-1810	85.98	1,626	1,626		1,626
住宅	E-1811	70.33	1,202	1,202		1,202
住宅	E-1812	73.23	1,252	1,252		1,252
住宅	E-1813	72.52	1,228	1,228		1,228
住宅	E-1814	61.34	1,049	1,049		1,049
住宅	E-1815	57.72	987	987		987
住宅	E-1816	73.92	1,290	1,290		1,290
住宅	E-1901	74.22	1,273	1,273		1,273
住宅	E-1902	71.25	1,186	1,186		1,186
住宅	E-1903	71.89	1,197	1,197		1,197
住宅	E-1904	73.54	1,224	1,224		1,224
住宅	E-1905	74.15	1,209	1,209		1,209
住宅	E-1906	57.06	930	930		930
住宅	E-1907	75.04	1,395	1,395		1,395
住宅	E-1908	72.49	1,310	1,310		1,310
住宅	E-1909	71.94	1,300	1,300		1,300
住宅	E-1910	85.98	1,631	1,631		1,631
住宅	E-1911	70.33	1,206	1,206		1,206
住宅	E-1912	73.23	1,256	1,256		1,256
住宅	E-1913	72.52	1,232	1,232		1,232
住宅	E-1914	61.34	1,052	1,052		1,052
住宅	E-1915	57.72	990	990		990
住宅	E-1916	73.92	1,281	1,281		1,281
住宅	E-2001	74.22	1,277	1,277		1,277
住宅	E-2002	71.25	1,190	1,190		1,190
住宅	E-2003	71.89	1,201	1,201		1,201
住宅	E-2004	73.54	1,228	1,228		1,228
住宅	E-2005	74.15	1,212	1,212		1,212
住宅	E-2006	57.06	932	932		932
住宅	E-2007	75.04	1,399	1,399		1,399
住宅	E-2008	72.49	1,313	1,313		1,313
住宅	E-2009	71.94	1,304	1,304		1,304
住宅	E-2010	85.98	1,635	1,635		1,635
住宅	E-2011	70.33	1,210	1,210		1,210
住宅	E-2012	73.23	1,260	1,260		1,260
住宅	E-2013	72.52	1,236	1,236		1,236
住宅	E-2014	61.34	1,055	1,055		1,055
住宅	E-2101	74.22	1,281	1,281		1,281
住宅	E-2102	71.25	1,193	1,193		1,193
住宅	E-2103	71.89	1,203	1,203		1,203
住宅	E-2104	73.54	1,231	1,231		1,231
住宅	E-2105	74.15	1,216	1,216		1,216
住宅	E-2106	57.06	936	936		936
住宅	E-2107	75.04	1,403	1,403		1,403
住宅	E-2108	72.49	1,317	1,317		1,317
住宅	E-2109	71.94	1,307	1,307		1,307
住宅	E-2110	85.98	1,641	1,641		1,641
住宅	E-2111	70.33	1,214	1,214		1,214
住宅	E-2112	73.23	1,264	1,264		1,264

専有部分			敷地の	議決権数		
用途	区画番号	専有面積	共有持分割合	全体管理組合	商業管理組合	住宅管理組合
		(㎡)	(1/1,000,000)	(1/1,000,000)	(1/140,748)	(1/859,252)
住宅	E-2113	72.52	1,239	1,239		1,239
住宅	E-2114	61.34	1,059	1,059		1,059
住宅	E-2115	57.72	996	996		996
住宅	E-2116	73.92	1,288	1,288		1,288
住宅	E-2201	75.67	1,310	1,310		1,310
住宅	E-2202	65.31	1,097	1,097		1,097
住宅	E-2203	76.55	1,285	1,285		1,285
住宅	E-2204	75.43	1,267	1,267		1,267
住宅	E-2205	77.69	1,278	1,278		1,278
住宅	E-2206	78.51	1,292	1,292		1,292
住宅	E-2207	90.07	1,690	1,690		1,690
住宅	E-2208	93.19	1,699	1,699		1,699
住宅	E-2209	96.55	1,848	1,848		1,848
住宅	E-2210	86.09	1,490	1,490		1,490
住宅	E-2211	88.06	1,509	1,509		1,509
住宅	E-2212	81.67	1,414	1,414		1,414
住宅	E-2213	65.87	1,140	1,140		1,140
住宅	E-2214	75.67	1,337	1,337		1,337
住宅	E-2301	75.67	1,374	1,374		1,374
住宅	E-2302	65.31	1,174	1,174		1,174
住宅	E-2303	76.55	1,376	1,376		1,376
住宅	E-2304	75.43	1,356	1,356		1,356
住宅	E-2305	77.69	1,369	1,369		1,369
住宅	E-2306	78.51	1,383	1,383		1,383
住宅	E-2307	90.07	1,773	1,773		1,773
住宅	E-2308	93.19	1,783	1,783		1,783
住宅	E-2309	96.55	1,940	1,940		1,940
住宅	E-2310	86.09	1,563	1,563		1,563
住宅	E-2311	88.06	1,585	1,585		1,585
住宅	E-2312	81.67	1,483	1,483		1,483
住宅	E-2313	65.87	1,196	1,196		1,196
住宅	E-2314	75.67	1,402	1,402		1,402
住宅	E-2401	75.67	1,413	1,413		1,413
住宅	E-2402	65.31	1,208	1,208		1,208
住宅	E-2403	76.55	1,416	1,416		1,416
住宅	E-2404	75.43	1,395	1,395		1,395
住宅	E-2405	77.69	1,408	1,408		1,408
住宅	E-2406	78.51	1,423	1,423		1,423
住宅	E-2407	90.07	1,824	1,824		1,824
住宅	E-2408	93.19	1,834	1,834		1,834
住宅	E-2409	96.55	1,995	1,995		1,995
住宅	E-2410	86.09	1,608	1,608		1,608
住宅	E-2411	88.06	1,629	1,629		1,629
住宅	E-2412	81.67	1,525	1,525		1,525
住宅	E-2413	65.87	1,230	1,230		1,230
住宅	E-2414	75.67	1,442	1,442		1,442
商業計		11,477.30	140,748	140,748	140,748	0
住宅計		49,618.76	859,252	859,252	0	859,252
合計		61,096.06	1,000,000	1,000,000	140,748	859,252

全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

規約共用



※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

地下2階平面図

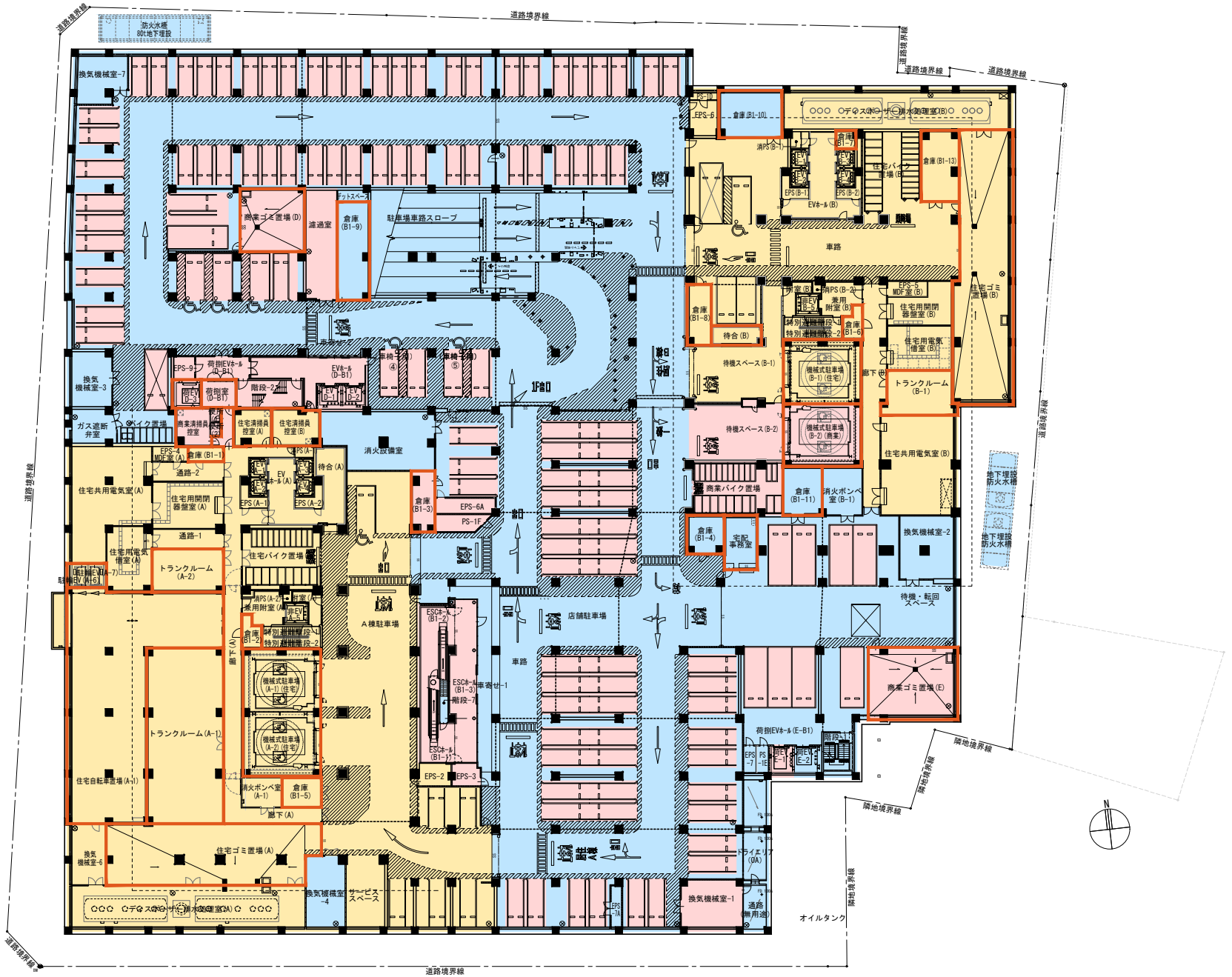
別図第1　建物の部分たる共用部分等

全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

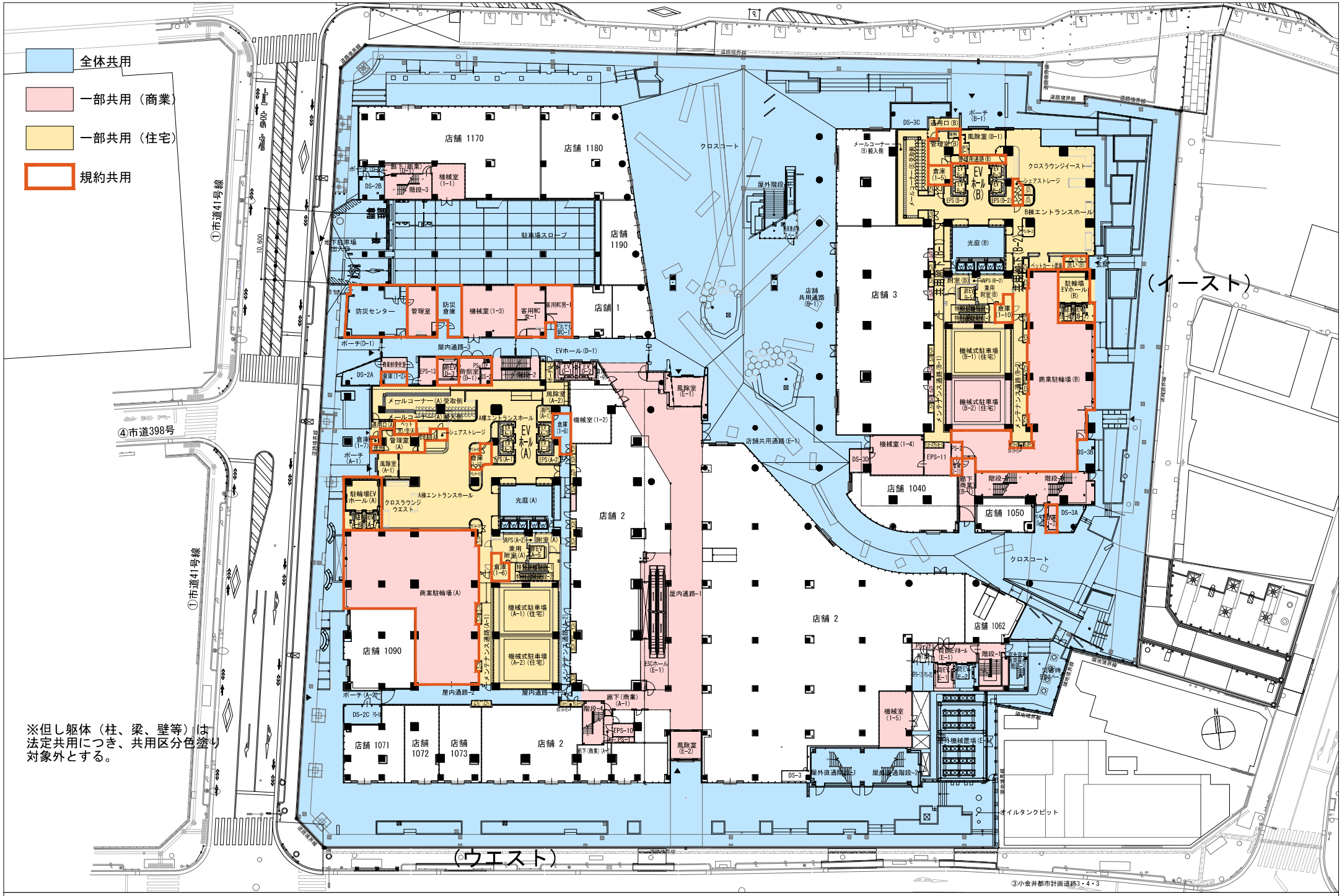
規約共用



※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

地下1階平面図

別図第1　建物の部分たる共用部分等



1階平面図

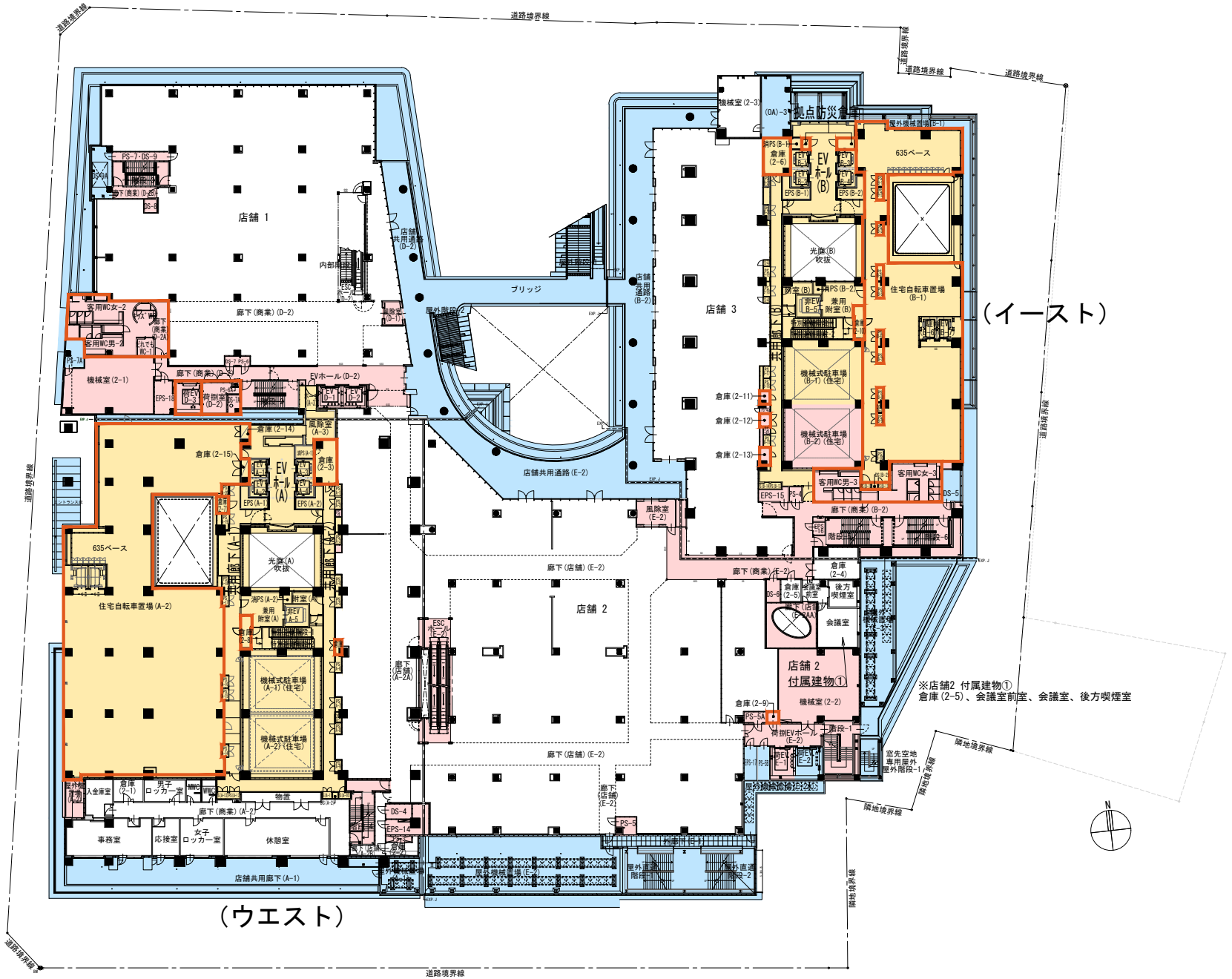
別図第1　建物の部分たる共用部分等

全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

規約共用



※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

2階平面図

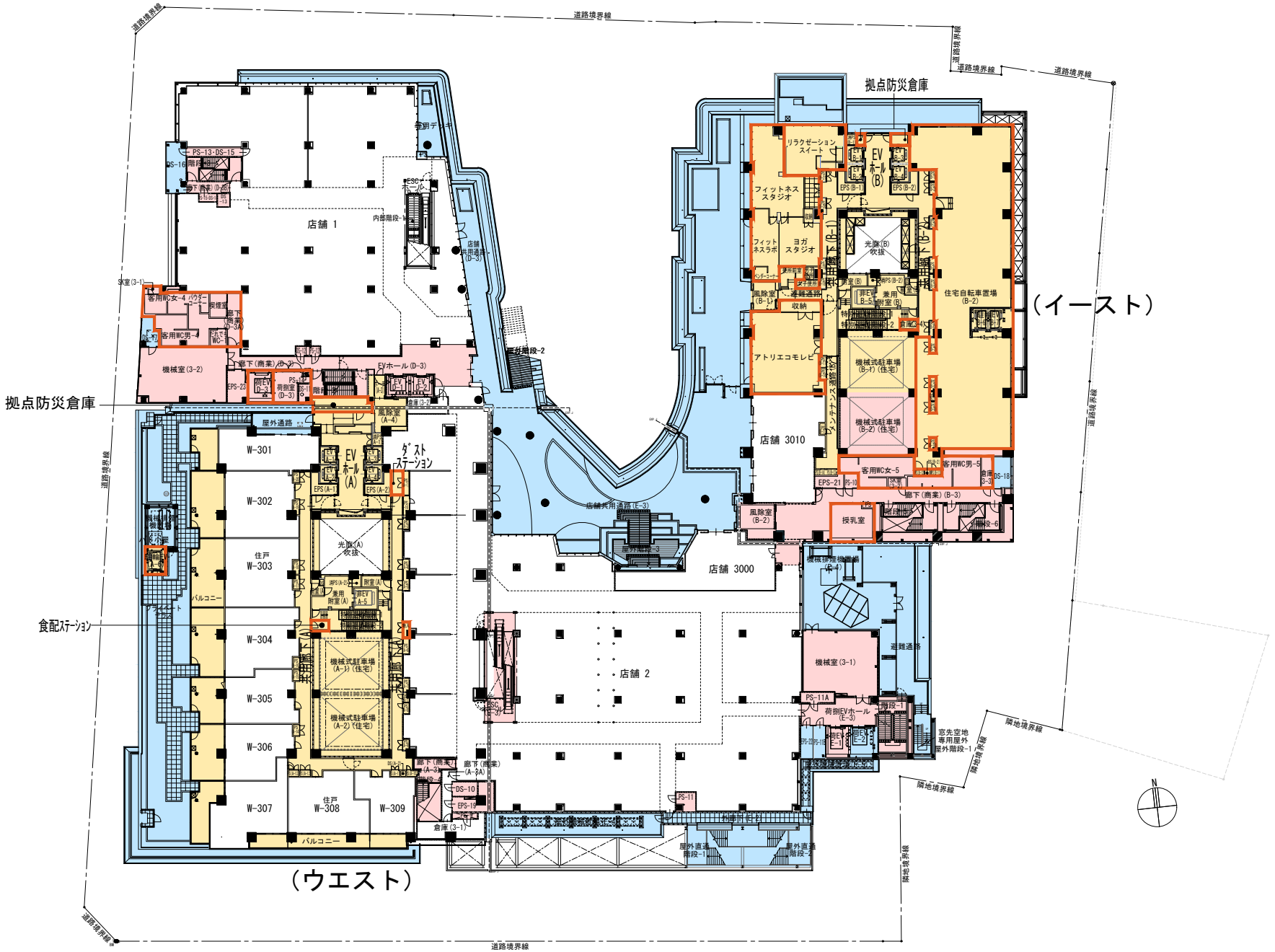
別図第1　建物の部分たる共用部分等

全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

規約共用



※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

3階平面図

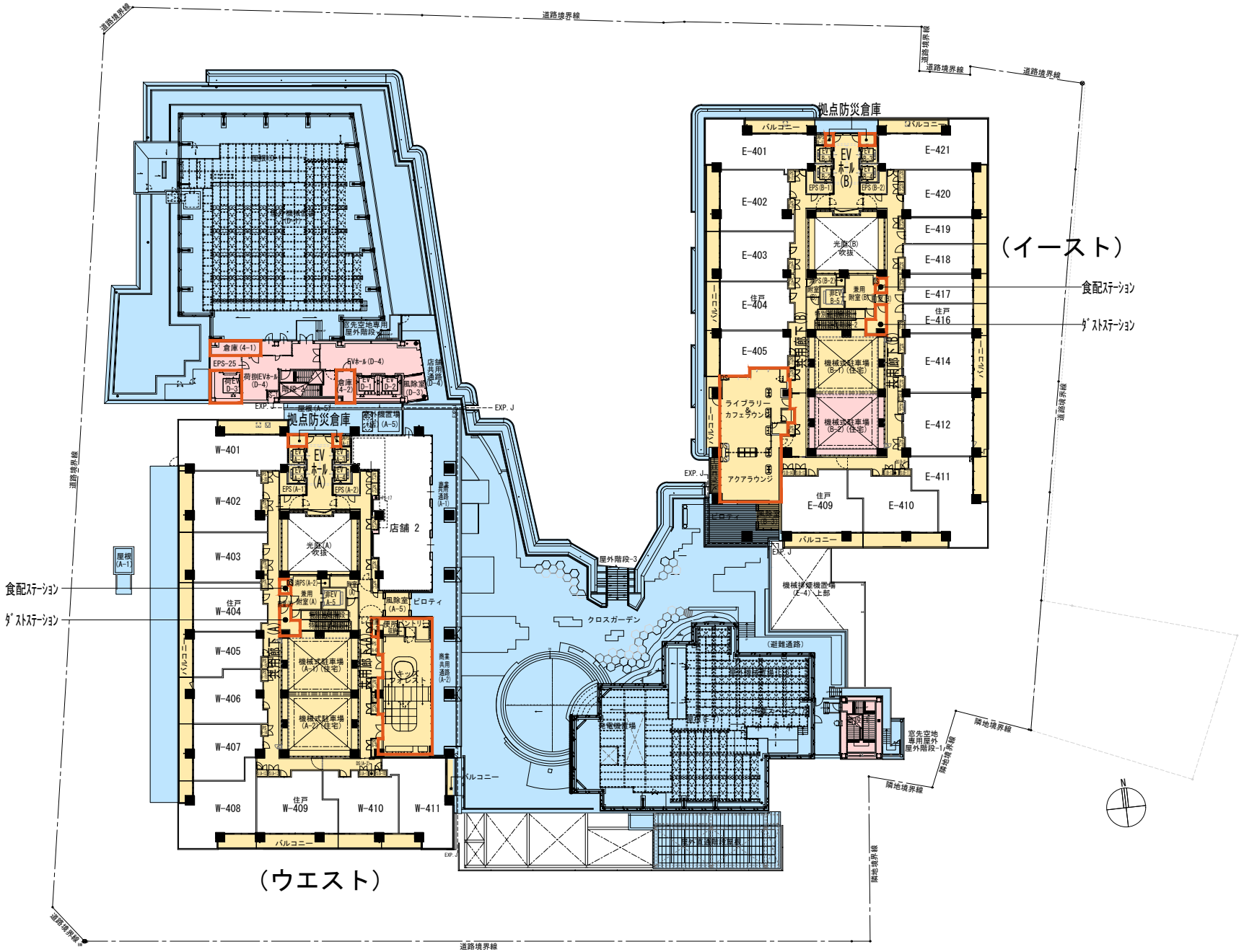
別図第1　建物の部分たる共用部分等

全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

規約共用



※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

4階平面図

別図第1　建物の部分たる共用部分等

全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

規約共用



（ウエスト）

（イースト）

※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

5階平面図

別図第1　建物の部分たる共用部分等

全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

規約共用



（ウエスト）

（イースト）

※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

6階平面図

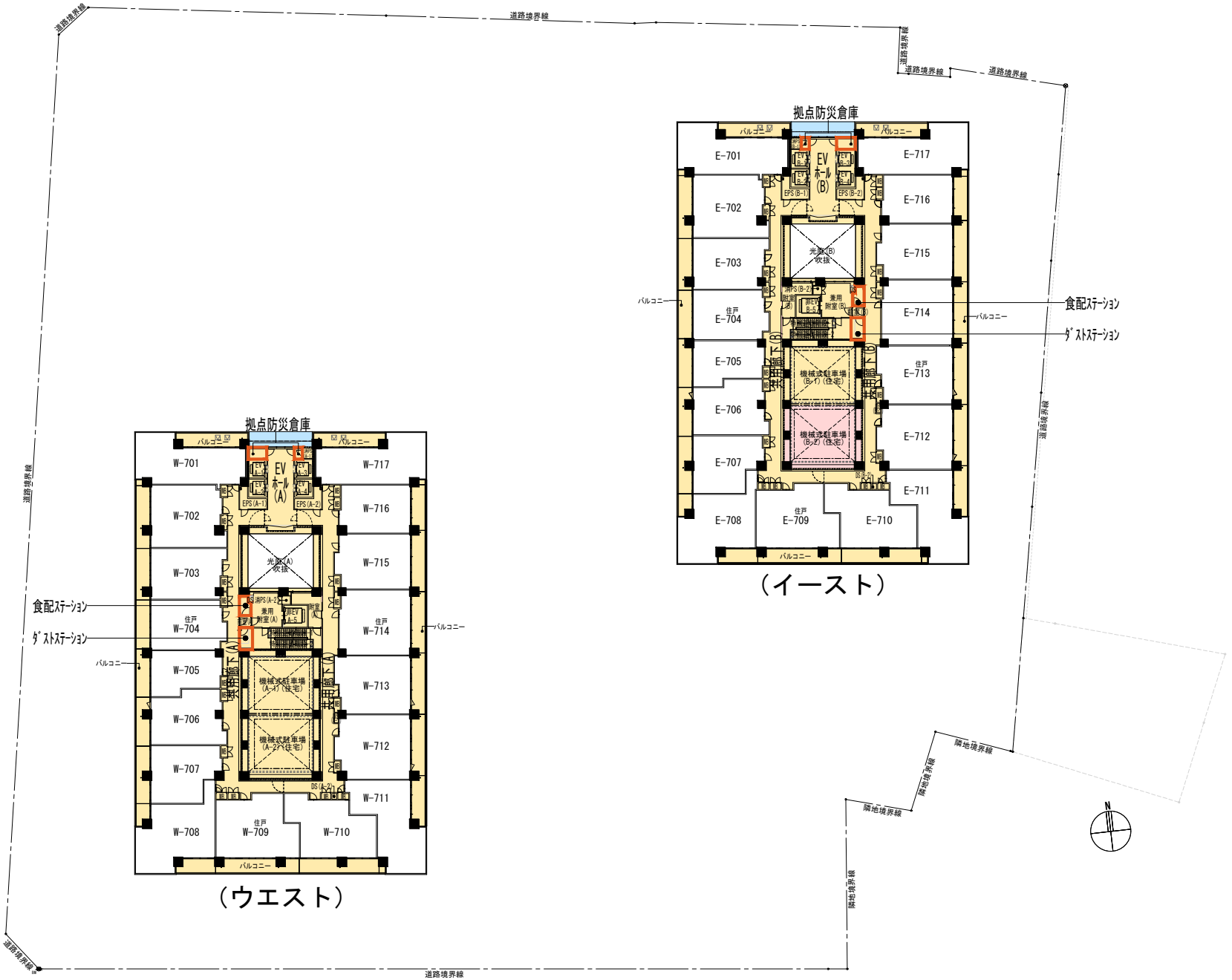
別図第1　建物の部分たる共用部分等

全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

規約共用



（ウエスト）

（イースト）

※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

7・8階平面図

別図第1　建物の部分たる共用部分等

全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

規約共用



※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

9階平面図

別図第1　建物の部分たる共用部分等

全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

規約共用



※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

10階平面図

別図第1　建物の部分たる共用部分等

全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

規約共用



（ウエスト）

（イースト）

※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

11～15階平面図

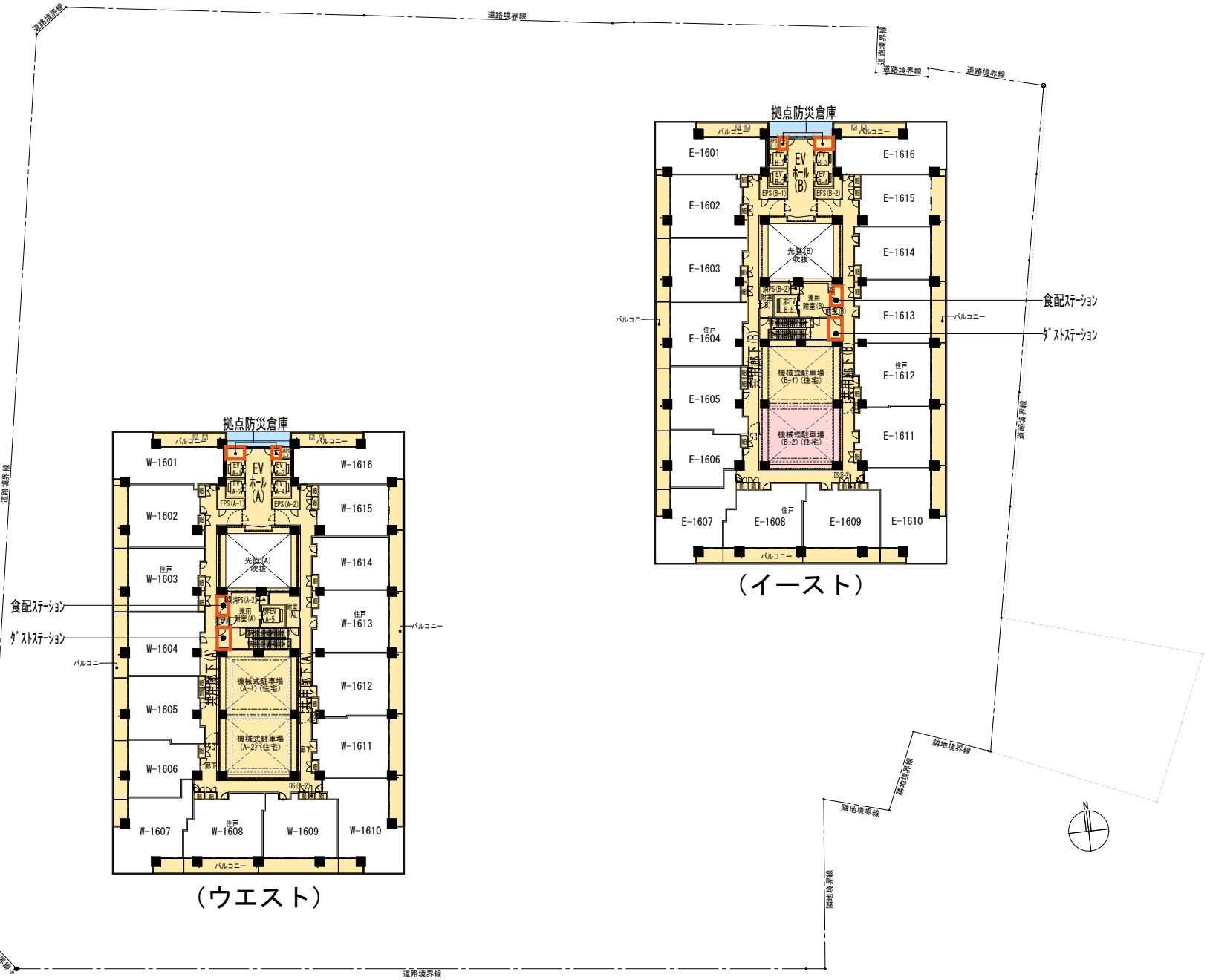
別図第1　建物の部分たる共用部分等

全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

規約共用



（ウエスト）

（イースト）

※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

16～19，21階平面図

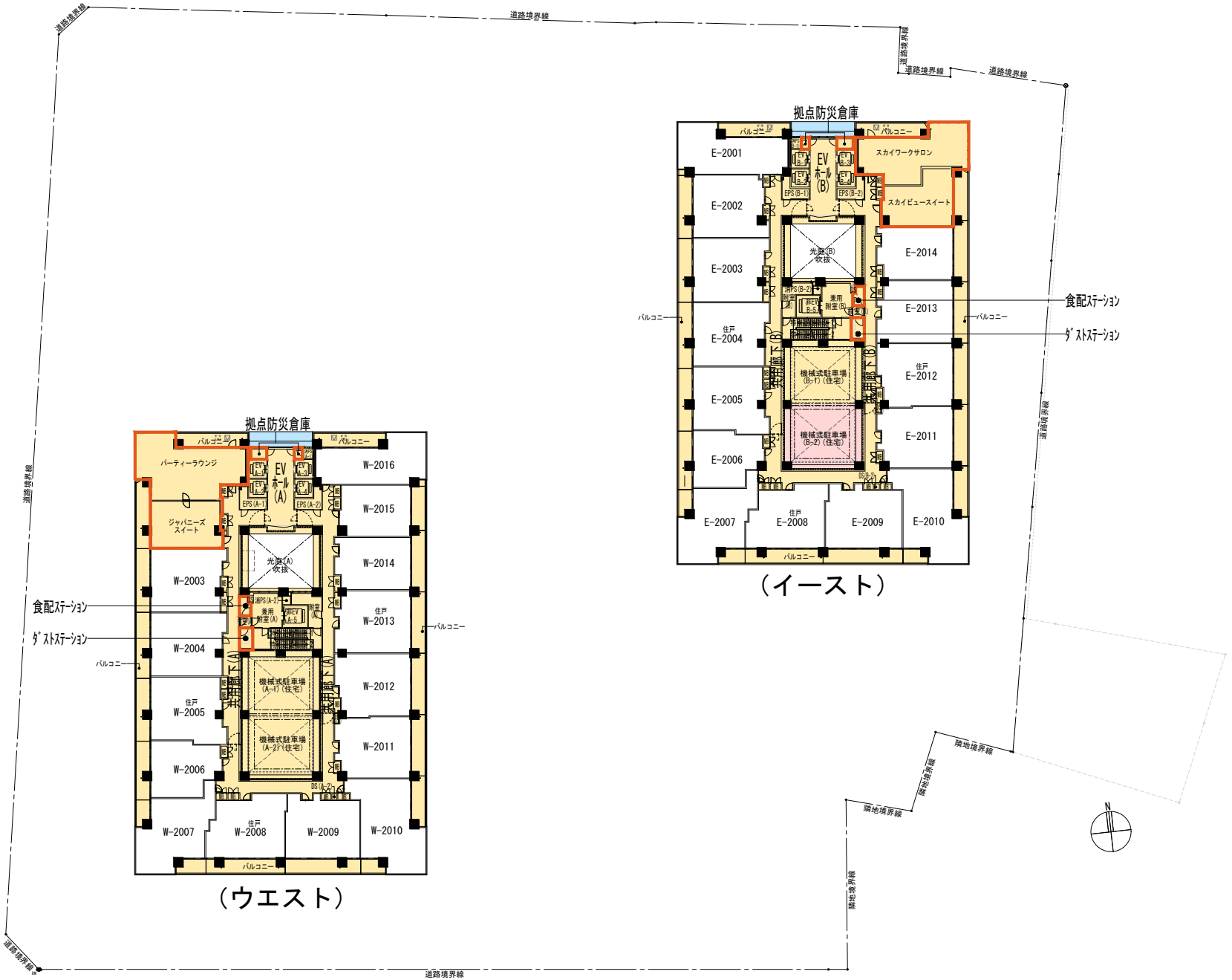
別図第1　建物の部分たる共用部分等

全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

規約共用



（ウエスト）

（イースト）

※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

20階平面図

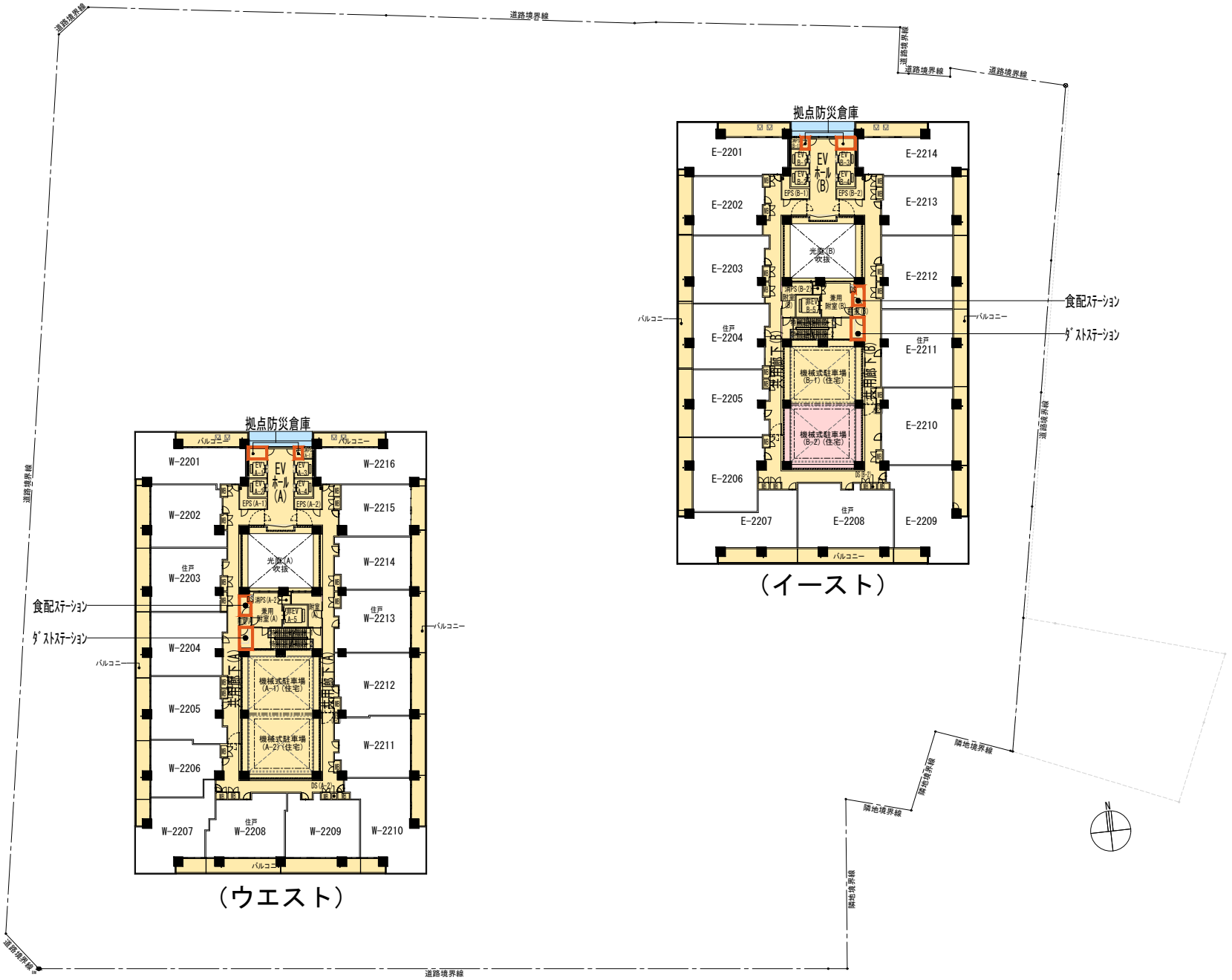
別図第1　建物の部分たる共用部分等

全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

規約共用



（ウエスト）

（イースト）

※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

22階平面図

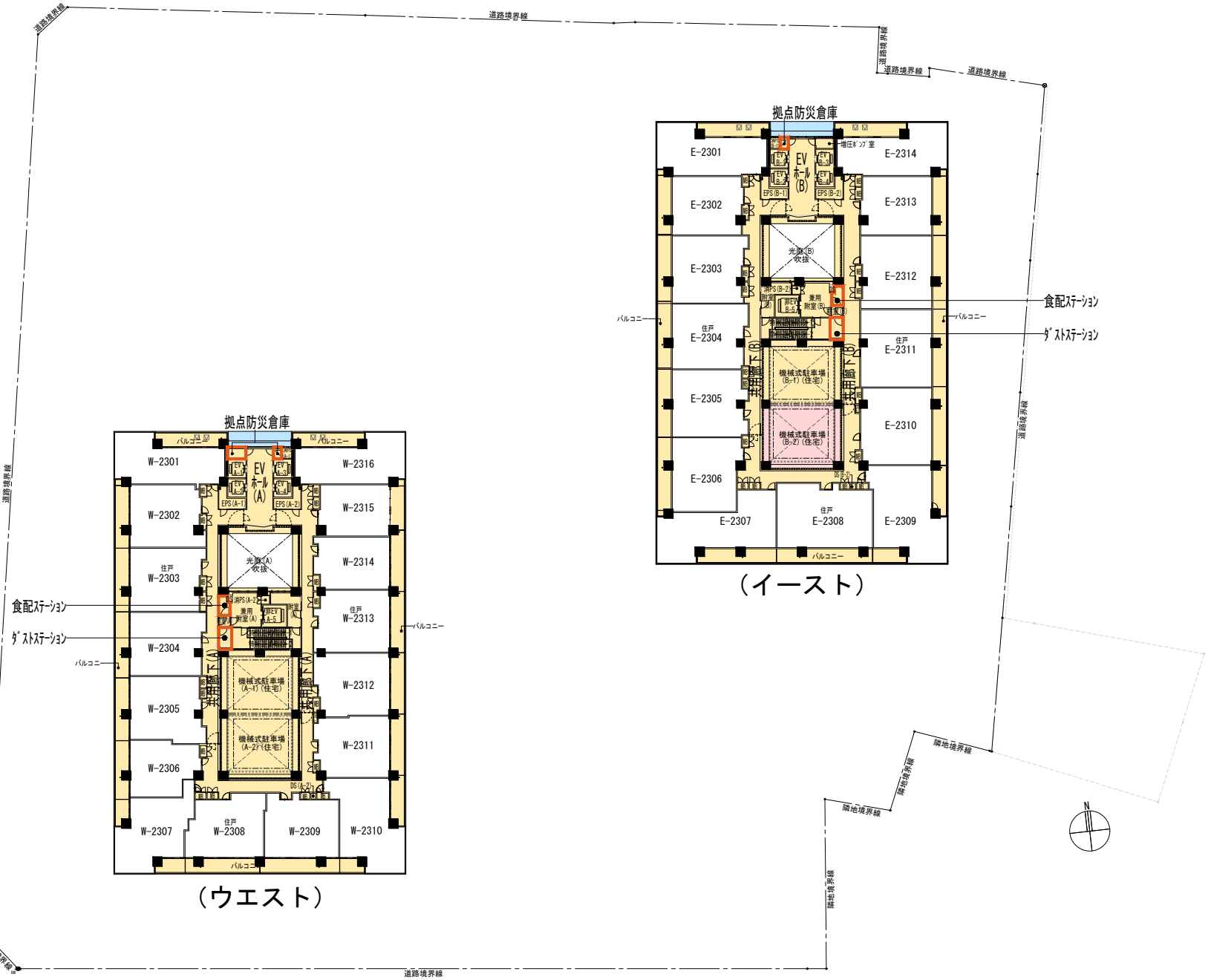
別図第1　建物の部分たる共用部分等

全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

規約共用



（ウエスト）

（イースト）

※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

23階平面図

別図第1　建物の部分たる共用部分等

全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

規約共用



※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

24階平面図

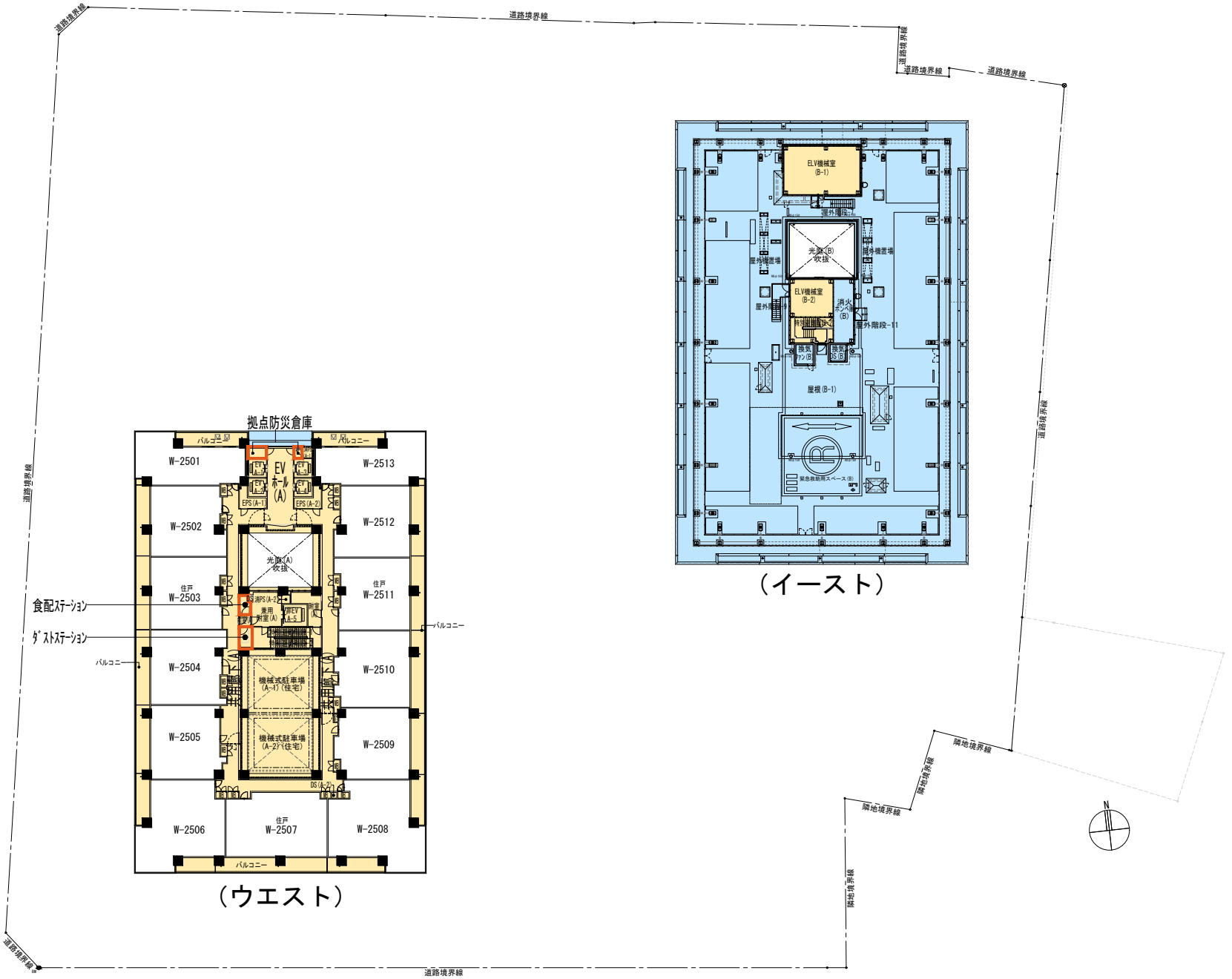
別図第1　建物の部分たる共用部分等

全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

規約共用



（ウエスト）

（イースト）

※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

ウエスト25・26階/イーストPH階平面図

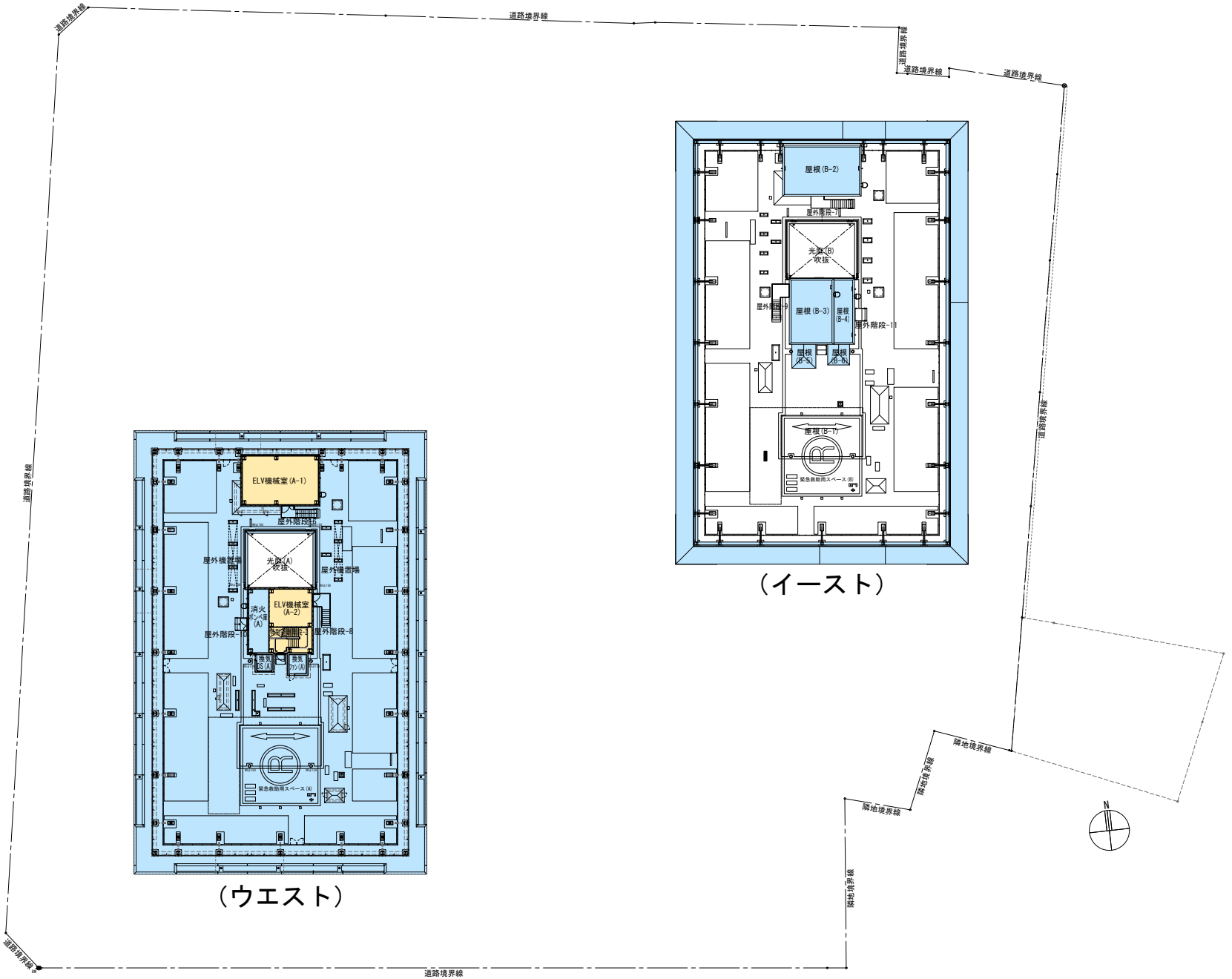
別図第1　建物の部分たる共用部分等

全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

規約共用



（イースト）

（ウエスト）

※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

ウエストPH階/イーストR階平面図

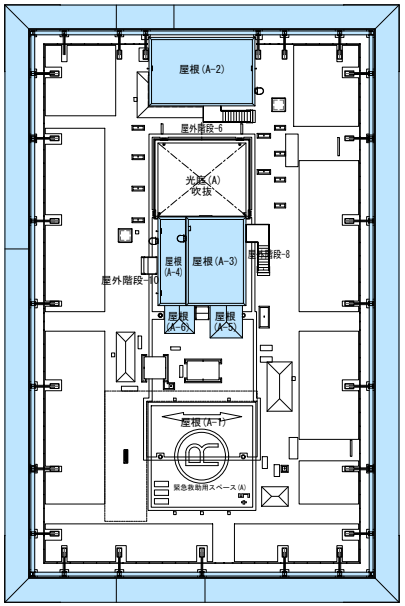
別図第1　建物の部分たる共用部分等

全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

規約共用



（ウエスト）

※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

ウエストR階平面図

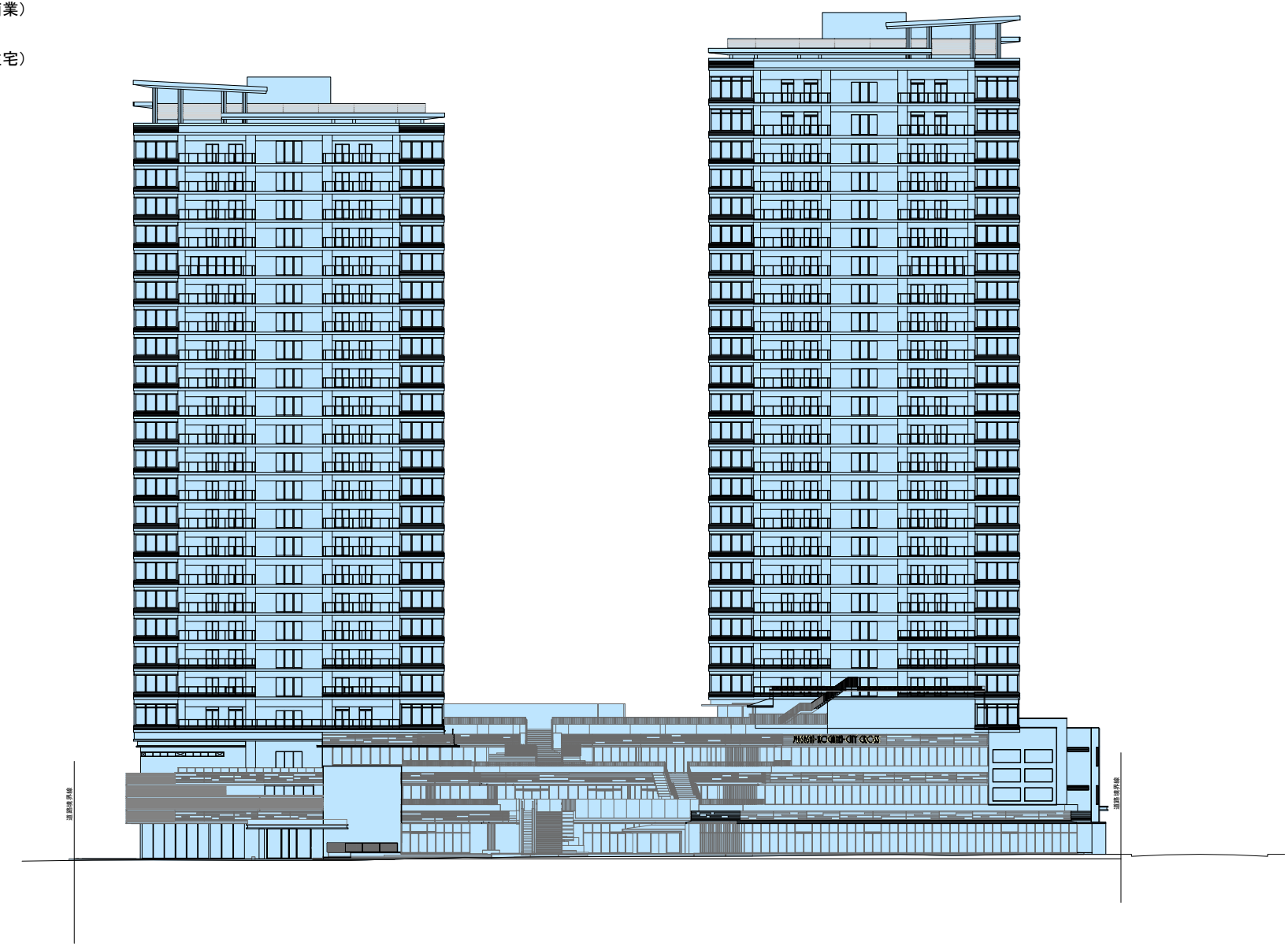
別図第1　建物の部分たる共用部分等

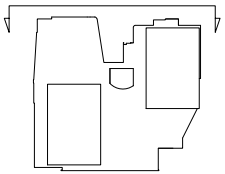
全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

規約共用





立面図（1）（北立面図）

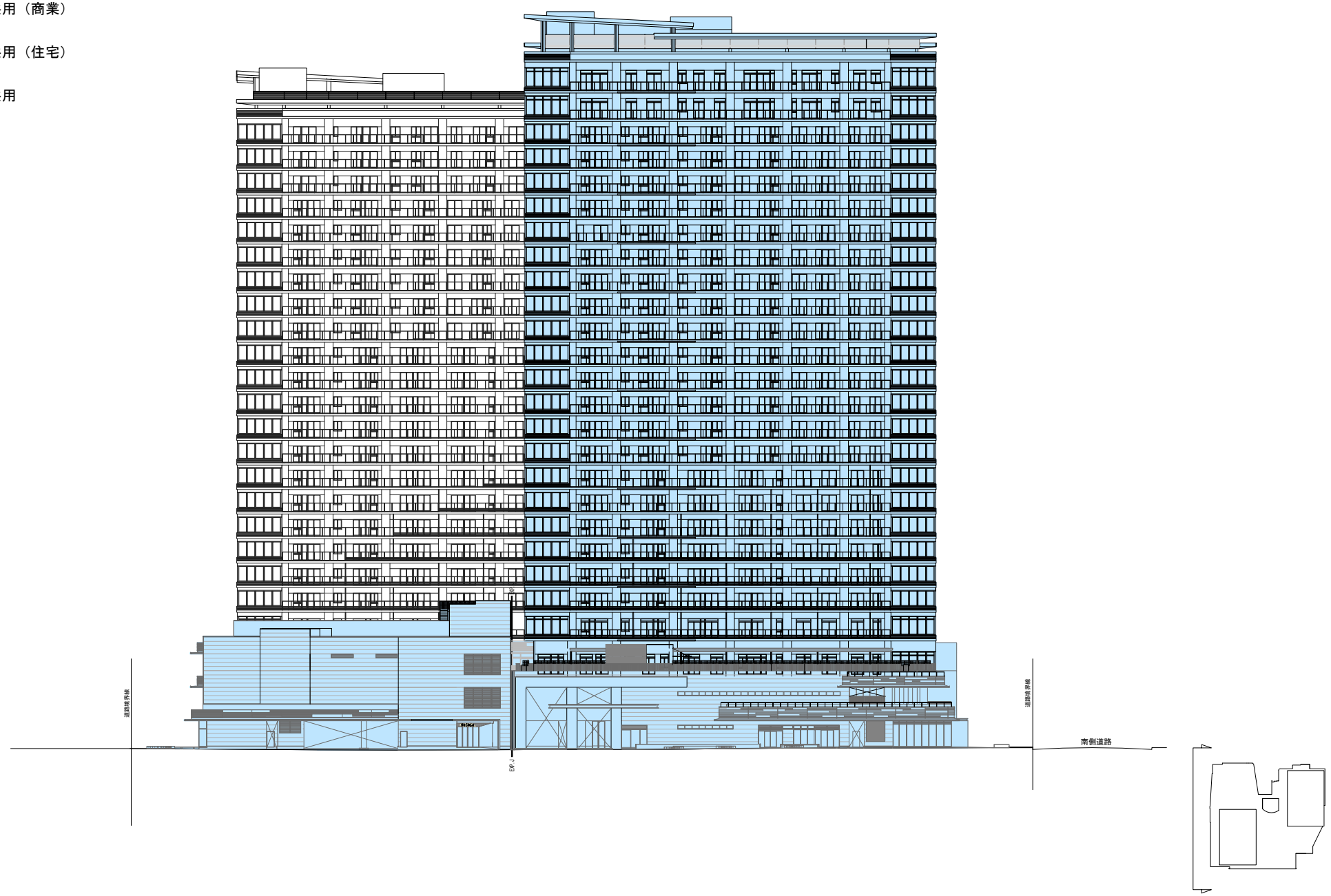
別図第1　建物の部分たる共用部分等

全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

規約共用



立面図（2）（西立面図）

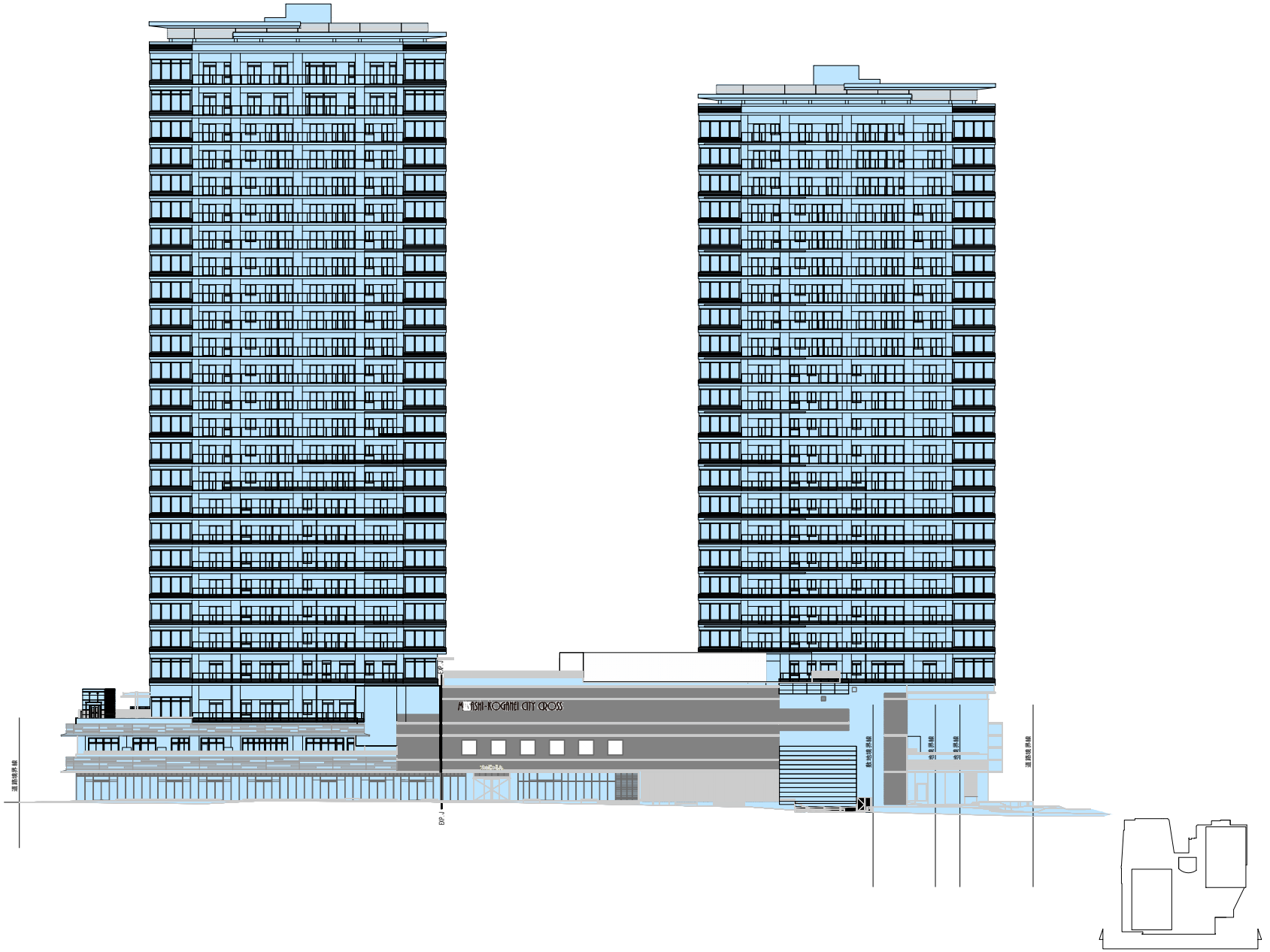
別図第1　建物の部分たる共用部分等

全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

規約共用



立面図（3）（南立面図）

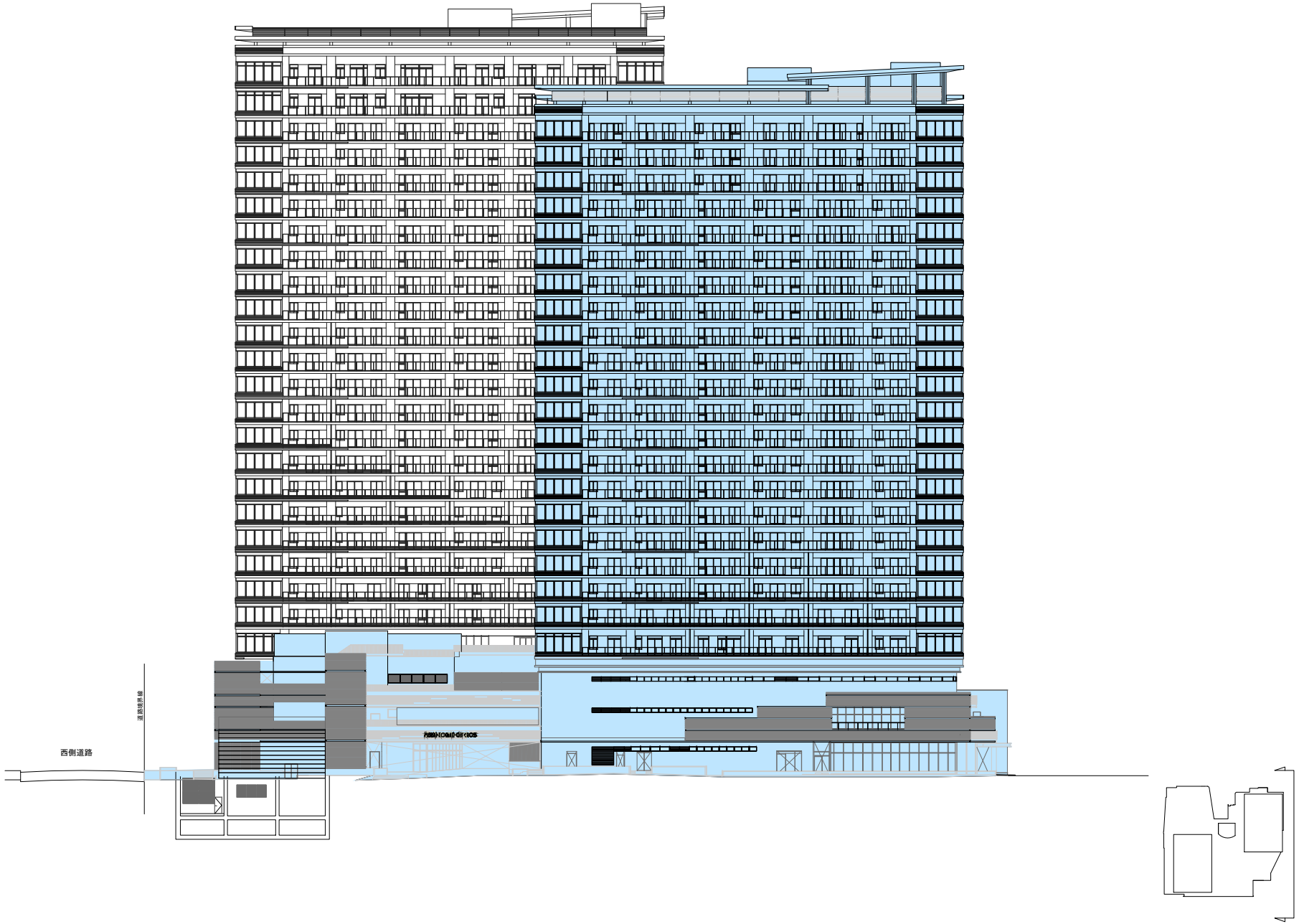
別図第1　建物の部分たる共用部分等

全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

規約共用



立面図（4）（東立面図）

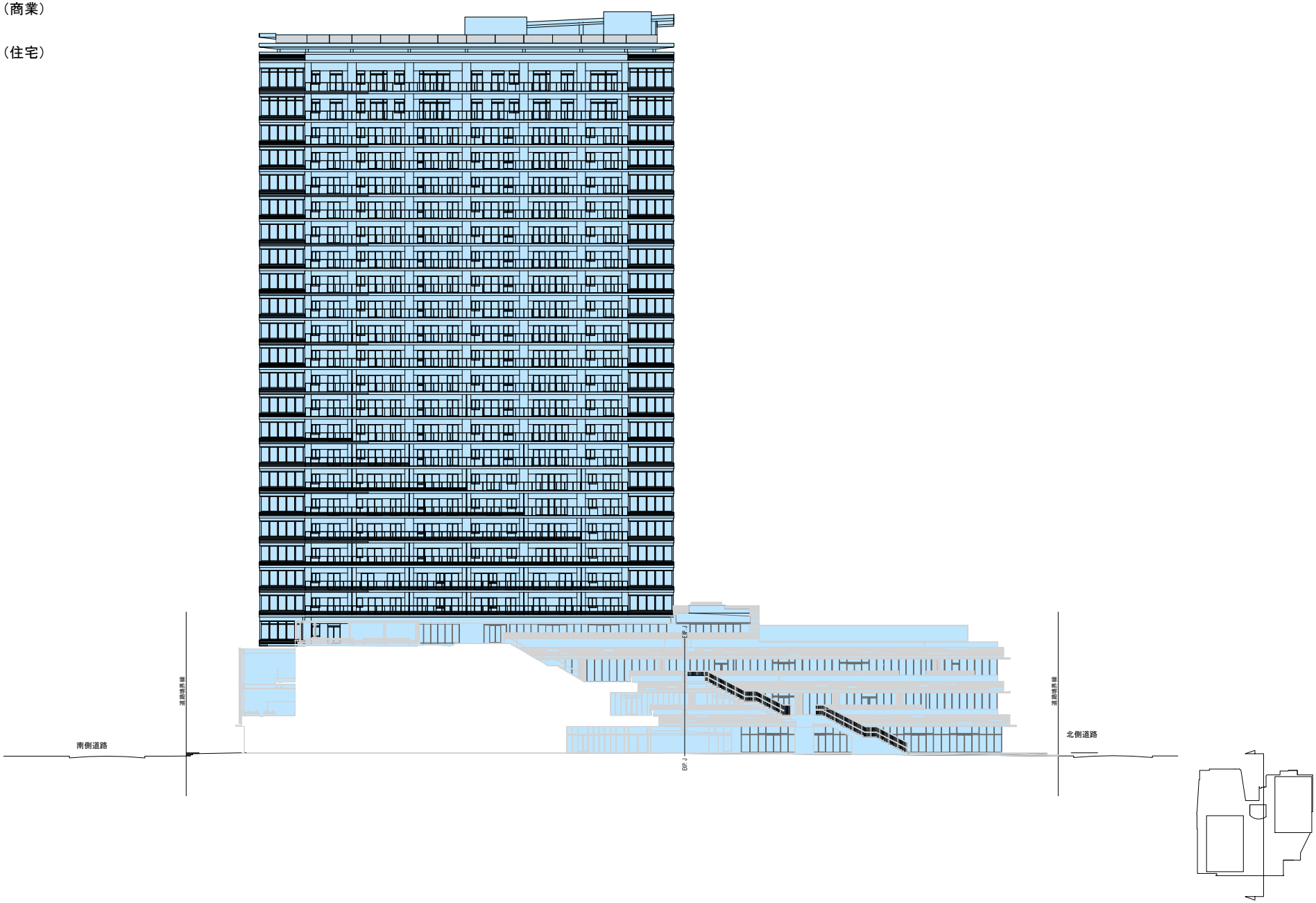
別図第1　建物の部分たる共用部分等

全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

規約共用



立面図（5）（広場側東立面図）

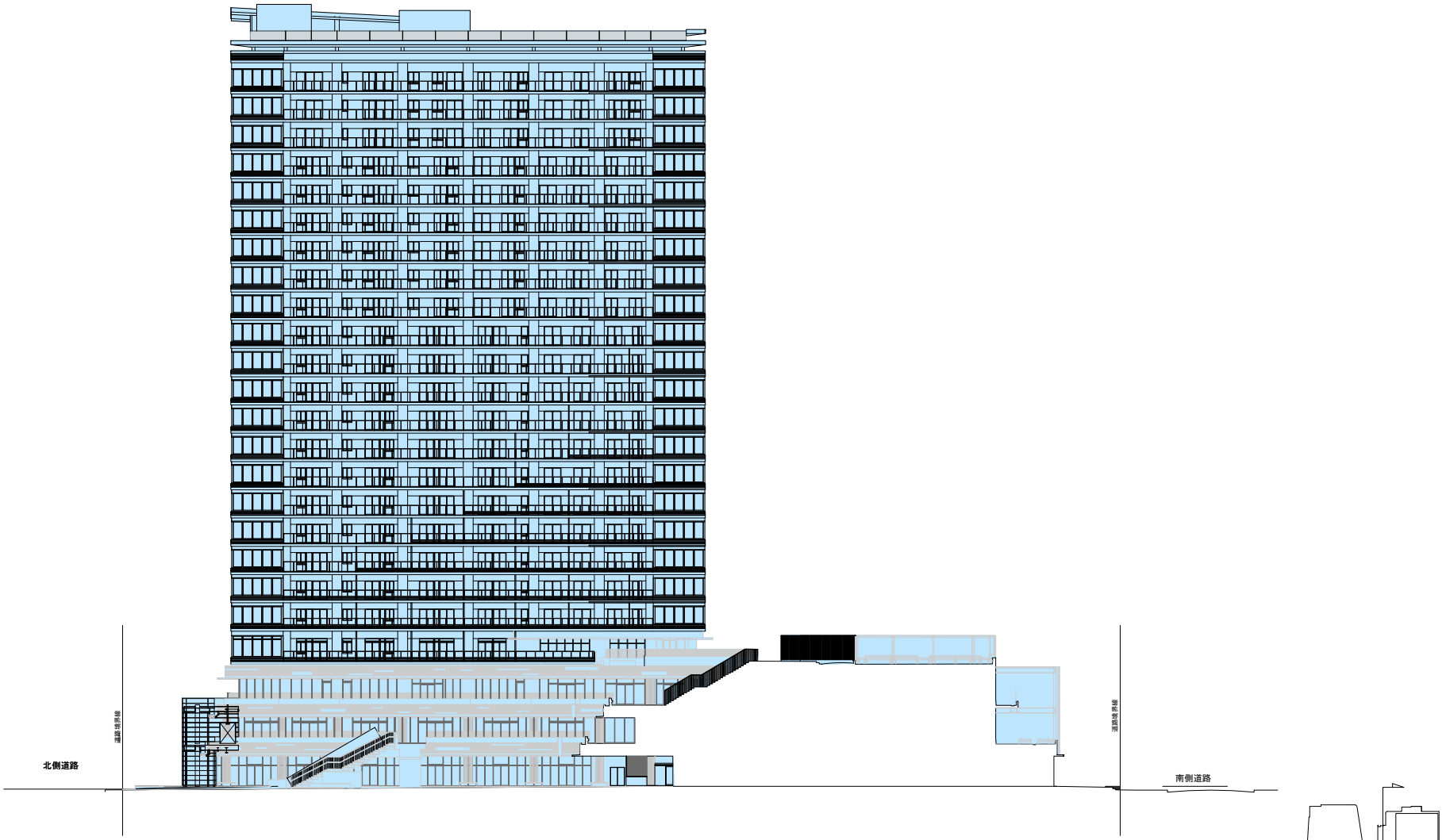
別図第1　建物の部分たる共用部分等

全体共用

一部共用（商業）

一部共用（住宅）

規約共用



立面図（6）（広場側西立面図）

別図第1　建物の部分たる共用部分等

専用使用権（商業）

専用使用権（住宅）

特定管理部分（商業）

特定管理部分（住宅）

使用承認部分（全体）

使用承認部分（商業）

使用承認部分（住宅）



※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

地下2階平面図

別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

専用使用権（商業）

専用使用権（住宅）

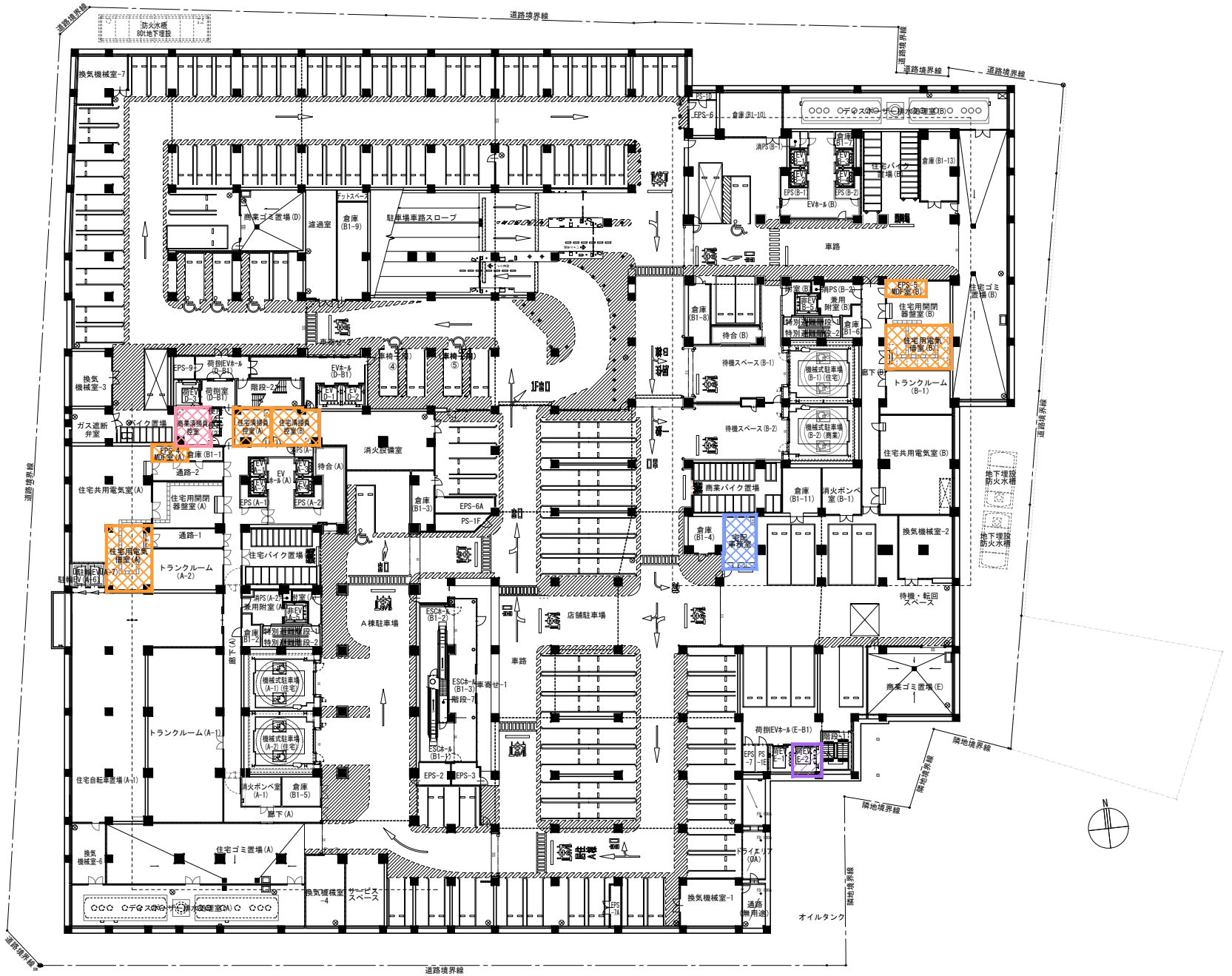
特定管理部分（商業）

特定管理部分（住宅）

使用承認部分（全体）

使用承認部分（商業）

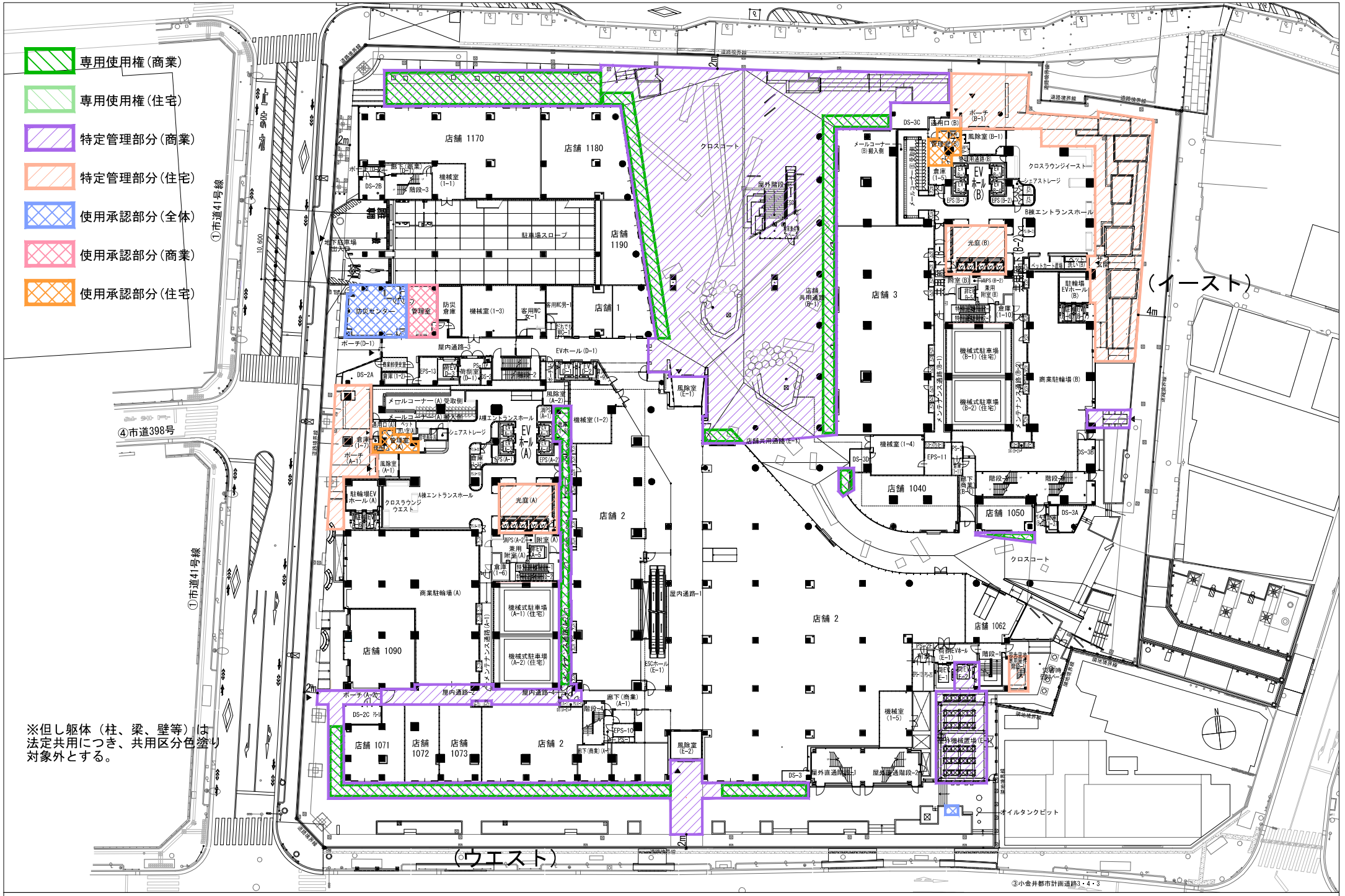
使用承認部分（住宅）



※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

地下1階平面図

別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分



※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

1階平面図

別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

専用使用権(商業)

専用使用権(住宅)

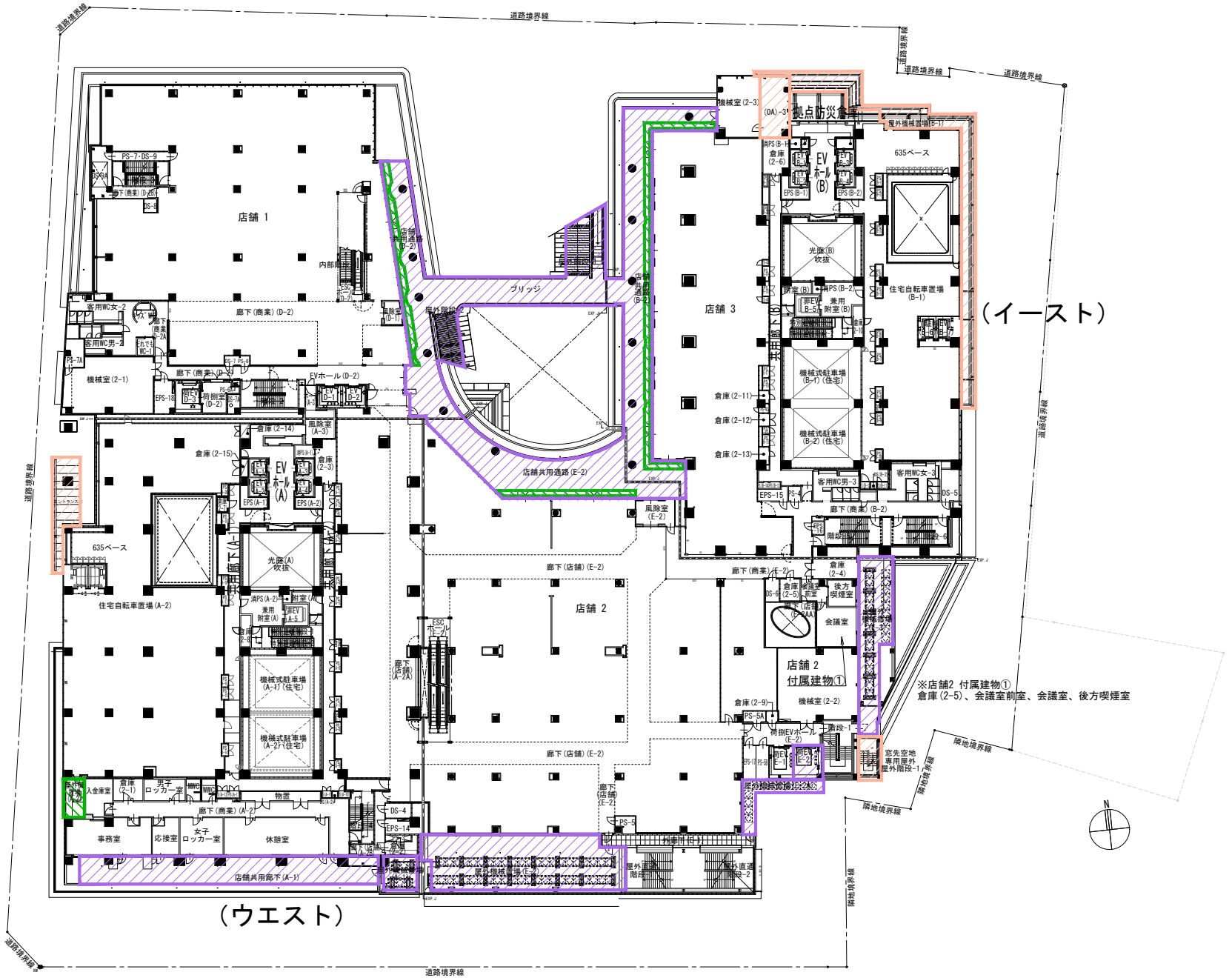
特定管理部分(商業)

特定管理部分(住宅)

使用承認部分(全体)

使用承認部分(商業)

使用承認部分(住宅)



※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

2階平面図

別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

専用使用権(商業)

専用使用権(住宅)

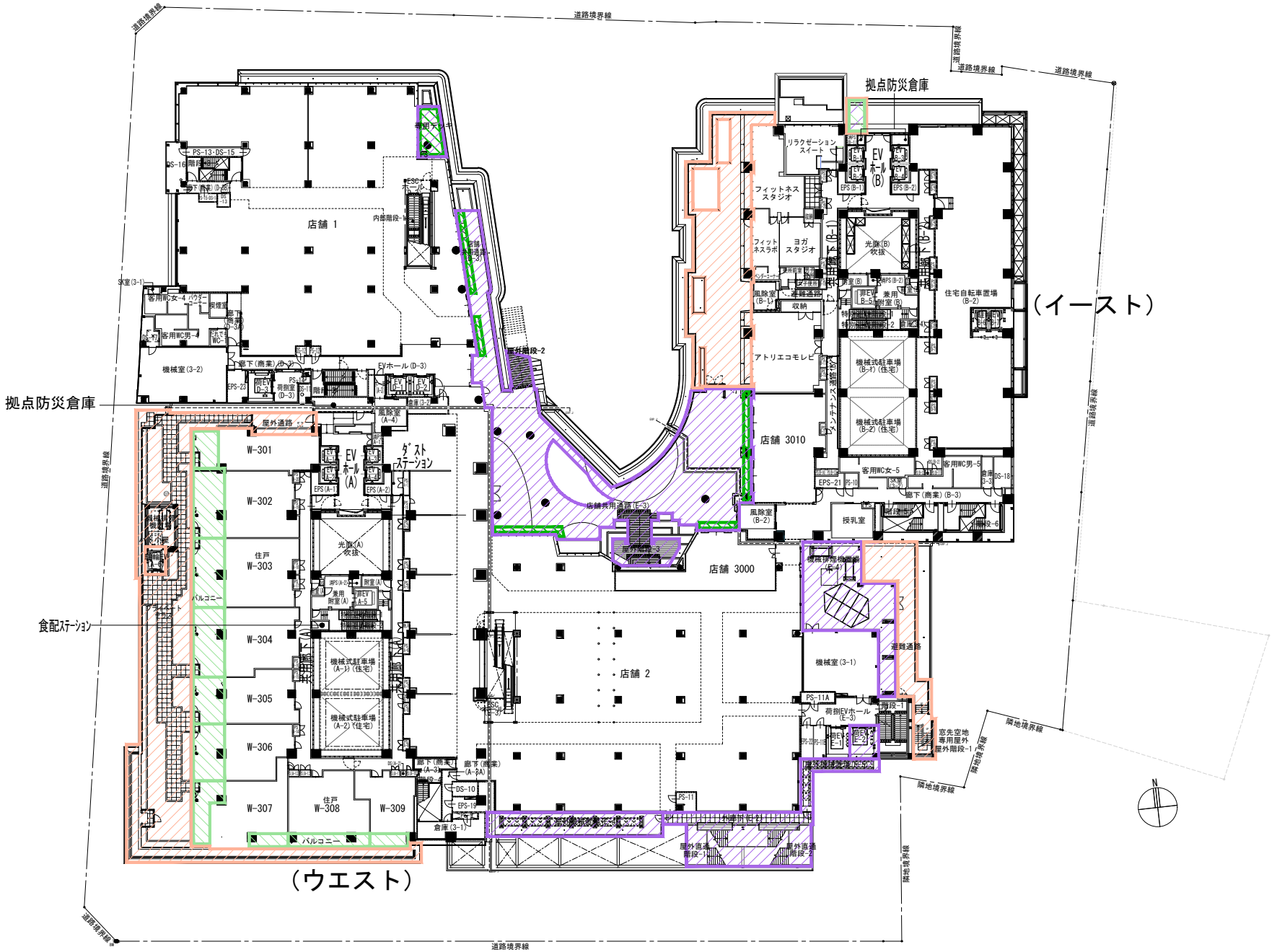
特定管理部分(商業)

特定管理部分(住宅)

使用承認部分(全体)

使用承認部分(商業)

使用承認部分(住宅)



※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

3階平面図

別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

専用使用権(商業)

専用使用権(住宅)

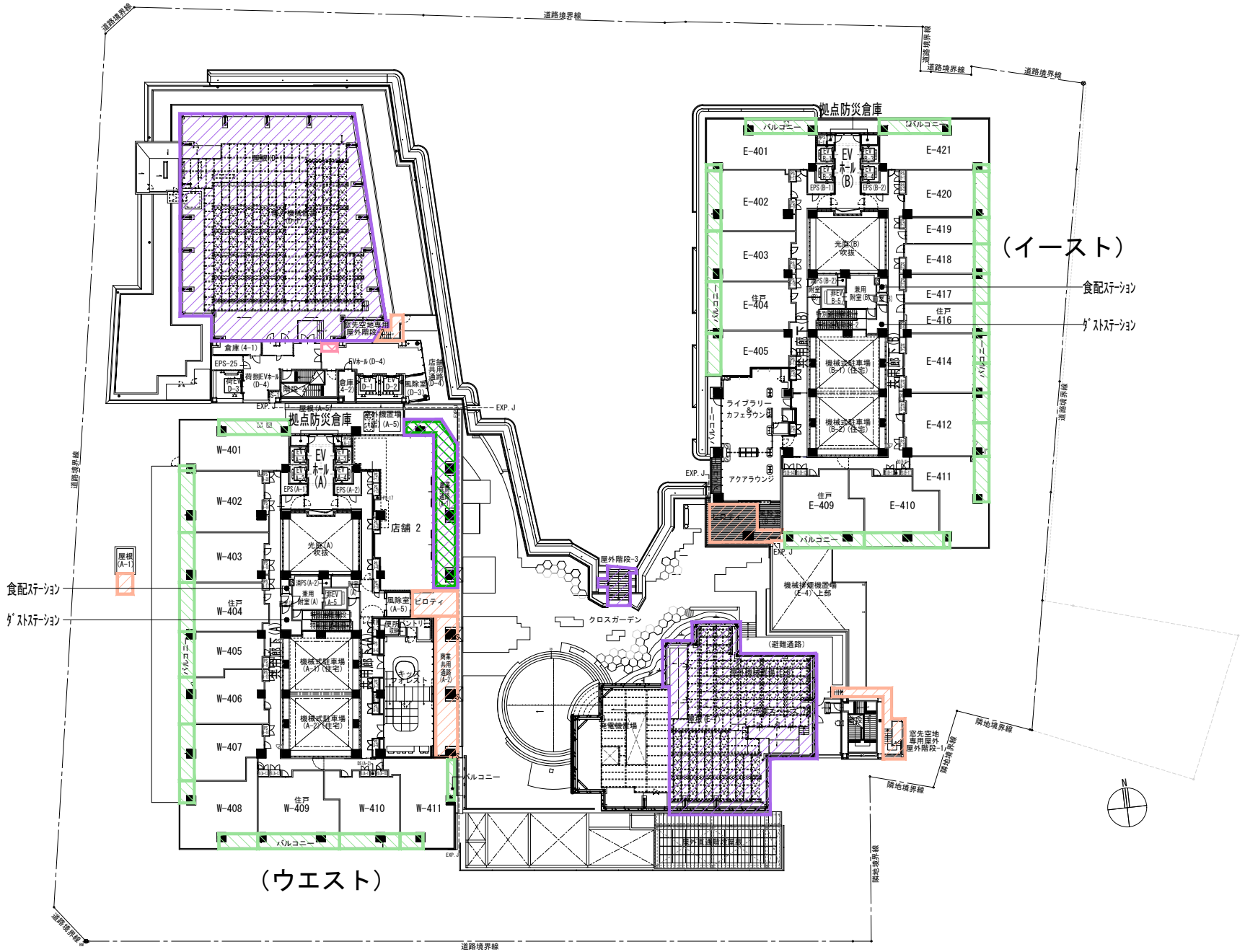
特定管理部分(商業)

特定管理部分(住宅)

使用承認部分(全体)

使用承認部分(商業)

使用承認部分(住宅)



※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

4階平面図

別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

専用使用権(商業)

専用使用権(住宅)

特定管理部分(商業)

特定管理部分(住宅)

使用承認部分(全体)

使用承認部分(商業)

使用承認部分(住宅)



※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

5階平面図

別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

専用使用権(商業)

専用使用権(住宅)

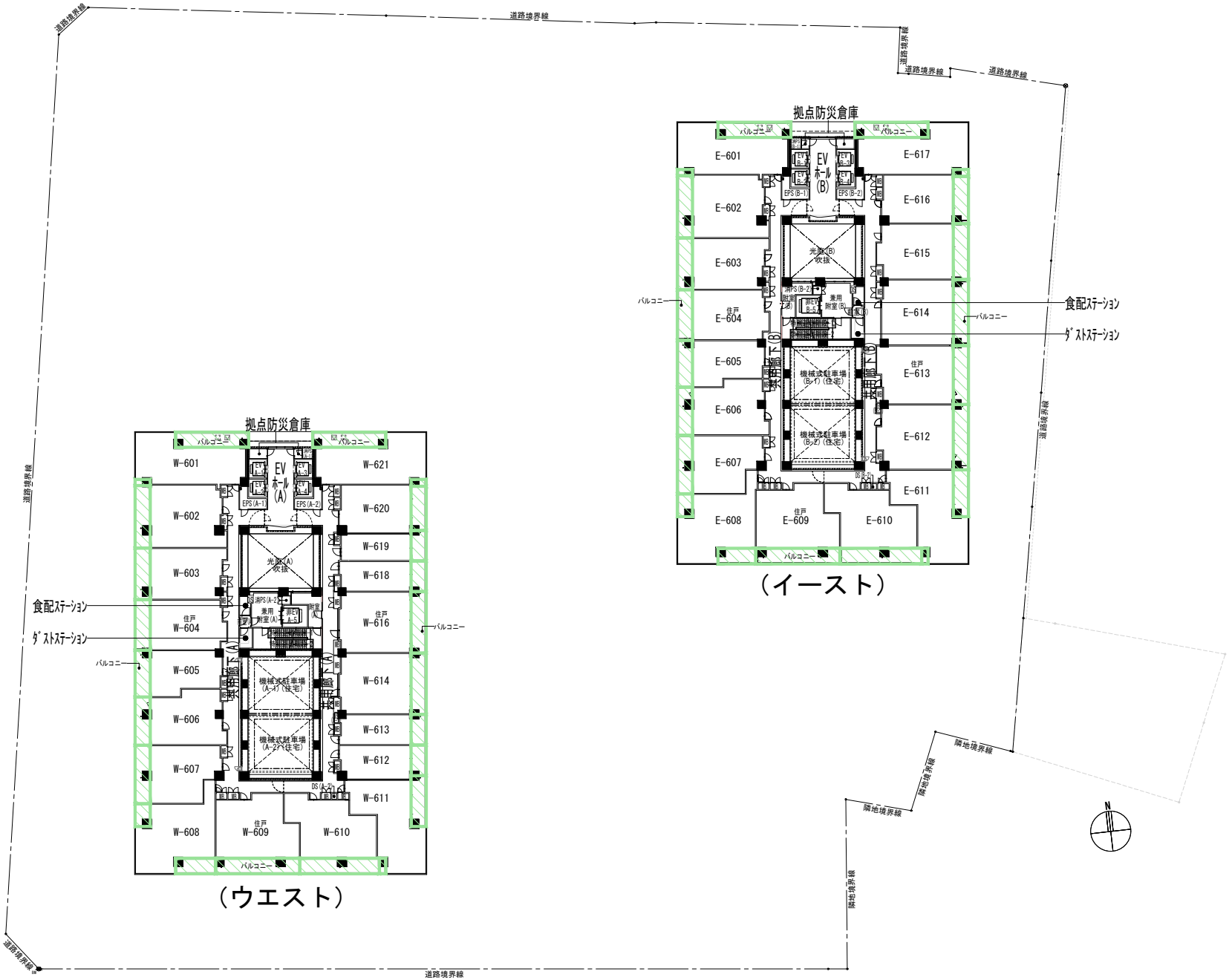
特定管理部分(商業)

特定管理部分(住宅)

使用承認部分(全体)

使用承認部分(商業)

使用承認部分(住宅)



（ウエスト）

（イースト）

※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

6階平面図

別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

専用使用権(商業)

専用使用権(住宅)

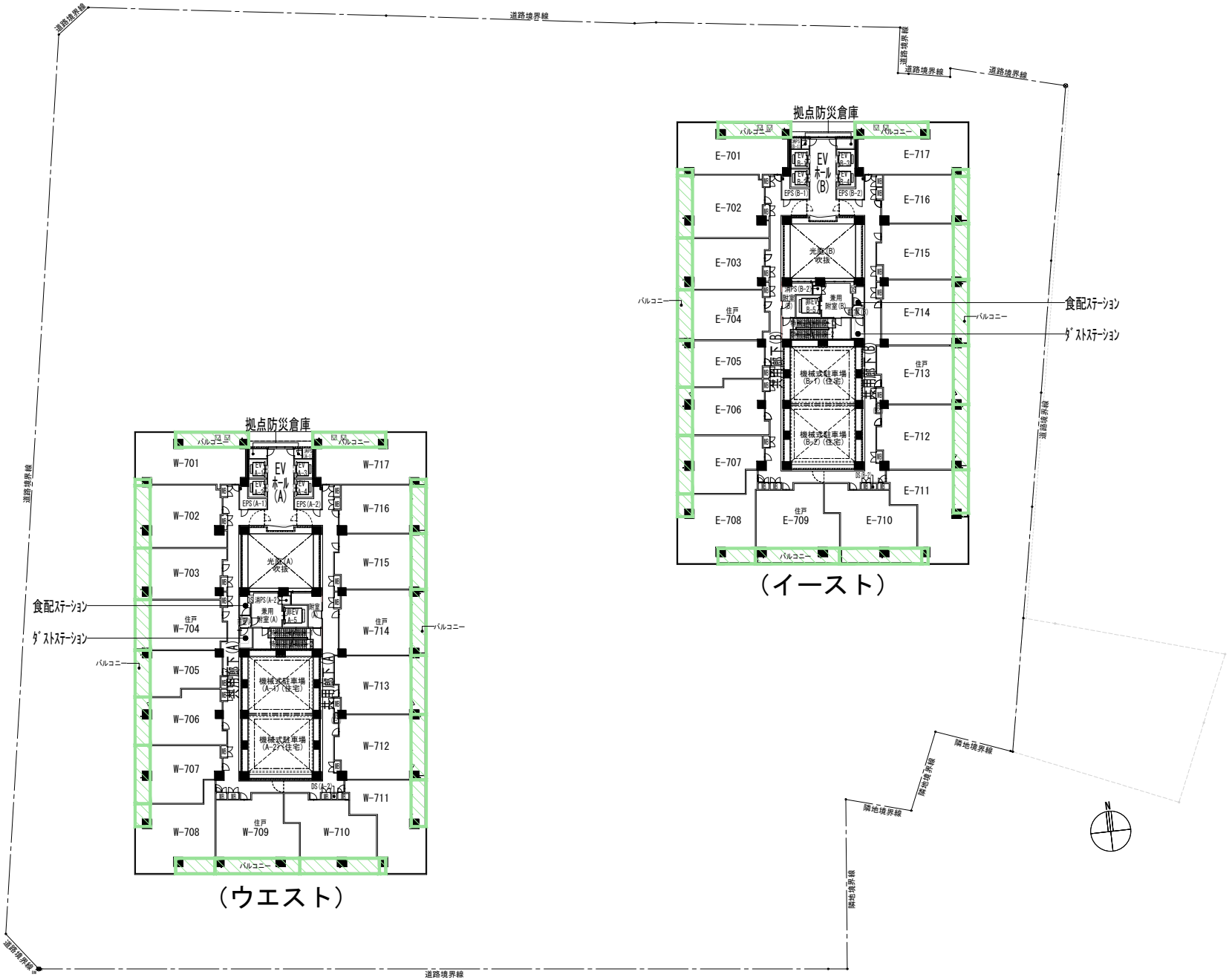
特定管理部分(商業)

特定管理部分(住宅)

使用承認部分(全体)

使用承認部分(商業)

使用承認部分(住宅)



（ウエスト）

（イースト）

※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

7・8階平面図

別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

専用使用権(商業)

専用使用権(住宅)

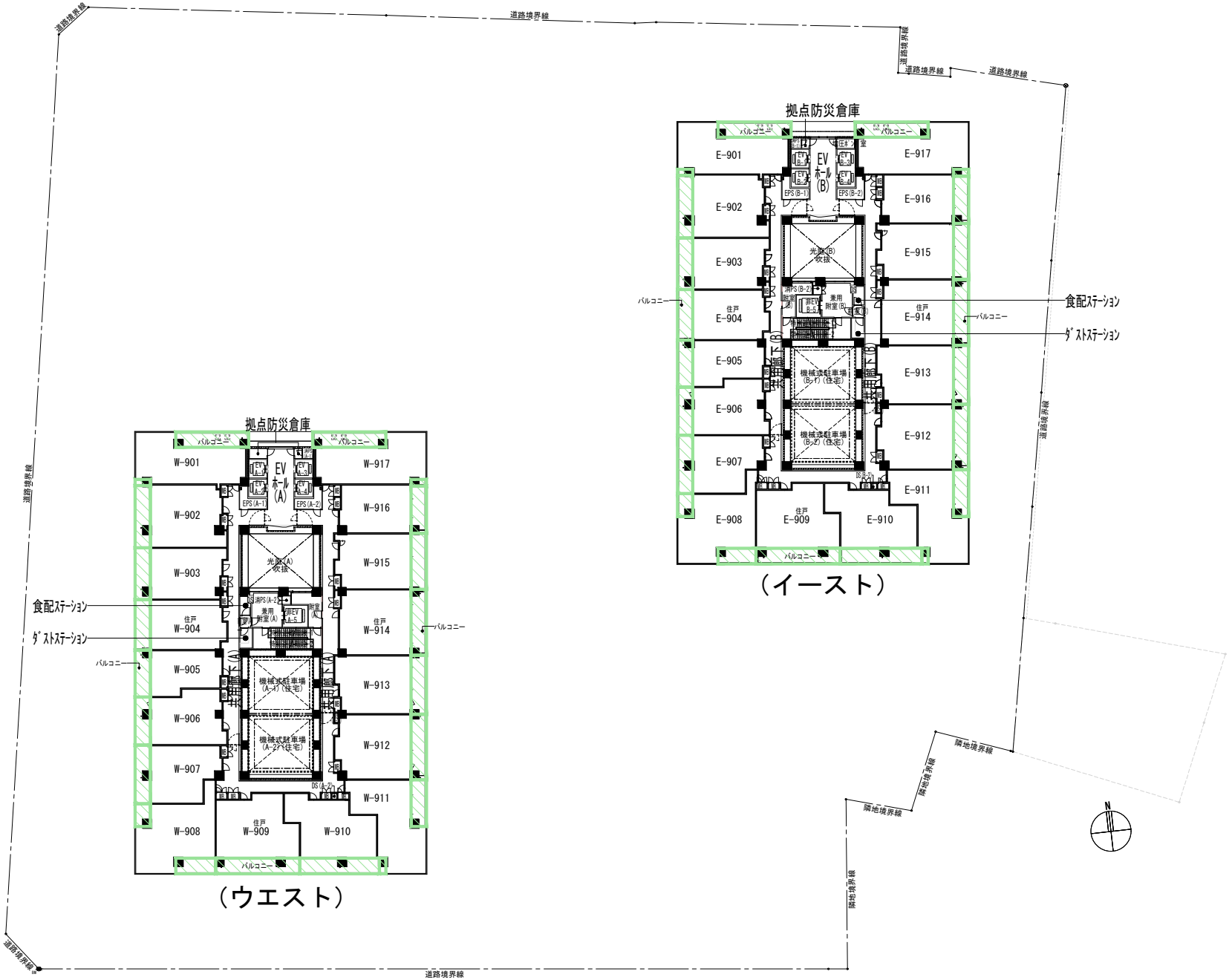
特定管理部分(商業)

特定管理部分(住宅)

使用承認部分(全体)

使用承認部分(商業)

使用承認部分(住宅)



※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

9階平面図

別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

専用使用権(商業)

専用使用権(住宅)

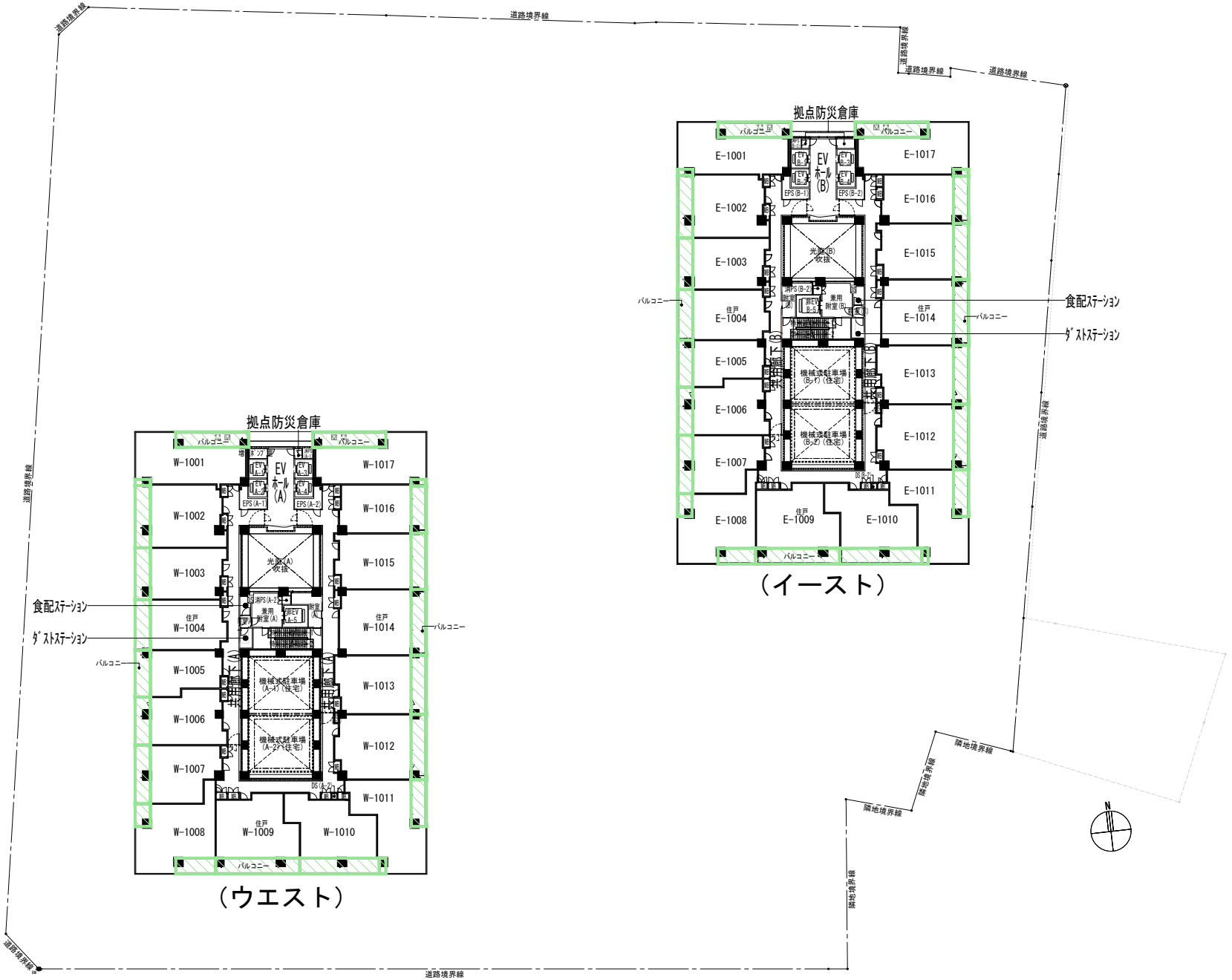
特定管理部分(商業)

特定管理部分(住宅)

使用承認部分(全体)

使用承認部分(商業)

使用承認部分(住宅)



※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

10階平面図

別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

専用使用権(商業)

専用使用権(住宅)

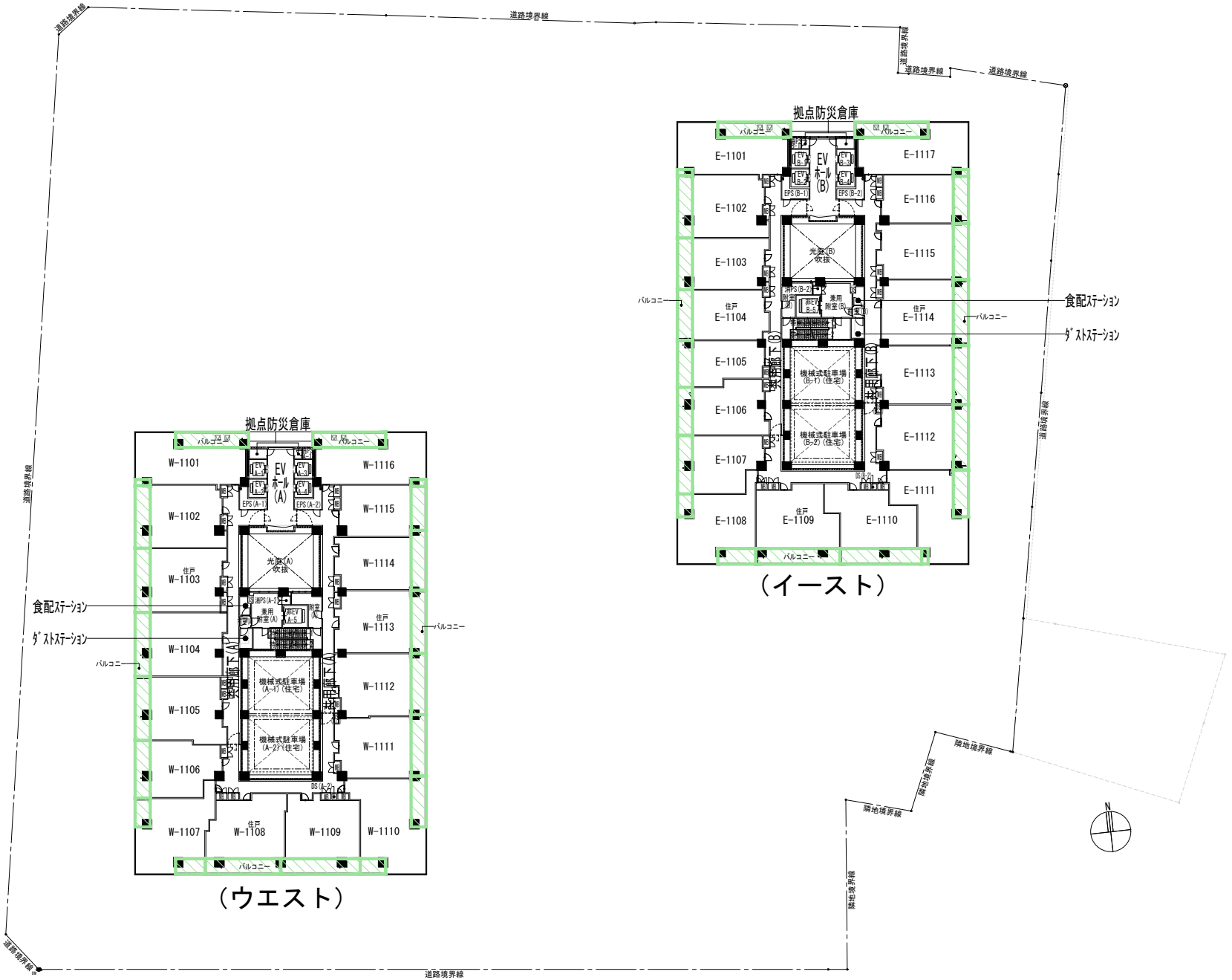
特定管理部分(商業)

特定管理部分(住宅)

使用承認部分(全体)

使用承認部分(商業)

使用承認部分(住宅)



（ウエスト）

（イースト）

※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

11～15階平面図

別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

専用使用権(商業)

専用使用権(住宅)

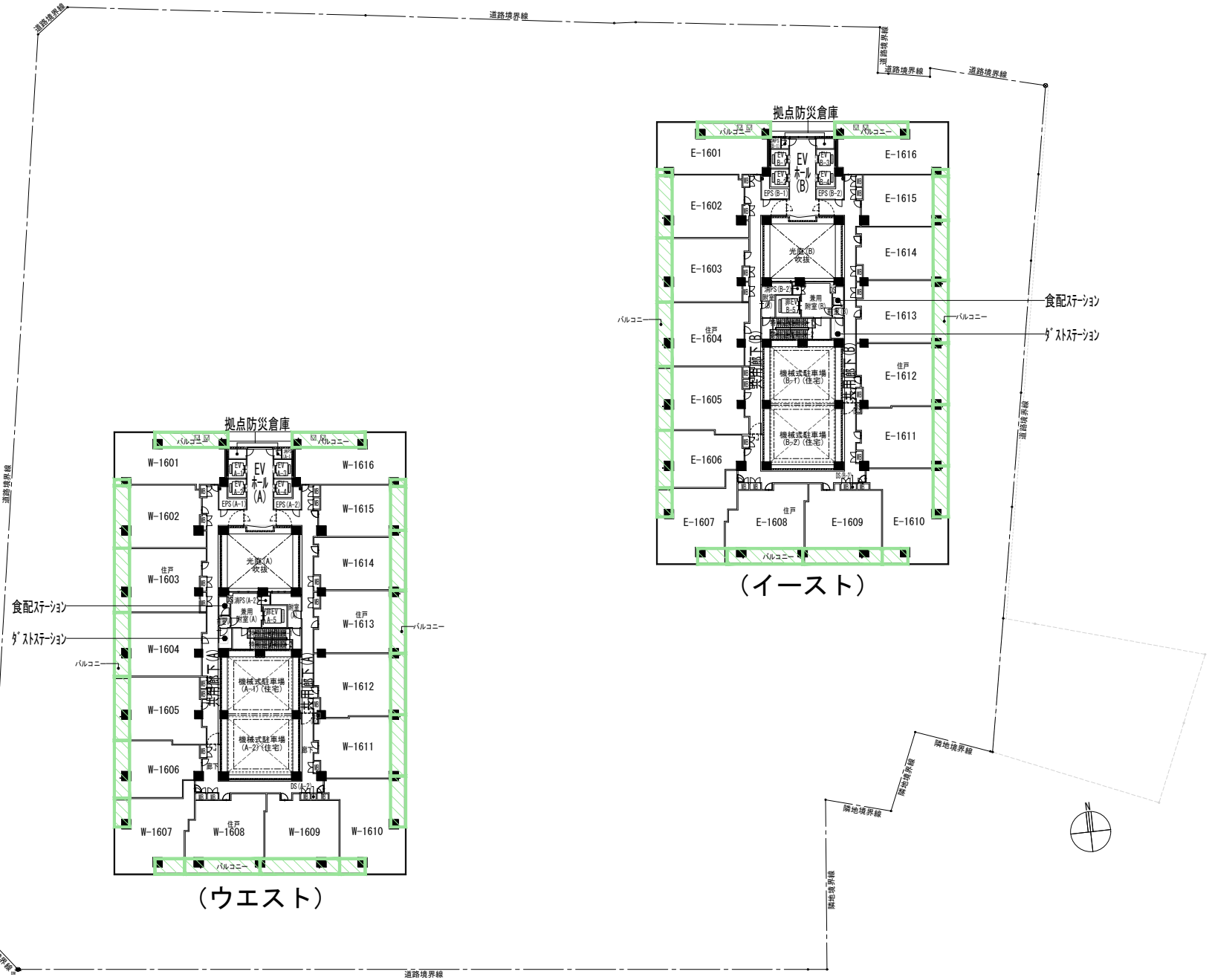
特定管理部分(商業)

特定管理部分(住宅)

使用承認部分(全体)

使用承認部分(商業)

使用承認部分(住宅)



（ウエスト）

（イースト）

※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

16～19，21階平面図

別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

専用使用権(商業)

専用使用権(住宅)

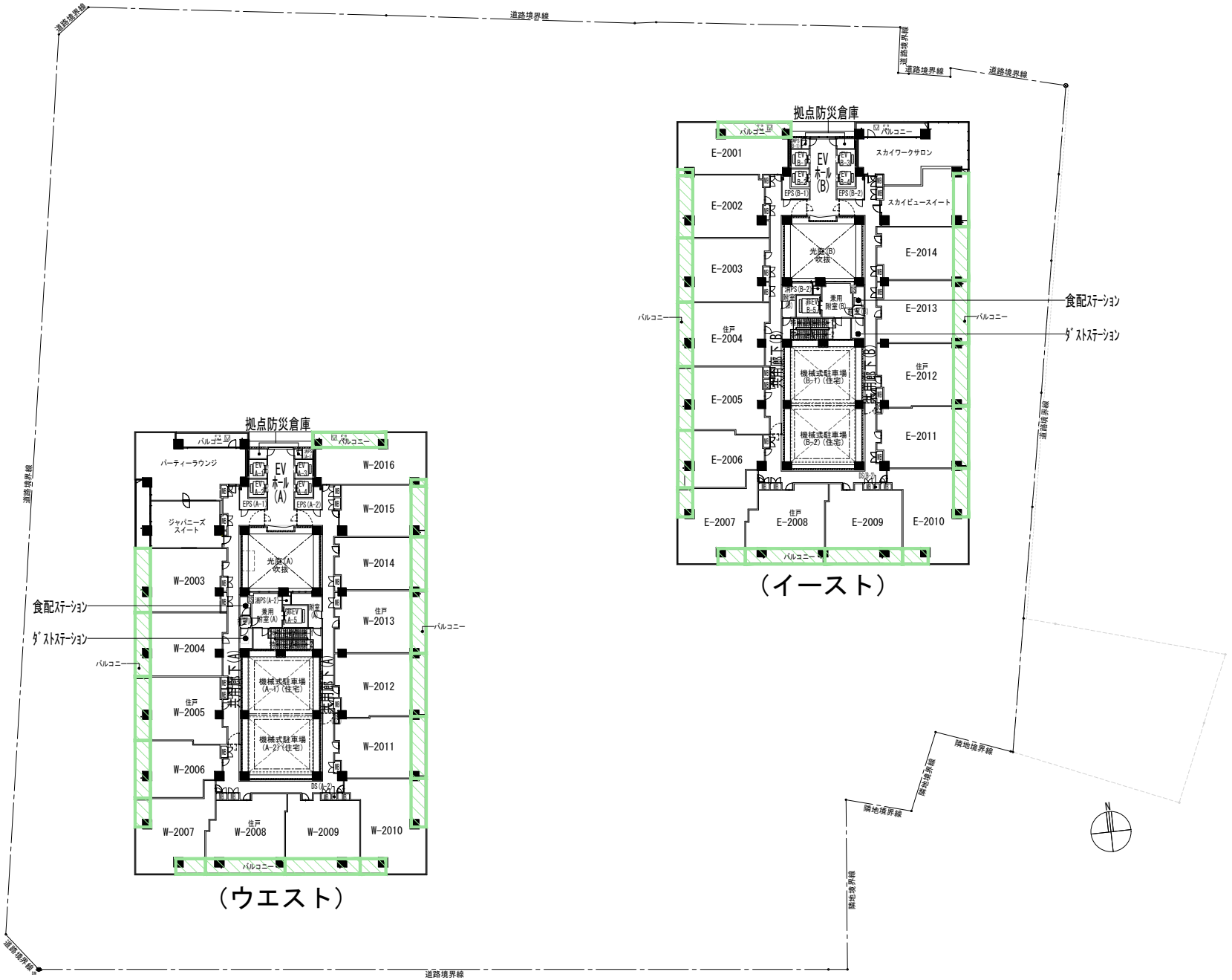
特定管理部分(商業)

特定管理部分(住宅)

使用承認部分(全体)

使用承認部分(商業)

使用承認部分(住宅)



※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

20階平面図

別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

専用使用権(商業)

専用使用権(住宅)

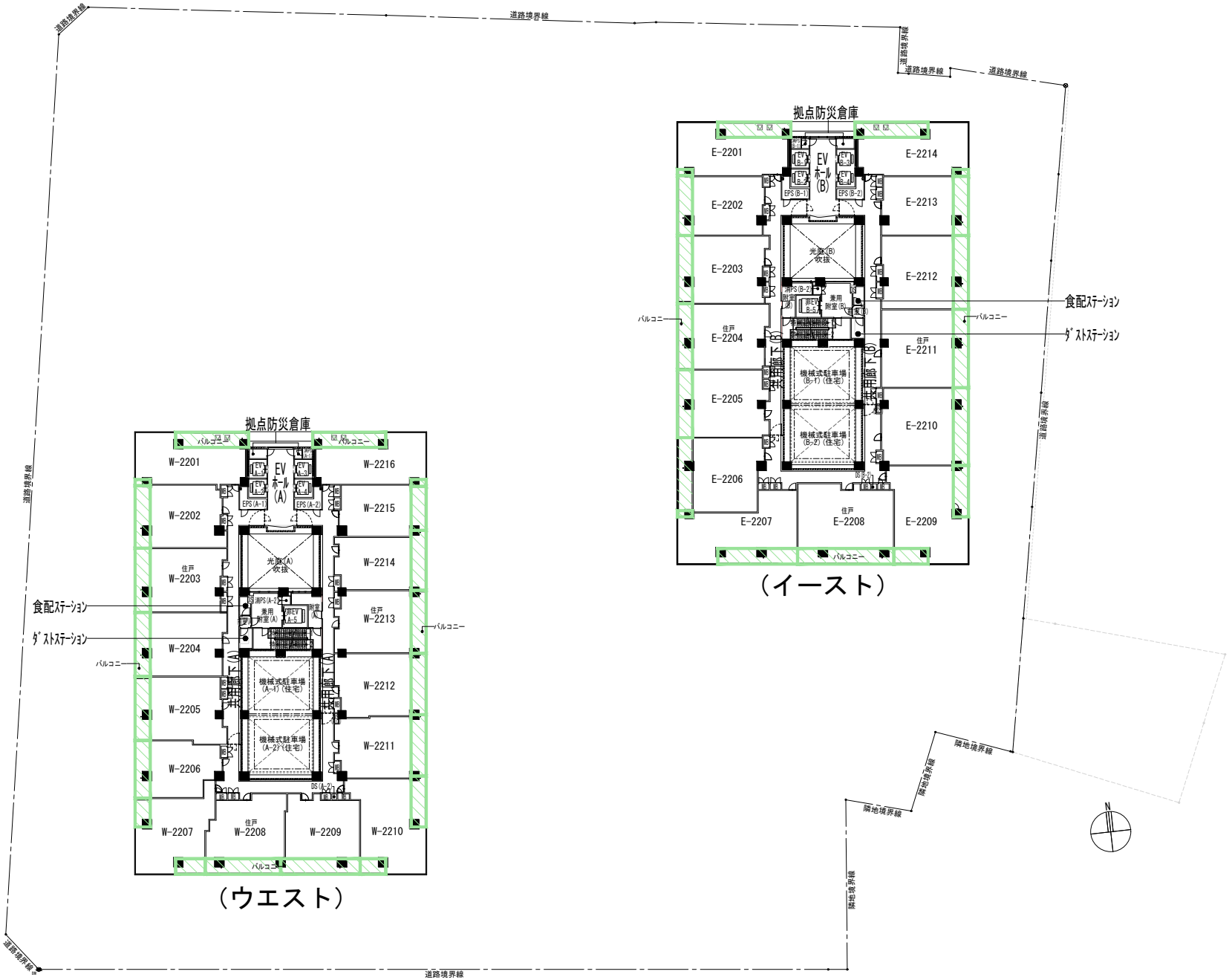
特定管理部分(商業)

特定管理部分(住宅)

使用承認部分(全体)

使用承認部分(商業)

使用承認部分(住宅)



（ウエスト）

（イースト）

※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

22階平面図

別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

専用使用権(商業)

専用使用権(住宅)

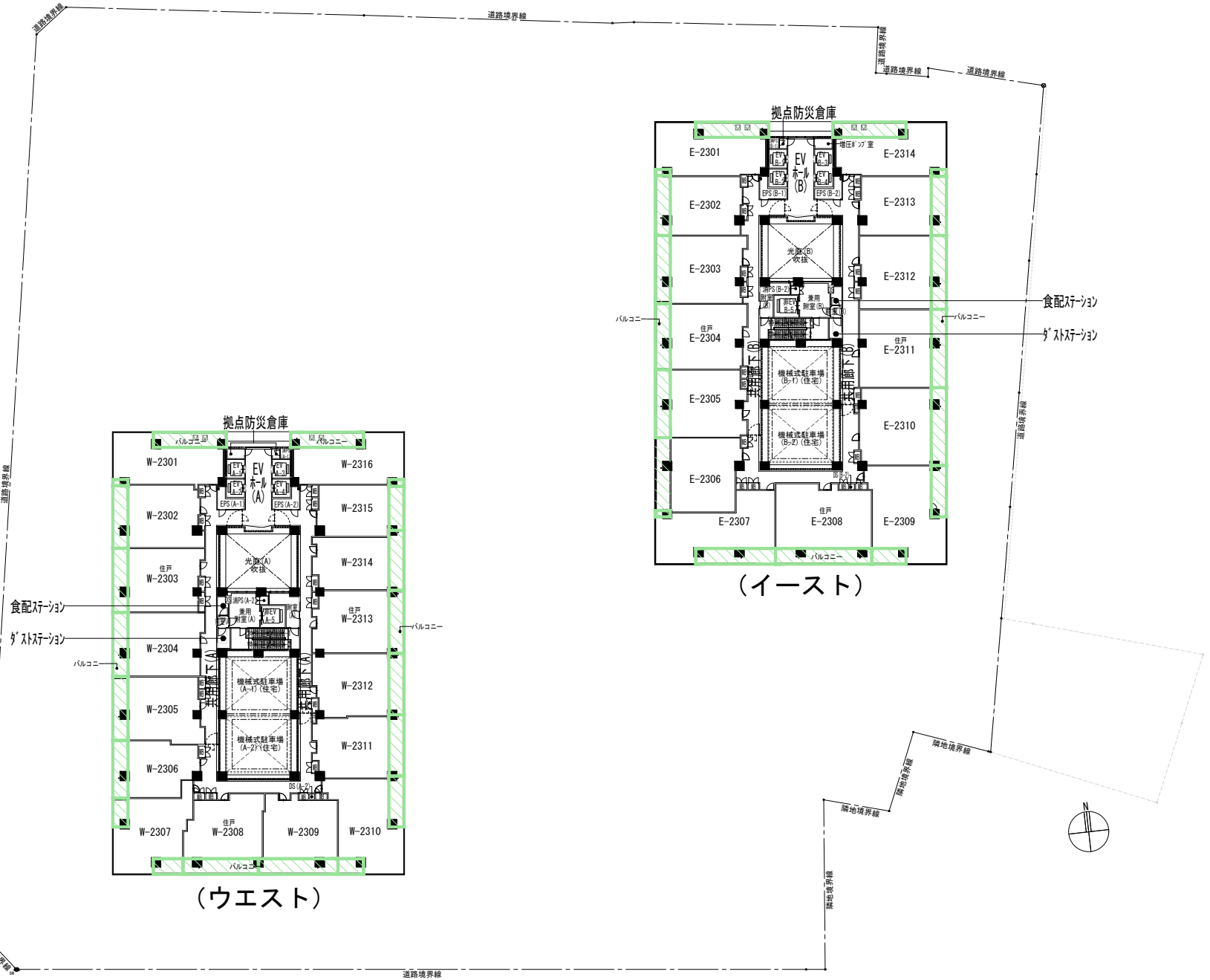
特定管理部分(商業)

特定管理部分(住宅)

使用承認部分(全体)

使用承認部分(商業)

使用承認部分(住宅)



（ウエスト）

（イースト）

※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

23階平面図

別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

専用使用権(商業)

専用使用権(住宅)

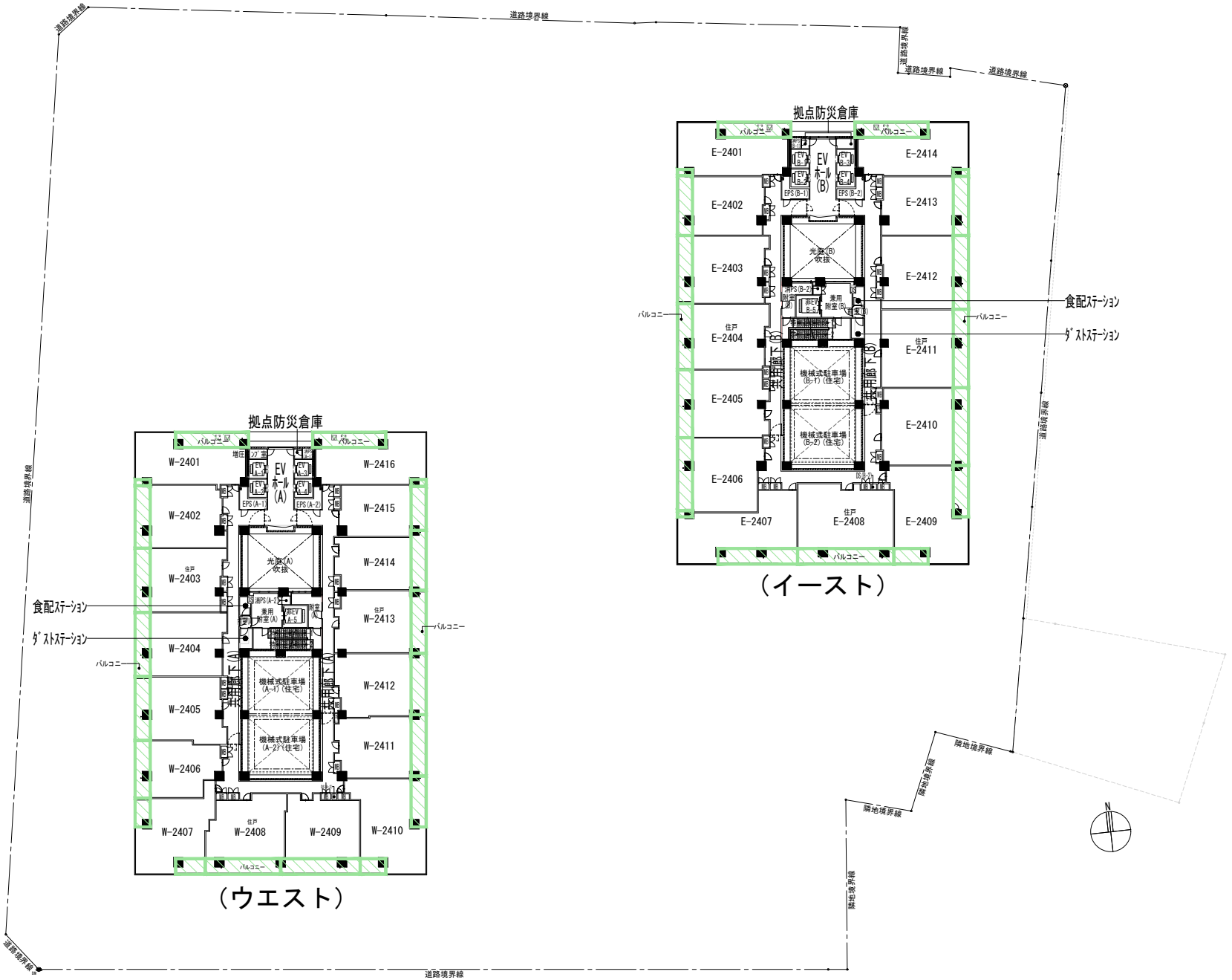
特定管理部分(商業)

特定管理部分(住宅)

使用承認部分(全体)

使用承認部分(商業)

使用承認部分(住宅)



（イースト）

（ウエスト）

※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

24階平面図

別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

専用使用権(商業)

専用使用権(住宅)

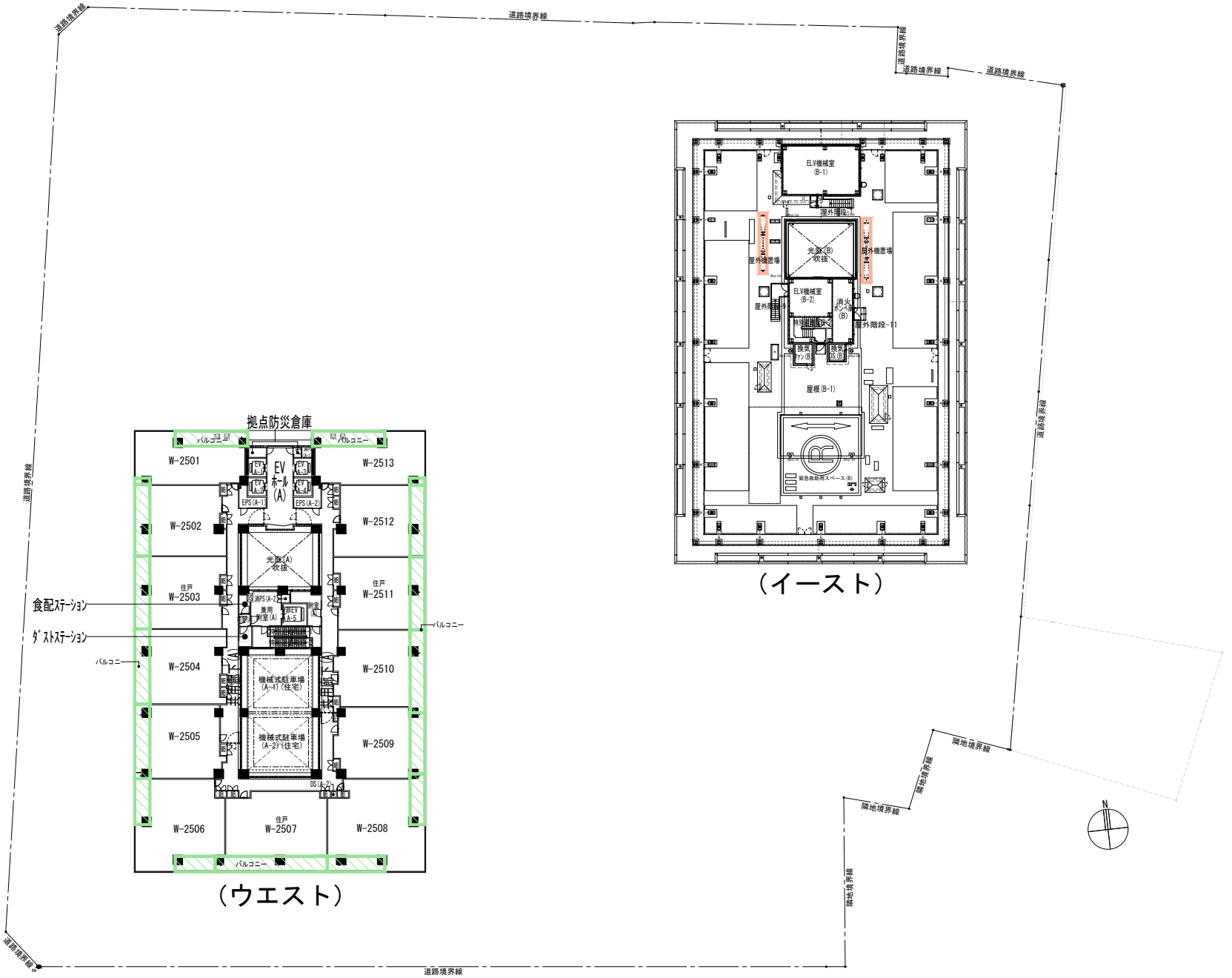
特定管理部分(商業)

特定管理部分(住宅)

使用承認部分(全体)

使用承認部分(商業)

使用承認部分(住宅)



※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

ウエスト25・26階/イーストPH階平面図　　別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

専用使用権(商業)

専用使用権(住宅)

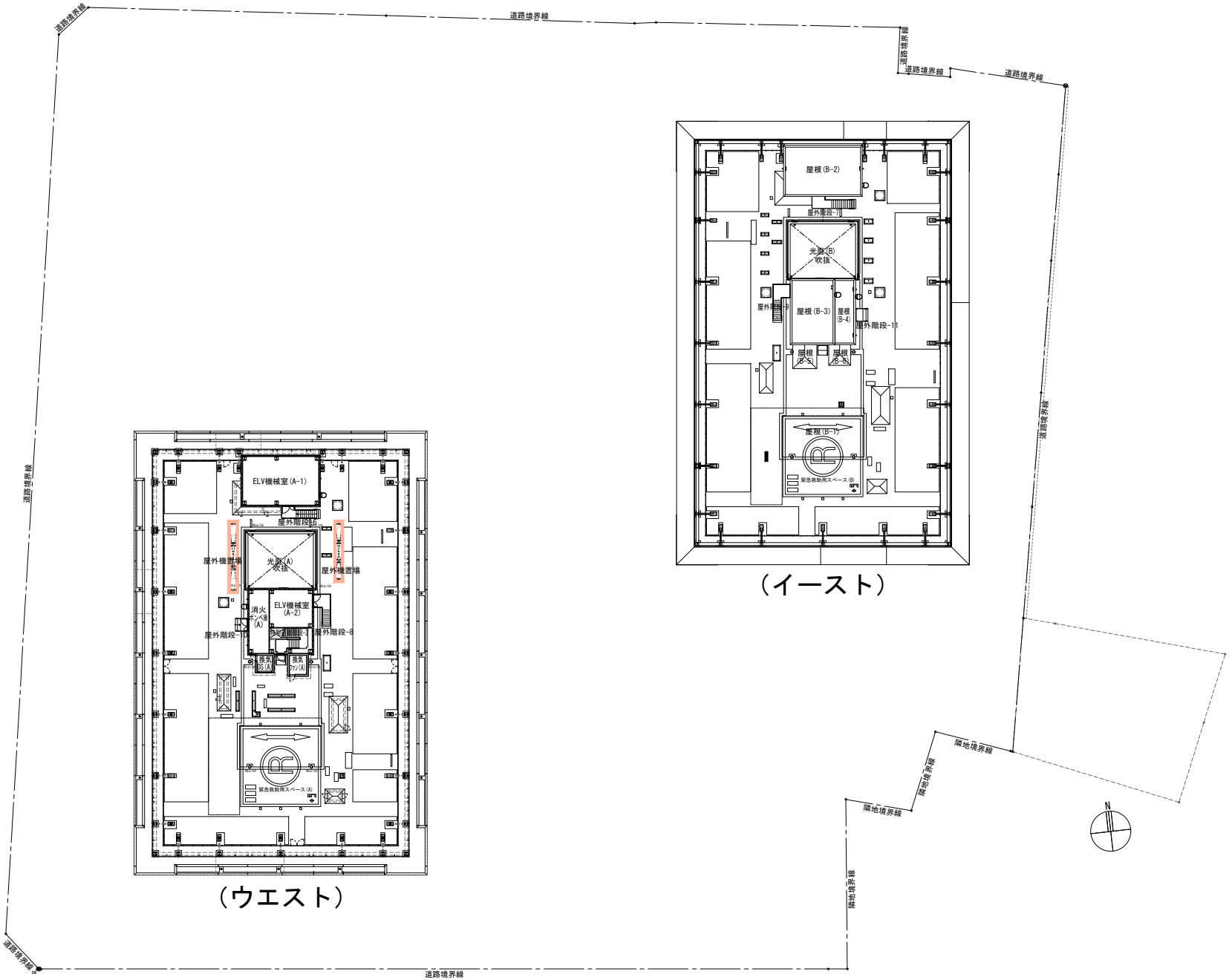
特定管理部分(商業)

特定管理部分(住宅)

使用承認部分(全体)

使用承認部分(商業)

使用承認部分(住宅)



（イースト）

（ウエスト）

※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

ウエストPH階/イーストR階平面図　　別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

専用使用権(商業)

専用使用権(住宅)

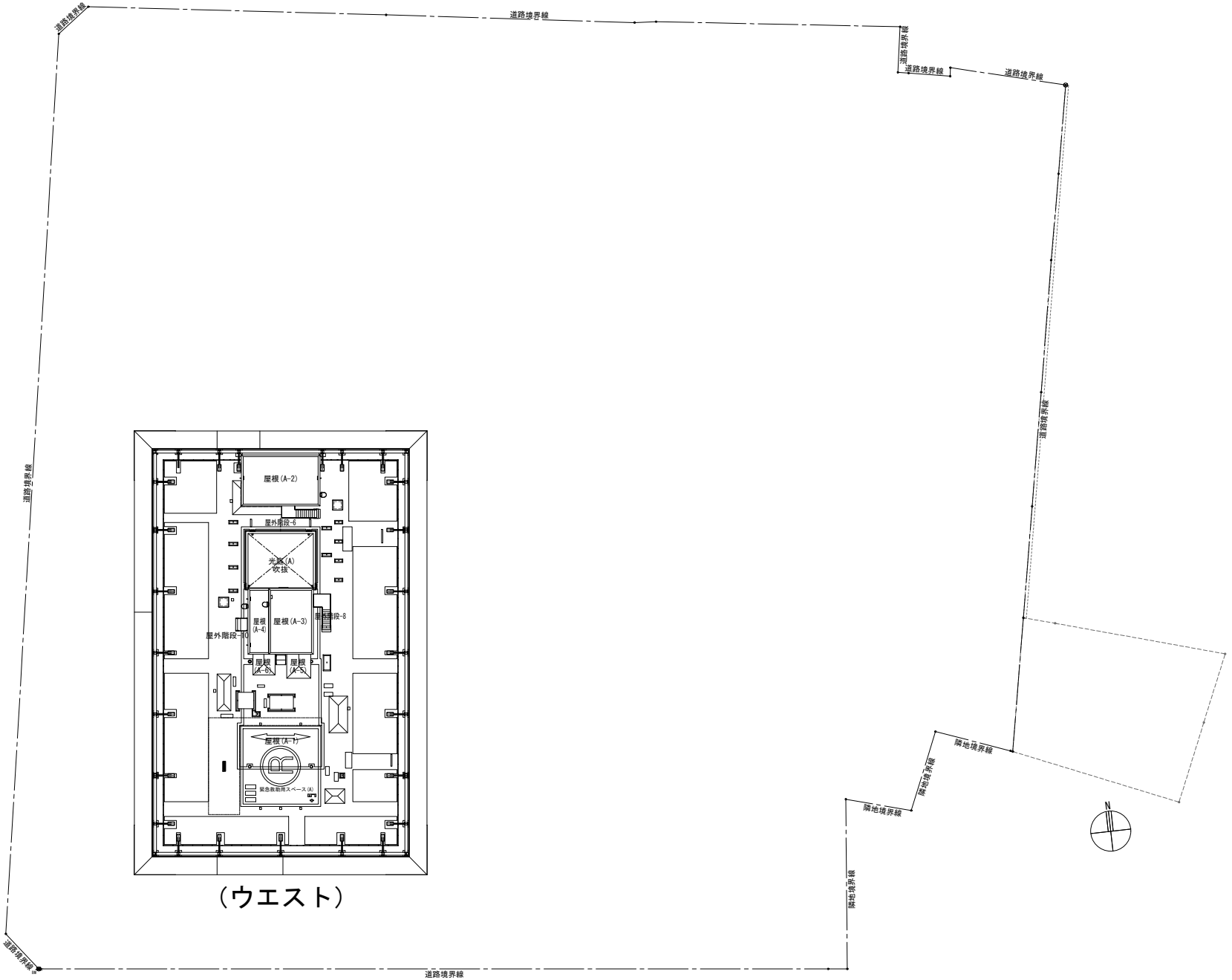
特定管理部分(商業)

特定管理部分(住宅)

使用承認部分(全体)

使用承認部分(商業)

使用承認部分(住宅)



（ウエスト）

※但し躯体（柱、梁、壁等）は法定共用につき、共用区分色塗り対象外とする。

ウエストR階平面図

別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

専用使用権（商業）

専用使用権（住宅）

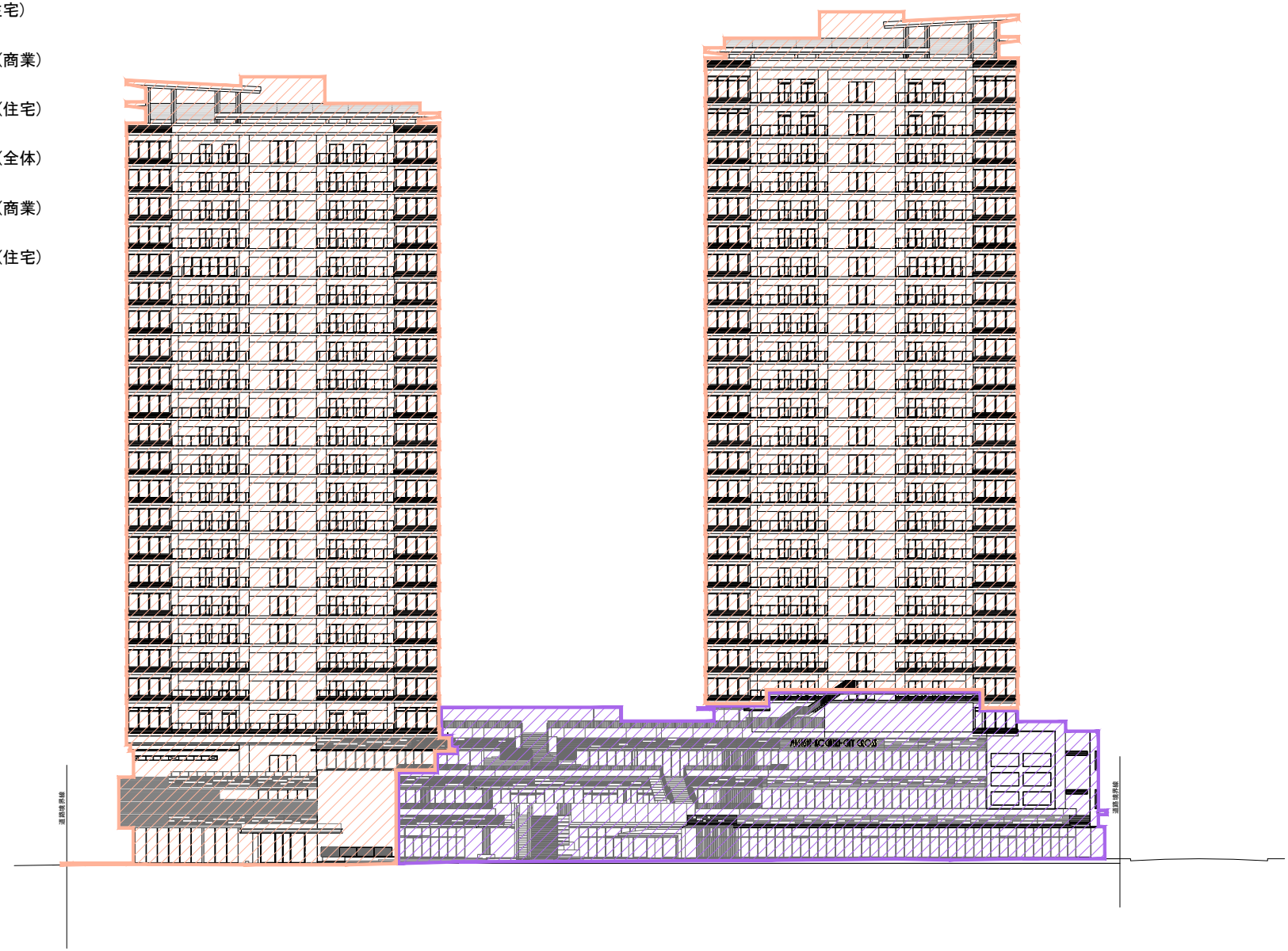
特定管理部分（商業）

特定管理部分（住宅）

使用承認部分（全体）

使用承認部分（商業）

使用承認部分（住宅）



立面図（1）（北立面図）

別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

専用使用権（商業）

専用使用権（住宅）

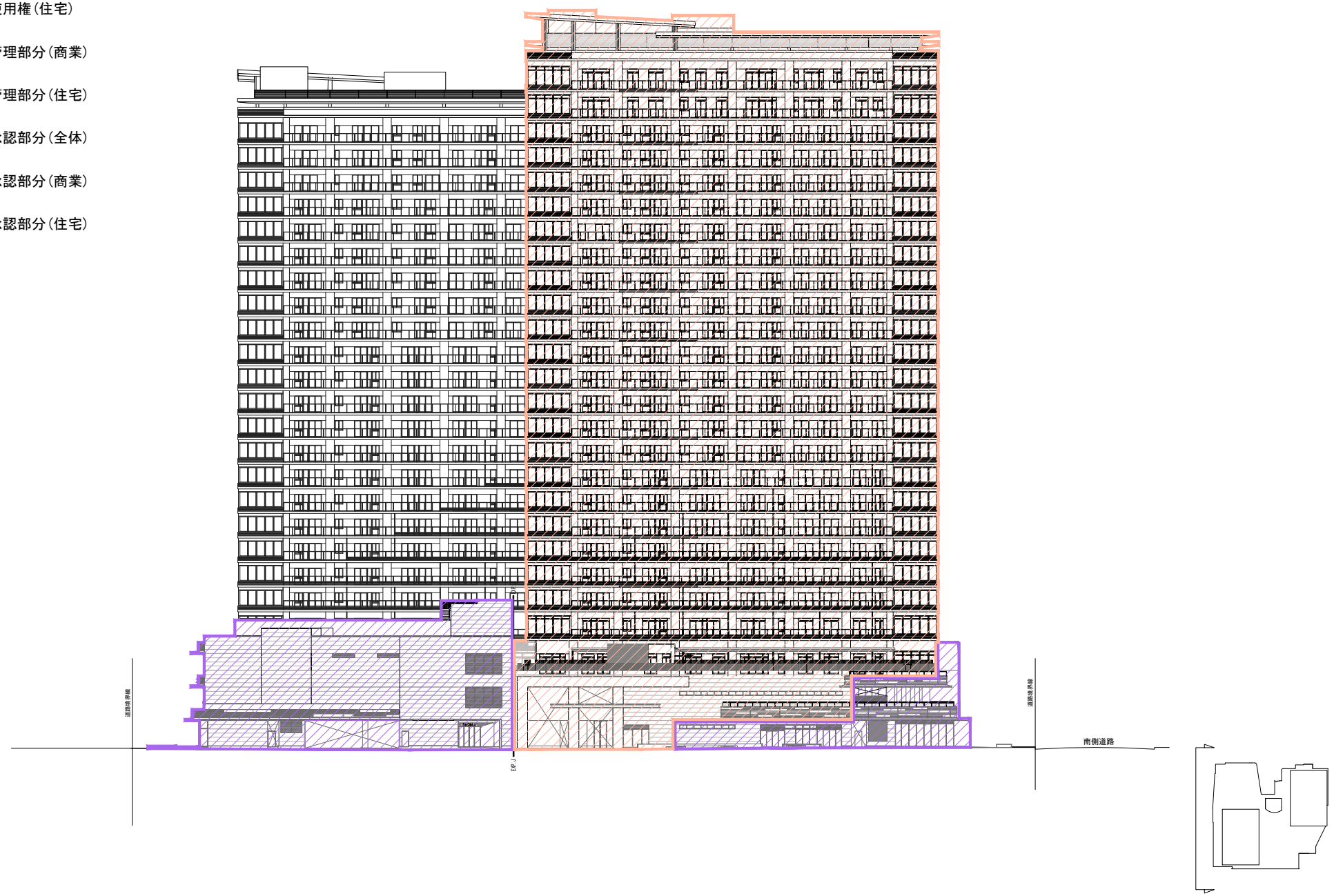
特定管理部分（商業）

特定管理部分（住宅）

使用承認部分（全体）

使用承認部分（商業）

使用承認部分（住宅）



立面図（2）（西立面図）

別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

専用使用権（商業）

専用使用権（住宅）

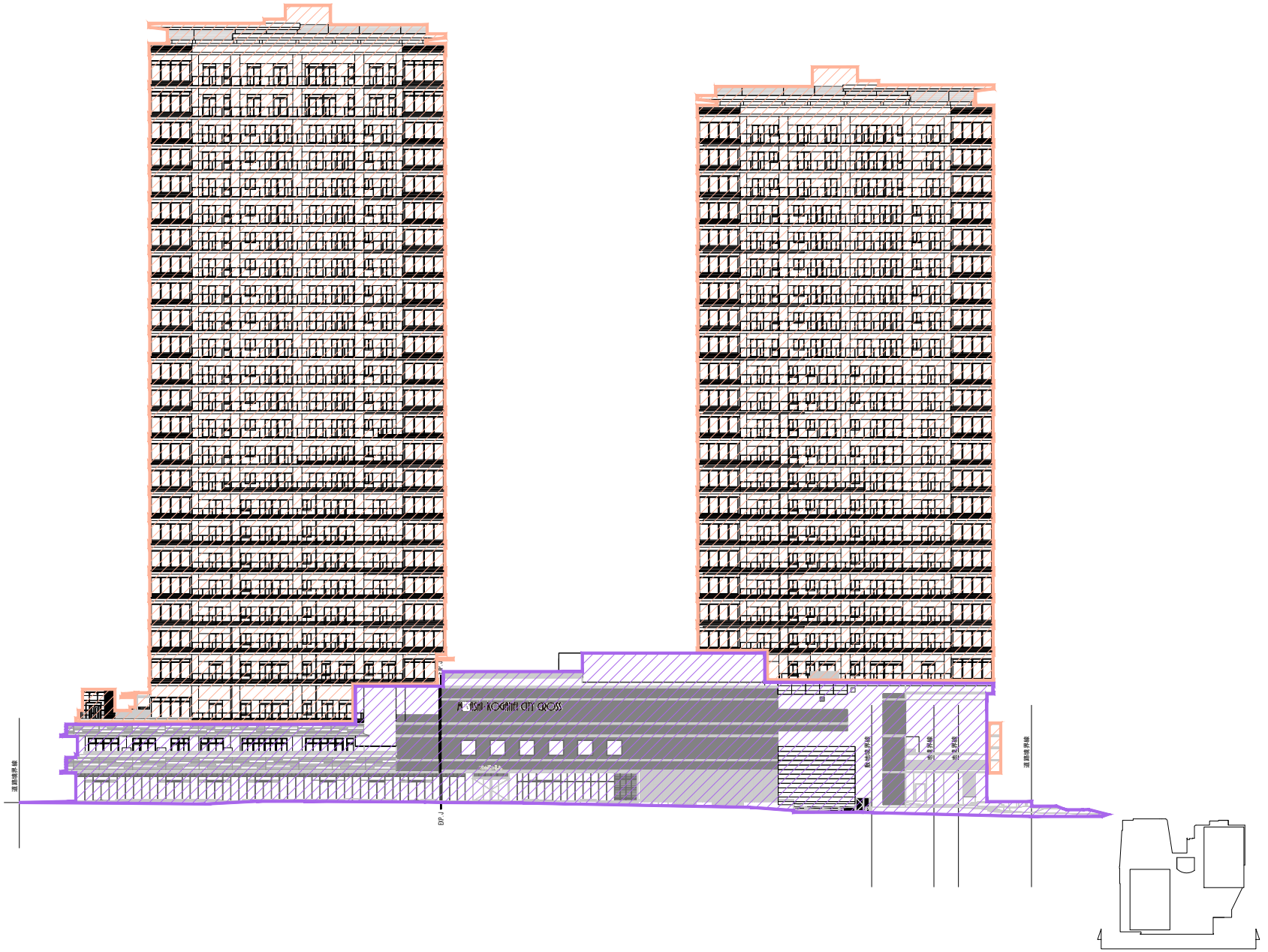
特定管理部分（商業）

特定管理部分（住宅）

使用承認部分（全体）

使用承認部分（商業）

使用承認部分（住宅）



立面図（3）（南立面図）

別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

専用使用権（商業）

専用使用権（住宅）

特定管理部分（商業）

特定管理部分（住宅）

使用承認部分（全体）

使用承認部分（商業）

使用承認部分（住宅）



立面図（4）（東立面図）

別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

専用使用権（商業）

専用使用権（住宅）

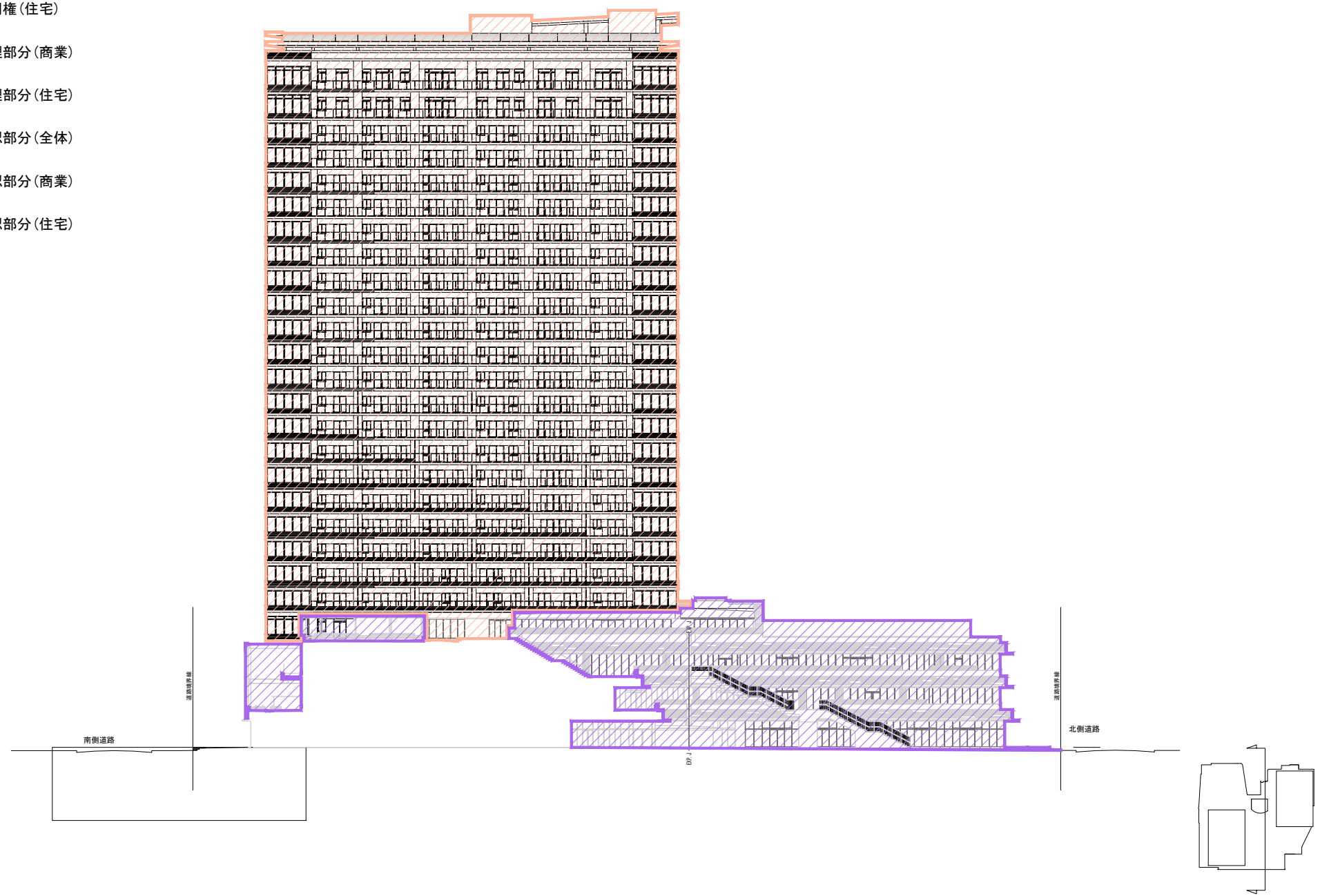
特定管理部分（商業）

特定管理部分（住宅）

使用承認部分（全体）

使用承認部分（商業）

使用承認部分（住宅）



立面図（5）（広場側東立面図）

別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

専用使用権（商業）

専用使用権（住宅）

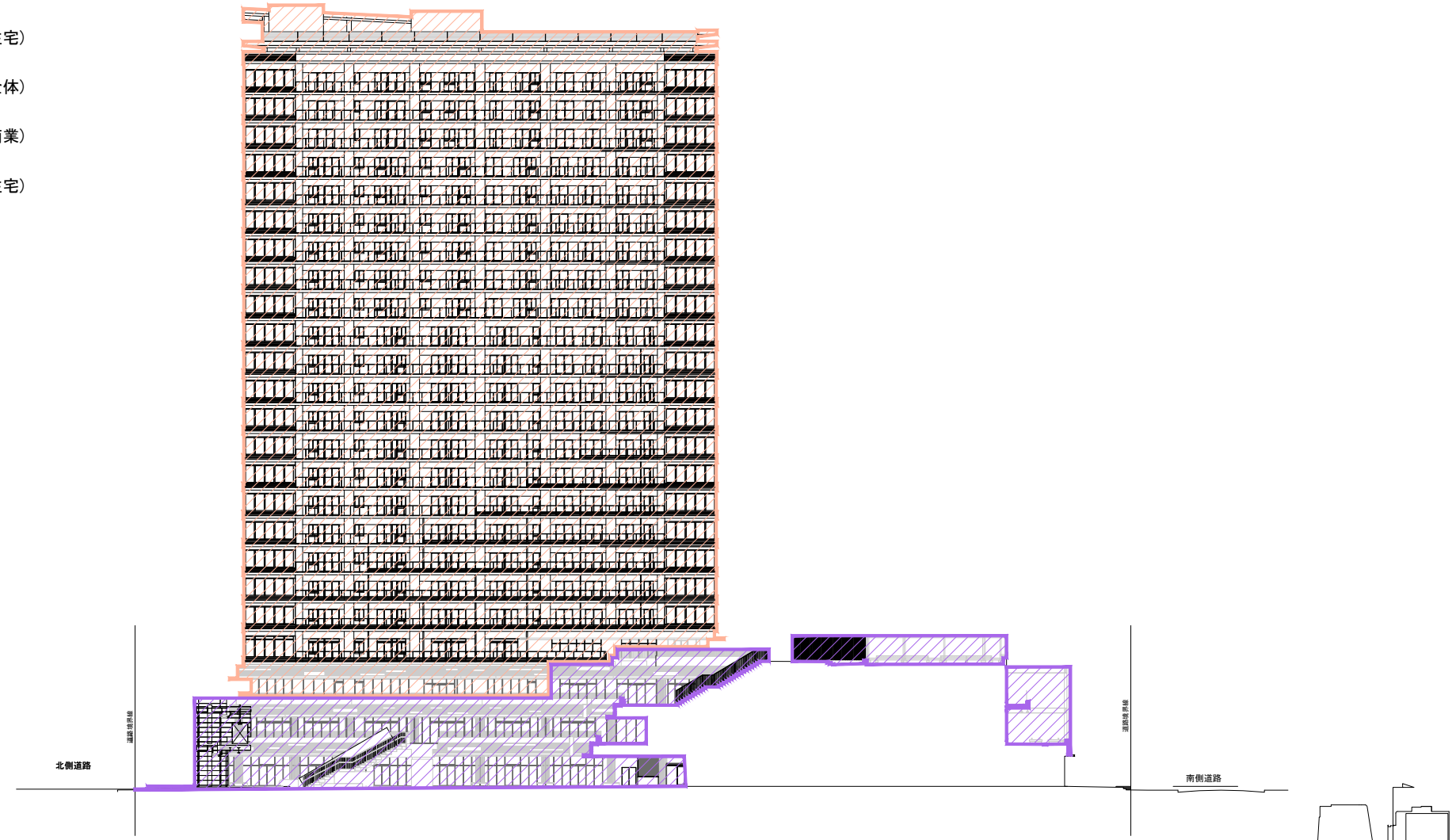
特定管理部分（商業）

特定管理部分（住宅）

使用承認部分（全体）

使用承認部分（商業）

使用承認部分（住宅）



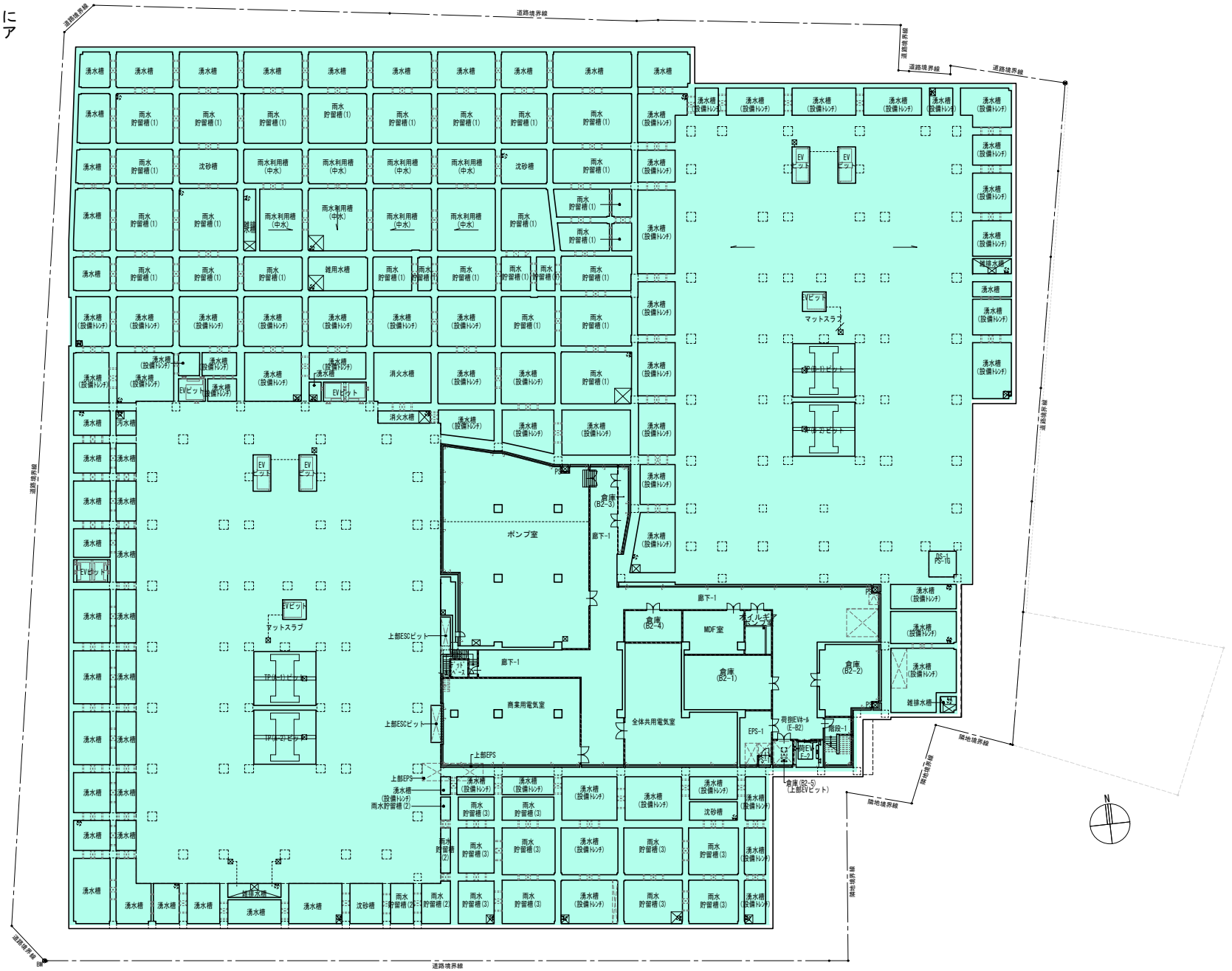
立面図（6）（広場側西立面図）

別図第2　専用使用部分、使用承認部分及び特定管理部分

ペットをキャリーバック（カート）に入れての同伴が認められているエリア

ペットを着地させる事が認められているエリア

ペット同伴不可のエリア



※緊急避難時には当図によらずペットを同伴させることができるものとする。

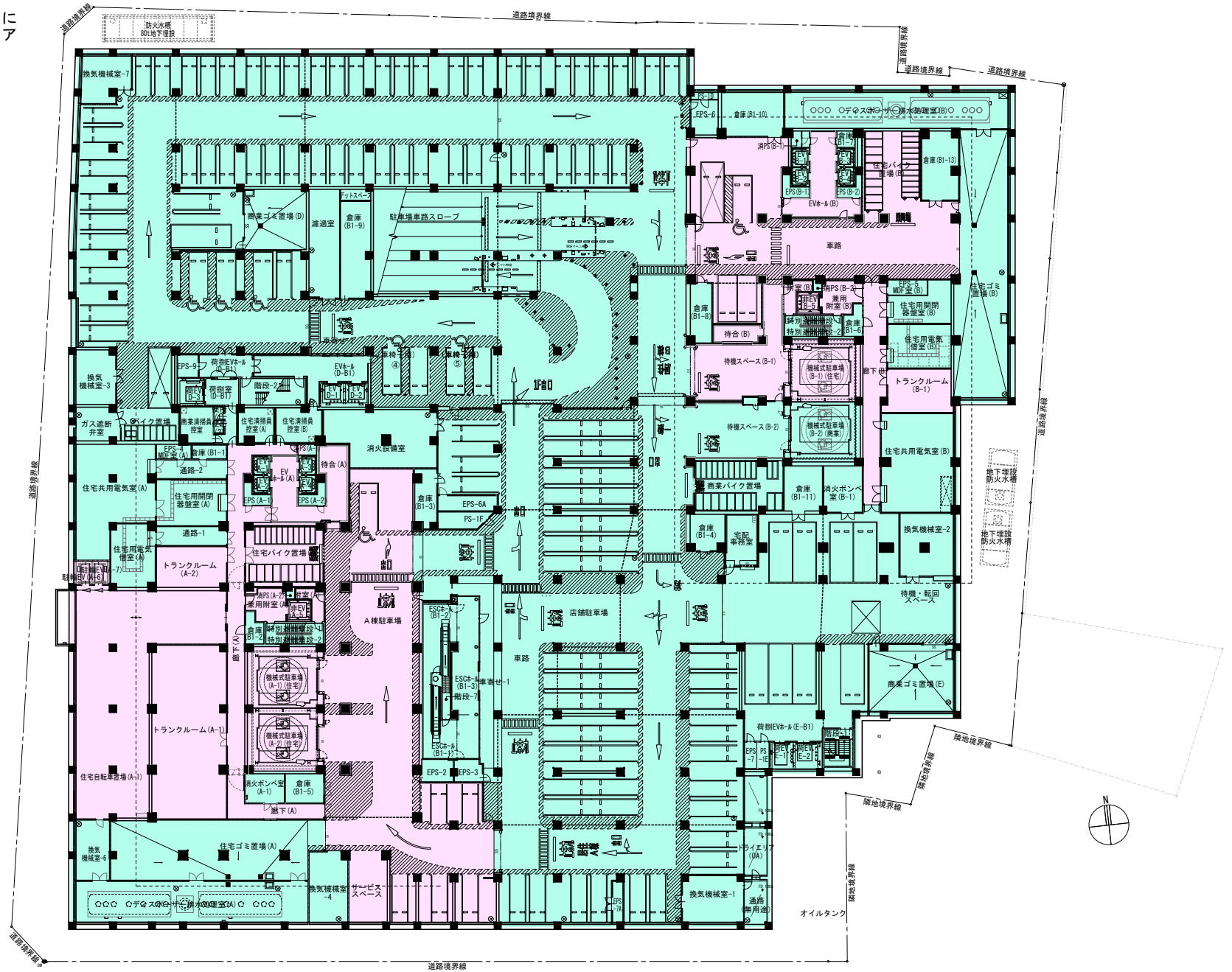
地下2階平面図

別図第3　ペット同伴区分エリア図

ペットをキャリーバック（カート）に入れての同伴が認められているエリア

ペットを着地させる事が認められているエリア

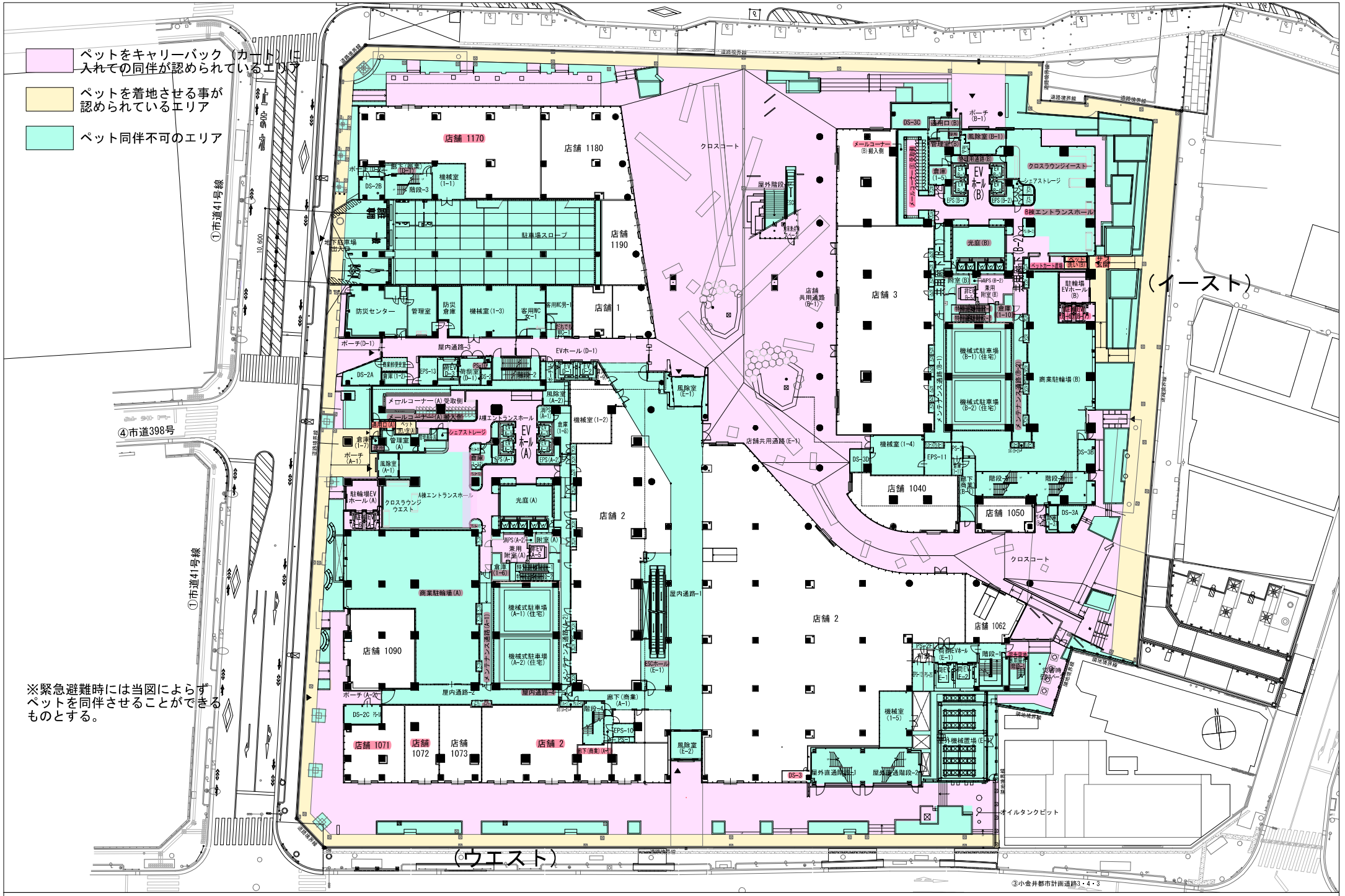
ペット同伴不可のエリア



※緊急避難時には当図によらずペットを同伴させることができるものとする。

地下1階平面図

別図第3　ペット同伴区分エリア図



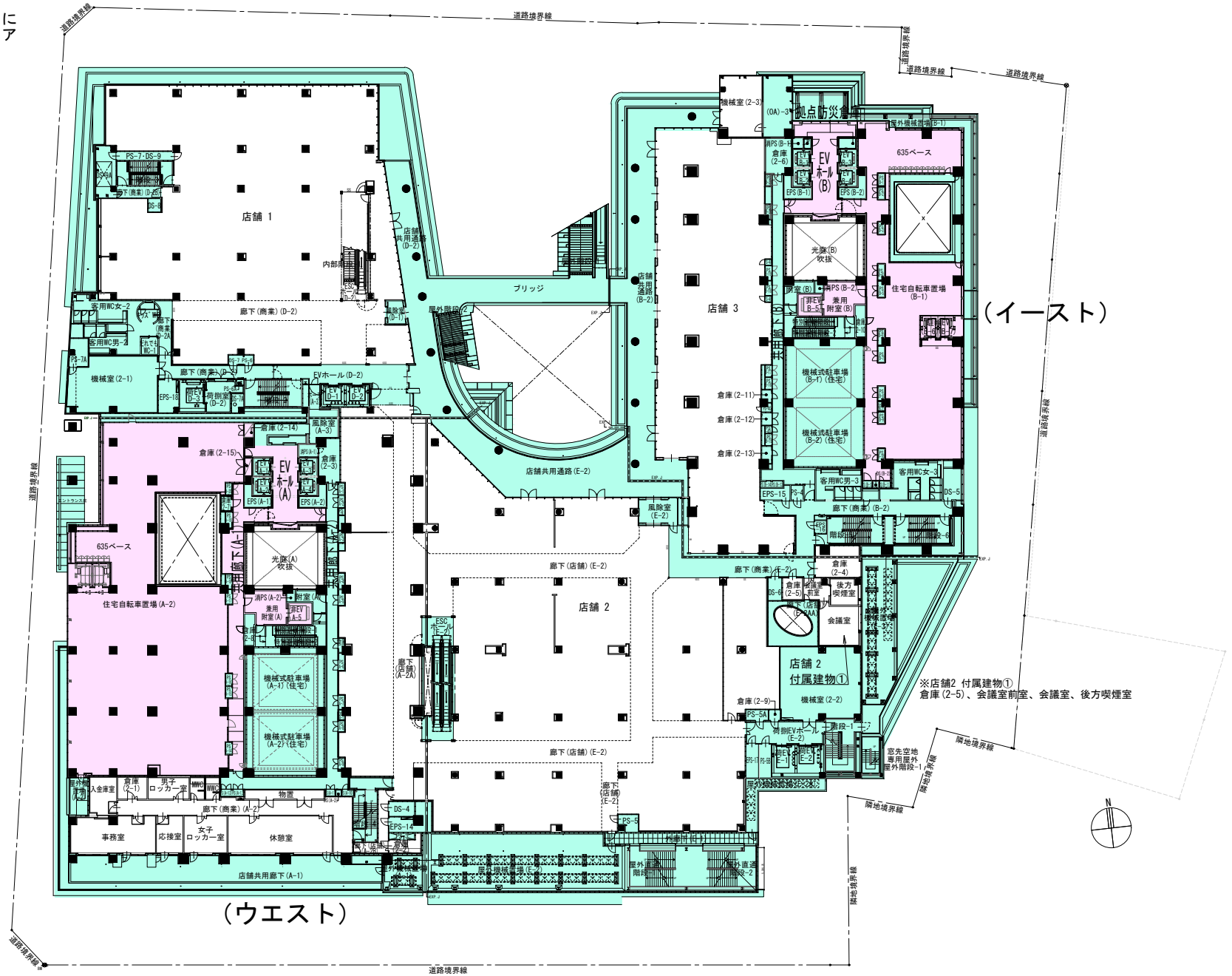
1階平面図

別図第3　ペット同伴区分エリア図

ペットをキャリーバック（カート）に入れての同伴が認められているエリア

ペットを着地させる事が認められているエリア

ペット同伴不可のエリア



※店舗2 付属建物①
倉庫(2-5)、会議室前室、会議室、後方喫煙室

※緊急避難時には当図によらずペットを同伴させることができるものとする。

2階平面図

別図第3　ペット同伴区分エリア図

ペットをキャリーバック（カート）に入れての同伴が認められているエリア

ペットを着地させる事が認められているエリア

ペット同伴不可のエリア



※緊急避難時には当図によらずペットを同伴させることができるものとする。

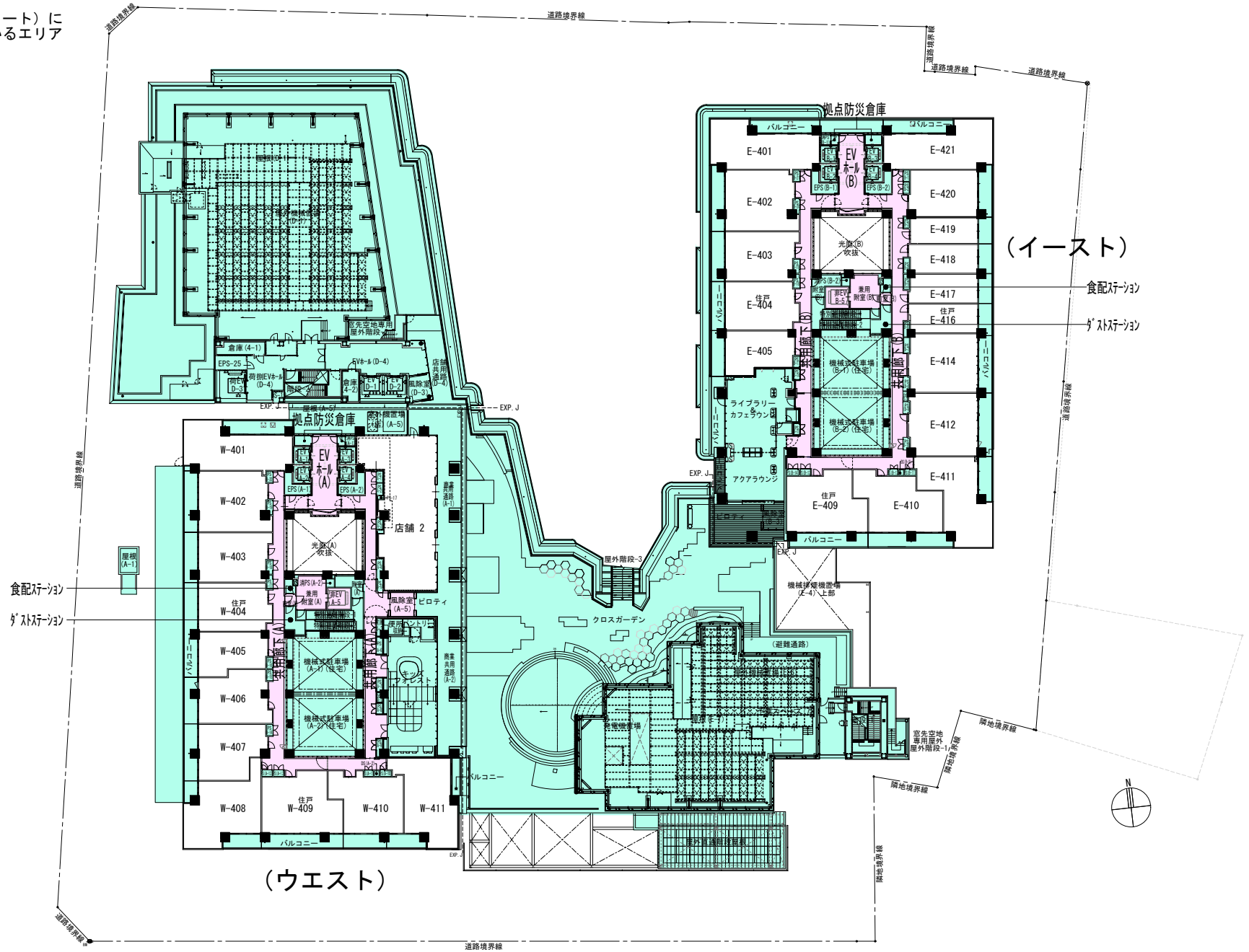
3階平面図

別図第3　ペット同伴区分エリア図

ペットをキャリーバック（カート）に入れての同伴が認められているエリア

ペットを着地させる事が認められているエリア

ペット同伴不可のエリア



※緊急避難時には当図によらずペットを同伴させることができるものとする。

4階平面図

別図第3　ペット同伴区分エリア図

ペットをキャリーバック（カート）に入れての同伴が認められているエリア

ペットを着地させる事が認められているエリア

ペット同伴不可のエリア



※緊急避難時には当図によらずペットを同伴させることができるものとする。

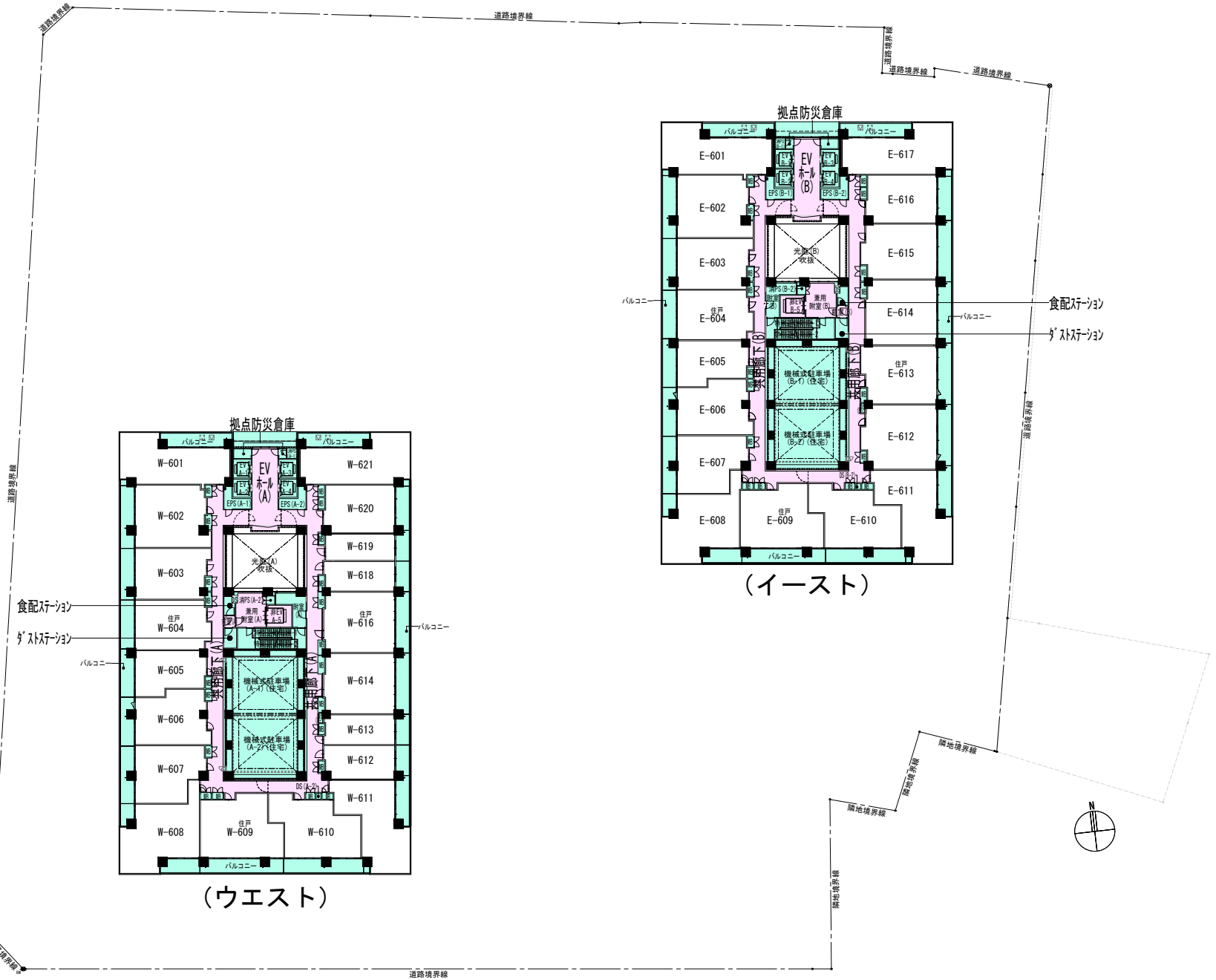
5階平面図

別図第3　ペット同伴区分エリア図

ペットをキャリーバック（カート）に入れての同伴が認められているエリア

ペットを着地させる事が認められているエリア

ペット同伴不可のエリア



（ウエスト）

（イースト）

※緊急避難時には当図によらずペットを同伴させることができるものとする。

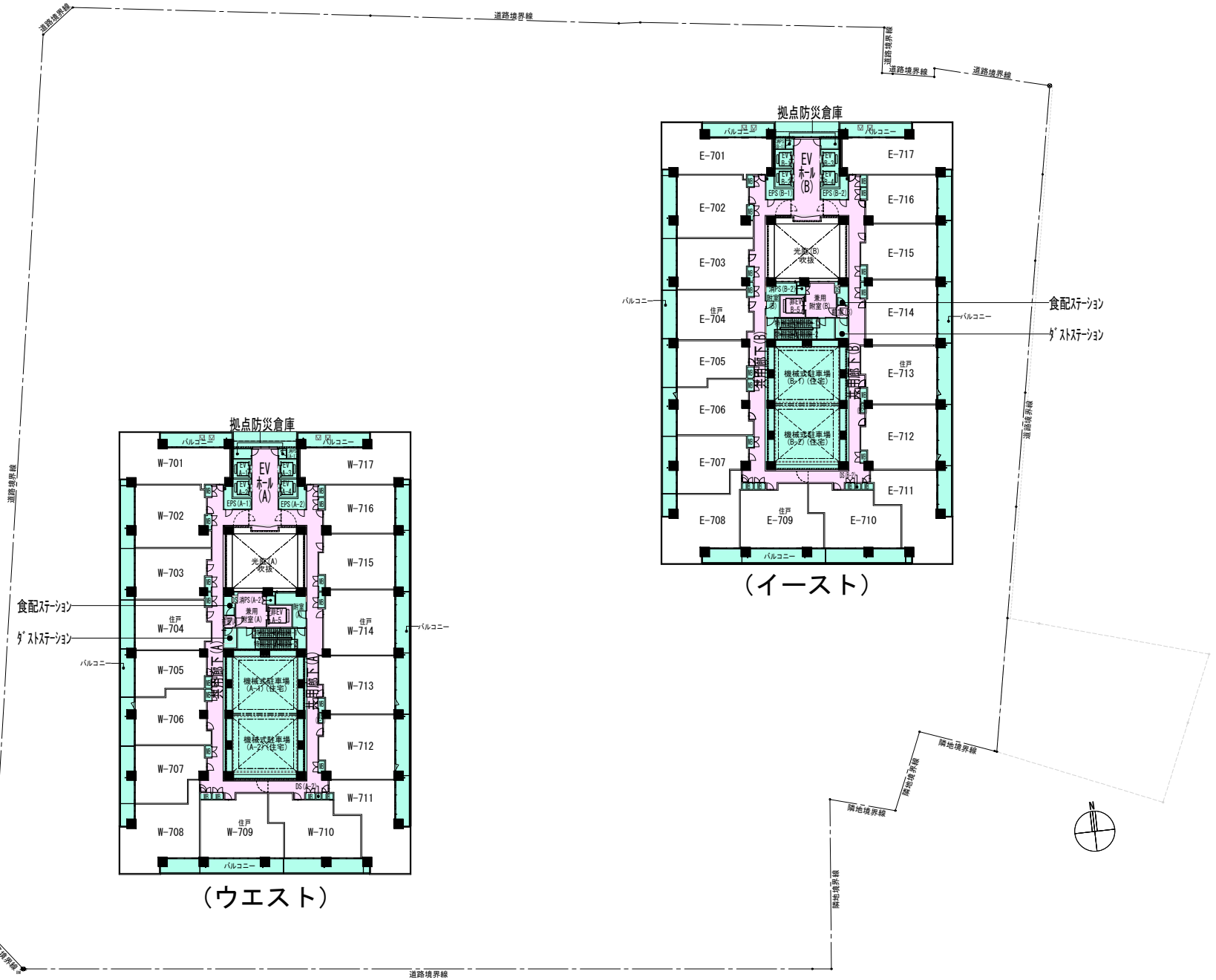
6階平面図

別図第3　ペット同伴区分エリア図

ペットをキャリーバック（カート）に入れての同伴が認められているエリア

ペットを着地させる事が認められているエリア

ペット同伴不可のエリア



（ウエスト）

（イースト）

※緊急避難時には当図によらずペットを同伴させることができるものとする。

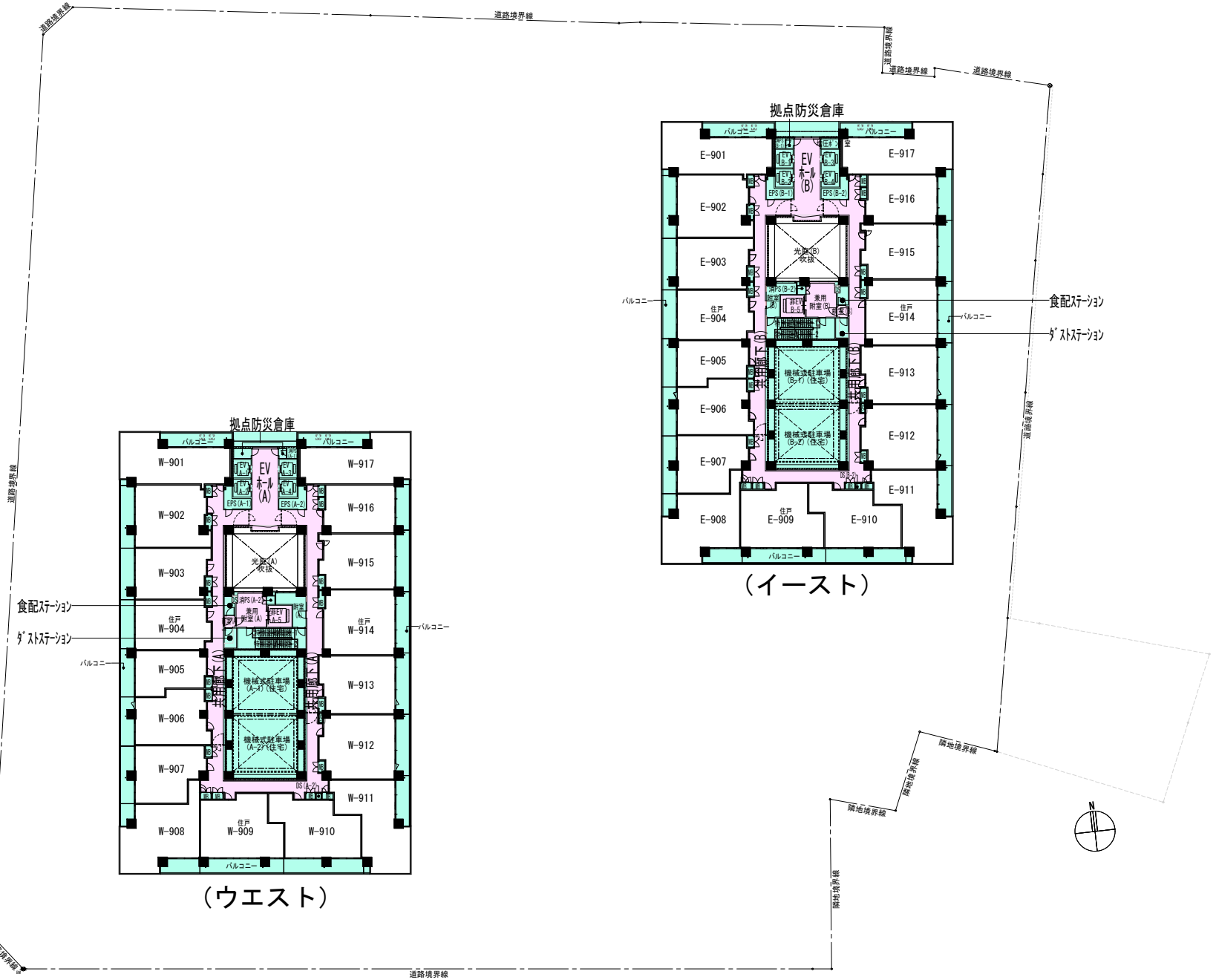
7・8階平面図

別図第3　ペット同伴区分エリア図

ペットをキャリーバック（カート）に入れての同伴が認められているエリア

ペットを着地させる事が認められているエリア

ペット同伴不可のエリア



※緊急避難時には当図によらずペットを同伴させることができるものとする。

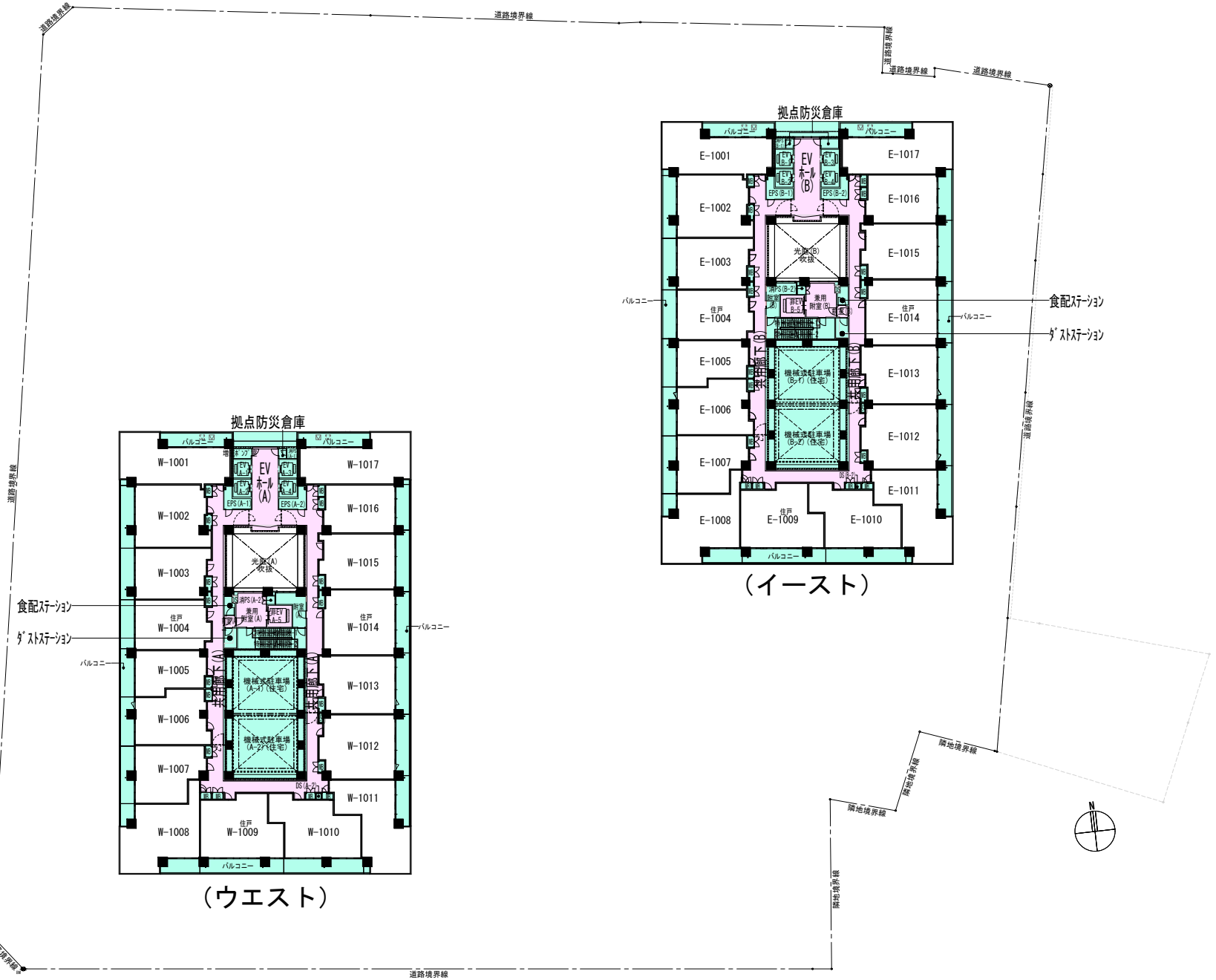
9階平面図

別図第3　ペット同伴区分エリア図

ペットをキャリーバック（カート）に入れての同伴が認められているエリア

ペットを着地させる事が認められているエリア

ペット同伴不可のエリア



※緊急避難時には当図によらずペットを同伴させることができるものとする。

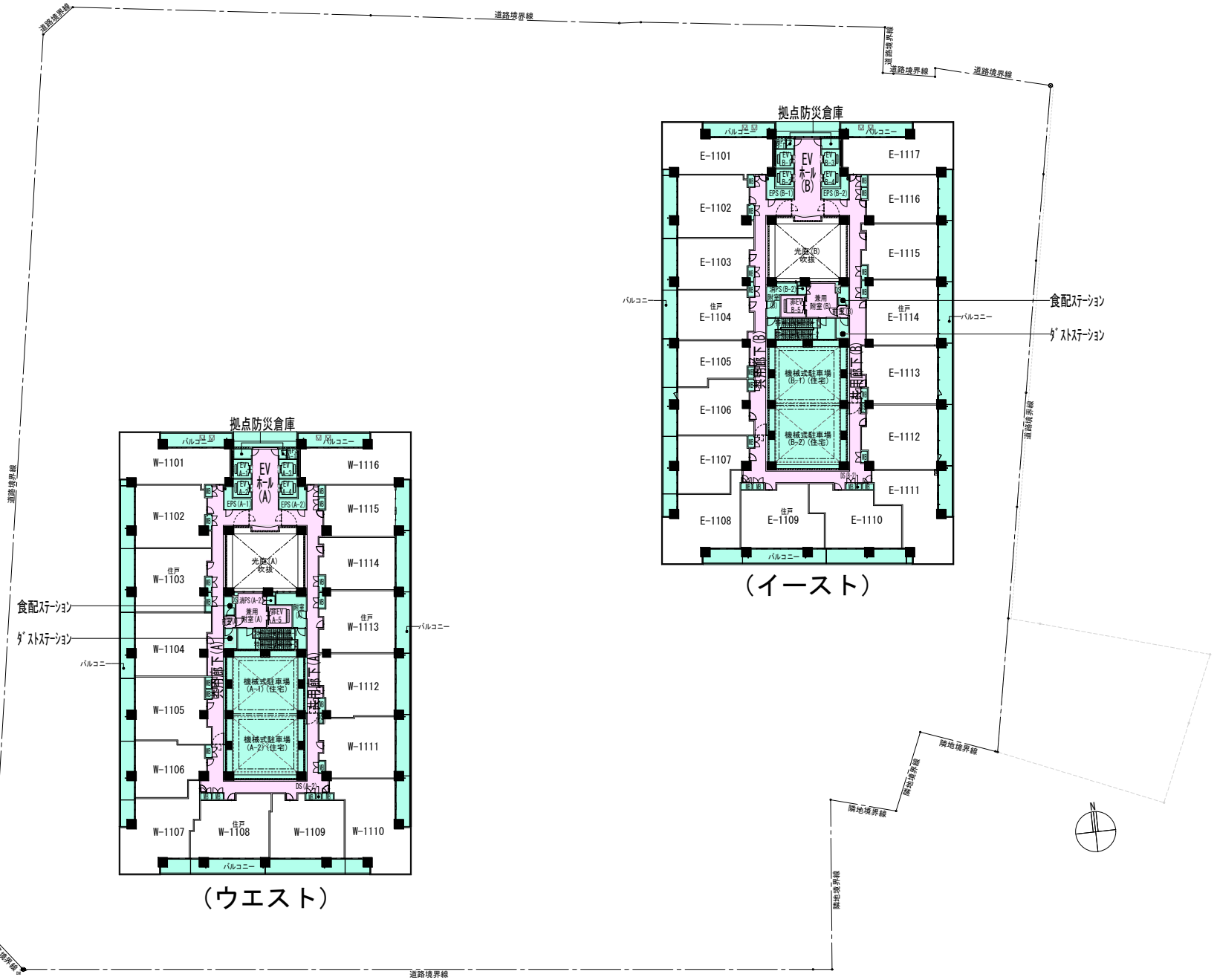
10階平面図

別図第3　ペット同伴区分エリア図

ペットをキャリーバック（カート）に入れての同伴が認められているエリア

ペットを着地させる事が認められているエリア

ペット同伴不可のエリア



※緊急避難時には当図によらずペットを同伴させることができるものとする。

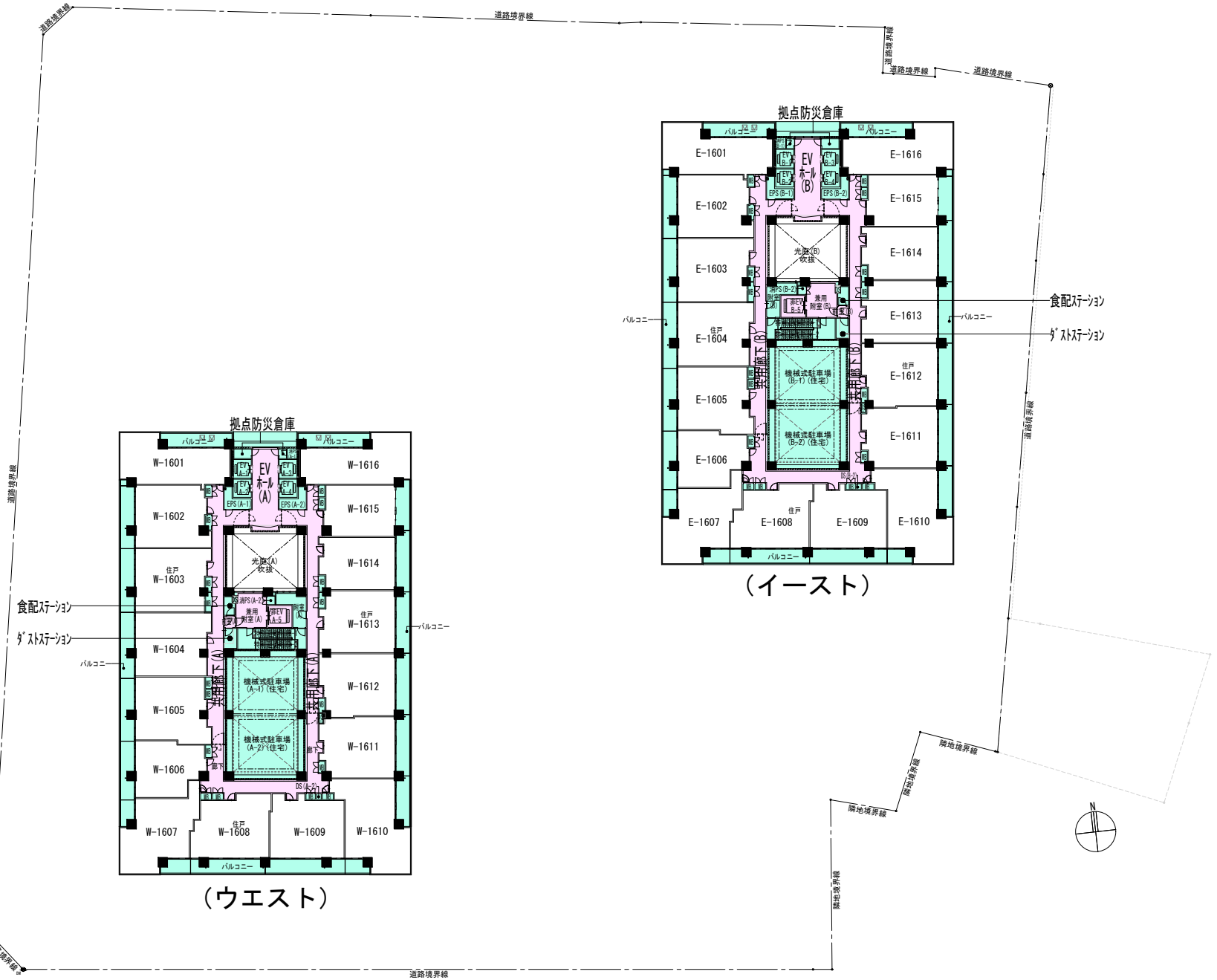
11～15階平面図

別図第3　ペット同伴区分エリア図

ペットをキャリーバック（カート）に入れての同伴が認められているエリア

ペットを着地させる事が認められているエリア

ペット同伴不可のエリア



※緊急避難時には当図によらずペットを同伴させることができるものとする。

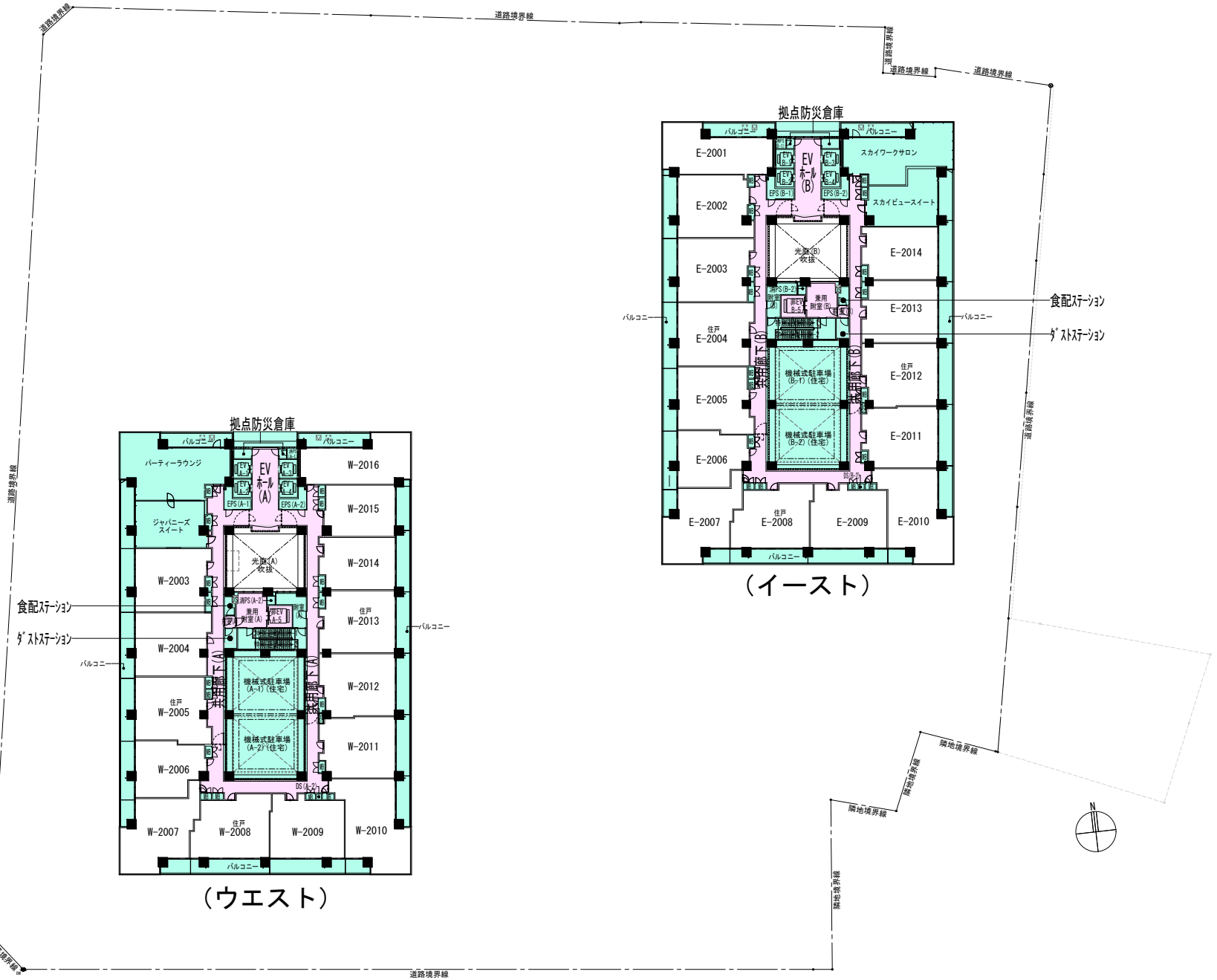
16～19，21階平面図

別図第3　ペット同伴区分エリア図

ペットをキャリーバック（カート）に
入れての同伴が認められているエリア

ペットを着地させる事が
認められているエリア

ペット同伴不可のエリア



（ウエスト）

（イースト）

※緊急避難時には当図によらずペットを同伴させることができるものとする。

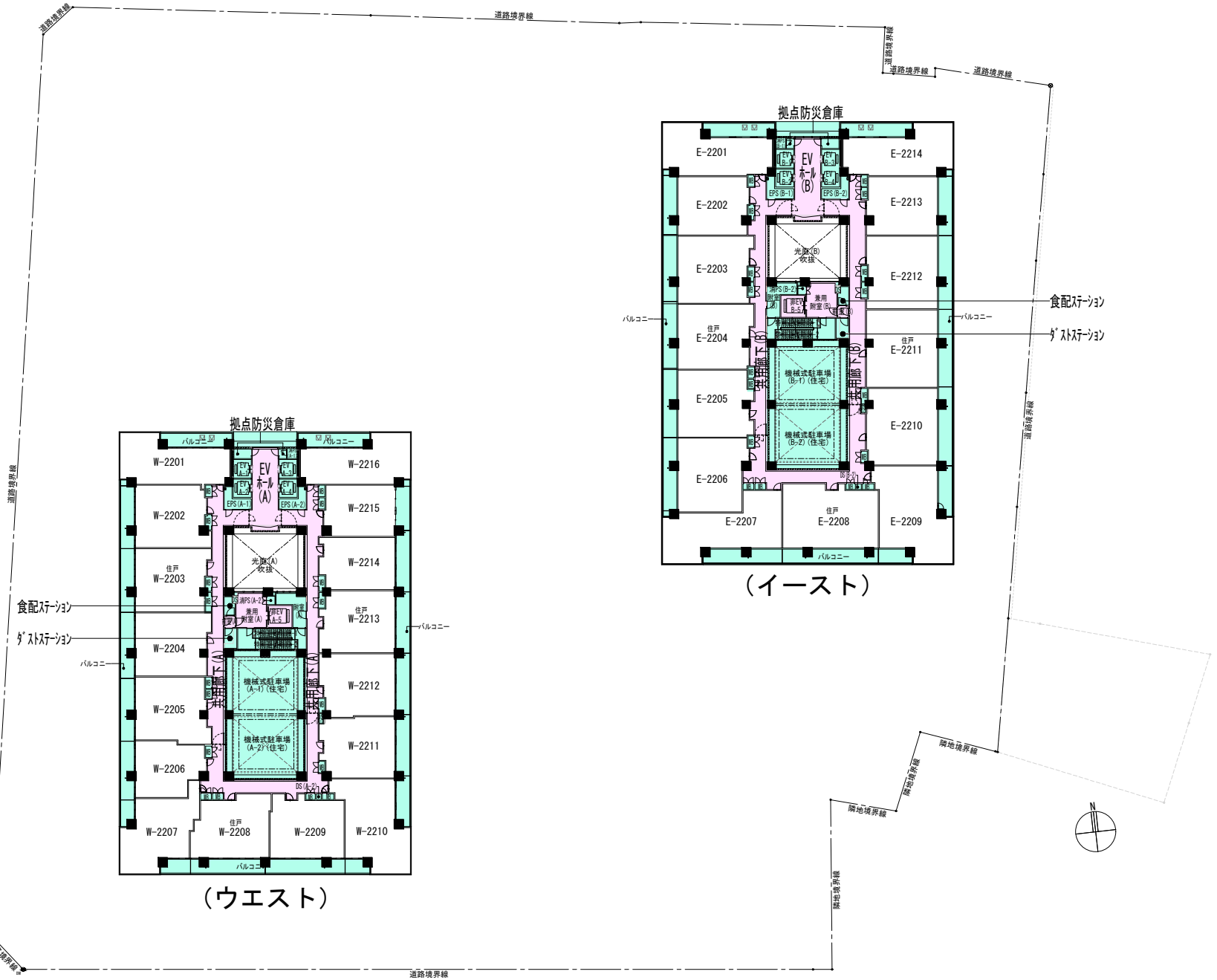
20階平面図

別図第3　ペット同伴区分エリア図

ペットをキャリーバック（カート）に入れての同伴が認められているエリア

ペットを着地させる事が認められているエリア

ペット同伴不可のエリア



（イースト）

（ウエスト）

※緊急避難時には当図によらずペットを同伴させることができるものとする。

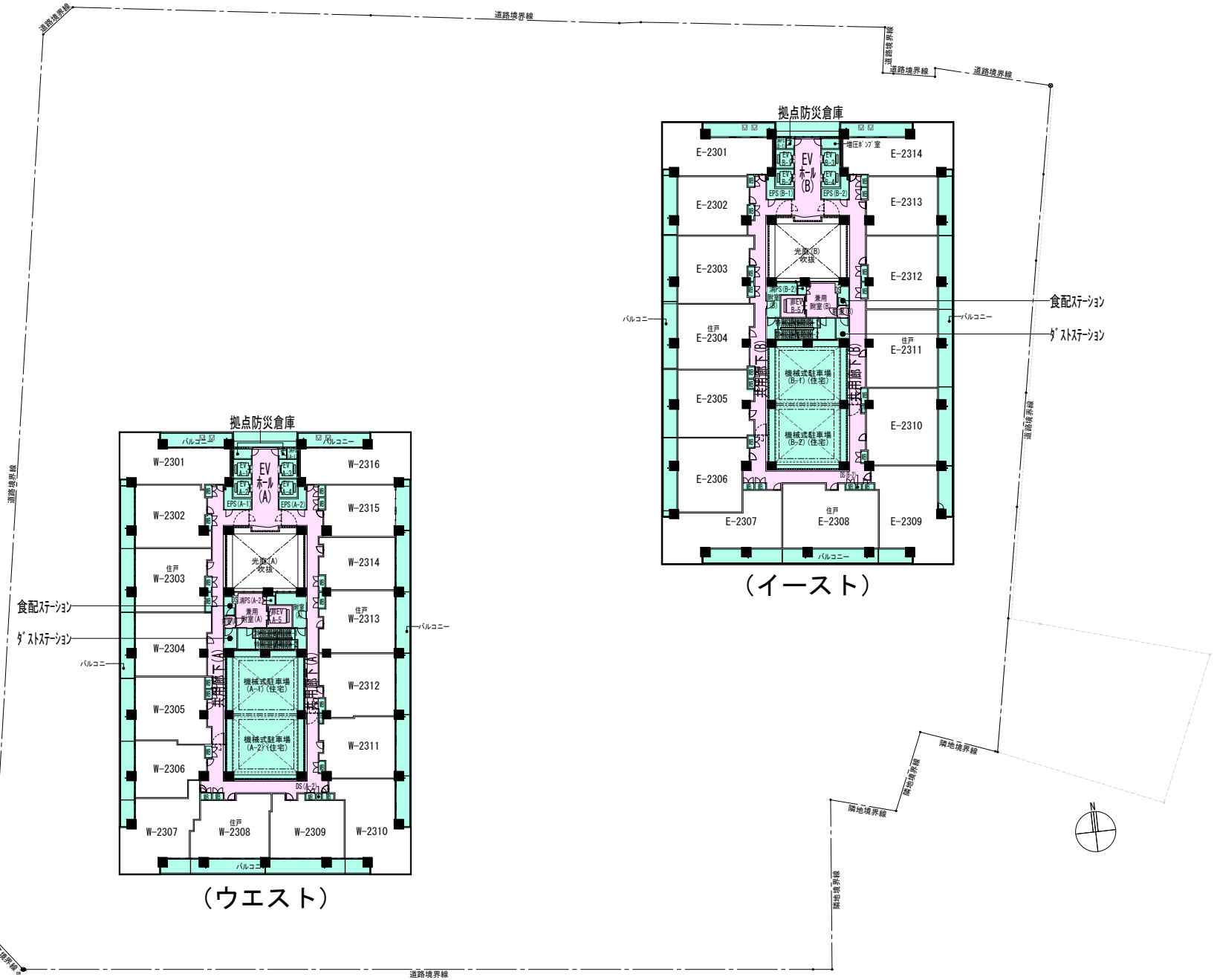
22階平面図

別図第3　ペット同伴区分エリア図

ペットをキャリーバック（カート）に入れての同伴が認められているエリア

ペットを着地させる事が認められているエリア

ペット同伴不可のエリア



※緊急避難時には当図によらずペットを同伴させることができるものとする。

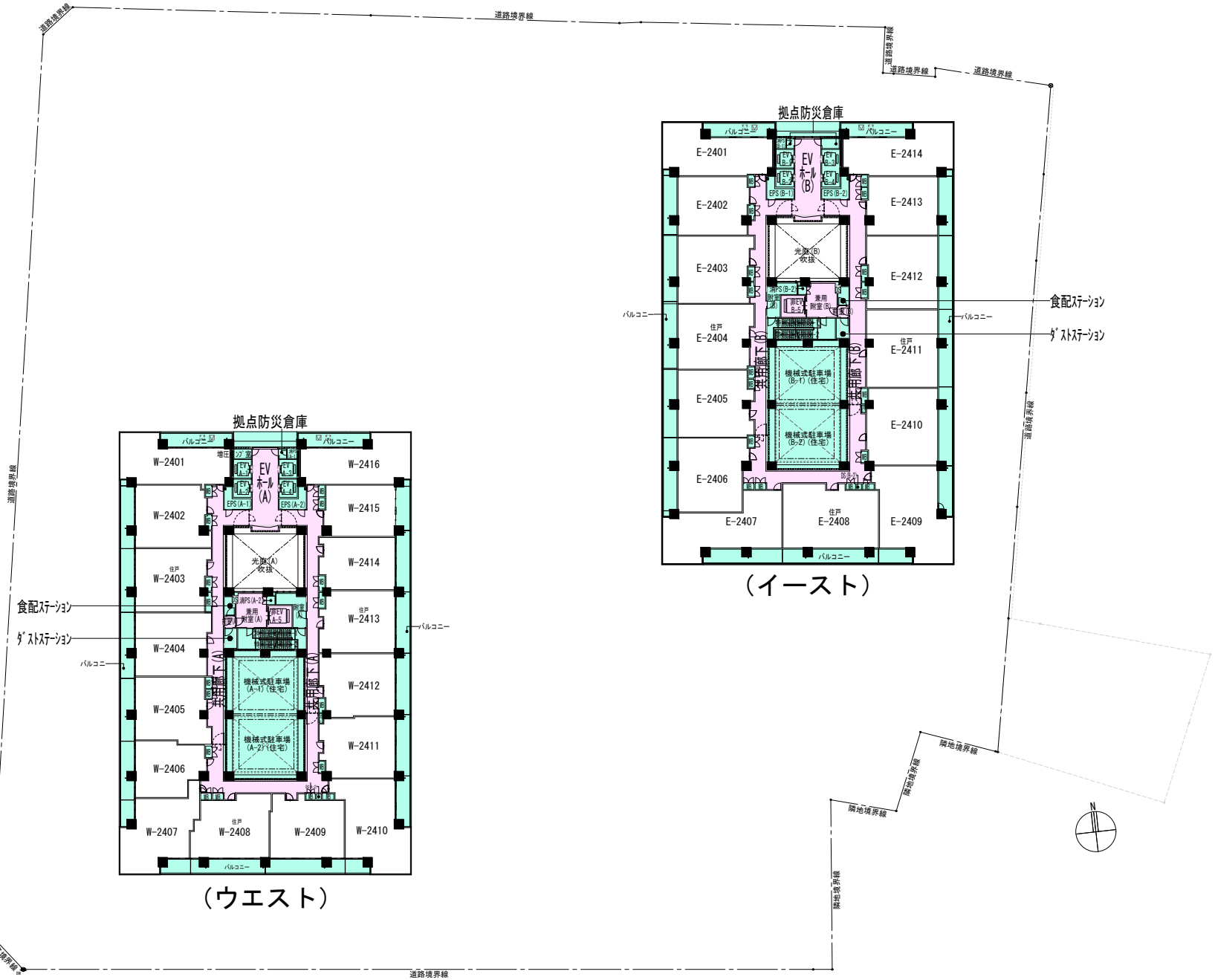
23階平面図

別図第3　ペット同伴区分エリア図

ペットをキャリーバック（カート）に入れての同伴が認められているエリア

ペットを着地させる事が認められているエリア

ペット同伴不可のエリア



※緊急避難時には当図によらずペットを同伴させることができるものとする。

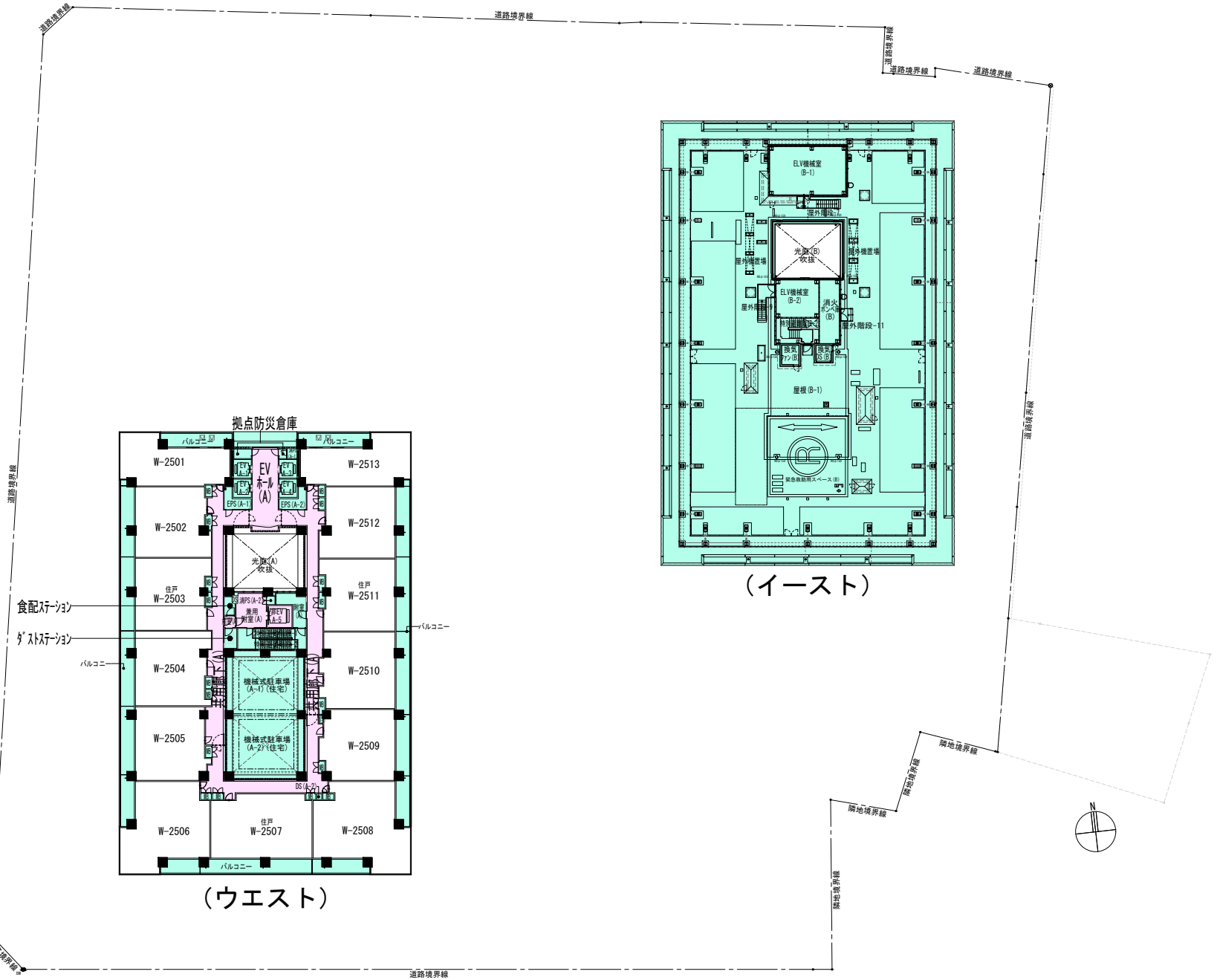
24階平面図

別図第3　ペット同伴区分エリア図

ペットをキャリーバック（カート）に入れての同伴が認められているエリア

ペットを着地させる事が認められているエリア

ペット同伴不可のエリア



※緊急避難時には当図によらずペットを同伴させることができるものとする。

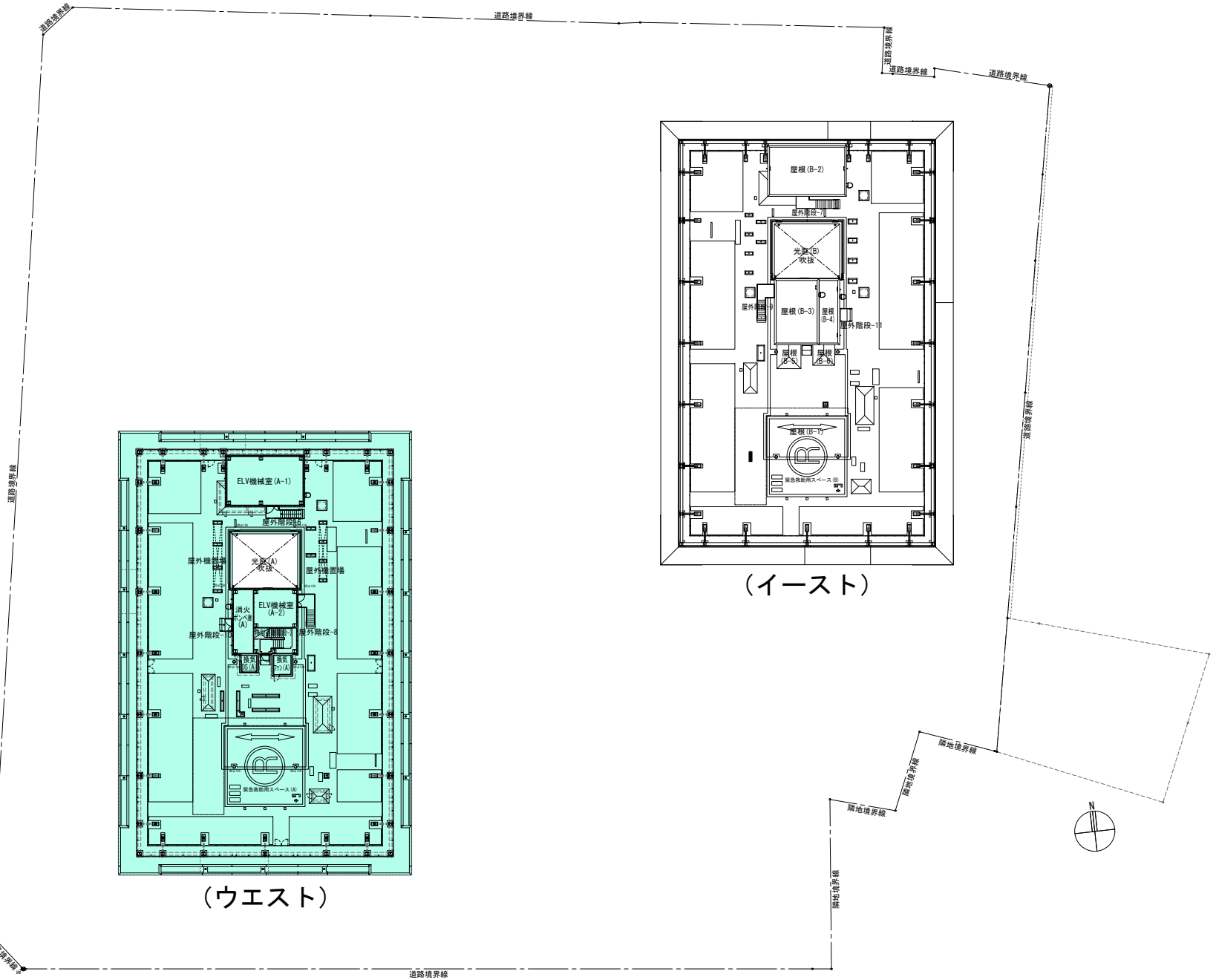
ウエスト25・26階/イーストPH階平面図

別図第3　ペット同伴区分エリア図

ペットをキャリーバック（カート）に
入れての同伴が認められているエリア

ペットを着地させる事が
認められているエリア

ペット同伴不可のエリア



（イースト）

（ウエスト）

※緊急避難時には当図によらずペットを同伴させることができるものとする。

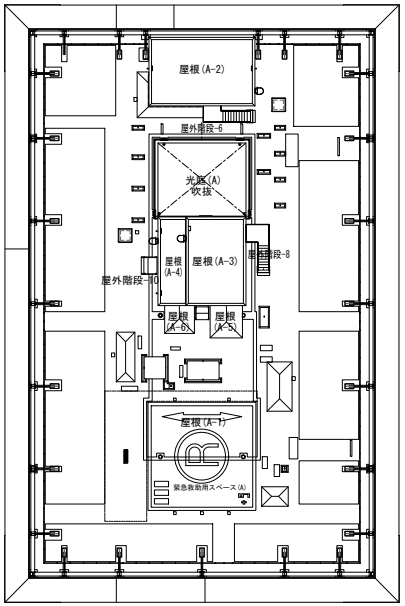
ウエストPH階/イーストR階平面図

別図第3　ペット同伴区分エリア図

ペットをキャリーバック（カート）に
入れての同伴が認められているエリア

ペットを着地させる事が
認められているエリア

ペット同伴不可のエリア



（ウエスト）

※緊急避難時には当図によらずペットを同伴させることができるものとする。

ウエストR階平面図

別図第3　ペット同伴区分エリア図